

野火止用水・平林寺の 文化的景観保存計画



平成24年3月

埼玉県新座市

はじめに

本市は、首都近郊に位置しますが武蔵野の面影を残す雑木林などの緑が多く残されています。また、関東の名刹^{きつ}平林寺とその境内林、そして住民の生活用水として利用された野火止用水などの歴史的文化的資産もあり、農地、屋敷林などと合わせて、特徴ある景観が形成されています。

野火止用水は、川越藩主・松平伊豆守信綱が、武蔵野台地の開発に当たり、入植した人々の生活水を確保するために開削した用水であり、この用水によって平林寺が新座の地に移転してきたものと考えられます。野火止用水は 350 年以上もの長きに渡り、私達の生活を潤してきました。先人達が残してくれたこの貴重な歴史的文化的資産を、今後も大切に守り育てなくてはなりません。

第4次新座市基本構想総合振興計画に掲げる将来都市像「連帯と協働で築く 雑木林とせせらぎのある 快適創造都市にいざ」の「雑木林とせせらぎ」は、まさに野火止用水と平林寺を始めとする周辺の景観が、長い歴史をかけて育んできたものと言えます。住む者に潤いと安らぎを与えるとともに、訪れる者には四季折々に様々に変化し、楽しませてくれるものです。

平成 16 年の文化財保護法の一部改正により、文化財の新たな定義として生まれた「文化的景観」として、この野火止用水と平林寺を始めとする周辺の景観が重要な地域として選択されました。それを受け、これらの景観を次世代に継承していくことを目的とし、国庫補助事業による調査などを経て、この度、「野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画」を策定いたしました。

本保存計画では、野火止用水・平林寺の文化的景観の保存管理、整備活用、推進体制について定めております。

今後、本保存計画に基づき事業を推進するとともに、国の重要文化的景観に選定されるための取組を進めてまいります。

そして、本保存計画の策定により、野火止用水や平林寺が育んできた文化的景観が、市民の皆様にとって心のよりどころとなり、永く続いていくことを願って止みません。

今後も、連帯と協働によるまちづくりを進め、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思っただけのふるさと新座の実現に向け努力してまいりますので、市民の皆様の一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

最後になりましたが、本保存計画の策定に当たり、貴重な御意見・御提言を頂きました野火止用水文化的景観保存計画策定委員会の皆様を始め、多くの市民の皆様にご心から感謝申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

平成 24 年 3 月

新座市長 須田 健治

目 次

第 1 章	野火止用水・平林寺の文化的景観の保存に向けて……………	1
1	野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画の目的 ●1	
2	文化的景観重要地域に選択された経緯 ●2	
3	計画策定の経過 ●3	
4	新座市の概要 ●4	
第 2 章	野火止用水・平林寺の文化的景観の捉え方……………	7
1	歴史の視点 ●7	
2	自然の視点 ●32	
3	かつての暮らしと野火止用水 ●46	
4	現在の野火止用水・平林寺 ●62	
5	野火止用水・平林寺の文化的景観の捉え方 ●92	
第 3 章	野火止用水・平林寺の文化的景観の範囲……………	93
1	地域ごとの景観特性 ●93	
2	文化的景観を構成する主要な構成要素 ●96	
3	野火止用水・平林寺の文化的景観の範囲 ●98	
第 4 章	文化的景観の保存に関する基本方針……………	108
第 5 章	文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項……………	110
1	文化的景観の保存に配慮した土地利用の考え方 ●110	
2	行為規制の方針 ●113	
3	重要文化的景観の重要な構成要素と取扱基準 ●120	
第 6 章	文化的景観の整備活用に関する事項……………	136
1	文化的景観の普及啓発 ●136	
2	野火止用水・平林寺周辺の整備活用 ●138	
第 7 章	文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項……………	140
1	文化的景観の保存を担う各主体の役割と体制 ●140	
2	新たな管理運営の体制づくり ●141	
資料編	……………	143
1	野火止用水の植物相と水生生物 ●143	
2	策定体制及び策定経過 ●152	
3	用語解説（50音順） ●158	
4	参考文献 ●160	

第1章 野火止用水・平林寺の文化的景観の保存に向けて

1 野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画の目的

(1) 計画の目的

ア 文化的景観とは

文化的景観は、日々の生活に根ざした身近な景観の文化的な価値を正しく評価し、地域で護り、次世代へと継承していくために、文化財保護法で新たに設けられた文化財です。文化財保護法第2条第1項第5号では、「文化財」の新たな定義として、「文化的景観」を

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものと規定しています。

国は、都道府県又は市町村の申出に基づき、景観法に定める景観計画区域又は景観地区にある文化的景観であって、保存のために必要な措置が講じられているもののうち、文化財としての価値が特に重要なものを「重要文化的景観」として選定します。

イ 計画の目的

野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画(以下「本保存計画」といいます。)は、文化財保護法に基づく重要文化的景観を選定するために定められる文化的景観の保存に関する計画です。

本保存計画は、野火止用水と平林寺を始めとする文化的景観を保存・活用し、後世に継承していくことを目的として策定するものです。

(2) 計画の位置付け

本保存計画は第4次新座市基本構想総合振興計画の下に位置付けられますが、新座市都市計画マスタープラン等の関連計画との整合を図るとともに、特に新座市景観計画とは連携しながら文化的景観の保存を図るものとします。

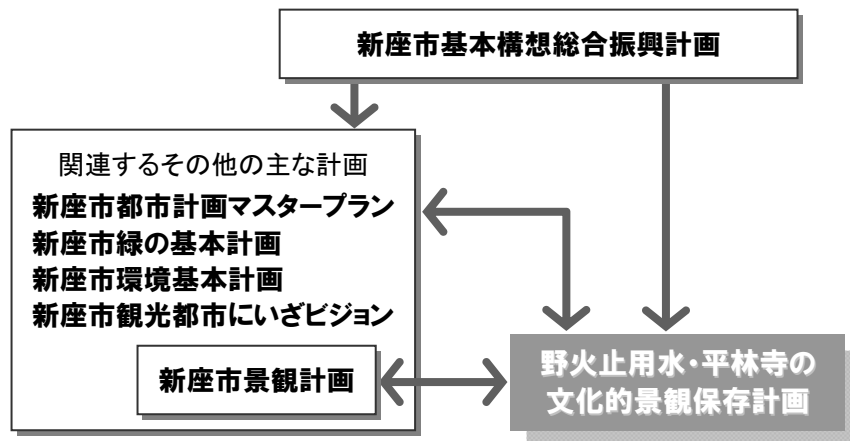


図 1-1 保存計画の位置付け

2 文化的景観重要地域に選択された経緯

(1) 文化的景観重要地域の選択

文化庁において、平成12年度から平成15年度に実施された「農林水産業に関連する文化的景観の保存・整備・活用に関する調査研究」によって、全国の農林水産業に関連する多種多様な文化的景観について、その所在及び保護の取組等の調査を行うとともに、専門家等からなる検討委員会を設置して、それらの保存・活用の方策について検討が行われました。この調査で対象とした2,311の文化的景観地域の中から、独特の性質、構成要素が認められ価値が高いもの、近年の改変による大規模な影響を受けず本質的な価値を伝えているもの等、502の地域を対象として二次調査が行われ、その中から180の地域が保護の措置を講ずべき重要地域として選択されました。

なお、重要地域の選択基準は以下のとおりです。

- ア 農山漁村地域に固有の伝統的産業及び生活と密接に関わり、独特の土地利用の典型的な形態を顕著に示すもの
- イ 農山漁村地域の歴史及び文化と密接に関わり、固有の風土的特色を顕著に示すもの
- ウ 農林水産業の伝統的産業及び生活を示す単独又は一群の文化財の周辺に展開し、それらと不可分の一体的価値を構成するもの
- エ ア～ウが複合することにより、地域的特色を顕著に示すもの

(2) 野火止用水の選択

文化庁文化財部記念物課による「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)」(平成15年6月12日)において、野火止用水は、「江戸時代に築かれた農業用水の景観が長大な範囲で遺存し、一連の景観を形成している」として、埼玉県新座市と小平市・立川市・東大和市・東村山市・東久留米市・清瀬市を流れる用水も含めた形で重要地域(エ 複合景観)に選択されました。

(3) 文化的景観保存計画の策定

野火止用水は現在、東京都内6市と新座市内の約18.6kmに流れが残され、周辺地域に武蔵野の農業景観が残存していることから重要地域に選択されたものと考えられます。上記の報告では「農業用水」とされていますが、野火止用水は野火止台地における畑作新田開発に携わった人々の生活を確保するために、川越藩主の松平伊豆守信綱が徳川幕府から分水の許可を得て、承応4年(1655)に開削しました。玉川上水にあった分水のうち、最古最大の分水であり、川越藩領という私領に分水された唯一の生活用水路です。また、信綱の遺志によって岩槻から野火止に移転した平林寺にも、野火止用水の分水が流されています。開削以来、約300年の長きにわたり、野火止用水は「命の水」として大切にされ、新田開発により形成された短冊形地割が維持されてきました。本保存計画策定に当たっては、野火止用水が野火止台地開発と平林寺移転のために開削された生活用水であることを考慮する必要があります。

新座市には、野火止用水の名称にもなった「野火止」という地名があり、信綱による新田開発の農村景観が残り、信綱の眠る平林寺には広大な境内林が広がっています。このように、野火止用水と一体となった土地利用の形態や文化財等を顕著に有する地域として、新座市が本保存計画を策定するものです。

3 計画策定の経過

新座市では、ふるさと新座のよりどころである埼玉県指定史跡野火止用水を文化的資産として、よりよい形で後世に残し有効に活用するため、平成 7 年 3 月に「野火止用水管理・活用計画」を策定し、野火止用水の管理・活用の方向を示しました。

また、文化的景観の重要地域に選択されたことを受けて、平成 17・18 年度に文化的景観保存活用調査を実施しました。同時に、新座市は景観法に基づく景観行政団体に移行し、平成 22 年に景観計画を策定し、景観条例を制定し、新たな景観施策の推進を図っています。

本保存計画の策定に当たっては、庁内の検討委員会と、専門家や地元住民等による策定委員会を組織し、検討を行ってきました。併せて、ワークショップ等の市民参加事業も継続的に実施し、文化的景観の普及啓発に努めてきました。

表 1-1 計画策定の経過

(資料編参照)

年度	事 項	
平成 6 年度	野火止用水管理・活用計画策定(平成 7 年 3 月)	
平成 12～15 年度	文化庁による「農林水産業に関連する文化的景観の保存・整備・活用に関する調査研究」において、野火止用水が重要地域に選択	
平成 16 年度	文化財保護法の一部改正 文化的景観保護制度開始 景観法制定	
平成 17 年度	文化的景観保存活用調査(その 1)	《市民参加事業等》
平成 18 年度	文化的景観保存活用調査(その 2) 野火止用水文化的景観保存計画策定委員会 (4 回開催) 景観法に基づく景観行政団体に移行	ワークショップ(3 回開催)
平成 19 年度	野火止用水文化的景観保存計画策定委員会 (3 回開催)	文化的景観普及啓発イベント 「ウォーキングナイト@野火止用水 ～光と音の小径～」開催
平成 20 年度		ワークショップ「野火止用水の源流めぐり」開催
平成 21 年度		ワークショップ「野火止用水をあるく」開催
平成 22 年度	野火止用水自然環境調査及び平林寺林泉境内調査 新座市景観計画策定・新座市景観条例制定	ワークショップ「野火止用水をあるく」開催(2 回開催)
平成 23 年度	野火止用水文化的景観保存計画庁内検討委員会 (3 回開催) 野火止用水文化的景観保存計画策定委員会 (4 回開催)	計画(素案)に対する市民意見募集 講演会「風景が語る歴史 ～野火止用水が育んだ文化的景観～」開催

4 新座市の概要

(1) 位置・地勢

新座市は、埼玉県の最南端にあり、東京都心から約25km圏に位置し、東西約7km、南北約8km、総面積22.80km²を有しています。

市の東北部は、埼玉県朝霞市、志木市、入間郡三芳町に、南西部は、所沢市、東京都清瀬市、東久留米市、西東京市、練馬区と多くの市区町と接しており、北に東武東上線、南に西武池袋線、東西にJR武蔵野線が走っています。西武池袋線各駅、東武東上線志木駅を中心に市街地が形成され、JR武蔵野線新座駅周辺でも土地区画整理事業に伴い市街地が形成され始めています。

地形的には、北の柳瀬川と南の黒目川による低地と、両河川に挟まれた野火止台地といわれる台地からなり、野火止用水は、台地の中央を南西から北東に向かって流れています。



図 1-2 新座市の位置と野火止用水全域

(2) 社会的概況

「新座(にいざ)」という名称は、天平宝字2年(758)、武蔵国に新羅郡(しらぎぐん)が設置されたことに由来します。その頃の新座の周辺は、律令政治により、先進文化をもつ新羅国(朝鮮半島)の人々の政治的移動が行われていました。その後「新羅郡」は「新座郡(にいくらぐん)」に改称されました。中世には鎌倉幕府の直轄領として発展し、江戸幕府が開かれると、藩領、旗本領、平林寺領、幕府直轄領の入り混じる支配地となりました。

明治時代の廃藩置県及び市町村制により、野寺村、中沢村、十二天村、下中沢村、下片山村、石神村、原ヶ谷戸村、辻村、堀ノ内村、栗原村の10か村が合併して片山村となり、また野火止村、北野村、菅沢村、西堀村の4か村と大和田町が合併して大和田町となりました。町村合併促進法により昭和30年(1955)3月、大和田町と片山村は合併し、古い地名の新座郡から名をとり、新座町(にいざまち)となりました。

その後、都市化とともに人口の急増が始まり、国勢調査人口では昭和 30 年(1955)の 11,700 人が、昭和 45 年(1970)には 77,704 人となりました。そして同年 11 月 1 日に市制が施行され、平成 23 年 4 月 1 日現在 160,623 人の人口を擁する首都圏の中堅都市となっています。

市制が施行された昭和 45 年(1970)当時は、国内経済は高度成長期にあり、東京のベッドタウンとして新座市に急速に人口が流入しました。また、第二次ベビーブームの影響で大幅な自然増が発生し、昭和 40 年(1965)の 36,881 人から、昭和 50 年(1975)の 108,990 人へとかつてない人口の増加を経験しました。

これらの人口増加に伴う急速な宅地開発は、北の東武東上線や南の西武池袋線の各駅を中心に進んだため、市街地が南北から形成されることとなり、市中央部等に農地や自然が多く残るといった特徴的な都市構造を持つに至りました。近年では、この残された自然環境が新座市の最大の魅力であると市民に認識されています。

この人口急増時においては、民間による単発型の住宅開発等が先行したため、幹線道路や生活道路、公園等の都市基盤整備が行われないまま宅地化が進み、結果として住環境や防災面に影響を及ぼすこととなりました。また、本来宅地化をすべき市街地に低未利用地が残る一方で、市街化を抑制すべき区域に無秩序な開発行為が行われる等、市街地のスプロール化が散見され、効率的な都市基盤整備を困難にしています。

新座市の産業の中心である工業は、高度成長期に入った頃から、出版・印刷、非鉄金属、電気機器が主流を占めるようになり、これらは主に国道 254 号、主要地方道さいたま東村山線に沿った野火止地域に立地しています。



図 1-3 新座駅周辺に新しく形成されつつある市街地(平成 15 年(2005)撮影)

(3) 調査の範囲

本保存計画の策定に当たって調査した範囲は、新座市内に入り幾流かに分水された野火止用水及び開発されたかつての新田一带を含む野火止、菅沢、あたご、新堀、西堀、本多、北野、東及び東北の地域としました。

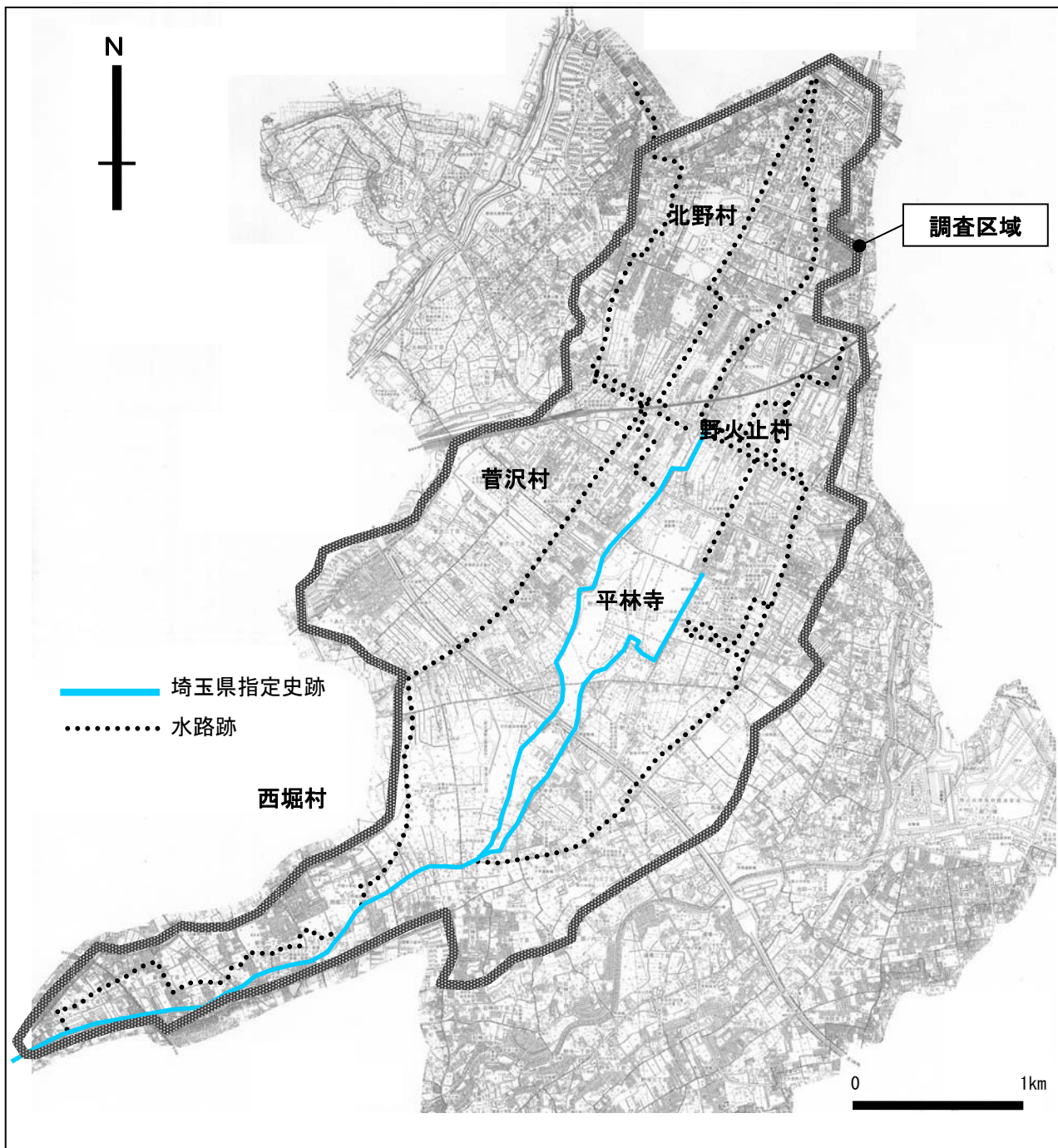


図 1-4 調査対象範囲

第2章 野火止用水・平林寺の文化的景観の捉え方

1 歴史の視点

(1) 野火止用水の概要

野火止用水は、承応4年(1655)、川越藩主松平伊豆守信綱により、武蔵野開発の一環として、野火止台地開発のために入植した人々の飲料水・生活水確保を目的に開削された用水路です。現在の小平市中島町を流れる玉川上水から掘り起こされ、野火止台地を経て、新河岸川に至るまで、全長24kmに及びます。玉川上水と野火止用水の分水割合は「七分は江戸へ通じ、三分は信綱へ賜はり、領内へそゞり」(『新編武蔵風土記』)とされ、開拓民や移転してきた平林寺、陣屋等の貴重な飲料水・生活水として使われていました。



図 2-1 野火止緑道沿いの野火止用水本流

下流域では、新河岸川を越え宗岡新田や宮戸新田等の水田を潤す等、灌漑用水としての役割も果たしていました。昭和19年(1944)には、「史蹟名勝天然記念物法」に基づき埼玉県指定史跡となり、昭和49年(1974)には、都内の野火止用水とその周辺の緑地が「東京都における自然の保護と回復に関する条例」に基づき野火止用水歴史環境保全地域に指定され、保護されることとなりました。

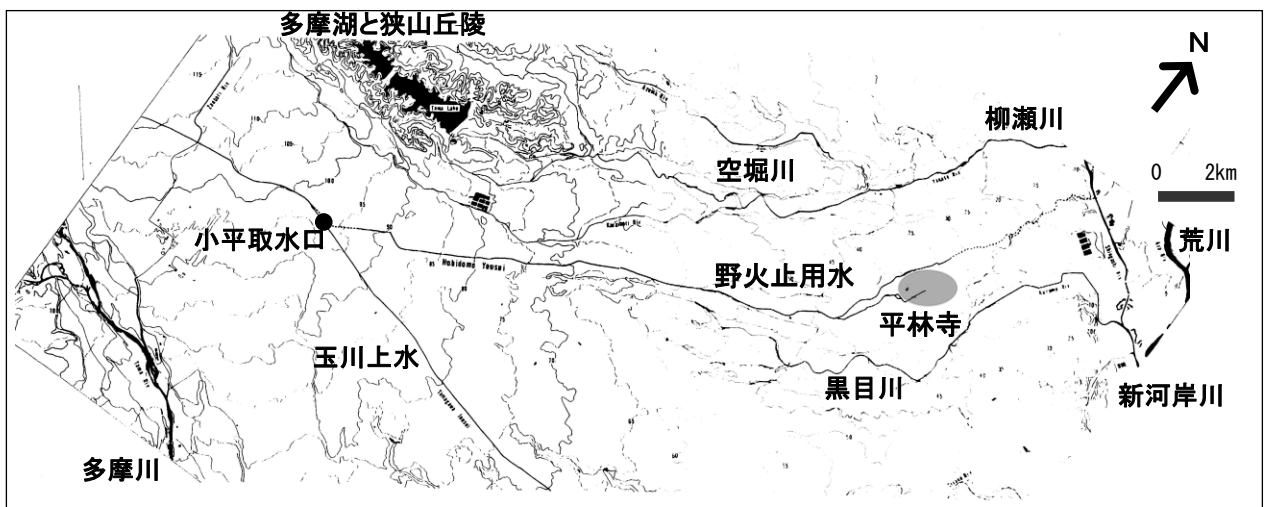


図 2-2 野火止用水全域図 出典:『埼玉県指定史跡「野火止用水」本流発掘調査報告書』(平成元年3月)



図 2-3 「野火止用水古絵図」の一部(明治4年(1871))

(2) 野火止用水の変遷

ア 中世までの概要

新座市における埋蔵文化財包蔵地の分布を見てみると、柳瀬川と黒目川沿いに旧石器時代の市場坂遺跡、縄文時代の嵯峨山遺跡、弥生・古墳時代の新開遺跡等の集落が営まれていましたが、野火止台地上には遺跡がほとんど見られません。飲料水や生活水、農業用水等を確保するために、川の近くに居住するのは当然の選択だと思われそうですが、野火止台地上ではその条件を満たすことできなかったようです。

「のびとめ(野火止・野火留)」という地名の由来は、中世まで遡ります。文明 18 年(1486)、関東へ下向した聖護院門跡道興准后が武蔵国において十玉坊に逗留し、新座の近辺を遊覧した際に記録した紀行文『廻国雑記』の中に、以下の一節があります。

「此のあたりな野火とめつかといふ塚あり。けふはなやきそと詠ぜしによりて、烽火たちまちにやけとまりけるとなむ。それより此塚をのびとめと名づけ侍るよし、国の人申侍ければ、わか草の 妻もこもらぬ 冬されに 聴てもかかるゝ のびとめの塚」

この文中にある「けふはなやきそ」は、『伊勢物語』(平安時代初期に成立した在原業平と思われる人物を主人公にした 125 篇の歌物語)第 12 段の

「昔、男ありけり。人のむすめを盗みて、武蔵野へ率てゆく程に、盗人なりければ、国の守にからめられにけり。女をば草むらのなかにおきて逃げにけり。道くる人、この野は盗人あなりとて火つけむとす。女わびて、

武蔵野は 今日ばな焼きそ 若草の つまもこもれり われもこもれり
とよみけるを聞きて、女をばとりて、ともに率てけり。」

から引用したものと考えられます。

『廻国雑記』には「国の人申侍ければ」とあり、道興准后が「此のあたり」を訪れた時は、当時存在した塚を「のびとめ塚」と呼んでおり、『伊勢物語』第 12 段が要因となって発生した地名であると想像できます。「のびとめ塚」は、野火止の平林寺裏山にある「野火止塚」であるとされ、奥には「業平塚」と呼ばれる小型の塚もあります。野火止台地に新田が開発され、村が成立する以前から『伊勢物語』に由来する伝説があり、この付近が「のびとめ」と呼ばれていました。野火止の地名の由来はここにありますが、中世の頃に盛んに行われていた焼畑農法に由来するものとの考え方も有力であり、詳しい部分については解明されていません。その後、徳川幕府が文化 7 年(1810)に着手し、天保元年(1830)に完成した『新編武蔵風土記』の平林寺の野火止塚の項にも、『伊勢物語』と『廻国雑記』の文が引用されています。

川越藩による新田開発が着手される前の台地上の景観については、一面茅の原であったと考えられています。しかし、焼畑により耕作された後に放棄された土地は、まず、草本類のうちイネ科植物が繁茂し、その後ススキが大勢を占め、ススキは株が肥大化すると消滅し、鳥や獣によって運ばれた樹木類の種子が発芽し繁茂するようになると言われていました。その考え方によると、一面茅の原というのではなく、茅の原の中に樹林地が所在するといった光景を想像することもできます。

また、台地上で全く水を得ることができなかったわけではありません。平林寺山と呼ばれる下末吉残丘の直下には、平林寺移転後に「弁天池」と呼ばれた池があります。この池は宙水より湧出し形成された池と考えられており、野火止新田の開発に際して利用されなかったと言い切ることはできません。黒目川流域や柳瀬川流域に生活する人々による焼畑農法が行われていたとすれば、未開の台地の開発ではなく、すでに一部が耕作された土地に川越藩が新田開発を試みたと思像することもできます。

また、草や燃料を確保するための入会地であった可能性も考えられます。このような状況に配慮しつつ、松平信綱は自給自足の形態、短冊形地割による新田開発を実践したのではないかと考えられます。

イ 玉川上水

徳川家康が江戸に幕府を開いた当初、江戸城下はもちろんのこと、江戸近郊においても政治面・軍事面・流通面・生業面等の整備は万全ではありませんでした。町並みが整備されつつある慶長 14 年(1609)頃、江戸の人口は約 15 万人(前ルソン総督ドン・ロドリゴ・ビベローの見聞録)であったと言われています。3代将軍家光の時代(1623～1651年)には参勤交代の制度が確立し、大名やその家族、家臣が江戸に住むようになり、商工業に従事する人口も増加の一途をたどり、江戸は著しく発展します。

江戸の町は海岸に近い湿地を埋め立てた造成地が多かったため、井戸を掘っても塩分の強い水が出てきて、飲料水には適していませんでした。また、溜池上水と神田上水だけでは生活水が不足するようになりました。

4代将軍家綱の時代(1651～1680年)には、増大する水需要に応じるための新しい上水の開発が必要になり、承応元年(1652)に、多摩川の水を江戸に引き入れる計画が立案されます。その工事の総奉行に老中で川越藩主の松平伊豆守信綱、奉行に神尾備前守元勝、水道奉行に伊奈半十郎忠治(没後は半左衛門忠克)、工事請負人に庄右衛門と清右衛門の兄弟が選ばれました。天明 8 年(1788)に稿を起し、寛政 2 年(1791)に完成した『上水記』によれば、承応 2 年(1653)4 月 4 日に着工、11 月 15 日完成したとあります。羽村取水口から四谷大木戸までをわずか 8 か月(この年は閏年で 6 月が 2 度あるため 8 か月)の工事で水路を掘り上げたこととなります。

しかし、『玉川上水起元並野火留分水口之訳書』によれば、工事には 2 度の失敗があったと言います。1 度目は、現在の国立市青柳から水を引いたものの、府中八幡宮下あたりで流れなくなってしまい、旧甲州街道南段丘下にある古堀がその跡と言われています。2 度目は、福生から掘り始めたのですが、現在の福生市熊川付近で、浸透性の高い土に水が残らず吸い込まれてしまう水喰土に当たってしまいました。この開削工事の跡が「みずくらいど公園」に残っています。3 度目に、松平信綱の家臣で土木技術に精通していた安松金右衛門の、羽村から取水し四谷大木戸まで引くという提案によって、高



左・野火止用水 中央・小川用水 右・玉川上水本流

図 2-4 野火止口樋管改修記念

低差約92m・延長約43kmの玉川上水が完成したとされています。『玉川上水起元並野火留分水口之訳書』は『上水記』が完成した12年後の享保3年(1803)に、普請奉行佐橋長門守佳如が老中松平伊豆守信明に提出した報告書で、当時八王子千人同心であった小島文平の書上に基づいています。この文書の発見者で、在野の歴史家であった三田村鳶魚(1870～1952)は、『玉川上水の建設者 安松金右衛門』の中で安松金右衛門こそ玉川上水の開設者であるとしています。

ウ 松平信綱による藩政

4 代将軍家綱の時代には、社会も安定し始め、技術の発展や小農の自立、領主による大規模な土木工事が行われていきました。この時期、幕府や各藩の奨励のもと、湖や潟・浅瀬等で埋め立てや干拓が行われ、丘陵地帯や台地、谷地等の内陸部でも新田の開拓が行われるようになり、耕地が飛躍的に拡大しました。

17 世紀において、江戸を囲む城(小田原・川越・忍・岩槻・佐倉)は、江戸を守る軍事的拠点として老中が城主となりました。その一つである川越城の城主となった老中松平信綱は、領内において積極的に新田開発を推進し、農業技術の普及に努めました。寛永16年(1639)、信綱は6万石で忍城から川越城へ入封すると、荒川の流路を入間川に合流させたほか、川島領大囲堤の築造や、領内のきめ細かな農業技術の指導や農産物の改良等を進め、生産を飛躍的に発展させています。慶安元年(1649)、信綱は領内の総検地を実施し、租税の法を決めました。さらに、商品や生産物の運送のため新河岸川の水運を整備し、河岸場を設け流通の拠点を整備しました。川越城の修築も信綱によってなされたものが多く、城下町もこの頃に整えられています。信綱にとって、国土の開発と社会の安定を図ることこそ老中として幕府に奉公を尽くすことであり、川越領を幕府の農事試験場的な役割と考えていたと言えます。そして最も計画的な新田開発に取り組もうとしていました。

川越藩による武蔵野開発には、2つの方針がありました。第一は、小農民の経営を安定させて、本百姓としての自立と農業生産の向上を図り、本田畑からの年貢収取を増加させること、第二は、年貢対象地たる耕地を増加させる新田開発の推進です。野火止台地開発の拠点となったのは、川越藩の陣屋でした。

江戸前期の新田開発は、低地を田に変えることが中心でした。信綱も当初は、旧来の村周辺の開発を始めます。しかし、この土地は秣場(まぐさば)として利用されており、野銭を上納していた近隣の村々からは、新田開発に伴って秣場が利用できなくなることへの反発が起きました。そこで、紛争を避けるために旧来の村や秣場から離れ、未開の台地上の開発を行ったものと思われます。水の乏しい土地での「新畑開発」は当時でも類を見ない事例でした。

榎本弥左衛門『萬之覚』によると、「武蔵野火留新田、同巳(承応2年)之春中ヨリ同八月中迄五十四五間家出来申候」とあります。幕閣として玉川上水の工事が命じられた承応2年(1653)の春、信綱は野火止に新田(実際は畑のみ)を取立て、8月までに54、55軒の農家をここに移住させ、1軒につき金2両・米1俵ずつを貸付けて開発させました。信綱は野火止に広大な陣屋を設置し、家臣を常駐させて開発の指導に当たらせ、耕地を計画的な短冊形に区画し、新しい村(野火止村、西堀村、菅沢村、北野村)をつくり、さらに周辺の他領16か村をはじめ、松平家の一門や家臣までも参加させました。この開発は、川越藩の実施した畑作新田開発のうち、最も計画的かつ精力的なものであり、領主や一門・家臣と農民が一体となって江戸近郊の武蔵野台地における耕地拡大策を図る幕府農政に先行した先駆的な事例と言えます。

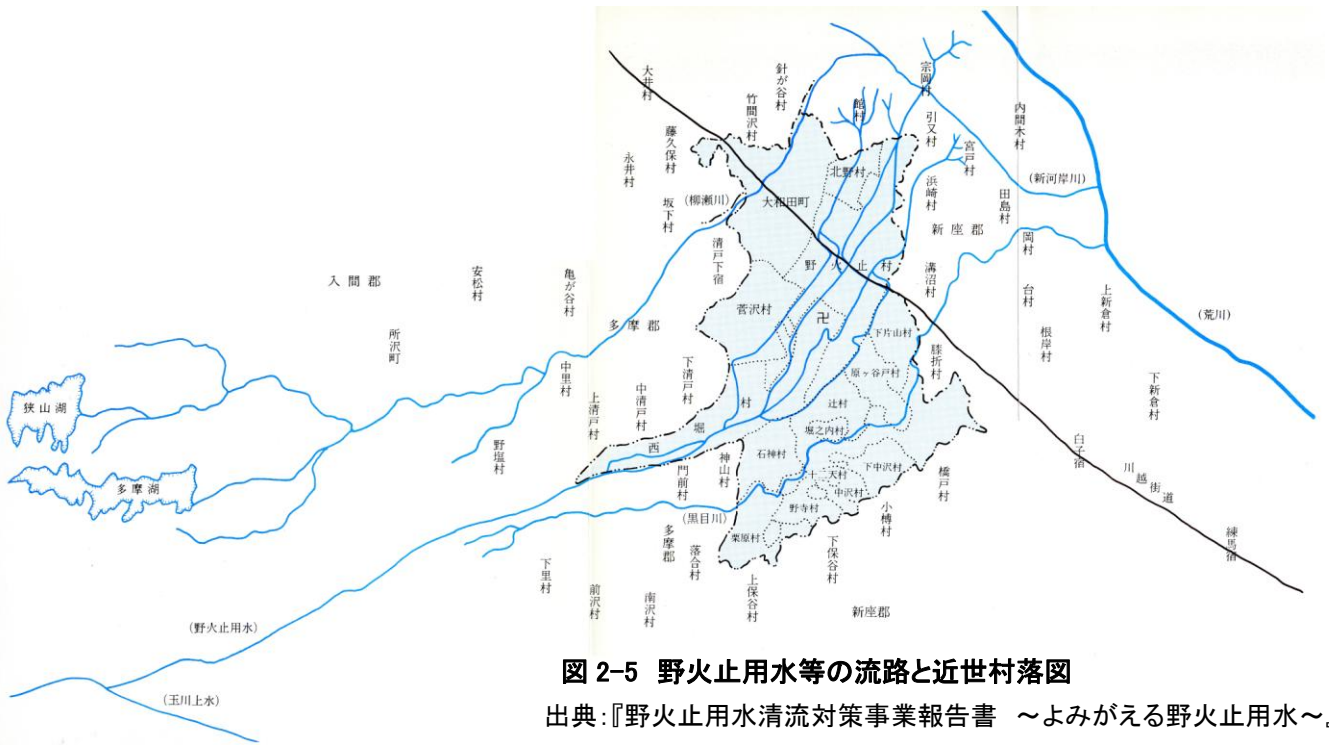


図 2-5 野火止用水等の流路と近世村落図

出典：『野火止用水清流対策事業報告書 ～よみがえる野火止用水～』

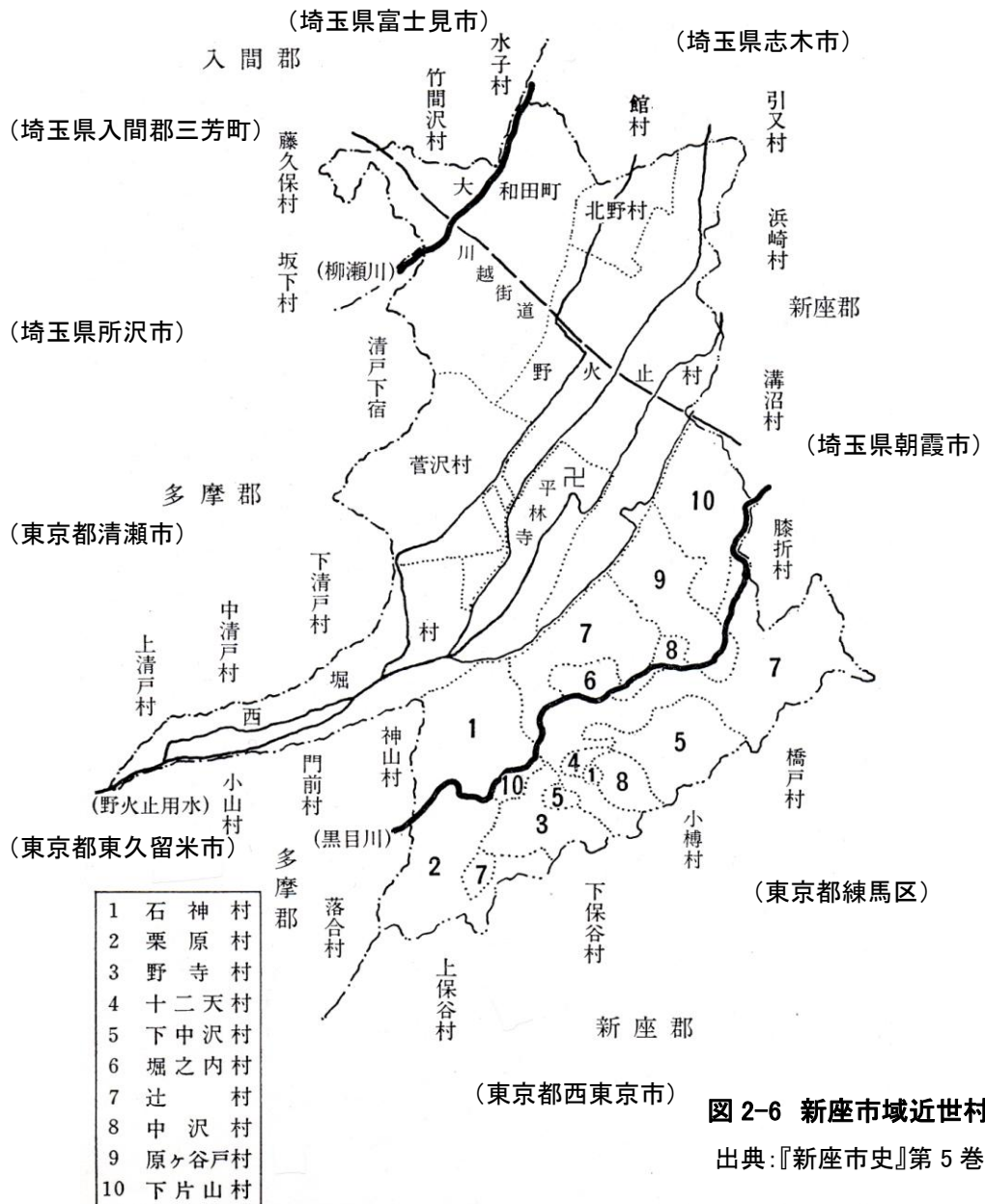


図 2-6 新座市域近世村落図

出典：『新座市史』第 5 巻通史編

表 2-1 寛文元年(1661)の検地

村名	反別	村高
野火止村	190 町 6 反 5 畝 22 歩	349 石 9 斗 9 升
菅沢村	90 町 11 歩	165 石 2 斗 1 升
西堀村	95 町 5 反 9 畝 4 歩	50 石
北野村	26 町 8 反 3 畝 1 歩	49 石 2 斗 5 升
出作 16 か村*	101 町 2 反 6 畝 20 歩	185 石 8 斗 8 升 7 合
総計	504 町 3 反 4 畝 28 歩	800 石 3 斗 3 升 77 合

*出作 16 か村(片山・辻・中沢・石神・神山・門前・小山・
墓股・館・針谷・大和田・中野・下宿・下清戸・上清戸)



図 2-7 寛文元年(1661)野火留村検地帳

開発直後の明暦 2 年(1656)に検地が行われた記録がありますが、現存しないため、当時の状況は分かりません。正徳 6 年(1716)の『草庵再造記』には、「然明暦丙申歳同国橘樹郡六郷領菅沢村之農夫十有一人于爰来而居住、斯為民家之始、爾来准彼地菅沢新田云尔」とあり、菅沢村は明暦 2 年(1656)に現在の神奈川県横浜市金沢区菅沢から農夫 11 人が入植したのが始まりと解釈できます。

北野村の成立は明らかではありませんが、言い伝えによると近隣の村々から入植したことが考えられます。寛文元年(1661)の「武州新倉郡野火留村年貢割付状」では、北野村の中畑、下畑、下々畑の項目に「当発損面」とあることから最も遅い開発であったことがうかがえます。

西堀村は後年に平林寺領となりますが、平林寺蔵(丙箱 40-2)「寛文元年川越領武蔵野西堀村検地帳」により寛文元年(1661)に検地が行われており、野火止台地における新田開発が広範囲に行われていたことが理解できます。

ここで開発された野火止新田とは、狭義には野火止 1 か村、広義にはほぼ同時に開発された野火止・北野・菅沢・西堀の 4 か村を指しています。しかし、承応 2 年(1653)に 54, 55 軒の農家が入植した土地が、狭義の野火止であったのか、広義の 4 か村であったのかは明らかではありません。ただ、寛文元年(1661)の割付状に本村と記録され、川越街道沿いにある野火止村の開発が最初だと考えるのが妥当でしょう。なお、野火止の語は、当初「野火留」(のびとめ)と記載することが多くありました。

エ 雑木林の形成

川越藩の政策では、雑木林の奨励と萌芽更新の方法が指導されている様子が読み取れます。川越藩が慶安 3 年(1650)閏 10 月 17 日に領内に下した「川越藩郡方条目」の中では、クヌギ・コナラといった雑木林の中心をなす樹木は、材木になるべき木は枝下ろしをして育て、細木は薪にするように命じ、さらに切り口から出た若芽を発育の良い 2 本だけを残して刈り取るように指導しています。これは、近世以降の武蔵野の薪炭林としての雑木利用法に一致しており、川越藩の新田開発に伴う雑木林形成が後世の景観に大きな影響を与えたと考えられます。

オ 野火止用水の開削

野火止台地の新田開発に取り組んだ信綱ですが、元々水の乏しい土地であったので、収量の悪さや移住者の離散に悩まされました。そこで、野火止新田取立ての 2 年後、承応 4 年(1655)2 月 10 日、

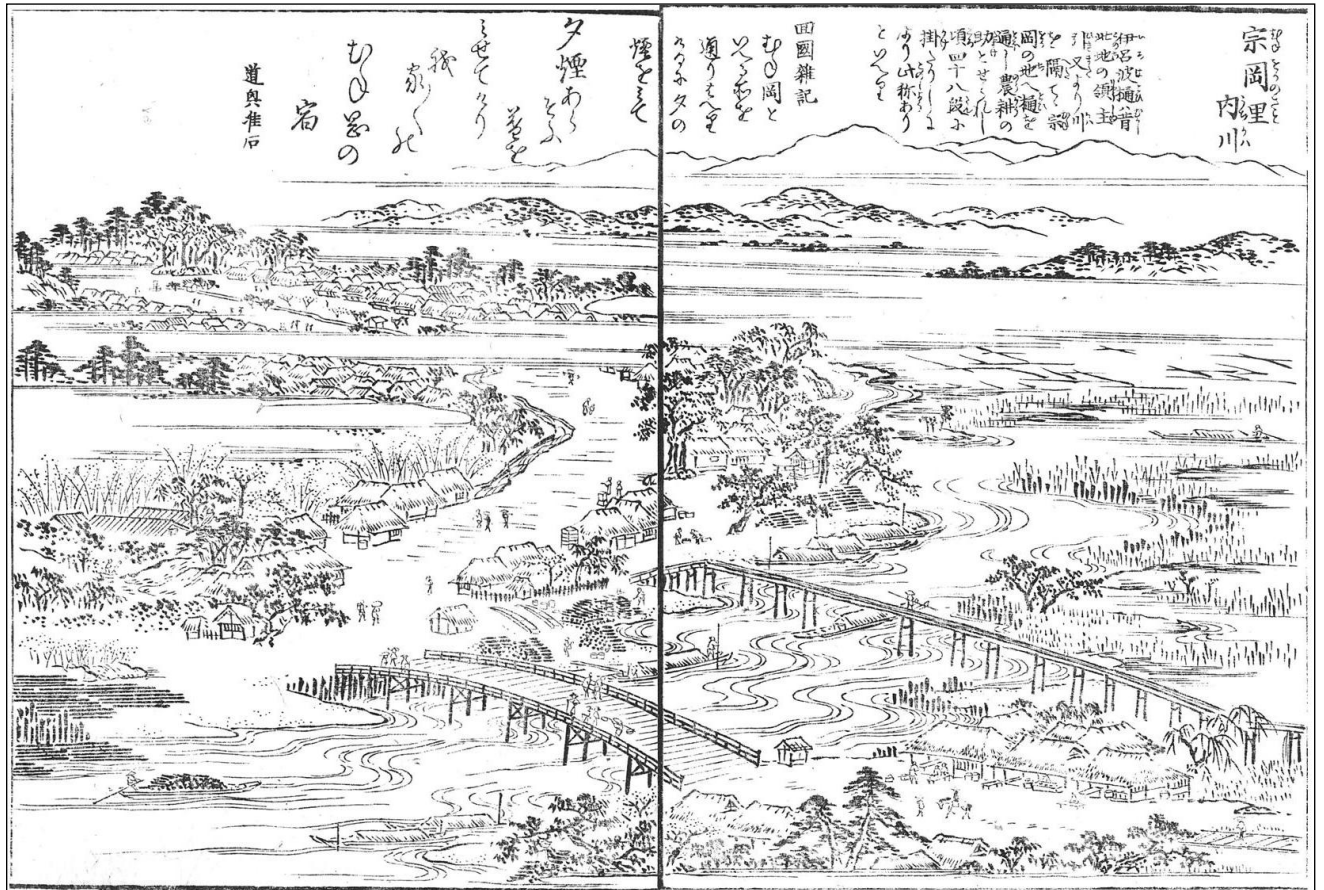


図 2-8 江戸時代後期のいろは樋

出典:『江戸名所図会』「宗岡内川」

川越藩は安松金右衛門を普請の奉行として、玉川上水を多摩郡小川（現在の小平市中島町）の地から引水し、約 40 日後の 3 月 20 日頃、野火止までの水路を開削完成させました。川越の商人であった榎本弥左衛門『萬之覚』によると、堀の長さは野火止まで 4 里、水底の堀幅は 3 尺であり、分水口より野火止までの高低は約 30 間 (54m) とあります。

野火止用水は、武蔵野開発の一環として、野火止台地開発のために入植した人々の飲料水・生活水確保を目的に開削された用水で、全長は 24km に及びます。野火止新田に入るまではほとんど使用されず、西堀村に入ってから幾筋にも分水し、西堀・菅沢・野火止・北野の屋敷地の周囲を流れました。また、川越藩主大河内松平家の歴代が眠る平林寺や川越藩の陣屋にもその水が流れ込んでいました。さらに、下流域では、万治 2 年 (1659) と寛文 2 年 (1662) の 2 説ありますが (『志木市史』通史編)、新河岸川を越える樋 (いろは樋) が架けられ、志木市宗岡地区に開発された宗岡新田を潤し、支流が朝霞市宮戸に拓かれた宮戸新田や志木市館地区の水田を潤し、灌漑用水としての役割も果たしていました。天保 7 年 (1836) に完成した『江戸名所図会』においても、引又町 (現在の志木市) の街道沿いを流れる野火止用水と「いろは樋」(図 2-8 右下)、新河岸川の舟運の様子が描かれています。

玉川上水は享和年間 (1800 年頃) には 33 の分水が記録されています。最初に分水されたのが野火止用水で、当時川越藩主であった松平信綱が玉川上水を完成させた功績を認められ、川越藩領の野火止へ分水を許可されたものです。野火止用水は開削後、300 年以上の永きにわたり、西堀・菅沢・野火止・北野等の住民にとって大切な生活水として使用され、人々はこの用水を松平伊豆守信綱公の名を冠して「伊豆殿堀」と呼びました。なお、埼玉県史跡に指定される際も、昭和 18 年 (1943) 7 月の調査段階では「伊豆殿堀」として候補に挙がっていますが、昭和 19 年 (1944) 2 月の指定決定時に

は名称を「野火止用水」と変更し、「平林寺林泉境内」を追加して修正可決されています（「埼玉県史蹟名勝天然記念物調査会会議」）。この名称変更の経緯については明らかではありません。

『東京市史稿上水篇』によると、明治政府により明治 3 年（1870）に「分水口の改正の命」が出され、新しい基準を作って、水不足への対策が講じられました。このとき、野火止用水を使用する各村が野火止用水組合を発足しました。その後、名称の変遷はありましたが、現在まで連続と続く野火止用水使用組合の規約によると、用水の配分方法については、承応 3 年（1654）開設以来の表 2-2 による分水方法を遵守しています。

表 2-2 野火止用水使用組合

村名	現在の市	水量
西堀村	新座市	19 坪 8 合 4 勺
菅沢村		15 坪 5 合
野火止村		31 坪 5 合
北野村	志木市	6 坪 8 合 4 勺
引又村		27 坪 3 合 2 勺
館 村		13 坪 6 合 8 勺
宗岡村上		22 坪 8 合
宗岡村中		22 坪 8 合
宗岡村下	22 坪 8 合	
宮戸村	朝霞市	17 坪 1 合 1 勺

カ 短冊形地割の形成

野火止台地の新田開発で生まれた村々は、川越街道や野火止用水を軸に、計画的な耕地形態を有していました。特に野火止村においては、川越街道の両側に並んだ屋敷の検地帳によると、間口幅と奥に続く畑・野の幅が同じであることが読み取れます。街道に直交する形で間口と同じ幅の屋敷・畑・野を連ねて、短冊形の地割とされました。また、畑の収量を示す上・中・下・下々という等級は、実際の収量を調査したのではなく、街道に近い所から単純に割り振られたようです。同様の集落形成は、西堀・菅沢・北野村でも行われ、短冊形地割が野火止台地を代表する集落形態となっています。同じ野火止用水沿岸でも、新座市域外では水利権がなかったり、飲料水ではなく灌漑用水として利用されたりしたため、短冊形地割は形成されていません。

元禄期（1688～1703 年）の幕政を担当した柳沢吉保は、将軍綱吉の小姓より側用人となり、川越藩主となるとともに同年老中格に進んだ人物ですが、川越藩に入封後、川越城に居することもなく政務に忙殺されていました。吉保は後に、所沢台地の広大な原野を開発し、論語より名をとった三富新田を開きます。武蔵野台地の畑作新田開発の代表とされている三富新田や、玉川上水流域における幕府による新田開発等の模範となったのは、信綱による野火止台地の開発でした。



図 2-9 川越街道沿いの短冊形地割（昭和 24 年空撮）

表 2-3 短冊形地割の間口及び奥行の平均的数値（単位：間）

村名	間口	屋敷	上畑	中畑	下畑	下々畑	野	合計
野火止村	15	6～8	60	100	140～150	40	50～80	416
菅沢村	45	5～6	45	75	105	30	30	300
西堀村	15	16	125	202	309	88	114	1,198
北野村	7.5	—	—	—	—	—	—	480

キ 江戸期の生産物

元禄 7 年(1694)の「菅沢村明細帳」によれば、「桑・茶、真綿、米」は無く、畑の作物として、「むぎ(麦)、あわ(粟)、ひえ(稗)、いも、おかほ(陸稻)、もろこし、かりまめ、そば、なす、え」が栽培されていたと記録されています。また、「野火止宿明細帳」(近世後期と推定)によれば、「粟、稗、大麦、小麦、もろこし、芋、瓜、茄子、大根苧・大豆・陸稻、蕎麦」が作付されていました。生産物からも、野火止用水が農業用水として開削されたものではないことが分かります。

ク 高崎藩の所領に至る経緯

松平信綱が寛文 2 年(1662)に死去した後、甲斐守輝綱は 7 万 5 千石を継嗣して武蔵野開発を継承するとともに、寛文 3 年(1663)に岩槻から野火止に平林寺を移し、用水を境内に引き入れ父の遺業を完成させました。松平家(信綱の家系を大河内松平という)が開発を手掛けた野火止台地ですが、当時この土地が松平家の所領になったという記録はありません。永遠に開発地を所領として持ち続けるのは不可能であり、川越から他に転封すれば領地ではなくなることは松平家も認識していました。実際、輝綱の子の信輝は元禄 7 年(1694)に下総古河藩へ転封になって野火止台地の支配権を失い、同時に柳沢吉保が 7 万 2 千石で川越藩主となります。宝永元年(1704)、吉保は 15 万 1 千 2 百石で甲府に移封され、代わって秋元喬知が甲斐谷村より 5 万石で入封しました。このとき、信綱の孫で高崎藩主であった松平右京大夫輝貞は、川越領の大和田町・野火止村・菅沢村・北野村・平林寺領西堀村を、先祖の墳墓の地であるので所領としたいと將軍綱吉に願い出ます。綱吉は、柳沢吉保の娘婿であり、側用人として綱吉に近侍していた輝貞の願いを聞き入れ、「武蔵野国新座郡のうち先祖の廟所これ有り、願いに付いて永く下し置く」の文言をそえた知行宛行状を与えました。以後 5 か村は、高崎藩の飛び地として、明治 2 年(1869)に松平右京亮輝声が版籍奉還するまで大河内松平家が支配することになります。このような所領の変更の背景には、①信綱による野火止台地の開発、②住民たちによる信綱への謝意、③大河内松平家の菩提寺である平林寺の存在、が大きかったのでしょう。

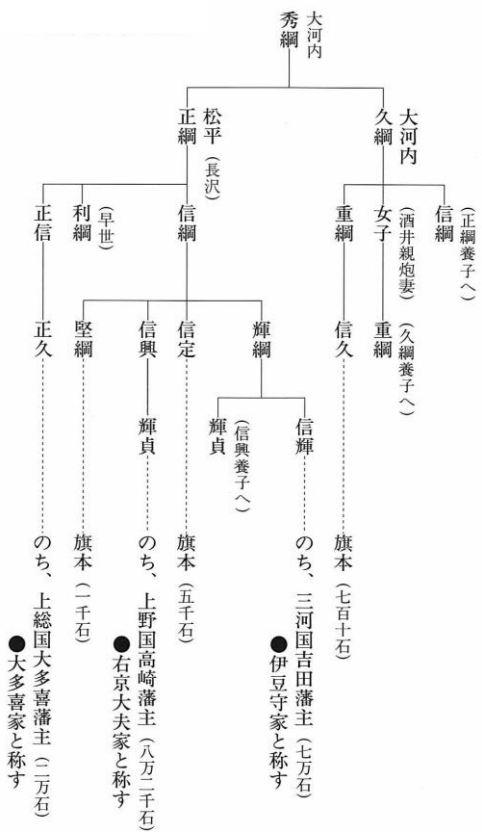


図 2-10 大河内松平氏系図

出典:パンフレット『平林寺』

(3) 平林寺境内林の変遷

ア 平林寺

金鳳山平林禅寺は、臨済宗妙心寺派の古刹であり、禅の専門道場として知られていますが来歴をたどると、南北朝時代の永和元年(1375)、武蔵国騎西郡渋江郷金重村(現在のさいたま市岩槻区平林寺)に、石室善玖禅師を開山として、大田備中守により創建されました。その後、天正 18 年(1590)に豊臣秀吉の岩槻攻めに際し、伽藍の大半を焼失しましたが、徳川家康の加護を受け、騎西郡内に 50 石の朱印地を得るとともに、天正 20 年(1592)には駿河国臨済寺から鉄山宗鈍禅師を迎えて中興を果たしました。

平林寺の大檀那であった大河内秀綱以来、霊廟となり、やがてその孫の松平信綱は、正保 4 年(1647)に常陸国新治・武蔵国埼玉二郡において1万5千石の加増を得ました。その当時の住職・幽巖禪師と信綱のやりとりが、平林寺所蔵の「金鳳山住寺籍」に記録されています。

「大檀越四位侍従信綱公者三位頼政公之的孫也、定主乎西川(川越)之地、老臣乎東江之府、或時謂予(幽巖)曰、川(川越)与江(江戸)中間有浩乎平原、是我附庸野也、(中略)則野火留干玄玄因目地於野火留亦豈浪也、於此勝状僉云宜營梵坊、雖然新創建之一今方所幕下制也、夫平林精舍從我祖父以来敬恭道場也、挽移于此地、教育下我兒孫永作中金湯之一固予(幽巖)譬論曰、池水澄処月無不至、檀越信処仏豈不応、公(信綱)謂喟々然不言乎、(後略)」

松平信綱は、祖父以来の菩提寺であり、徳川家康により再興された平林寺を、江戸と川越の間に位置する野火止の原野に移転しようと考えました。幽巖禪師はこれに対し「池の水が澄んでいる所に月が至らないことはない。檀家の信じる所にどうして仏様が応じないだろうか。」と答えています。この一節は水のない所で人々は暮らすことができず、平林寺の移転もできない、と解釈できます。幽巖禪師の返答に、信綱は反論できませんでした。

この記録から、信綱が野火止新田の開発にも着手していない頃から、平林寺の野火止移転を考えていたことが読み取れます。その後、野火止台地の新田開発を実施し、幽巖禪師の返答を受けてのことかは分かりませんが、玉川上水や野火止用水を開削します。信綱の死後、寛文 3 年(1663)に平林寺の野火止への移転を成し遂げましたのは子の輝綱でした。大河内松平家の菩提寺として岩槻から伽藍、墓石等の全てを移しましたが、移転先に川越藩の陣屋の隣であり、現在「平林寺山」と呼ばれる独立丘を選んだのは偶然ではないでしょう。

移転した際、本村野火止の内、西堀・西屋敷分を寺領として朱印地 50 石を領しました(「家綱朱印状写」平林寺史)。寺社に対する朱印地は、その寺社の格式を示すとされますが、埼玉県内では 50 石を超える朱印地はあまりありません。このことは平林寺が格式高い寺院であることの証であり、大河内松平家一門が開発に携わった西屋敷を含む西堀村を平林寺領(寺社領)とする等、一連の開発が平林寺移転を中心に行われていった経緯がうかがえます。『江戸名所図会』「平林寺」には、伽藍配置と境内林が描かれていますが、野火止塚の位置が異なるため、どの程度の写実性があるかは分かりません(図 2-12)。また、同「平林寺大門」には、川越街道を往来する人々と、その脇を流れる野火止用水、そして平林寺へ参詣する人々等が描かれています(図 2-11)。



図 2-11 江戸時代後期の平林寺大門

出典:『江戸名所図会』「平林寺大門」

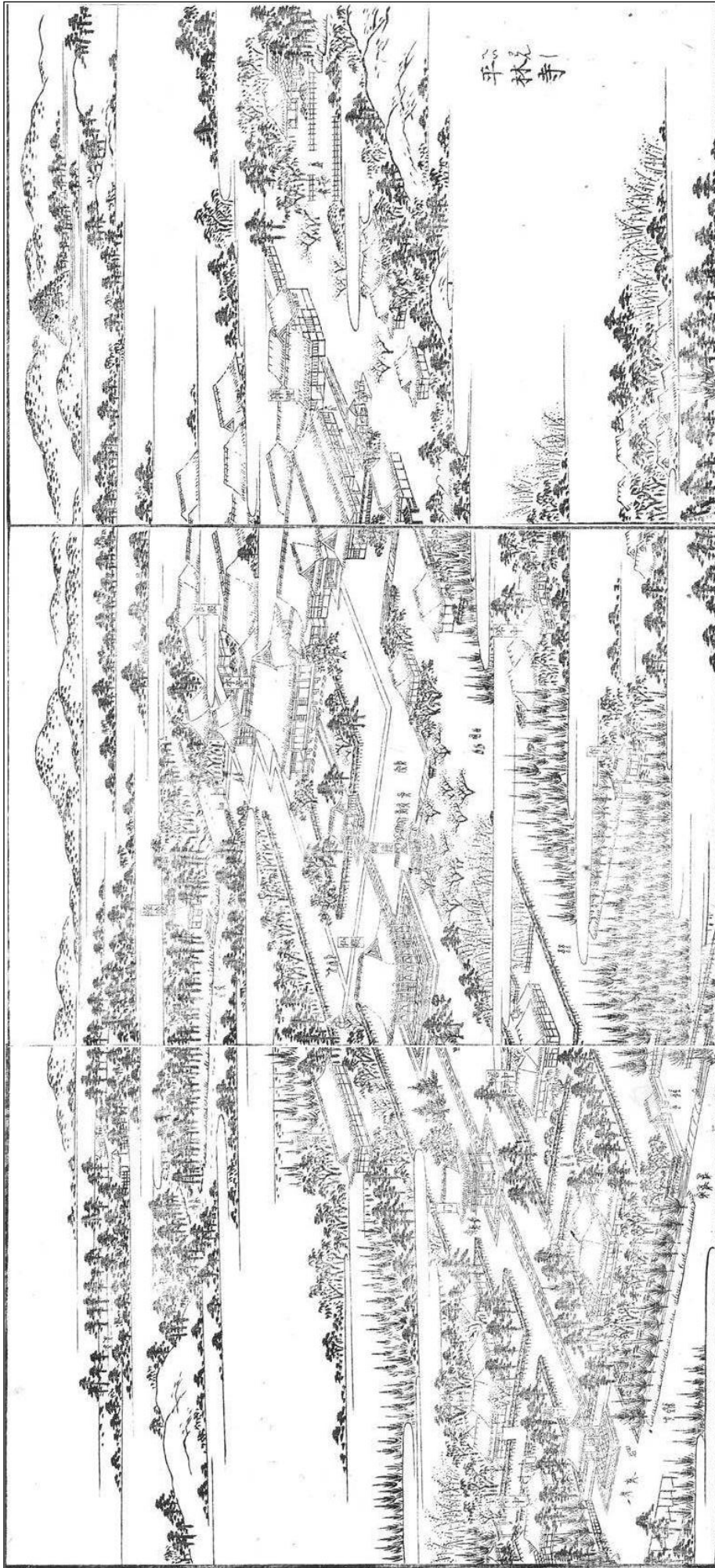


图 2-12 江戸時代後期の平林寺境内

出典：『江戸名所図会』「平林寺」

平林寺は前述のように元禄期(1688～1703年)に一時、大河内松平家の所領を離れましたが、高崎藩の飛び地として同家の所領するところとなります。慶応4年(1864)に法堂、玄関、庫裡等を焼失しましたが、移転前後に再建された惣門・三門・仏殿・中門は災いを免れました。この直線上の伽藍配置は禅宗様式を示す代表的な形式です(図2-13)。また、約40haを有する広大な敷地は、明治維新や第二次世界大戦後の混乱を乗り切り、規模をほとんど縮小することなく古刹の威風を保ち、現在に至ります。

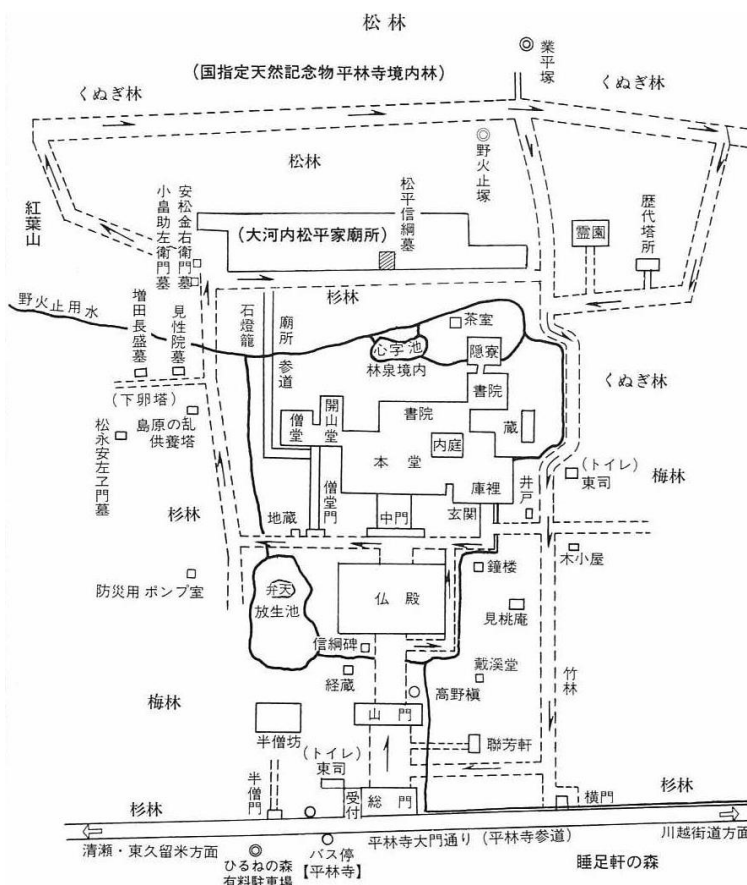


図2-13 平林寺境内案内図

出典:パンフレット『平林寺』

イ 大河内松平家の廟所

文禄4年(1595)、大檀那大河内秀綱の祖母寿参尼が岩槻の平林寺に埋葬され、元和4年(1618)には大河内秀綱、正保2年(1645)には松平信綱の実父大河内久綱、慶安元年(1648)には養父松平正綱が死去し平林寺に葬られ、秀綱、久綱、信綱の子女も相次いで葬られ、大河内松平家にとって平林寺は代々の廟所となりました(図2-14)。

松平信綱の嫡男輝綱は川越藩主を務め、孫の信輝は元禄7年(1694)に古河藩に移封され、その後信輝の子信祝の時、正徳2年(1712)に三河国吉田(現在の愛知県豊橋市)に移されますが、以後代々平林寺を廟所としています。信綱の五男信興の養子となった輝綱の六男輝貞は元禄7年(1694)に上野国高崎藩へ入封し、前述のように宝永元年(1704)には父祖の墳墓のある地として武蔵野国新座郡の一部を賜り、以後代々平林寺を廟所としています。信綱が養子となった松平正綱の嫡男正信は父の遺領を襲封し、没後平林寺に葬られ以後代々平林寺を廟所としています。

廟所を大別すると大きく3区分することができます。正式参道正面に大河内秀綱の墓、右側に大河内久綱の墓、左側に松平正綱の墓が位置し、久綱の墓の右側一帯に信綱以下代々の墓が位置します。また、正式参道の正面左手、松平正綱の墓とともに石柵で囲われた一帯は松平正綱の嫡男正信以下代々の墓が並びます。さらに、松平信興を祖とする輝貞以下代々の墓が、正綱一族の墓の奥に2列に並ぶように位置します。

廟所の調査が、昭和46年(1971)に『郷土史新座』の編集に際して行われ、次いで昭和56年(1981)には新座市史編さん事業による『新座の金石文』調査、さらに昭和62年(1987)に刊行された『平林寺史』編さん事業による調査が行われています。これらの調査で、114基の五輪塔を始めとする185基の墓石・墓碑類、309基の灯籠等499基の墓石や石塔類の所在が確認されています。

表 2-4 『郷土史にいざ』・『新座の金石文』・『平林寺史』による分類の集計

分類	基数	区分	基数
墓石・墓碑類	185 基	五輪塔	114 基
		宝篋印塔	2 基
		角柱他	66 基
		墓誌、墓標	3 基
石標	4 基		4 基
灯籠	309 基		309 基
種別不明	2 基		2 基
合計	499 基		499 基

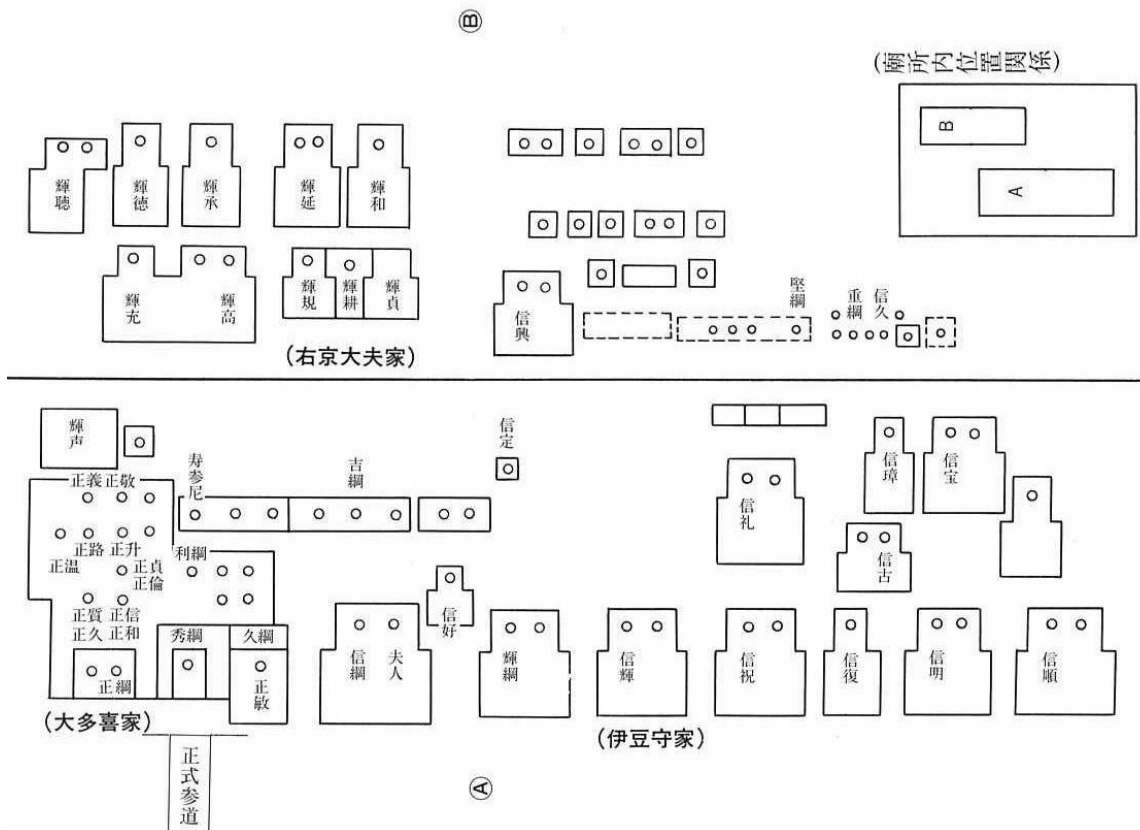


図 2-14 大河内松平家廟所墓石配置図

出典:パンフレット『平林寺』

ウ 平林寺の庭園

平林寺裏山と呼ばれる下末吉残丘の東側裾部と昭和 56 年(1981)に再建された客殿との間に、野火止用水の流れを取り込んだ江戸時代中期又はそれ以前の様相を呈し、地割、石組みの基本的な構造が遺存する池泉回遊式庭園があります。平林寺境内に入った用水は 4 本の流れに分水され、境内を出る前に合流しますが、その一流が庭園の池に注ぎ込んでいます。

庭園は、「平林寺林泉境内」という名称で昭和 19 年(1944)3 月に野火止用水とともに埼玉県の「史蹟(名勝)」に指定されました。なお、この名称は昭和 18 年(1943)7 月の調査段階で見られず、昭和 19 年(1944)2 月の指定の決定時に初めて登場します(「埼玉県史蹟名勝天然記念物調査会会議」。この間の経緯は明らかではありません。

客殿前芝庭と築山との高低差は 3.4m あり、築山は池の正面に位置します。向かって左側は急に落ち込み、前方と右側部分に約 90 cm 程度下がった平地があります。左側の崖下には、野火止水水からの引き込み水路が築山を巻くように池の中心に向かい、小滝を形成します。水路の左側は、元々の築山頂上部との高低差 2m、芝庭との高低差 1.4m、左側に緩やかに下り裾部を形成しています。

昭和 30 年代に用水が汚濁したため、近くに井戸を掘り、水を溜める貯水槽を築山の奥に設置し、池に流す工事が行われました。昭和 40 年(1965)頃に池のコンクリート護岸と、石を配置する工事、さらに築山と池の左側を盛土し、緩やかな下り傾斜を設け、大石を配する工事が行われています。現在確認されている改修はこの 2 回ですが、かつては、野火止水水の流れが池に注ぎ込み、末は庫裏の中を通り、寺の生活水としてまかなわれていました。

庭園の右側に位置する隠寮が老朽化したため、平成 16 年(2004)から平成 17 年(2005)にかけて隠寮と小書院に建て替えられました。さらに、平成 18 年(2006)から平成 22 年(2010)にかけて、庭園の奥から両側にかけて大規模な盛土工事と石組み、池に注ぎ込む水路等が築造され、多くの樹木・草本類が植栽されました。この結果、庭園を取り巻く様相は大きく変容しました。

なお、庭園は奥庭であり、禅修行の場と重複するため、原則として拝観はできません。

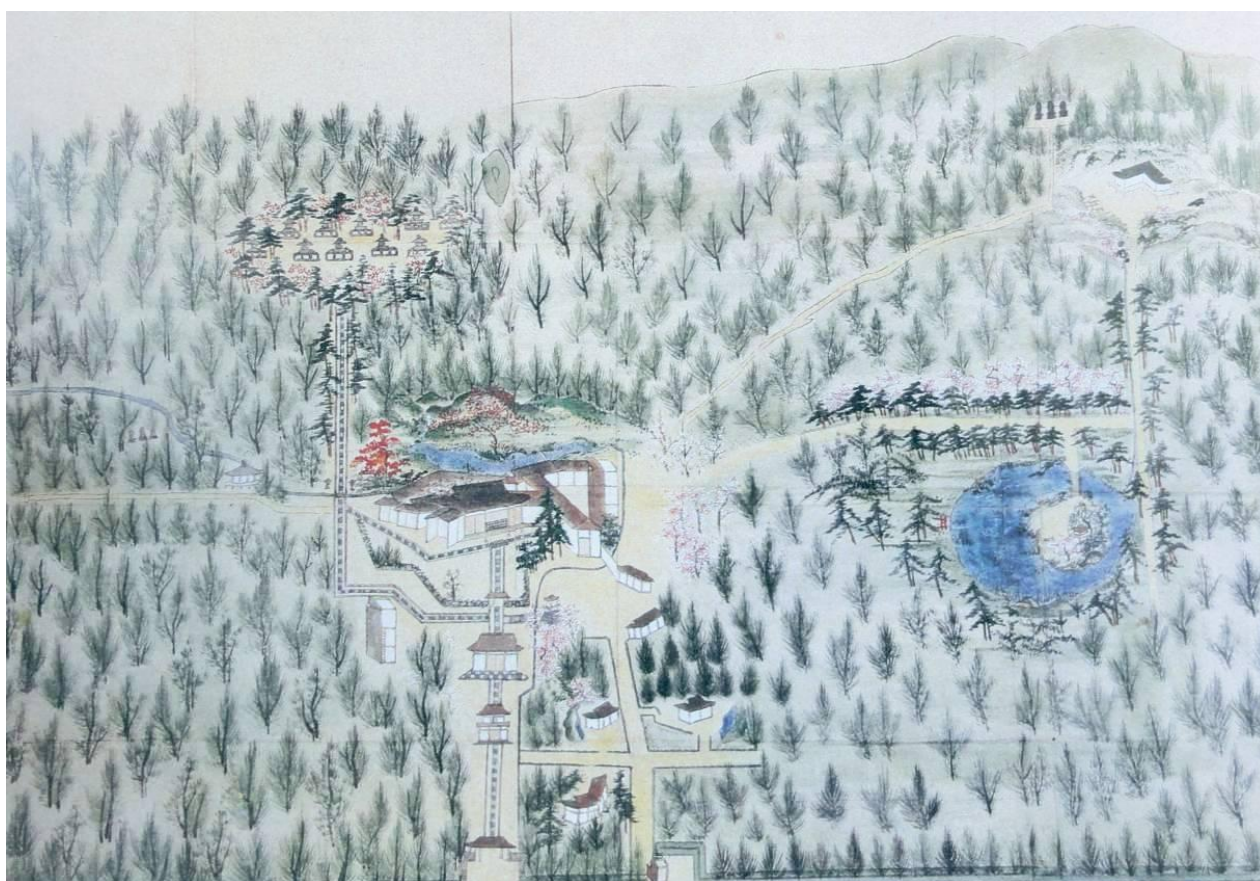


図 2-15 宝永年間(1704~1710)又は宝暦年間(1751~1763)の平林寺 出典:『平林寺史』『平林寺境内絵図』

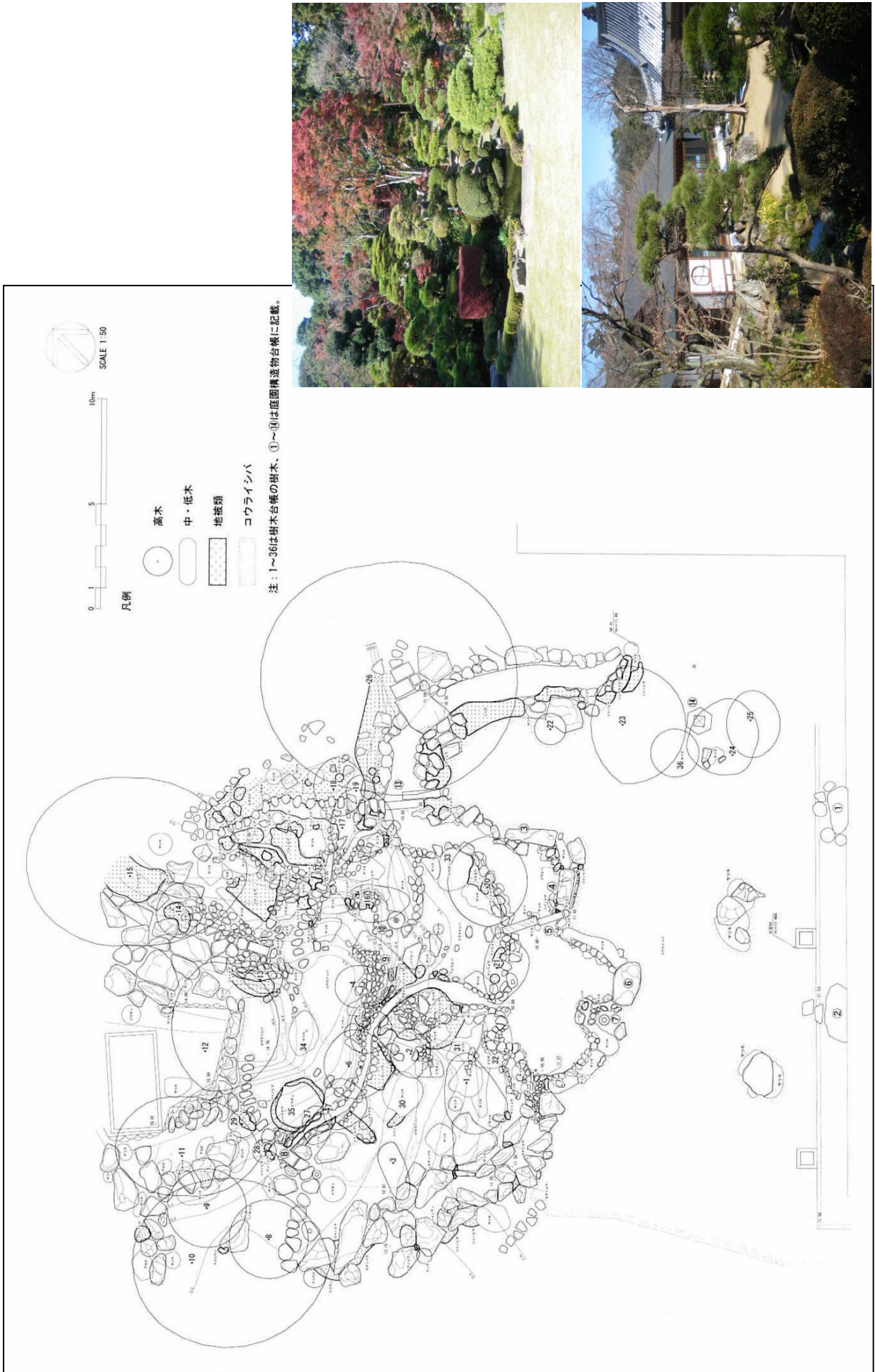


图 2-16 平林寺林泉境内実測図と写真 出典：『野火止用水自然環境調査及び平林寺林泉境内調査』

エ 平林寺の雑木林

松平信綱によって切り開かれた野火止新田の端部に位置する平林寺は、約 40ha という広大な敷地を有しますが、移転当初の様相は明らかではありません。宝永年間(1704～1710)又は宝暦年間(1751～1763)に描かれたと考えられる「平林寺境内絵図」には、主要伽藍とともに塔頭、本堂裏の庭園、境内に流れ込む野火止用水平林寺堀、大河内松平家廟所、歴代塔所、塔所前の塔頭、弁天池が描かれ、樹木も細かく表現されています。本堂裏の庭園にある池の対岸に、枝ぶりの良い、赤く細かい葉の樹木が主木として一本だけ描かれています。この庭園には、それ以外の樹木はなく、築山の奥は雑木林です。池、築山と主木による象徴的な庭の構成となっています。この主木と同様の書き方の樹木が、絵図左側の大河内松平家廟所の周りにマツとともに描かれています。絵図から主木の樹種を特定することは困難ですが、現在の境内林の構成樹種で枝ぶりが似ているのはモミジです。主要伽藍周辺には針葉樹の大木、大河内松平家廟所と弁天池周辺には針葉樹と思われる樹種、本堂と弁天池の間にはサクラと思われる樹種(『江戸名所図会』に載溪堂櫻車道の表題有り)が描かれています。そして他の場所で描かれている樹木のほとんどは落葉広葉樹と思われ、境内の大半が雑木林であったことが想像されます。

『新編武蔵風土記』や『江戸名所図会』等に描かれた平林寺を見ると、現在「弁天池」と呼んでいる宙水が湧出してできた池の西側斜面に歴代塔所とともに建物を見ることができます。

大正 6 年(1917)測量の大日本帝国陸地測量部地形図「志木」では、主要伽藍周辺と大河内松平家廟所周辺に針葉樹、主要伽藍の北側の一部に畑地、他の地域に落葉広葉樹が分布しています。

昭和 43 年(1968)1 月 18 日付けの文化財指定申請書(写)を基に平成 12 年(2000)2 月に開催した平林寺境内林保存対策会議資料作成作業で、地番調書と「平林禅寺寺域樹林相」図を複写しています。この資料で境内地を地目別にみると山林・畑地・墓地・寺院用地・水路敷等に分けることができ、山林は約 25.9ha あります。そして、平林寺境内林の樹林相は①コナラ・クヌギを主とする林、②コナラやクヌギにシラカシが混在する林、③アカマツを主とする林、④スギを主とする林、⑤モウソウ竹林、⑥その他に区分することができます。

寛文 3 年(1663)に平林寺が移転して主要伽藍が完成し、その後、塔頭の位置は変遷します。しかし、雑木林がどのように形成されたのか明らかではありません。野火止新田の開発に近隣 16 か村の出作が大きな影響を及ぼしたものと思われ、川越藩により奨励された雑木林の植林は境内地においても推進され、広大な雑木林が形成されたのではないかと考えられます。

雑木林から薪を切り出す一定面積の伐採も昭和 20 年(1945)頃まで行われていました。また、肥料が堆肥等の有機肥料から化学肥料に転換する昭和 30 年代頃まで、平林寺の雑木林には多くの人々がクズハキ(落ち葉掃き)に入っていました。それだけではなく、近隣住民によって自家用燃料として毎日のように枯れ枝拾いが行われていました。

戦前から昭和 30 年代まで平林寺雑木林を利用していた状況の聞き取り(『水の利用形態と伝承調査』平成 6 年(1994)から 7 年(1995)にかけて実施)は、以下のようなものです。

- ・ 雑木林の寿命は 15～20 年くらい。平林寺では 50 町歩の山を目安に伐採していた(薪にする)。
- ・ 平林寺から、ヤマを 1 反幾らで借りて、冬の間の薪を採った。
- ・ 平林寺さんの雑木林に、借りて入っていた。クズハキをして、堆肥を作っていた。
- ・ 3 軒で、5 反位ずつ掃いていく。大きい籠に詰めて、背負って、霜でグズグズの畑の中を歩いてきた。篠が増え、(利用が減って)人が燃さなくなり、カレッコ(枯れ枝)ばかりになってやめた。
- ・ 平林寺の山には、毎日何人かのおばあちゃんが、ショイバシゴの簡単なものを背負って、ソダを折

ったり、捨ったりしていた。

- ・ 平林寺のヤマに夕方出かけて行って、カレッコ(枯れ枝)をかいて、背負ってきて、焚き付けに使う。落ちているのを拾うのはいいですよ、と坊さんは言ってくれたが、ヤマ主に怒られておっかない思いもした。

これらのことから、平林寺の雑木林では、面積に応じた利用料を払いクズハキが行われていたことが分かります。どの程度の規模で行われていたかは明らかではありませんが、十数軒程度がクズハキに入っていたと伝えられ、昭和 43 年(1968)に国の天然記念物に指定された頃から減少し、近年までは数軒、現在は 2 軒の農家が行っていると聞いています。

(4) 新座市における近世以降の野火止用水と平林寺

新座市を流れる野火止用水は、都県境の小金井街道から市域に入り大きく 4 本に分かれています。明治 4 年(1871)銘の「野火止用水古絵図」(図 2-3)に見える分水口の状況から、全体として直線的な流れが本流と呼ばれており、新堀、西堀地区を経て本多地区、野火止地区を流れ、東地区から東北地区を抜けて志木市に入ります。支流は 3 本あり、通称としてそれぞれの地域名を取り菅沢・北野堀、平林寺堀、陣屋堀と呼ばれています。

江戸時代前期に開削された野火止用水には、江戸後期から製粉や伸銅のための水車が設置され、動力として利用されたこともあります。特に、地域的に連携した豪農たちが、製粉した小麦粉を江戸に売り込み、江戸の米穀問屋と対立するほどの力を持っていたと言います。産業にも利用された野火止用水ですが、基本的には飲料水としての利用を保ち続けます。

昭和 19 年(1944)には、「史蹟名勝天然記念物法」に基づき野火止用水は埼玉県指定史跡となり、同時に、平林寺の庭園(林泉境内)も埼玉県内唯一の庭園名勝として指定されています。

昭和 24 年(1949)に始まる簡易水道の普及により、飲料水としての利用が減少し、宅地開発の進行で用水は次第に雑排水路状態となりました。そして、昭和 48 年(1973)には東京都の水不足によって、野火止用水への通水が停止され、さらに汚濁が進み、一部は暗渠化され廃絶する水路もありました。一方、平林寺は「野火止用水に沿ったいわゆる武蔵野の一角にある禅寺であって、近時急速に開発された東京近郊において今なお静寂な雰囲気を保っている。境内約 40ha には武蔵野の二次林であるクリ、コナラ、クヌギ、アカマツの林が残存し、林床はクマザサに覆われている。アカハラ、ルリビタキ、アオゲラ、カケス等の各種の鳥類約 60 種が繁殖地あるいは中継、越冬地として利用しているのがみられ、また武蔵野の二次林に生息していたオオムラサキ等もなおここに残存している。多摩丘陵以東のいわゆる武蔵野において今日ほとんどみられないクリ、コナラを中心とした自然の残されたものとして貴重である。」として、国の天然記念物に指定されています(昭和 43 年(1968)5 月 28 日付、「平林寺境内林の指定について(通知)」)。

昭和 48 年(1973)に、平林寺建造物群(惣門・三門・仏殿・中門)が、「寛文 3 年、松平信綱の遺志により子の輝綱が岩槻から現在地に移す。惣門等は移築前後の建立で、禅宗様式を残す貴重な建造物である。」として埼玉県有形文化財に指定されています。

その後、貴重な歴史的文化的遺産である野火止用水を残そうとする地域住民の声の高まりや、埼玉県と東京都との話し合いを端緒に、埼玉県と新座市は「野火止用水復原対策基本計画」を策定し、昭和 49 年(1974)から昭和 53 年(1978)にかけて、野火止用水復原対策事業を実施し、用水路の浚渫や、氾濫防止のための流末処理対策等を実施しました。

また、東京都では、昭和 49 年(1974)に都内の野火止用水とその周辺の緑地を「東京都における自

然の保護と回復に関する条例」に基づき、野火止用水歴史環境保全地域に指定し、保護することとしました。そして、小平市・立川市・東大和市・東村山市・東久留米市・清瀬市の野火止用水流域 6 市が野火止用水保全対策協議会を組織し、野火止用水と用水に隣接する雑木林の保全事業を進めることになりました。

新座市教育委員会は、昭和 50 年(1975)7 月に、「市内を流れる野火止用水は幾本もの支流になっており、それらの支流の文化財としての取扱いについては指定地域が明確になっていませんので他の行政執行をする上で苦慮しています。」として、「埼玉県指定史跡野火止用水の指定地域確認について」照会しました。同年 8 月に埼玉県教育委員会から「野火止用水の県指定地域としては用水の原形をよくとどめている、次の二区域とする。1 野火止用水本流、県境(小金井街道)から川越街道まで 6,712km の水路敷(3.6m)と、土あげ敷(左右各 1.8m)。2 野火止用水支流、西堀分岐点から平林寺を經由し、新座市役所前まで約 2.7km の水路敷と、左右の土あげ敷。」との回答を得ました。

昭和 54 年(1979)には、東京都知事が埼玉県知事を訪問し、野火止用水の清流復活計画により、多摩上流処理場(現在の多摩川上流水再生センター)の下水処理水を活用し、日量 2 万トンの通水が提示されました。

昭和 56 年(1981)には、導水管敷設工事に着手しました。そして、昭和 57 年(1982)2 月に東京都と埼玉県の間で野火止用水清流の復活について覚書が締結され、昭和 58 年(1983)8 月には、埼玉県知事と新座市長との間で、野火止用水の清流復活に対する「基本的な考え方」「施策の実現」について覚書が締結されました。

昭和 59 年(1984)には、導水管敷設等の工事が完成し、高度処理水が再び通水されました。

新座市は埼玉県の補助を得て、昭和 59 年(1984)から昭和 63 年(1988)にかけて、野火止用水清流対策事業を実施し、用水の護岸、緑道の整備工事等を行い、国道 254 号までの本流と新座市役所前までの平林寺堀に、高度処理された水の流れが復活しました。さらに、平成 23 年度(2011)事業で、国道 254 号北側の新座駅南口第 2 土地区画整理事業地内にある野火止用水の復活とともに、新たな水路が敷設され、遊歩道が整備されています。

現在、野火止用水を保全するための組織として、埼玉県内では、新座市・朝霞市・志木市の 3 市によって構成される野火止用水使用組合が存続し、東京都内では野火止用水保全対策協議会が継続しています。さらに、平成 23 年(2011)11 月には、新座市を始めとする埼玉県側 3 市と東京都側 6 市が一堂に会して「野火止用水サミット」が開催され、共同宣言が出されました(P137 参照)。

(5) 指定文化財と社寺

野火止用水周辺に点在する指定文化財と、新田開発・野火止用水に関する指定文化財及び野火止用水沿いの社寺を紹介します。

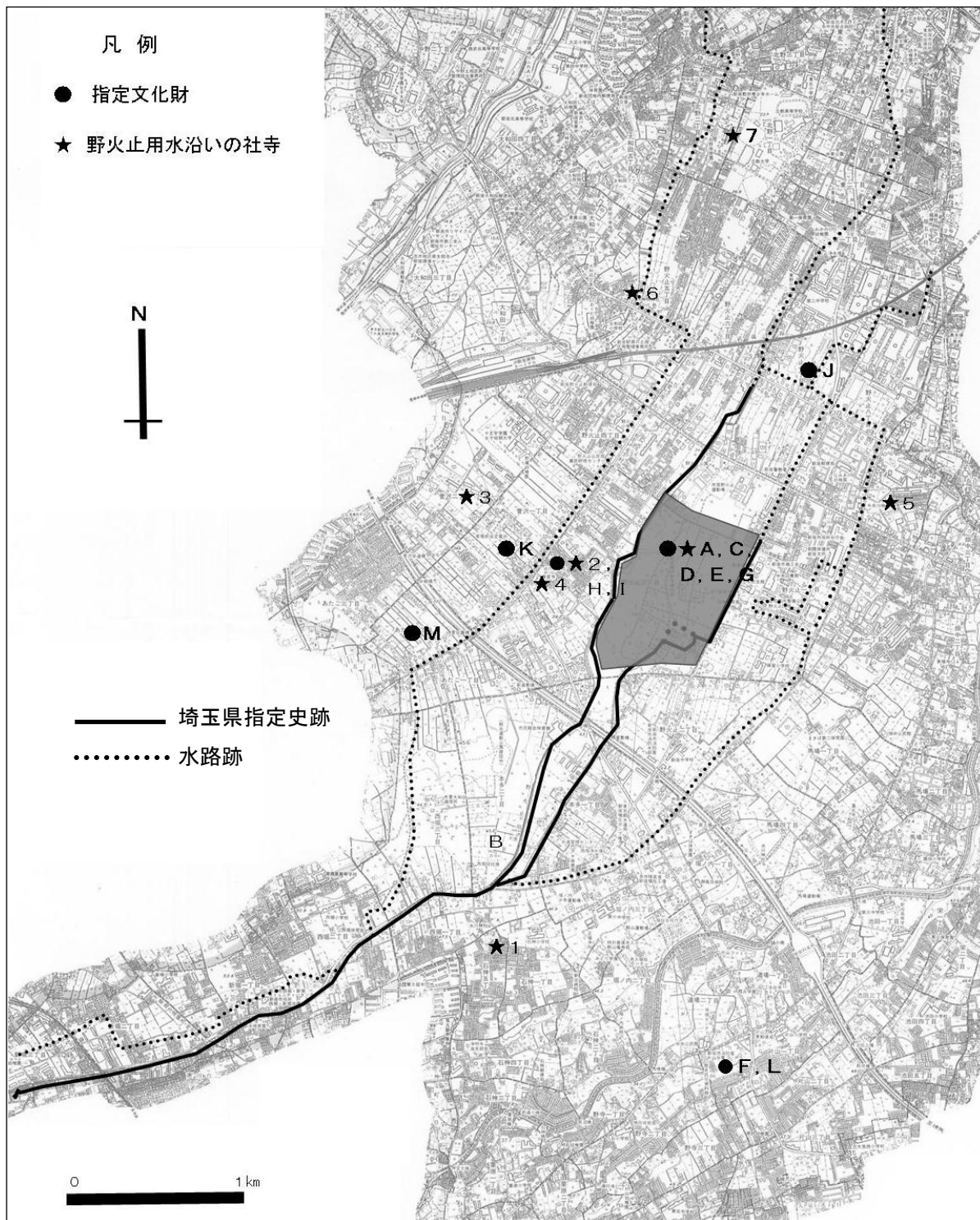


図 2-17 指定文化財と社寺の分布

図中のアルファベット・数字は表 2-5 と 2-6 に対応

ア 指定文化財

文化財保護法、埼玉県文化財保護条例、新座市文化財保護条例によって指定された文化財を以下の表に示します。

表 2-5-1 国・県・市の指定文化財

A	<p>平林寺境内林 国指定史跡名勝天然記念物－天然記念物 新座市野火止三丁目</p> 	<p>約 40ha の平林寺域とその周辺の雑木林等を合わせた約 43ha の広大な地域が指定地です。この境内林は、アカマツ林やコナラ・クヌギ林から成っており、エゴノキ・クマシデ・クリ等の高木も見られます。また、境内林は県内平野部における屈指の鳥類生息地で、カケス・アカハラ・アオゲラ・ルリビタキ等、約 40 種に及ぶ野鳥が、繁殖地あるいは中継・越冬地として利用されています。東京近郊の武蔵野の雑木林が減少の一途をたどっている現在、面積も広く自然の残されたものとしては大変貴重な植生です。昭和 51 年には、睡足軒の森が追加指定されています。</p> <p>(昭和 43 年(1968)5 月 28 日指定、 昭和 51 年(1976)5 月 12 日追加指定)</p>
B	<p>野火止用水 埼玉県指定記念物－史跡 新座市野火止 他</p> 	<p>野火止用水は、承応 4 年(1655)に、当時川越藩主であった松平伊豆守信綱が家臣安松金右衛門に命じ、玉川上水から分水し、開削した用水で、以来 300 年以上の長きに渡り野火止用水沿いの住民に利用されてきました。野火止用水は、小平から新河岸川に至る全長約 24km の用水で、玉川上水の分水 33 か所中最古、最大の用水路です。さらに川越藩という私領への分水は唯一のものでした。昭和 48 年(1973)の止水によって保全状態が悪化し用水としての機能は失われましたが、昭和 59 年(1984)に流れが復活し、近年の野火止用水清流対策事業により、往時の姿を取り戻しました。</p> <p>(昭和 19 年(1944)3 月 31 日指定)</p>
C	<p>松平伊豆守信綱夫妻の墓 埼玉県指定記念物－史跡 新座市野火止三丁目(平林寺)</p> 	<p>平林寺は、松平伊豆守信綱を始めとする大河内松平家歴代の菩提所で、約 3 千坪にわたる墓域の中に信綱夫妻の墓があり、それとともに高崎・吉田・大多喜家の三家の墓があります。松平信綱は、将軍家の信任が厚く、島原の乱の鎮圧の功により、忍城主から川越城主に転封され、台地開発の先駆をなす新田開発や玉川上水・野火止用水の開削等の多くの功績を残した人物です。信綱は寛文 2 年(1662)3 月 16 日に 67 歳で没しました。また夫人は信綱に先立って寛永 13 (1636)年に没していますが、貞淑のほまれが高かったと伝えられています。信綱の法号は「松林院殿乾徳全梁大居士」で、夫人の法号は「隆光院殿太岳静雲大姉」です。</p> <p>(昭和 31 年(1956)11 月 1 日指定)</p>
D	<p>平林寺林泉境内 埼玉県指定記念物－名勝 新座市野火止三丁目(平林寺)</p> 	<p>平林寺の客殿(大書院)の奥に野火止用水の流れを引き込んだ池泉廻遊式庭園があります。庭園は、高さ約 3.4m の築山の正面に池を配した造りで、江戸時代中期又はそれ以前の様相を呈する地割、石組みの基本的な構造が遺存しています。アカマツ・クロマツ・イトヒバ・カマクラヒバ・キャラ・イロハモミジ等が植栽されている小規模な名園です。現在は、庭園の奥に井戸を掘って水を流しています。</p> <p>なお、庭園は奥庭であり、禅修行の場と重複するため、原則として拝観はできません。</p> <p>(昭和 19 年(1944)3 月 31 日指定)</p>

表 2-5-2 国・県・市の指定文化財




E	<p>平林寺建造物群(4棟) 埼玉県指定有形文化財一建造物 新座市野火止三丁目(平林寺)</p>	<p>関東の名刹である平林寺は、永和元年(1375)石室善致によって武蔵野国渋江郷金重村に開創されましたが、寛文3年(1663)に川越藩主松平信綱の遺言によって、野火止に移されました。境内地約40haを有する臨済宗妙心寺派の関東における専門道場です。惣門・三門・仏殿・中門は、本堂まで一直線に配置された禅宗様式をとっています。 (昭和48年(1973)3月9日指定)</p>
	<p>惣門 惣門は、間口2間1尺に1丈4寸の両扉を付し、六本柱の切妻造りで、石川丈山筆「金鳳山」の扁額を掲げています。</p>	<p>三門 三門は間口3間、奥行2間に両扉を付した重層入母屋造りで、楼上是は勾欄を廻らし、中に釈迦三尊像と十六羅漢像を安置し、石川丈山筆「凌霄閣」の扁額を掲げています。</p>
	<p>仏殿 仏殿は間口6間、奥行5間半の単層入母屋造りで、釈迦如来像と迦葉・阿難の脇侍を伴っています。</p>	<p>中門 中門は間口8尺、奥行1間4尺で両扉を付した切妻造りです。屋根裏は化粧垂木で、全体的に惣門を小振りにした造りです。</p>
	<p>野火止新田開発関係資料 埼玉県指定有形文化財一古文書 新座市片山一丁目 (新座市立歴史民俗資料館)</p>	<p>川越藩主松平伊豆守信綱は川越入封以後、寛永末期から正保初期にかけて水田の開発を完成させたのに続いて承応2年(1653)には、武蔵野台地北東端部に位置する野火止台地の畑作新田の開発に着手しました。この野火止新田開発関係資料は、寛文元年(1661)の野火止村検地帳5点と年貢割付状4点で、信綱の押印があります。これらは開発当時の野火止村の検地区分や松平伊勢守・同右京亮の屋敷を始め、松平伊豆守家来の屋敷等の屋敷割も記されており、川越藩の野火止台地開発における基本資料です。 (昭和58年(1983)3月22日指定)</p>



表 2-5-3 国・県・市の指定文化財

G	<p>平林寺文書 埼玉県指定有形文化財—古文書 新座市野火止三丁目(平林寺)</p> 	<p>平林寺文書は、平林寺に所蔵されている中世関係文書で、いずれも岩付太田氏と旧岩付平林寺に発給された内容です。</p> <p>天文13年(1544)閏11月24日付の太田左京亮全鑑書状4通、永禄10年(1567)7月19日付の太田氏資書状2通、北条氏政判物ほか全22通です。</p> <p>関東戦国史研究上重要な史料で、戦国末期の岩付領支配の状況を示す貴重な史料です。</p> <p>(平成11年(1999)3月19日指定)</p>
H	<p>断髪奉納額 市指定民俗文化財—有形 新座市野火止三丁目 (若宮八幡神社)</p>   <p>断髪奉納額模写</p>	<p>明治5年(1872)10月に、断髪奨励の入間県布達が出されました。その内容は「人の精神は頭に宿るので愛護しなければならない。日光や寒風が当たると種々の病源を醸造すると諸方の医者が言っている。いまや開化の時であり、旧習を墨守してはいけない。半髪を止めて、健康を保つべきである。」というもので、断髪は権能保持を主な理由として奨励され、歌に歌われるほど流行しました。</p> <p>菅沢村の40名の人々も様々な思いの中で断髪したのでしよう。髻の下にそれぞれの名前を記念に残し、掲額しています。</p> <p>(平成6年(1994)3月31日指定)</p>
I	<p>力石 市指定民俗文化財—有形 新座市野火止三丁目 (若宮八幡神社)</p>  	<p>村の共同生活の場において、力自慢の若者たちが大きな石を持ち上げ、どこまで歩けるかを競う行事がありました。このときの大石を「力石」といい、行事が終わると神社に奉納しました。</p> <p>(平成6年(1994)3月31日指定)</p>
J	<p>武州里神楽 市指定無形文化財—芸能 新座市野火止七丁目</p> 	<p>野火止の神楽師石山家相伝の里神楽は「相模流」と称しています。相模流の神楽は、県南部で行われている神楽で江戸の里神楽の影響も多く見られます。文政元年(1814)に記した石山家所蔵の「お神楽壇発控帳」によると、石山内蔵之助が文政年間には、神楽師を勤めて村廻りをしていたことが分かり、当時は御門派に属していました。現在の楽器は、大拍子、笛、大太鼓で、曲によって締太鼓や鉦が加わります。石山家所伝の曲には、素面で舞う曲と、面を着けて舞う神夜(能)とがあり、面の舞には、天ノ岩戸、八雲神詠、天孫降臨等の23の舞があります。基本的には無言劇ですが、劇的な構成をとる「八雲神詠」では、翁が言葉を発します。</p> <p>(昭和42年(1967)3月8日指定)</p>

表 2-5-4 国・県・市の指定文化財

<p>K</p>	<p>草庵再造記 市指定有形文化財－古文書 新座市菅沢一丁目</p> 	<p>本文書は野火止台地の開拓村の一つである菅沢村に居住した一農民が、正徳6年(1716)に墓所のある草庵(後の番星寺)の再建に当たり、その由来と村の歴史を記述したものです。これにより、当時の公文書では知ることのできない農民の心情や、開発の過程を簡単ながらうかがわせます。特に、菅沢村の由来が判る唯一の資料です。 (平成元年(1989)3月31日指定)</p>
<p>L</p>	<p>野火止用水古絵図 市指定有形文化財－古文書 新座市片山一丁目 (新座市立歴史民俗資料館)</p> 	<p>埼玉県指定史跡である野火止用水の流域図で、これにより用水の利用状況等を把握することができます。明治4年(1871)に作成されたこの絵図面には、玉川上水の取入口から新河岸川を越えた宗岡までの流末に至る本流や支流関係、用水沿いの道路や橋の状況・廻し堀・伏越し・水車場等、野火止用水の全体像が判る唯一の古絵図です。古絵図は、長さ397cm、幅27cm(最幅52cm)で、南の方角を上部にして全体に彩色されています。 (昭和55年(1980)4月10日指定)</p>
<p>M</p>	<p>旧菅沢村名主資料 市指定有形文化財－歴史資料 新座市あたご二丁目</p> 	<p>菅沢村は、野火止用水の開削とともに開拓された新田4か村の一つで、短冊形の地割や屋敷林等の文化遺産としても貴重な景観を今に残しています。本資料は、近世前期から菅沢村の名主・戸長等を勤めた佐藤家に伝来したもので、内容は名主の基で作成し保存された村方の基本帳簿が、近世後期を中心に比較的よく残されています。特に、寛文元年(1661)の菅沢村検地帳や寛文～宝永年間(1661～1710)の村明細帳等は、「野火止新田開発関係資料」や市指定の旧大和田町役場文書とともに、野火止新田村の開発過程や景観等を示す貴重な資料です。 (平成元年(1989)3月31日指定)</p>

イ 社寺

次に、野火止用水沿いに所在する神社及び寺院を、以下の表に示します。江戸時代、新田開発により成立した村々には、以下に示す社寺があり、厚い信仰とともに、氏子・檀家による季節の祭事が長年に渡り行われています。平林寺については「指定文化財」の項で述べたので割愛します。

表 2-6-1 野火止用水沿いの社寺

1	<p>西堀氷川神社 新座市西堀一丁目</p> 	<p>西堀一丁目にある氷川神社は、新堀・西堀・本多地域のいわゆる在来戸が氏子になっています。明治41年(1908)に氷川神社に合祀されましたが、八軒(新堀三丁目)には鳥居「正一稲荷」の扁額を掲げた稲荷社があり、西屋敷(本多一丁目)には稲荷社が祀られ、西屋敷や八軒の人々はそれぞれの稲荷社にもお参りしています。</p>
2	<p>若宮八幡神社 新座市野火止三丁目</p> 	<p>野火止三丁目の若宮八幡神社は、旧菅沢村の氏神として地域一帯で祀っています。境内には、市指定文化財の断髪奉納額や力石とともに、水神や、昭和24年(1949)に敷設された菅沢西分簡易水道の記念碑等が建立されています。</p>
3	<p>菅沢稲荷神社 新座市菅沢二丁目</p> 	<p>菅沢二丁目の稲荷神社は菅沢稲荷講の講員が氏子です。高崎藩の家老・菅谷清章は主に国元(高崎)で政務を執りましたが、隠居し菅沢の地に隠居所を建て、恵山玄忠入道と称して生活していました。天明2年(1782)に、世話になった菅沢村に隠居所の土地や畑等を寄付します。この土地の一部に稲荷講(菅沢)が稲荷神社を建立し、今も講員によって管理されています。</p>

表 2-6-2 野火止用水沿いの社寺

4	<p>番星寺 新座市菅沢二丁目</p> 	<p>野火止三丁目の番星寺は日蓮宗池上本門寺の末で、西東京市保谷の福泉寺の住職が兼務しています。以前は寮であったものを先代の住職が興したと言います。(『新座市史』第4巻民俗編)</p>
5	<p>野火止氷川神社 新座市野火止八丁目</p> 	<p>野火止八丁目の氷川神社は、旧字名野火止中(野火止六・七丁目)・野火止下(野火止八丁目)・門前(野火止二丁目の一部)・中原(野火止二丁目の一部)・陣屋(野火止一丁目)・戦後氏子に加入した望美台(野火止一丁目の宅地造成のより形成された住宅地)の氏神です。毎年4月28日の例大祭には石山家の里神楽「巫女舞」が奉納されています。</p> <p>今の社殿は、明治の初めに平林寺の堂を申し受けて移築しました。(『新座市史』第4巻民俗編)</p>
6	<p>神明神社 新座市野火止五丁目</p> 	<p>野火止五丁目の神明神社は、旧字名野火止上(野火止五丁目)・野火止西分(野火止三丁目)・北野(明治40年(1907)に北野村の稲荷神社を合祀後)の氏神です。毎年4月20日の例大祭には石山家の里神楽「巫女舞」が奉納されています。また、北野二丁目には稲荷神社の社があり、それぞれにお参りしています。</p>  <p style="text-align: right;">神明神社の祭礼 (神楽奉納)</p>
7	<p>北野観音堂 新座市北野一丁目</p> 	<p>北野一丁目にある北野観音堂は文政10年(1827)銘の女性ばかり26名の連名による如意輪観音像とともに、月待ち供養の中心となった廿三夜塔が祀られ、北野稲荷講員によって管理されています。</p> <p>村を守る観音様といわれ、いろいろと願かけする人も多く、歯痛や腰から下の病気にも効果があるとされています。(『新座市史』第4巻民俗編)</p>

2 自然の視点

(1) 地形

新座市は、所沢台地、野火止台地、朝霞台地、柳瀬川低地、黒目川低地の地域に所在します。

野火止台地は、多摩川と荒川の両水系によって境された、武蔵野台地の北西端部に形成された「ヤツデ葉」状の一支台です。東側の黒目川が流れる開析谷と西側の柳瀬川が流れる開析谷に挟まれ、荒川右岸の低地にその先端が接しています。幅 2～3km、長さ十数 km の細長い舌状を呈しており、黒目川右岸には朝霞台地が所在し、柳瀬川左岸には所沢台地が位置します。

野火止台地の崖線は、黒目川に面する地域は急峻ですが、柳瀬川に面する地域は比較的緩やかな傾斜となっています。台地と低地との高低差は 10～13m あります。

台地基部付近の標高は約 90m で、舌状の先端部付近は約 10m です。新座市内では、新堀三丁目の都県境付近が約 60m、東北一丁目の志木駅付近が約 18m、柳瀬川低地の新座一丁目付近が最も低く約 7m となっています。

野火止台地上には幾つかの小支谷がみられます。中でも顕著な支谷は、清瀬市中清戸付近に端を発し、新座市野火止三丁目に位置する平林寺の西方から北野一～二丁目付近を通り、志木市本町三丁目と朝霞市宮戸との境付近で荒川右岸の低地に落ちます。谷の幅は約 150～300m、高低差は 1.5～3m です。また、平林寺の裏山はこの谷との高低差が最大 11.6m あり、小高い丘状の地形になっています。

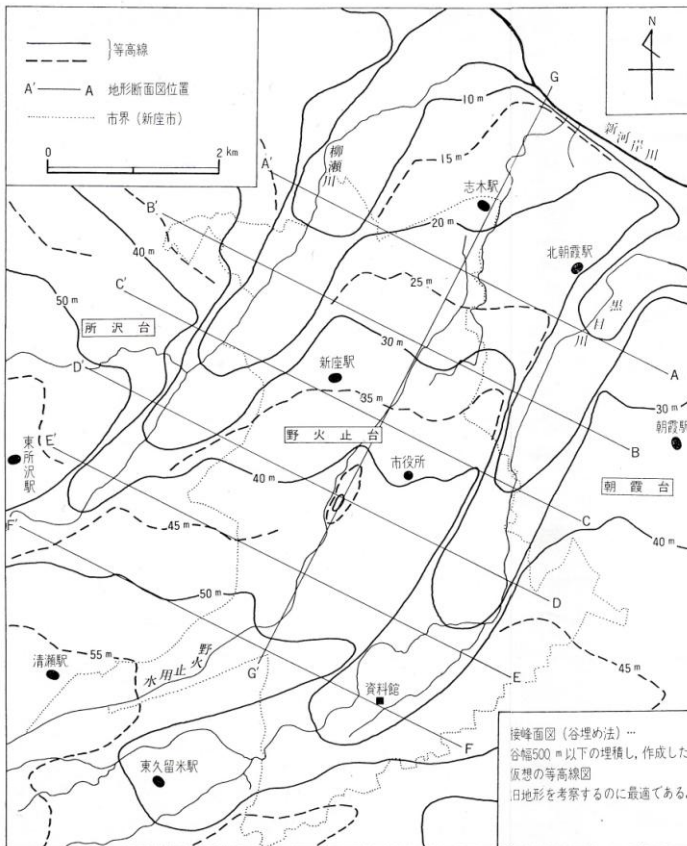


図 2-18 地形分類

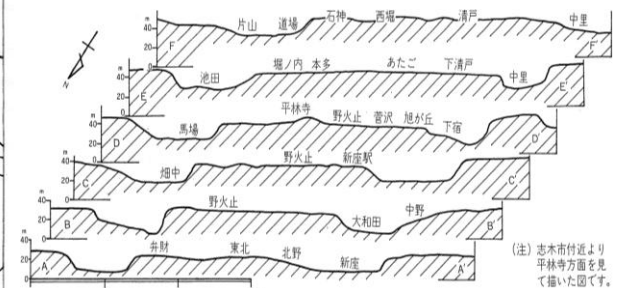


図 2-19 地形横断面図

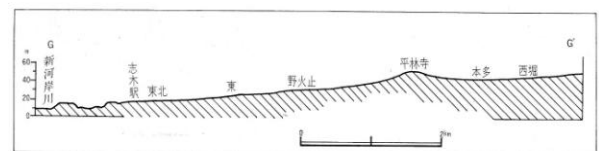


図 2-20 新座市付近の地形縦断面図
(北東—南西断面)

図 2-18,19,20 出典:『新座市史』第 1 巻自然・考古古代中世資料編

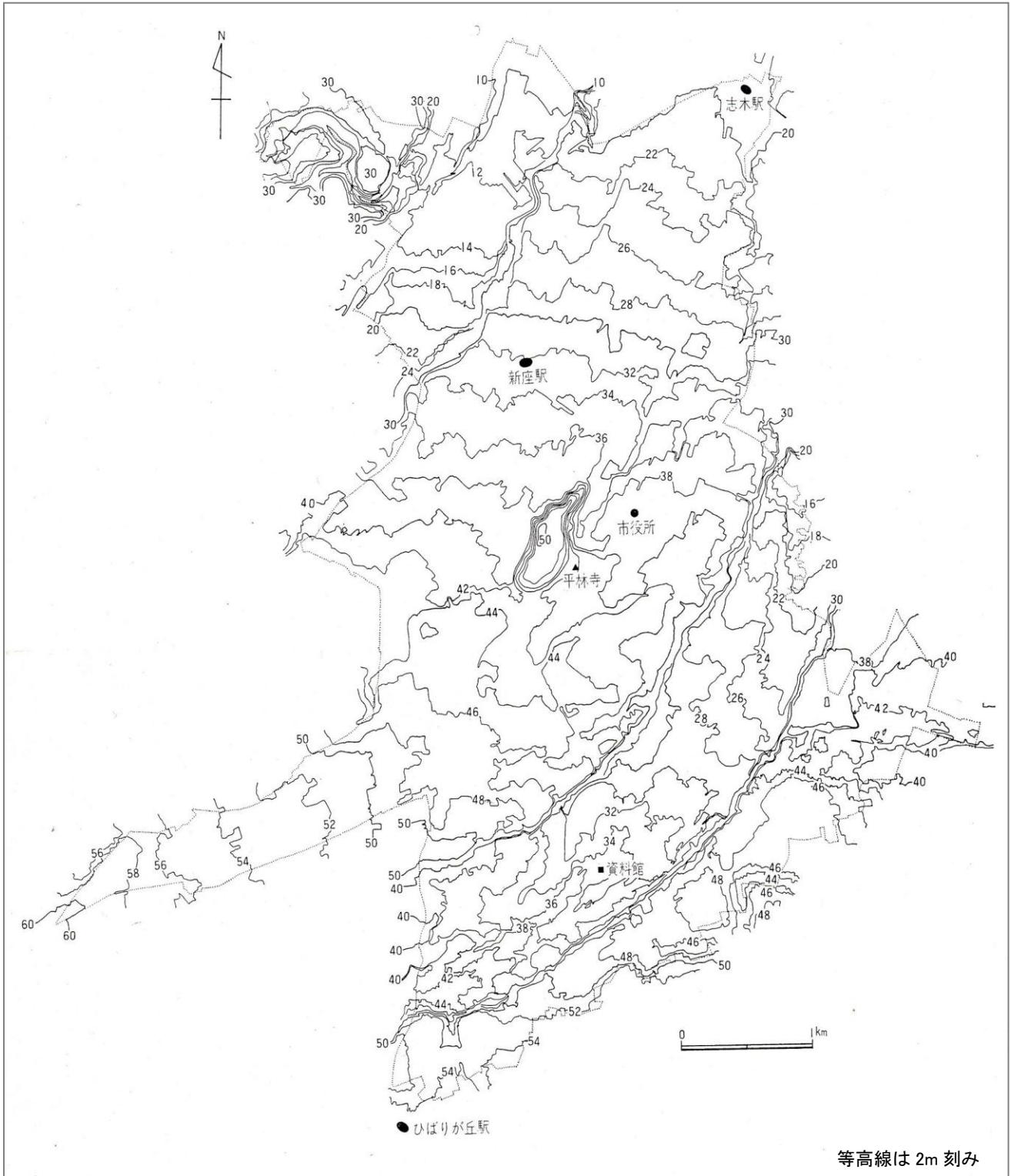


図 2-21 新座市の地形

出典:『新座市史』第 1 巻自然・考古古代中世資料編

(2) 地質

約 8 万年前から 5 万年前頃になると次第に気温が下がり海退が始まります。海退とともに河口は遠方に退き、古多摩川は今まで堆積した所沢れき層や基盤の東京層を侵食し、氾濫原に砂れきを堆積させながら広い扇状地を形成していきました。この時期に堆積した砂れきが一括して武蔵野れき層と呼ばれ、離水時期の差によって 3 時期の地形面が確認されています。

市役所東方、野火止団地～堀ノ内～石神に渡る地域は、野火止台地上でわずかに高く、下末吉ローム層のクリヨウカン軽石層より上のローム層部分が認められ、成増面に対比され、野火止 I 面と呼ばれています。志木駅周辺から市役所、清瀬駅に至る野火止台地に最も広く分布する野火止 II 面は、野火止 I 面より遅れて成立し、武蔵野台地に広く分布する武蔵野面に相当します。武蔵野ローム層の最下部以上のローム層をのせています。東北一丁目と志木市との境界から北野一・二丁目の境界、新座駅付近にかけて 30cm～1m 程度の段差があり北側が低くなっています。この地域が野火止 III 面で、東京軽石層 (TP) が直接れき層上にのっています。東京軽石層の下 1m 程の武蔵野ロームを欠き、中台面・本郷面に対比されます。台地中央部の平林寺には「平林寺山」と呼ばれる独立丘 (比高約 10m、標高 50m) があり、下末吉上部層が残る特徴的な地形を呈しています。

3 万年程前になると、ヴェルム氷期の海退も進み、離水状況が著しくなります。海面の低下に伴い、多摩川も下刻を増し、流域各地で河岸段丘を形成し、東京層を削り、谷を形成しました。柳瀬川・黒目川流域はともに古多摩川の延長川であり、旧氾濫原の段丘上に堆積した砂れきは、立川れき層に相当します。その後も河流のあるところは火山灰が流出していますが、離水したところには降下した火山灰が堆積しました。柳瀬川沿岸では、大和田一丁目・新座一丁目付近の崖より北側が立川面で、広く集落の分布する立川 I 面と、その北西方にわずかに低い立川 II 面が分布します。かつて水田であり、現在埋め立てられた住宅用地は 1 万年以降の沖積面です。黒目川沿岸では、池田二丁目・道場から栗原にかけて早くから集落の開けた畑作地帯は立川 I 面に相当し、馬場二・三丁目、堀ノ内二丁目周辺は立川 II 面に相当、I 面よりわずかに低く、河川改修前の沖積面とは 1m 以上の比高で接していました。立川 I 面は立川ローム層全部を有し、立川 II 面は下部の黒色帯 (ブラックバンド) を欠くので、下限が 2 万年余と 1 万年の差異があるようです。

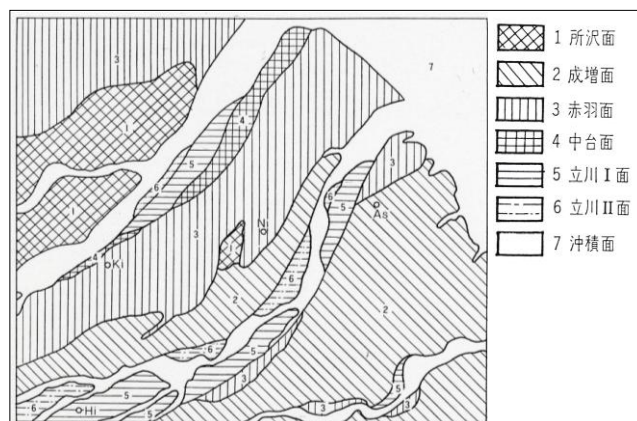


図 2-22 新座市付近の地質

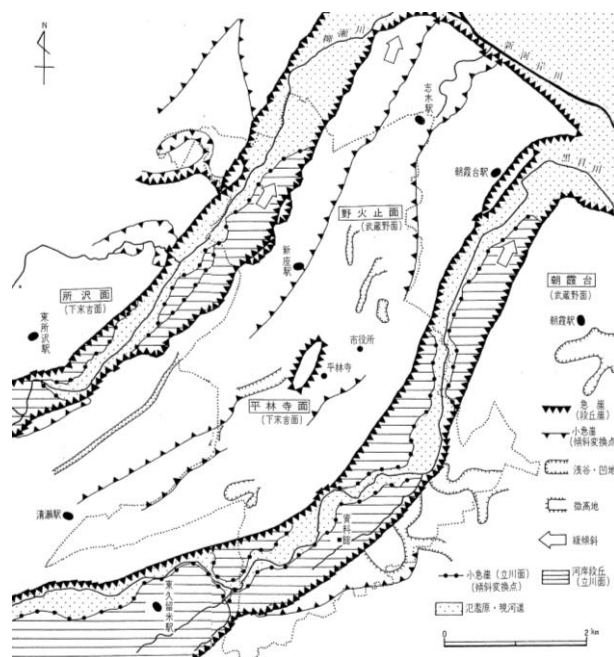


図 2-23 地質

図 2-22, 23 出典:『新座市史』第 1 巻自然・考古
古代中世資料編

(3) 水系

ア 水系

野火止台地の西側を流れる柳瀬川は、埼玉県所沢市内の山口貯水池(狭山湖)と東京都東大和市内の村山貯水池(多摩湖)に水源を持ち、狭山丘陵に形成された開析谷の中を蛇行しつつ、途中東川や空堀川等と合流して東京都清瀬市と所沢市の境を直線的に流れ、新座市内を北東流し、志木市本町の志木市役所付近で荒川の支流である新河岸川と合流します。川の全長は 19.45km、流域面積は 77.37km²の一級河川です。

野火止台地の東側を流れる黒目川の水源地は、東京都小平市・東村山市・東久留米市の三市境に位置する小平霊園内にあった湧水池に求められていましたが、現在では東久留米市柳窪四丁目西方のサイカチ久保の湧水池が水源とされています。流れは、東村山市内に水源が求められる出水川や楊柳川・小平排水溝等と合流して水量を増し、東久留米市浅間町二丁目北方で、東久留米市八幡町二丁目の八幡神社境内の湧水を源流とする落合川や東久留米市南沢三丁目付近の湧水を源流とする立野川等と合流し、新座市内に入ります。緩やかな蛇行を繰り返し北東流しながら朝霞市内に入り、浜崎と岡との境付近で流路を東に変え、朝霞市田島で新河岸川に合流します。川の全長 14.48km、流域面積 30.79km²の一級河川です。

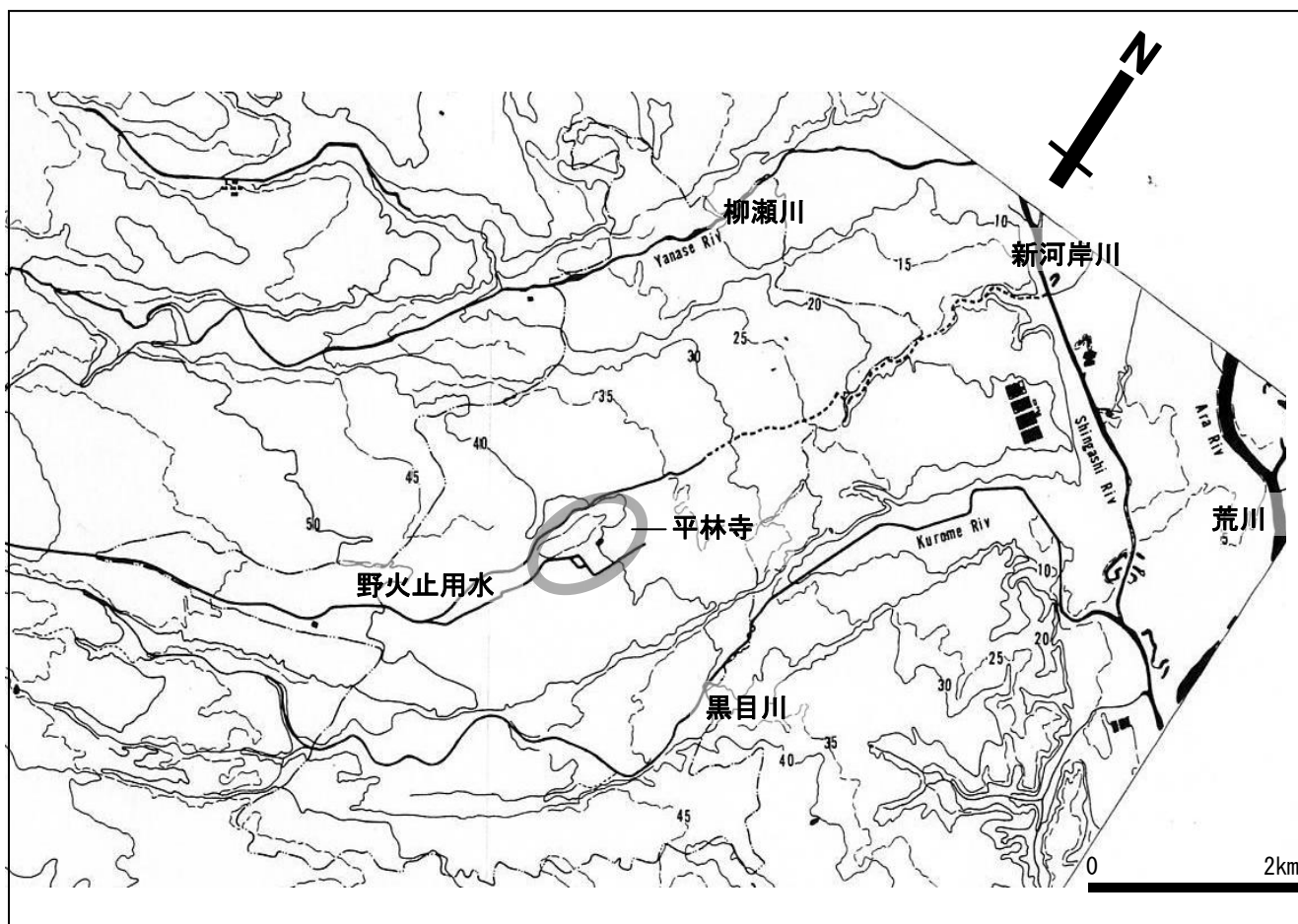


図 2-24 水系

出典:『埼玉県指定史跡野火止用水本流発掘調査報告書』

イ 地下水系

野火止台地における地下水については、新座市史調査報告書 8『野火止台地の地下水系統—故吉村信吉博士遺稿論文(昭和19年起稿)—』(昭和59年(1984)3月)に、以下のようにまとめられています。野火止台地の起伏は小さいので、台地上では地下水面の深さによって地下水の状況をうかがうことができます。地下水面は、最も浅いものは台地原面下 4~7mにあります。この地下水面は野火止東部及び平林寺付近やその南西に広く分布しています。浅い窪地にあつては地形が低いので地下水面の深さは 3.5mに過ぎず、地下水に乏しい本台地においてはオアシスのような感があります。このほか八軒、下田、下ノ原、浜崎境、北野、泉水等にも点々と見られます。中位の地下水の深さは9~16mです。台地西方の地下水が少し浅いのは、ほぼ台地の長軸に沿って低い段丘崖があつて地形が低いからです。東部の深さは12~16mです。この地下水は最も広く分布しています。

宙水に関しては、平林寺宙水域は長さ 2.1km、最大幅 0.9kmで武蔵野台地最大の宙水域であり、野火止宙水域は長さ 1.3km、幅 200m以上あります。また、野火止以北にも所々に小宙水域があり、北野にも宙水があります。

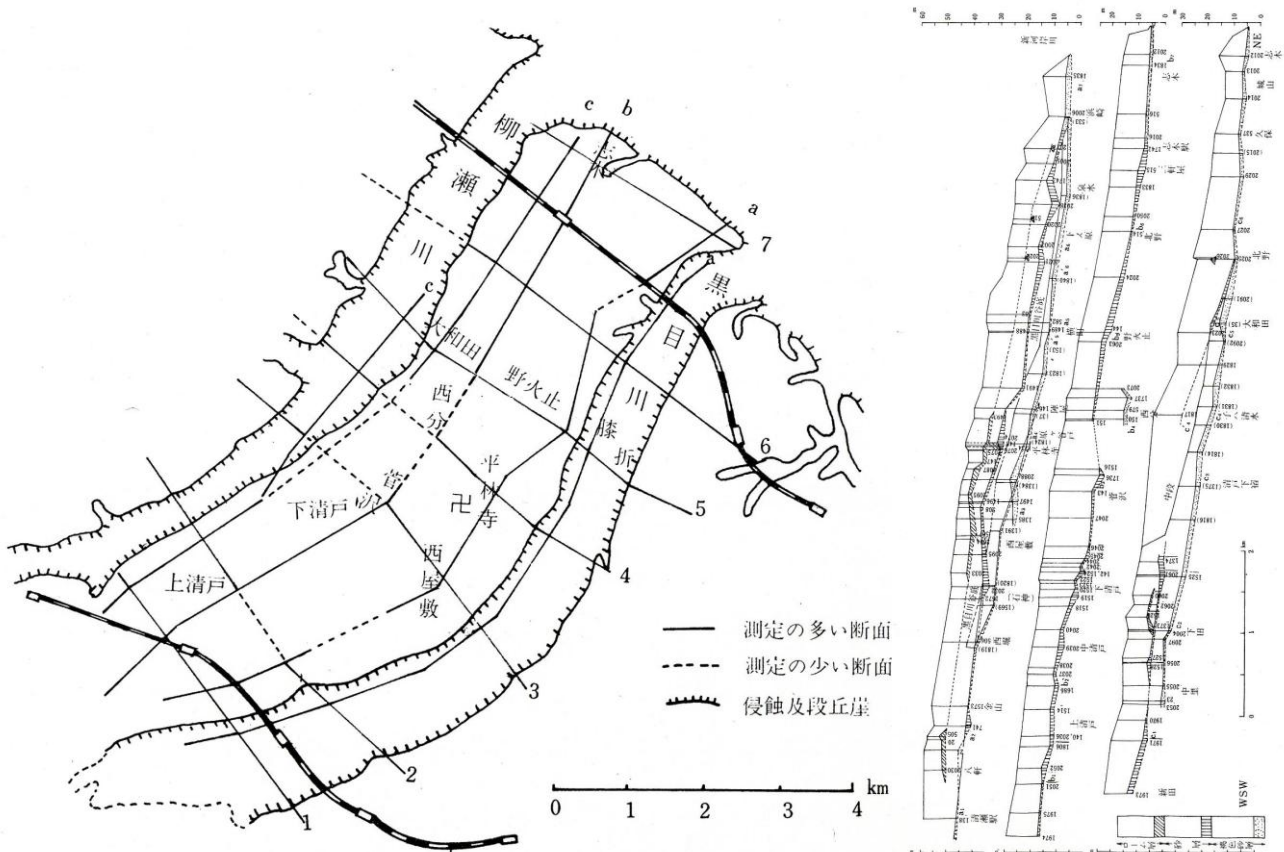


図 2-25 野火止台地の地下水系

出典:『野火止台地の地下水系統』(昭和59年(1984))

(4) 水質

平成 22 年度の水質調査結果(表 2-7)から、以下のことが言えます。

「生活環境の保全に関する環境基準」及び「人の健康の保護に関する環境基準」の適合状況では、野火止用水は「生活環境の保全に関する環境基準」の類型指定を受けていませんが、参考として野火止用水の流入先である新河岸川の類型(D 類型)と比較しました。適合状況は、全ての地点において調査全項目が環境基準に適合していました。

なお D 類型とは、利用目的の適応性に応じて選ばれ、工業用水 2 級(薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの)、農業用水、及び工業用水 3 級(特殊の浄水操作を行うもの)、環境保全(国民の日常生活において不快感を生じない限度)に当たります。

水質の季節変動を見ると、pH は、夏期に比べ冬期に低い数値を示す傾向が見られました。BOD は、ほぼ横ばいの傾向を示しています。SS は、都県境及び西堀分岐点において夏期に比べ冬期に低い数値を示し、保全区間終了点では、ほぼ横ばいでした。DO は夏期に比べ冬期に高い数値を示しています。(表 2-7,8)

平成 16 年度から 21 年度までの水質の変化を表 2-8 に示します。この間においては、大きな変化は見られません。

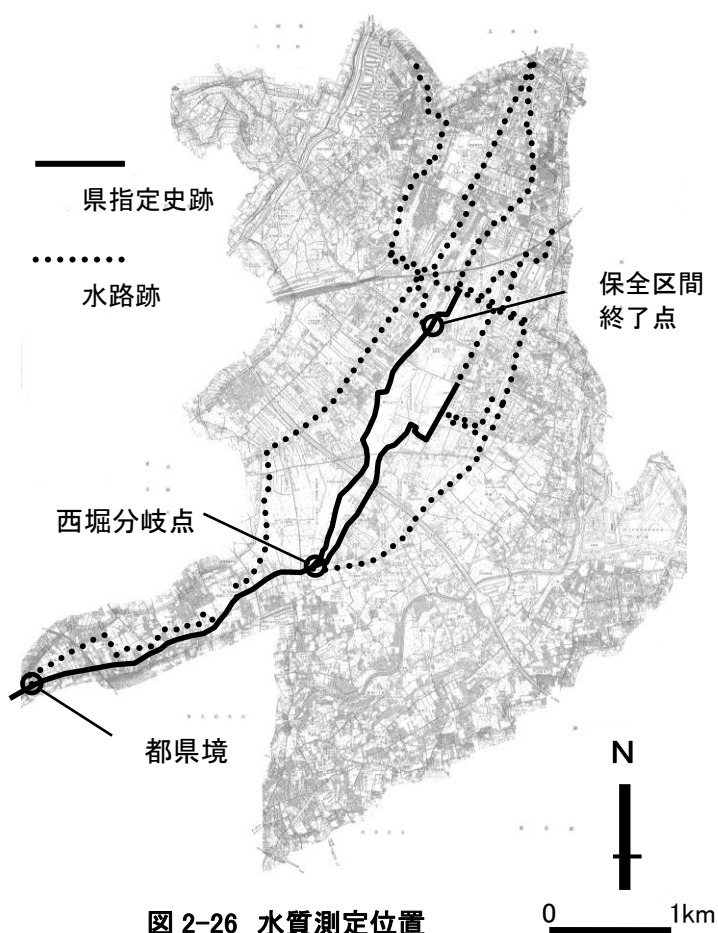


図 2-26 水質測定位置

(5) 災害歴

近年の地震災害では、大正 12 年(1923)9 月 1 日の関東大震災、昭和 6 年(1931)9 月 21 日の記録があります。風水害では、昭和 22 年(1947)のキャサリン台風、昭和 23 年(1948)のアイオイ台風、昭和 24 年(1949)のキティ台風、昭和 33 年(1958)の狩野川台風、昭和 41 年(1966)の 4 号台風、昭和 46 年(1971)の台風 23 号・台風 25 号・台風 29 号という連続的襲来等による柳瀬川と黒目川流域の被害が、記録として残されています。野火止用水に関する局地的災害の記録は残されていません。

表 2-7 平成 22 年度(2010)野火止用水の水質

調査地点		都県境		西堀分岐点		保全区間終了点	
測定日(西暦/月/日)		2010/ 7/20	2011/ 1/20	2010/ 7/20	2011/ 1/20	2010/ 7/20	2011/ 1/20
採水時間		10:25	10:30	9:50	9:55	9:15	9:20
調査項目	水素イオン濃度pH	7.7	7.4	7.7	7.4	7.6	7.5
	生物化学的酸素要求量 BOD(mg/L)	0.8	0.7	1.1	1.2	1.0	1.0
	浮遊物質 量 SS(mg/L)	11	4	34	7	4	5
	大腸菌群数(MPN/100mL)	11,000	24,000	79,000	4,900	49,000	7,900
	溶存酸素量 DO(mg/L)	7.6	10.4	6.4	11.2	8.3	11.9
	陰イオン界面活性剤 MBAS(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	全窒素(mg/L)	9.4	8.7	8.8	8.5	8.6	10
	亜硝酸性窒素(mg/L)	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	硝酸性窒素(mg/L)	8.8	8.0	8.0	7.8	8.0	9.1
	ケルダール窒素(mg/L)	0.61	0.68	0.81	0.72	0.61	0.83
	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素 mg/L)	8.8	8.0	8.0	7.8	8.0	9.1
	全磷(mg/L)	0.22	0.27	0.30	0.23	0.24	0.24
流量(m ³ /s)	0.079	0.073	0.042	0.069	0.032	0.084	

出典：環境対策課

表 2-8 水質の変化

(単位：BOD、DO、SS=mg/L)

測定年度	平成 16 年 (2004)	平成 17 年 (2005)	平成 18 年 (2006)	平成 19 年 (2007)	平成 20 年 (2008)	平成 21 年 (2009)
水素イオン濃度(pH)	7.4	7.5	7.5	7.7	7.6	7.7
生物化学的酸素要求量(BOD)	1.6	2.0	2.2	1.2	1.1	1.2
溶存酸素量(DO)	9.2	10.1	9.1	9.8	9.6	9.4
浮遊物質 量(SS)	3.2	25.0	33.0	26.0	22.0	9.0
大腸菌群数(MPN/100mL)	16.3 × 10 ⁴	5.2 × 10 ⁴	28.0 × 10 ⁴	13.0 × 10 ⁴	21.5 × 10 ⁴	13.7 × 10 ⁴

注) 測定数値は pH、DO、SS、大腸菌群数は年度平均値、BOD は 75%値である。

出典：『統計にいざ』

(6) 植物・植生

ア 野火止用水沿いの植物相

昭和 48 年(1973)に野火止用水文化財調査団によって行われた調査のうち、野火止用水周辺における植物調査は、田島輝臣によって行われました。また、部分的な調査になりますが、日本住宅公団関東支社による野火止団地開発に伴い、建設に先駆けて行われた平林寺及びその周辺の自然環境に及ぼす影響調査の報告書が、昭和 51 年(1976)8 月に刊行され、「第4章 平林寺の緑—その造林学的考察—」(川名明)、「第5章 動物(野鳥、昆虫等)の生態現況調査と団地開発による動物への影響」(阿部学)の「野火止台地一帯の植物相の項に、平林寺及びその周辺の植物相、動物相(野鳥、昆虫など)がまとめられています。

概況調査では、平成 3 年(1991)3 月に、本多二丁目史跡公園横、用水分岐点から野火止四丁目の国道 254 号までの野火止用水沿いの木本類調査が、新座市文化財調査協力委員の後藤繁によって行われました。平成 6 年(1994)8 月から 9 月には、国指定天然記念物平林寺境内林の一部で現在の野鳥の森(県有地)及び野火止用水沿いの植生調査が行われています。平成 8 年(1996)3 月 20 日には、平林寺西側の野火止緑道から西堀分岐点付近までの野火止用水沿いの動植物概況調査が巢瀬司によって行われました。平成 9 年(1997)3 月 29 日には、こもれび通りから本多緑道までの野火止用水沿いに見られる野草調査が、後藤繁によって行われています。

野火止用水は昭和 49 年(1974)から 53 年(1978)に野火止用水復原対策事業、昭和 59 年(1984)から 63 年(1988)に野火止用水清流対策事業という二つの清流復活事業が行われました。水路法面の保護を目的にリュウノヒゲやササ類が植栽され、人々や車両等の転落防止や水路法面への出入りを制限し、遊歩道と民地との境の植え込みとしてサツキやオオムラサキツツジ、ベニカナメモチ等が植えられました。また、市の木・市の花として用水敷きにはモミジやコブシが植栽されました。

市単独事業による緑道や遊歩道整備事業では、サクラやヤエザクラ、ヤマブキ、ドウダンツツジ等が植えられました。整備事業等により植栽された植物のほかに、アジサイやシャガ、キショウブ、ヒガンバナ、ヤブラン、スイセン、コバノギボウシ等が、個人やグループによって緑道や遊歩道に沿って植栽された地域もあります。

平成 22 年(2010)には国道 254 号と県道新座・和光線間の用水が整備され、野火止用水敷きや水路法面、緑道や遊歩道沿いには各種の樹木・草本類が植栽されました。

サツキやツツジ、リュウノヒゲ(ジャノヒゲ)等を均一に植栽し、モミジやコブシを等間隔に植えることは公園の植栽と同様であり、二次的自然の景観を保っているとはいえません。また、宅地・工場用地・荒地では、従来見られた畑地の草本類が、次第に外来植物に置き換えられつつあります。市の保存樹木ケヤキ等も数を減ずるとともに孤立化し、雑木林や屋敷林は切り開かれ、急激な都市化に伴い、植生は大きく変化し、伝統的な景観は急速に失われつつあります。

整備以後に生じた外来植物や在来植物と植栽植物が混在し、定期的な草刈りや剪定・伐採が行われている用水の岸辺が現在の用水の景観です。そこで、過去における整備等によりどのような植栽が行われたかを表 2-9 で示します。

表 2-9 野火止用水沿いの主な植栽植物

	ゾーン	植栽の区分	樹種等
本 流	新堀三丁目 約 870m	高木	コブシ、モミジ
		中低木	サツキ、ベニカナメモチ
		地被類	アヤメ、リュウノヒゲ、ササ類
	新堀二丁目 約 500m	高木	モミジ
		中低木	サツキ、ベニカナメモチ
		地被類	リュウノヒゲ、ササ類
	新堀一丁目 約 380m	高木	サクラ、モミジ
		中低木	サツキ
		地被類	リュウノヒゲ、ササ類
	西堀二丁目 約 750m	高木	サクラ、ヤナギ、モミジ
		中低木	サツキ
		地被類	
	西堀一丁目 約 600m	高木	モミジ、コブシ、サルスベリ
		中低木	サツキ、オオムラサキツツジ
		地被類	
	本多一丁目 約 1,100m	高木	サクラ、ヤエザクラ、モミジ
		中低木	ヒイラギナンテン、サツキ
		地被類	オカメザサ
	野火止二丁目 約 260m	高木	未整備
		中低木	未整備
		地被類	未整備
野火止三丁目 約 1,150m	高木	サクラ、シダレザクラ、キンモクセイ	
	中低木	ヤマブキ、サツキ、オオムラサキツツジ、ドウダンツツジ、アジサイ	
	地被類	シャガ、ヒガンバナ、ヤブラン、キショウブ	
野火止四丁目 約 400m	高木	サクラ	
	中低木	アジサイ、サツキ、ツツジ	
	地被類		
野火止六、七 丁目 約 500m	高木	ソメイヨシノ、カワヅザクラ、コナラ、イロハモミジ、エゴノキ、サルスベリ、コブシ、ハナミズキ、ヤマモミジ、ヤマボウシ、キンモクセイ、ベニカナメモチ、サンシュウ、ハナモモ、ロウバイ、トサミズキ、ネムノキ、ナナカマド	
	中低木	ガクアジサイ、ヤマハギ、ヤマブキ、ドウダンツツジ、ヒラドツツジ、オオムラサキツツジ、サツキ、ツツジ、クリシマツツジ、アキグミ、ユキヤナギ、ネコヤナギ、コリヤナギ、センリョウ、マンリョウ	
	地被類	ツワブキ、ヤブラン、ヒメシャガ、セキショウ、ヨモギ、ユキノシタ	
平 林 寺 堀	本多一丁目 約 1,120m	高木	コブシ、サクラ、モミジ
		中低木	サツキ、ドウダンツツジ、レンギョウ
		地被類	
	野火止二丁目 約 400m	高木	サクラ、コブシ、モミジ
		中低木	
		地被類	
	野火止三丁目 約 1,120m	高木	サクラ、モミジ
		中低木	
		地被類	スイセン、コバノギボウシ

	ゾーン	植栽の区分	樹種等
整備 流 路	野火止六丁目 約 500m	高木	アラガシ、ヤマボウシ、シャラ、サルスベリ、ヤマモミジ、コナラ、ソヨゴ、タワラグミ、アセボ、キンモクセイ、セイヨウバクチノキ、コブシ、トサミズキ、エゴノキ、ヒメシャラ、モミジ
		中低木	ユキヤナギ、クチナシ、オオムラサキツツジ、クルメツツジ、サツキ、ヤマブキ、クリシマツツジ、アジサイ、ドウダンツツジ
		地被類	ツワブキ、ヤブラン、フッキソウ、セキショウ、ギボウシ、ヒペリカムカリシナム

平成 22 年度(2010)に実施した野火止用水の自然環境調査により確認された植物は、7 地点で 79 科 264 種でした。これに既存資料で確認されている 35 科 77 種を加えると、81 科 292 種となります(表 2-10)。

対象地は、全体に開けた明るい環境が多く、植物の生育環境としては比較的単純です。そのため、スギナ、イヌワラビ、エゾノギシギシ、セイタカアワダチソウ、ハルジオン、メヒシバ等の明るい場所を好む荒地雑草や、ヒヨドリジョウゴ、サルトリイバラ、カラスウリ等の林縁を好むツル植物等が多く見られました。また、各種整備事業等により植栽されたヤマブキ、ジャノヒゲ属の園芸品種等の栽培種が多いことも特徴であるといえます。

一方で、特に下流側では本多のコナラ林や平林寺境内林といった大規模な樹林地が隣接し、タチツボスミレ、アズマネザサ、ヒメカンスゲ、ギンランといった雑木林等の林内を生育の中心とする種も見られました。また、ナガバヤブソテツ、ベニシダ、オクマワラビ、ヤマイタチシダといった暗い環境を好むシダ植物も、素掘り水路の壁面や常緑樹の下等に局所的に生育していました。

貴重種として、ギンランとタカネマスカサとアマナが確認されました(表 2-11)。また、貴重な植物群落として、本多のコナラ林と平林寺境内林があります(表 2-12)。

表 2-10 確認植物種の内訳

(資料編参照)

分類		現地調査		既存資料 (水路内)		合計		
シダ植物門		9科	26種	4科	4種	9科	26種	
裸子植物門		1科	1種	0科	0種	1科	1種	
被子 植物門	双子葉 植物綱	離弁花類	42科	111種	15科	27種	43科	120種
		合弁花類	17科	59種	10科	26種	18科	70種
	単子葉植物綱		10科	67種	6科	20種	10科	75種
計		79科	264種	35科	77種	81科	292種	

表 2-10 出典:『野火止用水自然環境調査及び平林寺林泉境内調査』(平成 23 年 3 月)

表 2-11 貴重種の一覧

(資料編参照)

No	種名	学名	埼玉県RDBランク	備考
1	タカネマスクサ (カヤツリグサ科)	<i>Carex planata</i>	絶滅危惧Ⅱ類	調査地点No.7
2	ギンラン (ラン科)	<i>Cephalanthera erecta</i>	絶滅危惧ⅠB類	調査地点No.7
2	アマナ (ユリ科)	<i>Tulipa edulis</i>	絶滅危惧ⅠB類	既存資料

表 2-12 野火止用水・平林寺周辺の希少な植物群落

群落の位置	群落名	植生の種類	ランク	備考
新座市 本多	本多のコナラ林	コナラ群落	消滅の危険が増大して いる群落	
新座市 野火止	平林寺境内林	コナラ群落 アカマツ群落	現時点で消滅する危険 性は少ないが、減少傾向 が継続した場合消滅の 危険性が生じる群落	国指定 天然記念物

表 2-11,12 出典:『野火止用水自然環境調査及び平林寺林泉境内調査』(平成 23 年 3 月)



図 2-27:タカネマスクサ(左)、ギンラン(右)

出典:『野火止用水自然環境調査及び平林寺林泉境内調査』(平成 23 年 3 月)

イ 国指定天然記念物平林寺境内林

平林寺は野火止用水に沿ったいわゆる武蔵野にある禅寺であって、近時急速に開発された東京近郊において今なお静寂な雰囲気を保っています。約 40ha の境内には武蔵野の二次林であるクリ、コナラ、クヌギ、アカマツの林が残存し、一部林床はクマザサに覆われています。多摩丘陵以東のいわゆる武蔵野において今日ほとんどみられないクリ、コナラを中心とした自然の残されたものとして貴重です。アカハラ、ルリビタキ、アオゲラ、カケス等各種の鳥類約 40 種が繁殖地あるいは中継、越冬地として利用しています。

天然記念物に指定されて以来、武蔵野野鳥の会・平林禅寺の自然と文化を守る会が、境内林の木本調査、草本調査、動物・昆虫類の所在確認調査、カラスの飛来数調査等の各種調査を行ってきています。境内林は、コナラを主体とする林、アカマツを主体とする林、スギを主体とする林、モウソウチクを主体とする林、建物周辺の庭園樹木を主体とする地域等に大別できます。平成 12 年(2000)の調査では、60 科 162 種の本木類が確認され、平林寺の植生を特徴づける優占度の高いものが 11 種、特徴づけるが優占度の低いものが 20 種、庭園樹木として建物周辺に植栽されている樹木が 11 種、庭園区域以外に植栽又は植林された樹木が 43 種、元々は植栽種ですが鳥等によって種子が散布され林内に自生が認められるものが 85 種でした。

雑木林は農業の営みとともに、農用林として維持管理され、薪炭や堆肥を作り出す場として暮らしに密接に関わってきましたが、近年、生活様式の急変により農用林としての雑木林は価値を失って放置され、林床にはササ類が繁茂し、植生遷移が進み構成種が変化しつつあります。

このような状況を踏まえ、新座市では、野火止用水(本流)に隣接する総合運動公園内緑地(本多のコナラ林)において、萌芽更新による雑木林の管理手法を取り入れ、実施しています(図 2-28)。



図 2-28 萌芽更新の取組

(7) 動物

ア 陸上動物

市内で鳥類が多く見られる場所は、平林寺境内のほか、段丘崖に残されている林地と平地に残る雑木林等です。しかし、これらの林地の減少とともに鳥類の数は激減しています。平林寺境内林はカラスのねぐらとして、多い時には 1 万羽を越えた時期もあり、「サラリーマンカラス」として知られました。多くはハシブトガラスですが、ハシボソガラスも見られます。イタチ等の小哺乳動物は全く姿を消していますが、タヌキが市内の各地で目撃され、平林寺境内でも目撃されています。比較的に見られるのがモグラ類であり、イエネズミやドブネズミ等の有害小動物が宅地化とともに移り住むようになってきました。かつて数多く見られたシマヘビやアオダイショウ等のヘビ類、アマガエルやヒキガエル等のカエル類も急激に姿を消しています。また、生態系が乱されたためか、昭和 60 年(1985)に国指定天然記念物平林寺境内林においてヤマダカレハが異常発生しました。

表 2-13 聞き取り調査等による昭和 20 年代の野火止用水とその周辺で見られた生き物

	呼び名
魚類	ゲバチ(ギバチ、ギンギョバチ、ギギ)、アカツバラというハヤ(アカハラ(ハヤ))、バカツパヤ(ヤマベ)、ハヤ、アユ、タナゴ、ドジョウ、オカンコドジョウ、ウナギ、ナマズ、クチボソ、ダボハゼ、コイ、フナ、カジカ、メダカ
貝類	シジミ、カワニナ、タニシ、カラスガイ
甲殻類	サワガニ、ザリガニ、カニ、カワエビ
爬虫類	カガミツチョ(トカゲのこと)、ヘビ、シマヘビ、ヤマカカシ、ジムグリ、アオダイショウ
両生類	カエル、オタマッコ(オタマジャクシのこと)、アカガエル、アオガエル、シマガエル、ガマ(ガマガエル)、ヒキガエル、ヤモリ、トノサマガエル、イボガエル、アマガエル
昆虫類等	カブト、サイカチ、オオクワガタ、コクワガタ、ゲンゴロウ、ホタル、ゲンジ、ヘイケ、ミズスマシ、カミキリ、ニラムシ、カナブン、クロアゲハ、オオムラサキ、キアゲハ、ムラサキアゲハ、アゲハ、モンシロ、モンキ、シジミ、シャクトリムシ、ヤブツカ、ボウフラ、ブユ、アブ、アシナガバチ、ジバチ、スズメバチ、ミツバチ、ベンジョバチ、アブラゼミ、ミンミンゼミ、カナカナ、マツゼミ、アメンボ、バッタ、トノサマバッタ、コオロギ、ベンジョコオロギ、マツムシ、スズムシ、キリギリス、ガチャガチャ、オケラ、カネタタキ、トンボ、ギンヤンマ、オニヤンマ、オオヤマトンボ、ヤンマ、シオカラ、イトトンボ、オハグロトンボ、アカトンボ、トカゲ(カマキリのこと)、ハサミムシ、カゲロウ、クモ、ジグモ、デンデンムシ
鳥類	タシギ、カワセミ、ヤマシギ、キジ、ムクドリ、アイガモ、カルガモ、カッコウ、コゲラ、オナガ、ヒバリ、モズ、ウグイス、メジロ、ホオジロ、コジュケイ、スズメ、ツバメ、ヒヨドリ、トンビ、ノズリ、シラサギ、ハト、キジバト、カモ
哺乳類	ムジナ、イタチ、キツネ、タヌキ、ネズミ、モグラ、ノネズミ、ドブネズミ、ノウサギ

出典:

『新座市史』第 4 巻民俗編「思い出の民俗」 埼玉県新座市 昭和 61 年(1986)2 月 15 日

『野火止用水講座記録集 新座市立歴史民俗資料館事業経過報告(別冊)〈講座記録〉』「1. 用水をめぐる人々—近・現代の証言」 歴史民俗資料館 昭和 62 年(1987)3 月 30 日

『伝承文化記録集「水利用の生活と技術」水車(Ⅰ)』 新座市立歴史民俗資料館 平成 5 年(1993)3 月 27 日

「水利用の形態と伝承」平成 6 年(1994)から 9 年(1997)にかけて生涯学習課が野火止用水を中心に行った聞き取り調査の資料

平成 18 年(2006)5 月 23・24 日、野火止用水文化的景観に関する調整に訪問した際の会話内容をまとめた資料

※ 調査により得た名称は、原文のままとし、()内は、他の話者の名称を加えた。また、(～のこと)は名称について確認した一般名称

イ 水生生物

昭和 59 年(1984)から実施された野火止用水清流対策事業による流れが復活した後、徐々にコガタシマトビゲラ等の水生昆虫が生息するようになったとともに、付近の住民等によって金魚やコイの放流が行われました。昭和 60 年(1985)2 月になって一部の流域で不快昆虫であるユスリカの大発生が起り、苦情が寄せられました。東京都では、5 月になってユスリカ対策の一環として、幼虫の天敵であるコイ、フナ、モツゴ、ドジョウ約 5 千匹の放流が行われました。このような経緯がありましたが、平成 22 年度(2010)に自然環境調査を実施した結果、魚類は調査地点全体で 1 目 1 科 5 種を確認しました(表 2-14)。確認された魚類は、河川の中・下流域に一般的に生息する種でしたが、外来生物法で要注意外来生物に指定されているタイリクバラタナゴも確認されました。また、底生生物は調査地点全体で 7 綱 14 目 23 科 43 種を確認しました。分類群別では昆虫綱が 31 種で全体の約 72%を占め構成の主体となっていました。現地調査で確認された魚類及び底生生物から下表に示す選定基準で貴重

種の選定を行った結果、「埼玉県レッドデータブック 2008 動物編」で絶滅危惧Ⅱ類に指定されているオオシロカゲロウ、準絶滅危惧に指定されているカワコザラガイ、絶滅のおそれのある地域個体群に指定されているナミウズムシの3種が確認されました。

表 2-14 魚類調査結果

(資料編参照)

No	目名	科名	和名	学名	No.1		No.2		No.3		No.4		No.5		No.6		No.7	
					夏季	秋季	夏季	秋季	夏季	秋季	夏季	秋季	夏季	秋季	夏季	秋季	夏季	秋季
1	コイ	コイ	コイ	<i>Cyprinus carpio</i>	2	1	4	2	2							1		
2			コイ(ニシキゴイ)	<i>Cyprinus carpio</i>		2		1							1			
3			タイリクバラタナゴ	<i>Rhodeus ocellatus ocellatus</i>		1												
4			オイカワ	<i>Zacco platypus</i>									2				1	
5			カワムツ	<i>Zacco temminckii</i>	10	3	1	5	10	2	1	3	30	3	30	3		
			個体数		12	7	5	8	0	12	2	1	3	32	4	31	3	1
			種類数		2	4	2	3	0	2	1	1	1	2	2	2	1	1

出典:『野火止用水自然環境調査及び平林寺林泉境内調査』(平成 23 年 3 月)

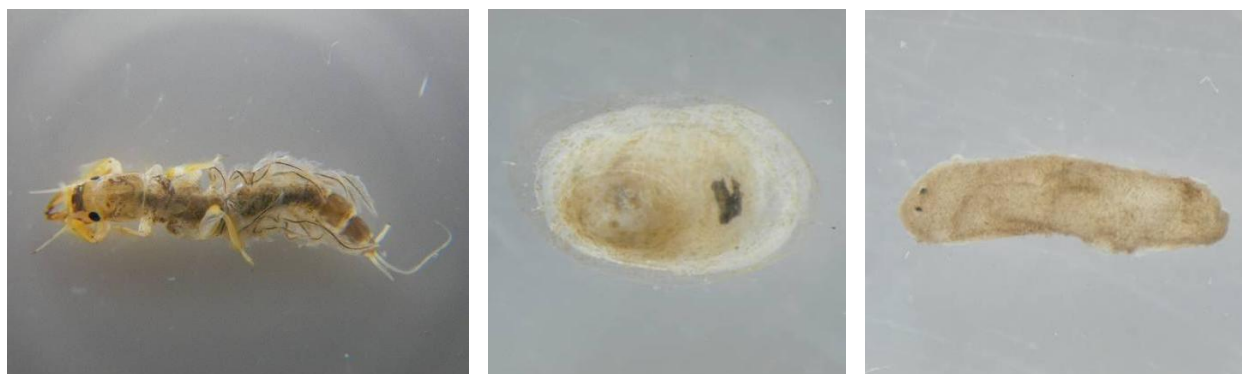


図 2-29:オオシロカゲロウ(左)、カワコザラガイ(中)、ナミウズムシ(右)

出典:『野火止用水自然環境調査及び平林寺林泉境内調査』(平成 23 年 3 月)

(8) 野火止用水によってもたらされた生物

表 2-9、13 等でみてきたような野火止用水に生息する生物は、多摩川の水が玉川上水を下り野火止用水に流れ込んでいた当時は、玉川上水と一致していたと考えられます。水辺の生態系として特徴的なものとは言えませんが、本来、水の乏しい台地中央部にこのような生態系は展開しません。野火止用水が開削されなければ、ここには存在し得ない生物であり、特徴的な種こそ存在しないものの、台地上にこのような動植物が存在すること自体が特徴的な現象と捉えられます。

後述する昭和 20 年代の証言にもあるように、野火止用水にはホタルが生息していましたが、汚濁化とともに見られなくなりました。現在、ホタル復活の市民活動もありますが、そもそも野火止用水が存在しなければ、台地中央部でホタルを見ることすらできなかったでしょう。ごく当たり前に水辺の景観を享受していますが、野火止用水開削以前にこのような光景が存在したとは考えられません。

3 かつての暮らしと野火止用水

(1) 用水を利用した生活の証言と写真

かつての暮らしに関する聞き取り調査の結果と写真から、昭和時代前半まで生活水として利用されていた野火止用水の姿を見ていきます。

資料【A】:『野火止用水をめぐる人々ー近・現代の証言ー』(昭和 62 (1987)年 3 月) T 氏(新堀川・明治 28 年(1895)生)、H 氏(陣屋堀・大正 15 年(1926)生)、I 氏(平林寺堀・明治 42 年(1909)生)、A 氏(本流(志木市)・大正 11 年(1922)生)による座談会から

資料【B】:『伝承文化記録集 水利用の生活と技術 水車(Ⅱ)』(平成 3 年(1991))の H・T 氏による「野火止用水(菅沢堀)について」から

資料【C】: 16mm 映画『野火止に町あり』から(昭和 30 年(1955)公開、撮影時期は昭和 20 年代)

資料【D】:新井康一『野火止用水』から(昭和 27~29 年(1952~54)頃撮影)

資料【E】:『野火止用水講座記録集』(昭和 62 年(1987)3 月)

資料【F】:新座市教育委員会所蔵資料(昭和 30~40 年代撮影)



図 2-30-1 屋敷前の用水 (昭和 40 年代)【F】



図 2-30-2 道路脇を流れる用水【D】



図 2-30-3 ドンドン【D】



図 2-30-4 呼び井戸(竹管で用水を引きこんだ溜め池)【E】



図 2-30-5 平林寺の門前【C】

ア 用水の呼び方

- ・ 明治時代終わりの頃は、野火止用水ではなく「新堀川」と呼んでいた。その前は八軒堀と呼んでいた。松平信綱が新田開発をした頃は周りに 8 軒しか家がなかったから。(T 氏)【A】

イ 用水の設備

- ・ 水路は土の素掘りで、石やコンクリートは使われていなかった。【B】
- ・ 川は、ところどころにある「ドンドン」という堰で流れを仕切られていた。約 20cm の落差を乗り越えて、無数の泡を踊らせていた。小魚や巻貝がたくさんいた。ドンドンは木作りで長持ちした。【B】
- ・ 北側の家では、川から 100m も離れているため、ほとんどの家が「呼び井戸」という池を持っていた。【B】
- ・ 川沿いに水車もあった。水車は主に製粉に利用していた。野火止台地は小麦の生産地だったので、うどんがおいしかった。(I 氏)【A】

ウ 日常的な利用

- ・ 野火止用水は農家の生活水として利用されてきた。飲料水、洗濯、農産物の洗い、動力として、防火用水として 300 年にわたって生活に密着していた。【B】
- ・ 今(昭和 62 年(1987))の水路は生活に密着していないから平面的だが、用水を実際に利用していた時は、家の前に堰があった。井戸よりも水が汲みやすかった。(H 氏)【A】
- ・ 南の方では、川は 1 軒 1 軒の家のお勝手を通っていた。そこで手を

洗ったり水を汲んだりしていた。(T氏)【A】

- ・ 井戸の水は貴重なので、顔を洗う等には使わせてもらえなかった。井戸の水の方が温かいのだが、川で洗っていた。(H氏)【A】
- ・ 川の水はとても冷たくて、冬になるとお母さんは洗濯等で手が荒れて本当に気の毒だった。川は子どもが乗っても大丈夫なくらい凍ることもあった。ただ、その下は流れていた。(I氏)【A】
- ・ 川の縁にある川棚(カワダナ)は道路に近いので、近くの人を通り、前の家の人も出てくるため、一つの社交場でもあった。【B】
- ・ 集落は典型的な農村集落で、道路が東北より西南に走っているため、各家は南東向きに建てられていた。道路を挟んで南側と北側に住宅があり、いずれも住宅は背の高いケヤキ、カシ等の防風林に囲まれていた。そのため、道路の北側の家では、南側の防風林の日影を避けて日当たりを良くするために、道路から100mくらい北に家を建てて、家の前に作業用の庭を置いていた。【B】
- ・ 子どもの時は、水に入って遊んだりスイカを冷やしたりしていた。(H氏)【A】
- ・ 周辺には田んぼはなかったが、畑は肥えていて何でも収穫できた。(H氏)【A】

エ 行事・信仰

- ・ 年末には、お正月のお餅つきのために一斉に米とぎが始まった。(H氏)【A】
- ・ 用水路に水神様をつくり、お辞儀をしてから水を使っていた。(T氏)【A】

オ 掟・決まり事

- ・ 川ざらいは各部落から必ず出なければならない掟のようなもので、終わってから酒を飲む等、部落のコミュニケーションもはかられていた。(H氏)【A】
- ・ 昭和39年(1964)頃までは年に1回、旧盆の頃に川ざらいをしていた。泥をあげたり、周りに生えている草を刈ったりして、水の通りを良くしていた。その時は水を抜くので、子どもたちは魚が獲れてはしゃいでいた。(T氏)【A】

カ 用水の生き物

- ・ トンボもホタルも相当いた。トンボは生まれてくるところから見られたし、ホタルは家の中まで入ってきた。(H氏)【A】
- ・ 水がきれいなので昆虫類が多くいた。トンボ、アメンボ、カエル、カニ等。子どもたちは自然観察をしていた。(T氏)【A】
- ・ 生態系は多摩川と同じで、いろいろな生物が住んでいた。【B】



図 2-30-6 川棚で洗い物【D】



図 2-30-7 川棚と橋【C】



図 2-30-8 川越街道沿いの用水端で水汲み【E】



図 2-30-9 用水脇の大タライで野菜洗い【D】



図 2-30-10 野菜洗い【D】



図 2-30-11 川越街道近くの本流【C】

キ 災害・病気

- ・ 大雨の時は、多摩川の石灰質が溶けて、白く濁った水が流れてくるので大変だった。道路から水が流れた時は赤黒く濁った。こうなると水を飲んだり米をといだりできないので、水をこした。どの家にも樽と砂利でつくった水こし器があった。(T氏)【A】
- ・ 用水は常に平和に流れているわけではなく、大雨の時は川が溢れて、一面湖のようになることもあるし、ゴミが橋につかえたこともあった。【B】
- ・ たまに川の事故はあったが、大事に至ることはなかった。危険だから川に蓋をする等、当時の人が聞くとナンセンス。春の小川の流れの美しさ、夏の涼やかさ、秋の紅葉を写した川面、冬の氷に光る流れと、川の美しさはいつまで見ても飽きなかった。【B】
- ・ 川を洗濯にも使っていたため、明治 43 年(1909)に上流から下流へと伝染病がはやった。(T氏)【A】
- ・ 川は防火用水としても便利だった。川の水が濁れた冬の火事は大変だった。(H氏)【A】



図 2-30-12
川越街道の用水【C】



図 2-30-13 芋洗い
(昭和 35 年(1960)頃)【F】

(2) 野火止用水を利用したかつての暮らし

証言や写真から得られる情報には、時期や地域による差異があると考えられますが、野火止用水を生活水として利用した暮らしを復元していきます。井戸や水車については後述します。

まず、野火止用水は「川」と呼称されていたことが特徴的です。野火止用水が人工物であるとの認識はあったものの、その存在があまりに自然のものとなっており、「川」とも呼称されるようになったと推測されます。また、上記の証言以外に、昭和 18 年(1943)の「埼玉県史蹟名勝天然記念物調査」の際は「伊豆殿堀」として候補に挙がり、昭和 19 年(1944)の指定時には「野火止用水」とされています。この変更の経緯は不明ですが、野火止用水を開削した松平伊豆守信綱を称えた「伊豆殿堀」という呼称も当時存在したことがうかがえます。

用水の利用法は、場所によって差があったことも読み取れます。家の前に堰があった所もあれば、家のお勝手を通っていたという所や、用水から離れた家では「呼び井戸」(P54 参照)を持っていた所もあります。野火止用水を生活水として利用していたのは、用水沿岸の家々だけでなく、数 10m から 100m 以上離れた家までもが利用圏であったと捉えられます。

次に、水路は素掘りのままであり、護岸されておらず、定期的に浚渫が必要であったことがわかります。この浚渫は、地域の人々が協力して実施する用水の維持管理であり、交流と結束の場としても機能したと捉えられます。また、日常的な利用に際しても、「ドンドン」や川棚には近



図 2-30-14 野菜の泥おとし
(昭和 37 年(1962)頃)【F】



図 2-30-15 野菜の泥おとし
(昭和 37 年(1962)頃)【F】

所の人が集まり、社交場であったことも読み取れます。このように、用水には水を流すという本来の機能以外に、地域の紐帯としての役割もあったと指摘できます。川越街道沿いの野火止用水については、大正時代にU字形溝になりました。

野火止用水には様々な生き物が生息していたことも読み取れます。特に、ホタルがいたという証言から、ホタルが食べるカワニナが生息していたことや、水の流れが清らかであったことがわかります。ホタルは本来、台地中央部には生息するはずのない種であり、野火止用水開削によってもたらされた生物の代表とすることができます。

大雨の時等、水色に変化のあった場合は、使用中止や水こし器の使用をしたとの証言がありますが、逆にそれ以外の場合は日常的に利用していたと捉えられます。様々な証言からは、用水で洗いものや洗濯をしつつも、米をといでいる人もいるという状況が分かります。当時の人々は、用水の水は清らかなものであると認識していたのかもしれませんが、野火止用水以外に豊富な生活水はなかったことから、日常的に利用している用水が感染経路となり、伝染病が流行ったという証言もこれを裏付けています。水道が普及してくる昭和 30 年代になると、用水の飲用水としての利用は減り、収穫した野菜の泥おとしに使用されました。

昭和時代前半には正月に餅を食べる習慣があったと読み取れます。水神様を祀るようになったのは、水が清らかに保たれるようにとの願いであったと推測できます。また、大雨の時に洪水が起こったり、稀に人が落ちたりする等の事故が起こったことから、危険を認識しつつも、生活水である用水を利用しにくくするような蓋かけは考えられなかったようです。

以上のように、野火止用水は周辺の人々の生活に密着したものであり、「命の水」として機能し、地域を支えていたことが分かります。

(3) 井戸の使用

野火止用水以外にも、この地域には地下水を利用するために井戸が掘られていました。宝永 2 年(1785)の野火止宿・菅沢村・北野村・大和田町明細帳に井戸の書上げがあり、野火止宿に 5 か所、北野村に 1 か所が記録されています。江戸時代、井戸は貴重な水資源であったと考えられます。

昭和 19 年(1944)にまとめられた新座市史調査報告第 8 集『野火止台地の地下水系統』によれば、「野火止台地の大部分の場所の地下水面(井戸底もほぼ同様)の深さは 14m 以内で西部武蔵野台地に比してむしろ浅い位で、当時としても井戸建設が不可能であったからではない。」としています。さらに、「農村において一度あるものに依存すると、たとえ不便、不利であっても容易に他のものに転換しない例である。」と結んでいます。証言の中には、井戸の方が用水よりも水が汲みやすく、温かいのですが、貴重なので、顔を洗う等には使わせてもらえなかった、というものもありました。

井戸が個人的に掘削され使用されるようになるのは、地域によって異なりますが、昭和 20 年代から 30 年代前半頃です。井戸の大半は深さが数 m から十数 m の浅井戸と呼ばれる井戸で、地域によっては渇水期にかれることもあったといえます。濁ることがなく、止まることなく、いつでも主屋の前で汲むことができ、掘削が比較的安価でできる、といったことが井戸の掘削を流行らせた要因と思われます。この頃は菅沢西分に簡易水道が整備され、各地に簡易水道の整備が進んでいる時期に符合しており、井戸の生活水としての使用は短期間で終わってしまいます。水道の普及以外に、多くの井戸が掘削され、渇水期に水がれして用をなさないことが頻発したことも原因に挙げられます。

(4) 生業の景観－水車の利用

新座市内を流れる黒目川・柳瀬川の両河川から引水された用水と野火止用水のそれぞれの流域には、証言で得られた数よりも多く、確認されているだけで34か所の水車が所在しました。このうち、野火止用水流域では20か所余りの所在が確認されています。

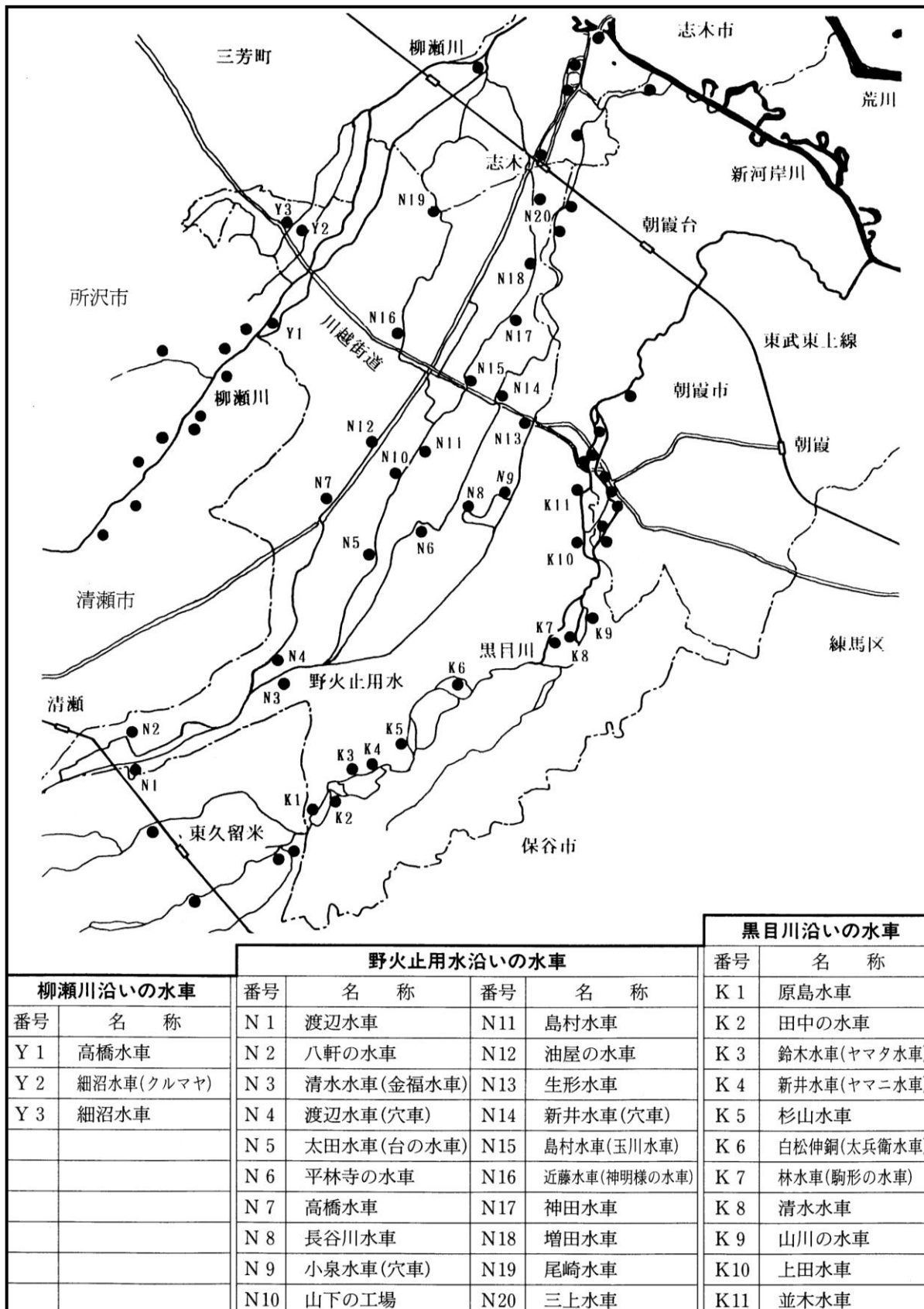


図 2-31 用水沿いの水車分布図 出典:『伝承文化記録集(水利用の生活と技術 水車-(I))』

表 2-15 明治・大正・昭和時代の野火止用水沿いの水車一覧(新座市内) 名称は図 2-31 に対応

名称	呼び名	形態	使用内容	水系	所在地	規模
渡辺水車(N1)			大正末、針金工場、アルミ砕粉その後、穀搗き	本流	新堀	直径約 3m 幅 1m
八軒の水車(N2)	西堀八軒の水車		花火、その後、昭和 10 年(1935)頃から搗き 昭和 25、26 年(1950、51)頃廃業	八軒廻し堀	新堀	直径 2 丈 杵 24 本
清水水車(N3)	カネフク(金福)水車、(長谷川さんのコナ車)		製粉・製麦 昭和 27 年(1952)廃業	本流	西堀	
渡辺水車(N4)		穴車 上掛け	搗き?	菅沢・北野堀	西堀	杵 6、臼 2
太田水車(N5)	台の水車		製粉・製麦から針金工場に転進し、次に精米場(米・麦等の穀搗き) 戦前の頃は稼働していた。	本流	野火止	搗き棒 12 本
平林寺の水車(N6)			移転後まもなくの創設と伝えられ、明治 26 年(1893)の存続願に対する期間延長の許可書が平林寺に残されている。	平林寺堀	野火止	
高橋水車(N7)	菅沢お茶の水車		麦・米・粟・稗等の搗きから大正 4 年(1915)に機械製茶業へ転進し、昭和の初めまで稼働	菅沢・北野堀	菅沢	杵 5 本位
長谷川水車(N8)				陣屋堀	野火止	
小泉水車(N9)	陣屋のくるまや(小泉さんの穴車)	穴車	製粉・精米・製麦 戦前の頃は稼働していた。	陣屋堀	野火止	直径 1 丈 5 尺位、 幅 2 尺位 杵 10 本位、臼 2
小林工場(N10)	山下の工場	穴車	昭和 7、8 年(1932、33)頃から真鍮加工、戦争前後まで	本流	野火止	直径 3 間位
島村水車(N11)				本流	野火止	
	油屋の水車(N12)			菅沢・北野堀	菅沢	
生形水車(N13)	(横町の車)	下掛け	搗き	陣屋堀	野火止	直径 2 間半位
新井水車(N14)		穴車	関東大震災の何年か前まで粉挽き	平林寺堀	野火止	直径 5m 位 杵 4・5 本
島村水車(N15)	玉川水車(玉川の工場)		明治 10 年(1935)頃から製粉、その後昭和 13 年(1938)にタービンを導入し伸銅、金属製粉	本流	野火止	
近藤水車(N16)	神明様の水車	穴車	製粉・精米・製麦、麦搗き 昭和 20 年(1945)頃まで、蕎麦・米搗き	菅沢・北野堀	野火止	直径 1 丈 5 尺位 杵 5 本位、臼 2
神田水車(N17)		下掛け	昭和 10 年(1935)頃開業し、昭和 25 年(1950)に廃業 製粉、蕎麦・小麦・大麦の搗き、挽き	本流	東	直径 3 間位、幅 3 尺位 杵 10、臼 1
増田水車(N18)	大帖(オオバケ)水車 ハリガネ工場		明治 39 年(1906)7 月 20 日に、増田さんが動力を併用し、伸鉄を行う。 昭和 15・16 年頃まで。針金工場と呼ばれていた。	本流	東	
尾崎水車(N19)				菅沢・北野堀	新座?	
三上水車(N20)	藤次郎水車		搗き屋	本流	東北?	
土屋水車			燃糸	八軒廻し堀		
	燃糸の水車	下掛け	燃糸。明治 42 年(1909)に止め、その後、吉田さんが大正 3 年(1914)頃まで	菅沢・北野堀		直径 3m 位、幅 40 ~60cm 位

出典:『伝承文化記録集(水利用の生活と技術 水車-(I))』

野火止用水流域では、引又村(現在の志木市)の河岸の水車(現在、「下の水車」と呼ばれています。)は創設が宝暦14年(1762)とされ、天明8年(1788)の記録には見られませんが、安政6年(1859)の「野火止村用水路水車場掛方控」によれば、次いで野火止村(現在の新座市)の豊吉が安永3年(1774)に創設し、さらに天明2年(1782)に大岱村(現在の東村山市)半次郎の水車(現在は恩多野火止水車苑として整備されています。)が創設されています。

天明8年(1788)の記録では、野火止用水流域に7か所であった水車場は、安政6年(1859)の記録では13か所に増加しています。いずれも杵と臼を備えているところから精米・精麦・製粉を行う動力として稼働し、江戸時代後期の頃から野火止用水流域各村の主要な生産品となった小麦を製粉し、江戸へ出荷するために水車製粉の技術がもたらされ、発展していったものと考えられます。水車製粉した小麦粉で作ったうどんが名物であったという証言もありました。

表 2-16 天明8年(1788)野火止用水の水車

郡名	村名	稼ぎ人	杵	臼	創設年代	西暦	冥加永	領主	市名
新座	引又	太兵衛	14	1	宝暦12年	1762	750 文	高崎藩	志木
新座	引又	平右衛門	10	1	明和7年	1771	1 貫	高崎藩	志木
新座	引又	勝五郎	10	1	安永5年	1776	1 貫	高崎藩	志木
新座	菅沢	忠吉	10	1	安永7年	1778	500 文	高崎藩	新座
新座	野火止	又八	5	1	安永8年	1779	500 文	高崎藩	新座
入間	大岱	半次郎	10	1	天明2年	1782	197 文	飯塚常之丞	東村山
新座	浜崎	惣右衛門	5	1	天明6年	1786	免除	飯塚常之丞	朝霞

出典:「上水記」をもとに作成(『新座市史』第5巻通史編「水車稼ぎの展開」)

水車の動力を利用した伸銅業は、『朝霞の文化財』第3集(昭和42年(1967))の「伸銅工業略史」によれば、1800年代の前半頃に膝折村(現在の朝霞市)の黒目川流域を中心に発生しました。その後、野火止用水流域の水車も伸銅・伸鉄等を行うようになります。『にいくらごおり』第11号の「特集・黒目川の水車と伸銅(その2)」(昭和52年(1977))によれば、増田水車(大帖水車)は、はりがね工場とも呼ばれ、明治39年(1906)には伸鉄を行っていたようであり、『埼玉県工場法適用工場一覧』によると大正13年(1924)には、野火止用水沿いで小林工場・増田工場・玉川製線工場・共進伸線工場の4か所が水車の動力を利用して、真鍮パイプ製造や製線を行っていました。

このように野火止用水流域に発達していった近代化遺産ともいべき水車も次第に電力を使用したモーター等の動力に変わり、昭和20年代に稼働していた水車は4軒と言われますが、すべて廃業して新たな施設へと変遷し、現在ではその姿を見ることができなくなってしまいました。

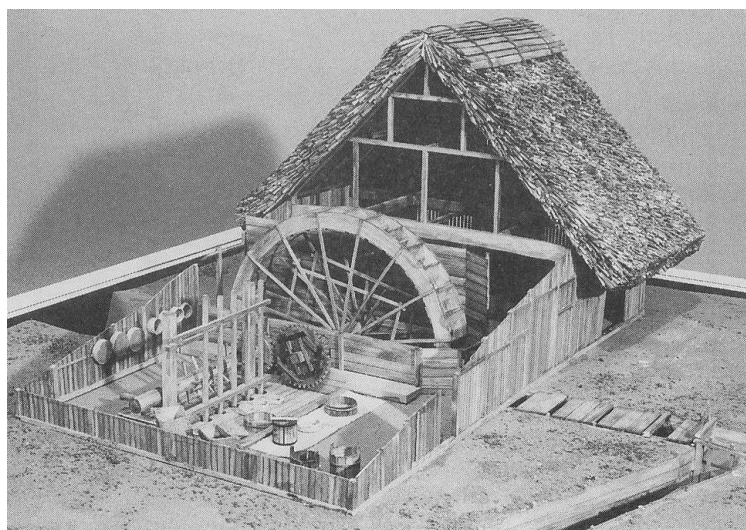


図 2-32 黒目川の灌漑用水にかけられた新井家水車の模型 (新座市立歴史民俗資料館蔵)

(5) 屋敷地と屋敷林、雑木林

新田開発時の地割は、今日でも野火止地区や菅沢地区に比較的明瞭に残っています。かつての新田集落の短冊形地割と野火止用水の関係を模式的に示すと次のようになります。

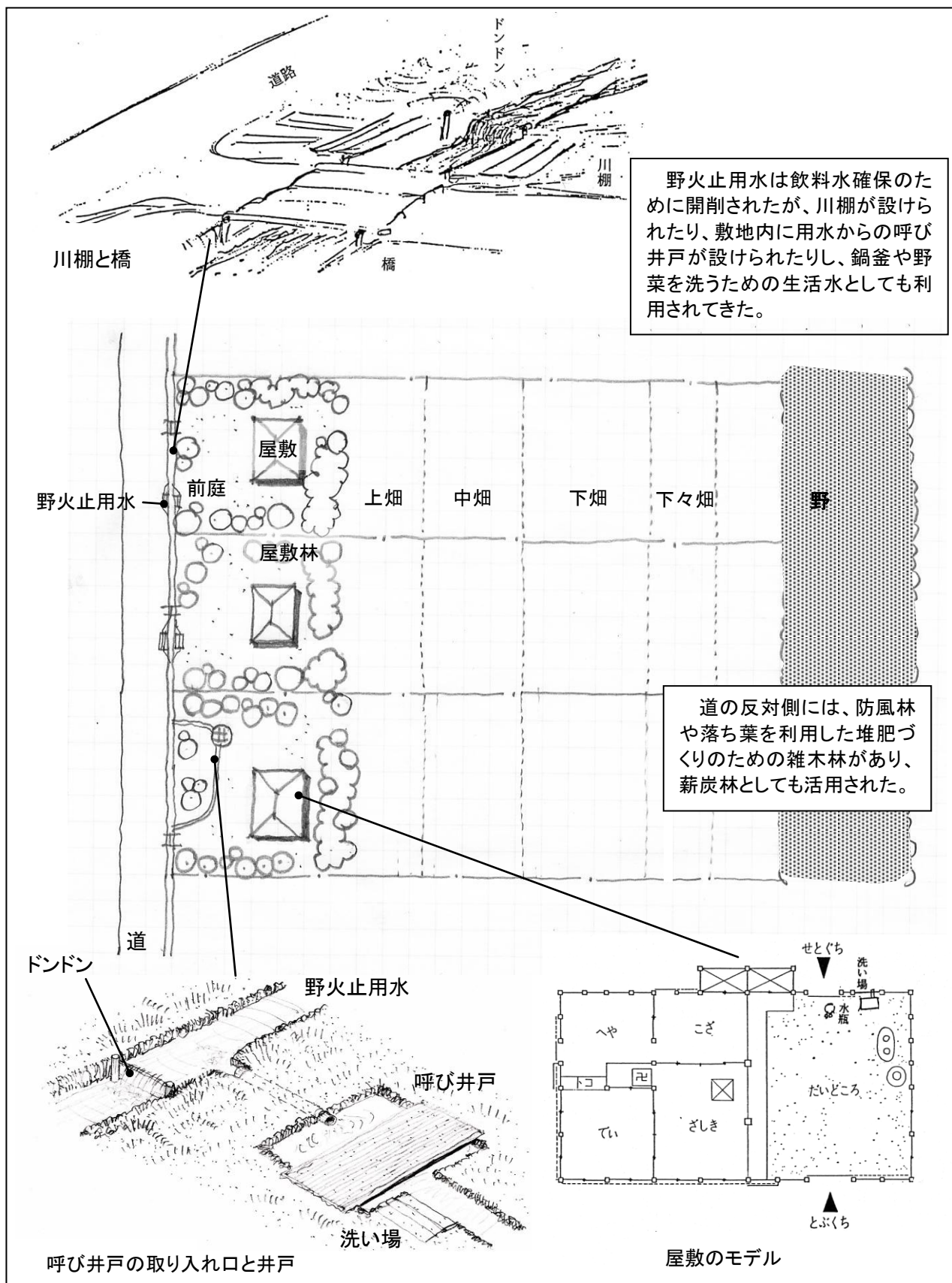


図 2-33 新田開発集落の地割

ア 屋敷地と用水

野火止台地は細長い舌状を呈し、南南西から北北東方向に緩やかに下っています。野火止用水はそのほぼ中央部分の流れ、新田村の生活水に用いられていました。集落は、川越街道沿いの野火止村、奥州街道(志木街道)沿いの菅沢村、用水上流域で用水に平行する西堀村、街道筋からは離れますが北野村が寛文元年(1661)に成立しました。明治4年「野火止用水古絵図」では、川越街道沿いの野火止村と奥州街道(志木街道)沿いの菅沢村は街道を基軸とし、両側に屋敷地が設けられている様子が描かれています。野火止村は、寛永年間の成立とされる川越街道沿いに成立し、江戸と川越を結ぶ道が用水と直交する西北西から東南東方向に通じていたため、集落も同方向に展開されました。これに対し、菅沢村や西堀村、北野村はほぼ用水に平行し、南南西から北北東方向に集落が展開されています。

川越街道沿いでは地形によって多少異なりますが、街道筋の両岸に素掘りの用水がある地域と、屋敷の裏を流れる地域とがありました。用水の利用は用水に直接川棚(用水の水汲み場)とドンドン(堰＝用水の水がドンドンと音を立てて落ちるところから呼ばれるようになったという)を設け、ほぼ個別に利用していたと言います。大正時代に川越街道の拡幅工事が行われ、素掘りの用水はコンクリートのU字形溝に変わり、屋敷の出入り口には橋が設けられ欄干が置かれます。戦後は交通量の増加により、U字形溝には蓋が架けられ、現在までその形態が部分的に残されました。

菅沢地区では、昭和30年代前半まで用水の流れがありました。用水は西堀で分水され志木街道を横断し、街道の西側を流下します。街道から主屋まで奥行きがあるため、直接用水を利用することは少なく、主屋近くに用水を引き込んで「呼び井戸」に貯水し、残り水は用水に戻していました。この「呼び井戸」とは、直径2m前後の円形または方形状で、深さは3m程度あったと伝えられています。ほとんどが素掘りで、家によっては昭和時代にコンクリートで護岸したこともありましたが、現在はすべて壊され現存していません。用水の引き込みには「ドンドン」と呼ばれる堰を設け、水かさを増し、竹の筒や木樋を用いて「呼び井戸」まで水を引き込んでいました。竹筒や木樋を土管に替えた家もありました。引き込みの遺構も現在は全く残存していません。1軒で使用する場合と2,3軒が共同で使用する場合があります。

西屋敷(本多)地区では、平林寺から西堀に通じる道、現在の西屋敷通りの両側に屋敷地が設けられます。用水は平林寺堀が使用され、多くの家の前に堰が設けられていたと言います。この地域は、用水が築堤上を流れているため階段状の川棚ではなく、足場を確保するための板が法面に一段設けられていた程度で、1軒で使用する場合と2,3軒が共同で使用する場合があります。

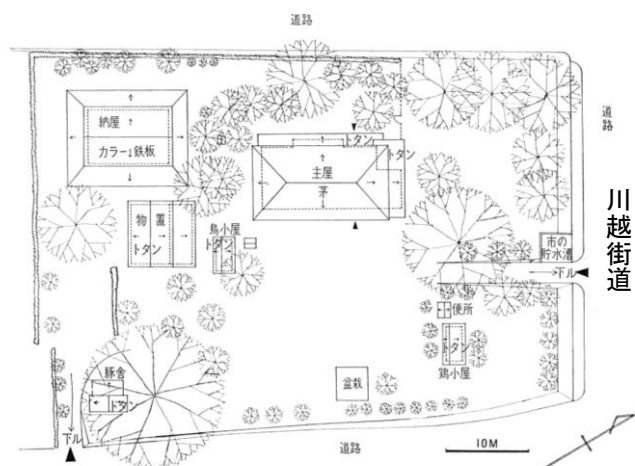
新堀地区では、用水に沿った道沿いに八軒の集落が形成され、八軒廻し堀が新たに掘削されました。北野地区では、主要街道筋ではありませんが、1本の道に沿って北野八軒と呼ばれた集落が形成され、用水は母屋の裏を通過していました。新堀地区・北野地区ともに屋敷地内を通過しているため、個々に川棚を持ち使用していたと伝えられています。

イ 屋敷地における建物の配置

屋敷地における主要建物は、広い庭を中心に主屋、納屋、物置が配され、これに土蔵と外便所が付く家と付かない家があります。主屋についてはその多くが建て替えられ、開発当時の家は現存していません。小平市ふるさと村には小川新田開拓当初(寛文2年(1662)頃)とされる建物が記録をもとに復元されていますが、野火止新田では開拓当初の建物、配置等については記録がありません。

川越街道に形成された野火止村は、現在、野火止五丁目から八丁目地内を中心に位置します。街

道の両側に屋敷地が設けられ、その背後に耕地と雑木林が連なります。従って、屋敷地における建物の配置は街道の北側と南側では異なります。新座市史調査報告書 10『新座市の民家』に配置図が掲載されているので、代表的な事例として参考に紹介します。主屋は東側の庭に面し、東方向を向き西寄りに建てられています(図 2-34)。物置や納屋は川越街道から見ると主屋の奥、つまり畑寄りに配されています。向きは、多くが庭に面していますが、家によっては母屋と平行して建てられることがあります。外便所は、川越街道に近い位置の庭隅に設置されています。土蔵を有する場合は、主屋に最も近い位置に配されることが多く、入口が庭に面しています。野火止用水使用時には、川越街道への出入口付近に野菜類の洗い場が設けられ、用水から汲み上げた水を大きな桶に入れて洗っていましたが、昭和20年代から30年代の前半は、直接用水で洗っていたようです。また、洗い終わった汚れ水は庭に散水したり、ツクテバ(堆肥作りの場所)に撒いていたとのことですが、その位置は記録されていません。伝承によると、畑に近い庭の奥に設けていたようです。また、サツマイモの生産が盛んだったころには、イモドコ(芋床)を庭に設けていました。



2-34 川越街道沿いの住宅 山本福十郎家配置図
出典:『新座市の民家』

旧菅沢村は、現在の菅沢一丁目と野火止三丁目、あたご二丁目とあたご一丁目の間を通過する志木街道沿いに位置し、野火止用水は街道の西側を流下します。街道の両側に屋敷地が設けられ、その背後に耕地と雑木林が位置します。従って、屋敷地における建物の配置は街道の西側と東側では異なります。図 2-35 のように、屋敷地に奥行きがあり、主屋が街道から離れていることが川越街道沿いとの大きな違いです。野火止用水は、引き水をして呼び井戸に溜めて使用されました。収穫した野菜は呼び井戸横の洗い場が主に用いられ、呼び井戸から汲み上げた水を大きな桶に入れて洗ってました。野火止用水が最も早く廃絶した地域ですが、流れは昭和30年代前半まで残っており、昭和20年代から30年代前半頃は直接用水で洗っていたようです。庭は街道と主屋の間に位置し、主屋は南向きです。納屋や物置は庭に面して配されており、川越街道沿いと同様です。

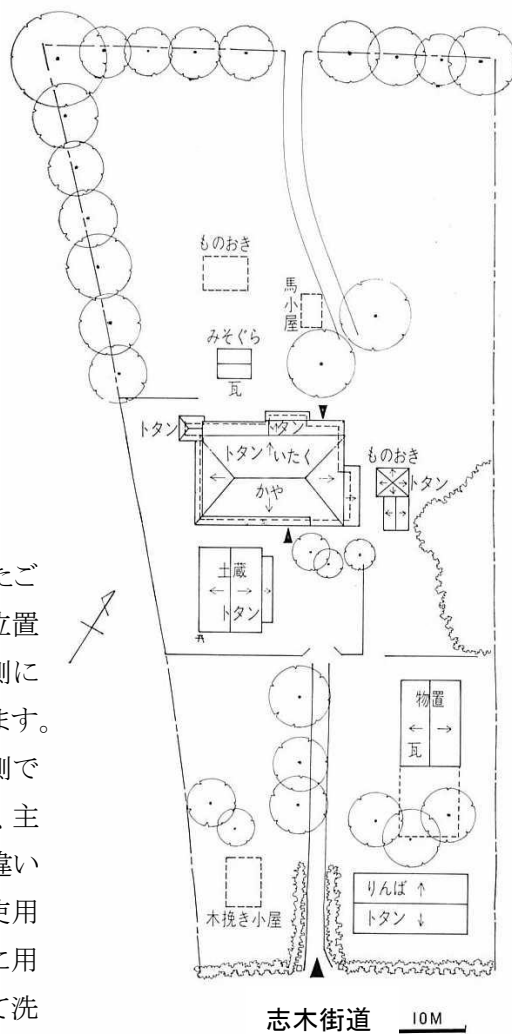


図 2-35 志木街道沿いの住宅 佐藤善信家配置図
出典:『新座市の民家』

旧西堀村は、用水の使用形態から大別すると3地域に分けることができます。最上流部に位置する地域は、主に八軒廻し堀を使用した集落です。本流の流れに対し、新たに堀を掘削して自分たちの用に供したことから、新堀の丁目になりました。本流とその横の道、通称「水道道路」と呼ばれる道路は、昭和30年代の後半に荒川で採取された水を東京都の村山浄水場へ送る導水管が敷設されたことから呼ばれるようになりましたが、それ以前は幅の狭い農道のような道でした。新堀の集落では、短冊形の地割が用水と平行するこの道と直交しており、道と屋敷地の間に畑が所在します(図2-36)。現在の丁目では、新堀一丁目から三丁目、西堀二丁目付近になります。用水が菅沢村に分水する分水口付近の地域は、本流を使用した西堀の集落です。西堀の集落は、用水の東側に屋敷地が連続的にあります。現在の丁目では西堀一丁目となります。

用水が平林寺に分水される西屋敷通り沿いに形成された地域は、平林寺堀を使用した西屋敷の集落です。西屋敷の集落は、用水と平行する西屋敷通りの両側に屋敷地が連続的にあります。現在の丁目では本多一丁目となります。

3地域の屋敷地における建物の配置は、南側の庭に面して南向きに主屋が建ち、納屋や物置も庭に面して建てられています。用水が主屋の前にあるか後ろにあるかの違い程度です。

旧北野村の中心地域は八軒と呼ばれ、道と屋敷地の間に畑が所在しました。畑の奥の屋敷地には庭があり、主屋は庭の奥に東向きに建っています。納屋や物置は庭に面して配されています。屋敷地の後ろには畑が位置し、用水は主屋の後ろ(西側)の屋敷林の中を通過していました。道を挟んだ反対側は雑木林だったとのこと。現在の丁目では、北野二丁目となります。

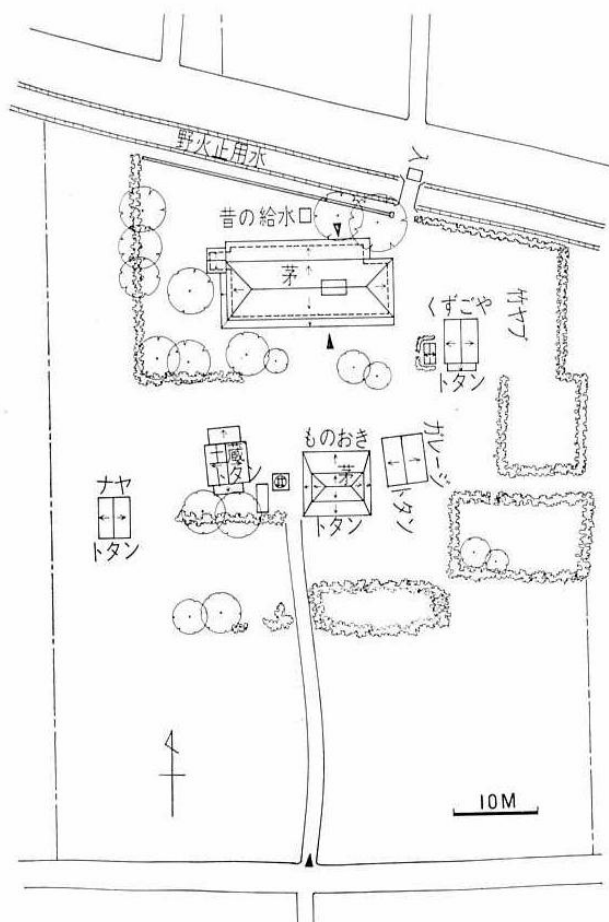


図2-36 本流の西堀沿いの住宅 岩崎市五郎家配置図
出典:『新座市の民家』

ウ 屋敷林

関東平野の植林は、シイ・カシ類を主体とした常緑樹で構成される照葉樹林の平野だと言われます。しかし、現在の関東平野を見渡してみても、照葉樹林はほとんど残されていません。数千年以上もの時間をかけて、人々が開発を続けた結果と言えます。

武蔵野の特徴と言われる短冊形地割ですが、この区画には、道路に面して屋敷地、次に耕地、そして耕地の後方に雑木林が配置されています。そして野火止台地の場合、道路沿いや屋敷の後ろに野火止用水が流れ、生活水が確保されていました。屋敷地には、屋敷林としてケヤキ、スギ、ヒノキ、カシ等が植えられ、建物を守るとともに再建築の時の用材等として利用されました。また、食用等に供される木本類や草本類も植えられました。屋敷林は生活に欠かせない役割を持っていたと言えます。

以下では、野火止台地の屋敷林に見られる代表的な植物を紹介します。

ヒイラギモクセイ

道路や敷地境に面して、生垣がありました。川越街道沿いや志木街道沿い等では、今でも生垣が散見されます。いつ頃から植栽されるようになったかは明らかではありませんが、樹種はヒイラギモクセイが選ばれています。地際から横枝を出し、ギザギザした葉が獣や外敵の侵入を防ぐためと考えられます。

ケヤキ

屋敷地の一角又は周囲には、必ずケヤキが植えられています。建築用材として、また臼や杵、食器等の器に重用される樹木ですが、野火止用水沿いでは雨水の確保にも用いられていました。幹に縄を巻き、縄の先を樽に入れ、降水時には樽に水を貯めていたことが伝えられています。また、落葉期には落ち葉を集めて堆肥にしていました。コナラ・クヌギ類に比べると葉は小さいのですが、雑木林を持たない大和田や片山地区の町屋集落や農家では貴重な資源でした。

ケヤキの樹高を見ると、野火止台地の屋敷林内のケヤキと三芳町から所沢市にかけて位置する三富新田のケヤキには、幹丈が異なるという大きな違いがあります。この要因は、野火止ではケヤキを建築用材として梁に用いることが多く、主屋の規模が三富新田に比べ小さいためと思われる。現在、市内でわずかに残存するケヤキの幹丈を見ると、おおよそ 10m前後であるのに対し、三富新田では 16m前後です。

ケヤキは主にソラシ(空師)と呼ばれる職人が管理をしていました。建物の日照を確保し、周囲に枝葉が繁らないよう、そして大枝が折れて家屋を損傷しないよう、定期的に枝の剪定を行っていました。この高さが 6 間か 9 間の違いにより、上記の幹丈 10m と 16m という差が生まれたものと思われます。剪定された枝はそのまま処分されるのではなく、畑では豆類等のツルものを巻きつける支柱として用いられ、その後はカマドの燃料に使われていました。定期的な剪定により、樹形は幹から細い枝が伸び丸い行燈状を呈していたと考えられます。



図 2-37 屋敷林のケヤキ

カシ

カシは主屋の周辺のカシガキとして、多くはシラカシが植えられています。また、主屋の後ろに植栽されることもあります。

カシガキは、カシグネ、タカクネ等とも呼ばれ、地域によってその呼び名が異なります。主屋の周辺に、主屋から 2m から 5m ほど離れた位置にほぼ等間隔にカシを植え、横枝を竹等で整枝し壁状に整えます。整枝する範囲は、1.5m から 6m 前後で、茅屋根の防火を意図していたと考えられます。正面から見ると、下には空間があり、上は緑の壁状になり、横から見ると厚さ 50cm から 1m 程度で、厚くないことが良いとされていました。

主屋の周囲とは言うものの、野火止台地では四面を囲うような事例は見られません。多くは屋敷地の庭と主屋の間、隣地境に近い風の来る方の主屋近くに植えられました。

カシが成長して大径木化すると、カシガキ列の前または後ろにカシの幼木を植え整枝し、カシガキを再生し、旧来のカシガキは伐採します。これらのカシガキの再生作業は 20 年程度の周期で定期的に行われました。整枝は横枝の伸び具合により異なりますが、毎年または 2、3 年に一度、もしくは竹が

傷んだ取り換え時期に行っていました。刈り込みは、以前は年に2回新芽が伸びた時に行っていましたが、最近では1回程度になっています。剪定や整枝の作業は個人で行う場合が多いのですが、庭師に頼むこともあったようです。

カシガキの本来の目的は、防火が主目的とされますが、防風や防砂、夏の陽射しをさえぎる効果もありました。台地上では、春の南西からの強風と、それとともに舞い上がる微細な土埃は「赤い風」とも呼ばれ、この時期は室内一面に紙を敷きつめて埃対策を行っていました。カシガキは主屋の風の吹きつける側にも設けられることが多くありました。主屋の後ろのカシは、カシガキに仕立てるというのではなく、風除けのために植栽されたものと思われます。



図 2-38 屋敷林のカシ

カシが建築用材として用いられた事例はないようですが、荷車の車軸、水車の軸、天秤棒、鋤や鋤の柄等に用いられていました。

また、祭りの時に建てられるお仮屋(神が一時移動し住まう場所)を囲むように、地際から祭壇までの間に密集して立てられました。現在でも大和田はだか神輿や中野の獅子舞では用いられています。本来は火除けのためと言われていますが、装飾的な用途も加味したものではないかと考えられます。

スギ・ヒノキ類

スギ・ヒノキ類は、屋敷地の奥の畑に近いところにまとまって植栽されることが多くありました。建物の建築用材として用いるために植えられます。整枝された葉つきの枝は、イモビツ(「芋櫃」と呼ばれるサトイモ貯蔵用の細長い穴に敷き詰められ、ネズミやモグラの侵入防止に用いられました。最後には、カマドの燃料として使用されます。

シュロ

シュロは、庭園木として庭の一角に植えられることが多いのですが、建物の裏側に植えられることもあります。幹周囲の髭状の繊維はシュロ縄や箒等に用いられていました。また、根菜類等の収穫物の泥落としにも用いられていました。しかし、タワシの普及により使用されなくなりました。

ヤブツバキ

ヤブツバキは、庭園木として庭の一角に植えられていることが多いのですが、建物の裏側に1本から数本の単位で植えることもあります。初春に赤色の花が咲き、この付近ではヤマツバキと呼ばれることが多いものです。最近では観賞用庭園木として植栽されていますが、主に種子が雨戸や障子の敷居滑り、調度品のつや出し等に用いられていたといわれます。

タケ

現在みられるタケはモウソウチクですが、近世はマダケが主流であったといわれます。建築用材として茅屋根や土壁の補強材として用いられていましたが、現在ではマダケの竹林をほとんど見ることができなくなりました。用水沿いでは、わずかな範囲に残存する程度となっています。タケが屋敷林の主要な樹木として多くの屋敷地に植栽されていたという伝聞はありませんが、北野地区にモウソウチクが持ち込まれたのは大正時代と言われ、平林寺前のモウソウチク林は、明治時代に所有者の先代が花器に使用する材料として口径の太い種を植栽したといわれています。

平林寺境内のモウソウチク林は、江戸時代に塔頭があった所に繁茂していることから、平林寺前の

モウソウチク林とほぼ同時期に植えられたものが繁殖したと考えられます。

カキ

庭にカキノキが植えられていることが多くあります。甘柿は甘味料として料理に用いられ、渋柿は果実を冬の初めに軒先に吊るし、干し柿にして甘味の高い食品として利用していました。また、柿渋を採取する目的と、材は家具等の調度品の材料とするために利用されました。他の用途についての記録はありません。

ウメ

万葉の昔から人々に愛されているウメですが、庭の片隅に1, 2本植えられていることが多いようです。近年は観賞用の庭木として見られがちですが、果実を塩漬けにした梅漬けや、その後日干しを行った梅干しは、おにぎりや弁当等に使われる身近な食品として、現在も多く利用されています。弁当箱に麦飯を詰め真中に大きな梅干しが1個入っている日の丸弁当等は、学校給食が始まる昭和30年代後半までよく見かけたものです。そして、漬け汁は梅酢や調味料に用いられています。また、平林寺修行僧の朝食に粥とともに出される漬物は、梅干しが多く供されると聞きます。長期保存が可能な食品としても利用されています。オレンジ色に完熟した果実は、甘い香りがし、子供たちは果物代りに食べるものがあつたようです。

ユズ

日当たりの良い庭先に植えられることが多いようです。果実の皮は香味として用いられ、果汁は酸味料として料理に多く用いられます。野火止地区では冠婚葬祭の本膳はうどんと言われますが、季節になるとユズの皮は薬味として多く用いられています。

ナンテン

外便所の近くに植えられ、実が下剤として利用されたといわれています。また、外便所は鬼門の方向に配されることが多かったため、「難を転ずる」方位除けとして植えられたとも聞きます。

フキ

草本類の中で代表的な植物がフキといえます。初春に芽を出すフキノトウは山菜の代表格として知られていますが、茎は煮物や炒め物等の料理に供されます。屋敷地の北側や用水沿い等の広範囲に、自生するようにあります。

ミョウガ

草本類の中でフキと並ぶ代表的な植物がミョウガといえます。新芽や花穂が薬味や酢の物・天ぷら・味噌汁の具等に利用されます。屋敷地の北側や用水沿い等に広範囲に、自生するようにならんでいます。

シソ

ウメの果実を塩付けにするとき、シソの葉を共に漬けて赤紫色に染めるために用いられ、屋敷地の明るい片隅や畑の際に植えられています。

エ 畑

寛文元年(1661)に検地が行われたことは前述のとおりです。9月に年貢上納が命じられ、村ごとに上畑、中畑、下畑、下々畑、屋敷、立野の反別が記されています。屋敷はいわゆる屋敷地であり、上畑・中畑・下畑・下々畑は畑、立野は肥料や飼料・燃料の採取地で、松平伊豆守信綱によって奨励され形成された雑木林です。

畑を上畑・中畑・下畑・下々畑の等級に区分し、反あたりの徴収額を決め、面積をかけるだけで徴収額を決める方法が用いられました。上畑・中畑・下畑・下々畑の等級は一般的に土地の土壌や収穫量を見てその生産量に応じて区分されますが、野火止の検地では土壌や収穫量を検討したのではなく、単に屋敷地に近い場所から順次上畑・中畑・下畑・下々畑の等級に区分されています。

江戸時代の耕作物は前述のとおりですが、文政年間(1818～1830)に刊行された『新編武蔵風土記稿』によれば、麦を中心とした穀類の栽培が主で、新河岸川の河岸場であった引又河岸から江戸へ出荷されていたと考えられます。明治4年(1871)に北足立郡農会が発行した『埼玉県北足立郡事一斑』によれば、穀物では大麦・小麦の収量が最も多く、穀物以外では青芋(えぐいも)・蔔(ダイコン)・牛蒡(ゴボウ)・甘藷(サツマイモ)が多く、小麦・大麦・甘藷が主要な畑作物でした。明治9年(1876)の『武蔵国郡村誌』によれば、小麦、大豆、甘藷、藍葉が新河岸川の舟運で出荷されていました。藍葉は、明治政府が奨励した率の良い換金作物として篤農家による生産と啓発が行われていたようです。大正時代(1912～1925)には、麦・甘藷・里芋が中心で、麦は小麦とビール麦が出荷用でした。養蚕は、明治時代から行われ、大正時代に最も盛んでしたが、昭和10年(1935)頃までにほとんど行われなくなりました。養蚕は生糸の輸出産業として明治政府が奨励していました。甘藷は江戸時代から昭和25年(1950)頃まで盛んに行われ、麦との二毛作も盛んでした。江戸時代後期から昭和20年代半ばまで、主要作物として小麦と甘藷が長く作り続けられ、明治時代(1868～1912)に入ると、根菜類とともに政府の奨励する作物生産がそれに加わっていったようです。

茶も明治政府の奨励作物ですが、茶畑が作られた様子は聞きとられていません。畑の周囲に植えられ、収穫されていたことが予想され、風除け(土埃除け)・土の流出除け・砂利道の石除け等の役目も持っています。茶は、畑の周囲のみならず短冊形耕地の所々に畑を区画するように植えられていることがあります。この植え込みは、隣地の畑と連続するようなことは無いため、耕作物の時期や内容を区分するために植えられたのではないかと考えられますが、江戸時代の上畑・中畑・下畑・下々畑の区分の名残である可能性を捨て去ることはできません。

自家消費の食物は、畑のへり等に、たとえば小豆や胡麻等を蒔いて収穫し、自給していました。

肥料は、堆肥、下肥、糠、油カス、灰、麦藁、魚カス等が使われていました。堆肥は雑木林から採取する自家製で、下肥は主に購入されていました。昭和35年(1960)頃まで使われていましたが、化成肥料が主流になるとこれらの有機肥料はほとんど使用されなくなりました。現在の西武鉄道が、西武農業鉄道と呼ばれていた頃、都内から清瀬の駅前に設置されていた肥溜まで下肥が運ばれていたことから「下肥電車」とも呼ばれていました。



図 2-39 用水治いの畑

オ 雑木林

寛文元年(1661)の検地に「立野」と書かれている場所が、松平伊豆守信綱によって奨励され形成された雑木林です。

雑木林は、ヤマと呼ばれていました。昔話に「おじいさんは山へシバ刈りに……」という一文がありますが、落葉樹の葉が落ち始める前になると「バヤ刈り」といって、雑草や低木等を刈り払い、落ちていた枯れ枝等を片付けます。その後、落ち葉が乾燥した頃に「クズハキ」にいきます。一家総出で落ち葉を熊手で掃き集め、大かごに入れ手車で積んで帰り、「ツクテバ」に持ち帰った落ち葉をうず高く



図 2-40 雑木林

積んで水をかけて腐らせ、「ツクテ」と呼ばれる積肥をつくります。これに囲炉裏やカマドから出た灰や鳥糞等を混ぜて発酵させ、時々切り返して、一年がかりで「クズツパ(クズ葉)」の肥料を作ります。バヤ刈りで刈られた下草や枯れ木は、持ち帰り、囲炉裏やカマドの燃料になります。

昭和 25 年(1950)頃まで盛んに行われていたクズハキは、化学肥料の発達とともに次第に行われなくなりましたが、その頃までは「畑作りは堆肥から」といわれ、いかに良質の堆肥を作るか様々な工夫と努力が重ねられていました。現在、生業として堆肥作りのためにクズハキが行われている山は、国の天然記念物指定地平林寺境内林の一角が唯一ですが、近年、雑木林保全のために数か所で行われるようになり、次第にその面積が広がりつつあります。明暦 2 年(1656)に検地が行われたという記録が残されていますが、承応 2 年(1653)に始まったとされる野火止新田の開発が、ようやく村としての形態が整った寛文元年(1661)までの 8 年間は、植林したコナラやクヌギが成長して、クズハキができるようになるまでの年月と考えられ、畑の開墾もさることながらヤマ造りの期間でもあったように思われます。

雑木林を構成する主要な木本類は、コナラやクヌギだけではなくエゴノキ、クリ、エノキ、イヌシデ、コブシ、ヤマザクラ等の高木・亜高木にコウゾ、ニワトコ・ニシキギといった低木類があります。これらの樹木の多くは人々の生活の中で利用されていました。クリはコナラやクヌギと同類というだけではなく、クリの実には主に子どもたちが収穫して、食用としていました。また、エゴノキは豆類の殻を割るクルリ棒に用いられ、ニワトコやコウゾはツクテバを祀る際に作られるアボヘボに用いられ、アボヘボは荒神様や恵比寿様・稲荷様への供え物としても用いられています。そして、草本類も牛や馬等の飼料や敷き床に用いられていました。山にある樹木や草本すべてが大切な生活資源として活用されていました。

雑木林に「帯解き山」という場所があるそうです。7 歳になる女の子が子ども用の帯を解くところから出た言葉で、萌芽更新し再び萌芽更新するまで、7 年という短期間だったことに由来します。野火止台地の雑木林は 15 年から 20 年のサイクルで萌芽更新されていたといわれています。

ヤマシ(山師)と呼ばれる集団が、薪に適した成長の頃合いを見て山を買いその場で切り出し薪に仕立て持ち出していたといえます。クズハキが終了した後、数日間の作業だったそうです。

国木田独歩が『武蔵野』を書いた頃は、現在のような大径木の雑木林は全く見られませんでした。薪は 1 本を割って半裁か四ツ割程度の太さです。直径 15cm~20cm、樹高 10m~15m 程度でしょう。切る前の山、成長途中の山、切り終わった山、萌芽し雑草が茂る山それらが混在した隣に畑が広がるといった光景が想像されます。野火止用水沿いの総合運動公園内緑地では、武蔵野の原風景を取り戻すための萌芽更新の試みが続けられています。

4 現在の野火止用水・平林寺

(1) 近代以降の土地利用の変遷

ア 明治時代の土地利用

柳瀬川と黒目川の沿岸には水田が広がっており、その中間の台地上には畑と森林が広がっています。さらに、川越街道沿いや志木街道沿いには畑が連なり、奥には雑木林が広がるという短冊形地割が継承されている様子がうかがえます。このことから、松平信綱による野火止台地上の新田開発によって生まれた土地利用形態が、江戸時代中期から後期を通じて明治時代に至るまで継承されていたと言えます。

野火止用水は、開削当時から飲料水・生活水として利用されていたため、市域の用水沿いには水田は見られません。図の範囲外ですが、寛文2年(1662)に作られたいろは樋によって新河岸川を越え、志木市宗岡に至って初めて、水田の灌漑用水として利用された様子もうかがい知れます。18世紀

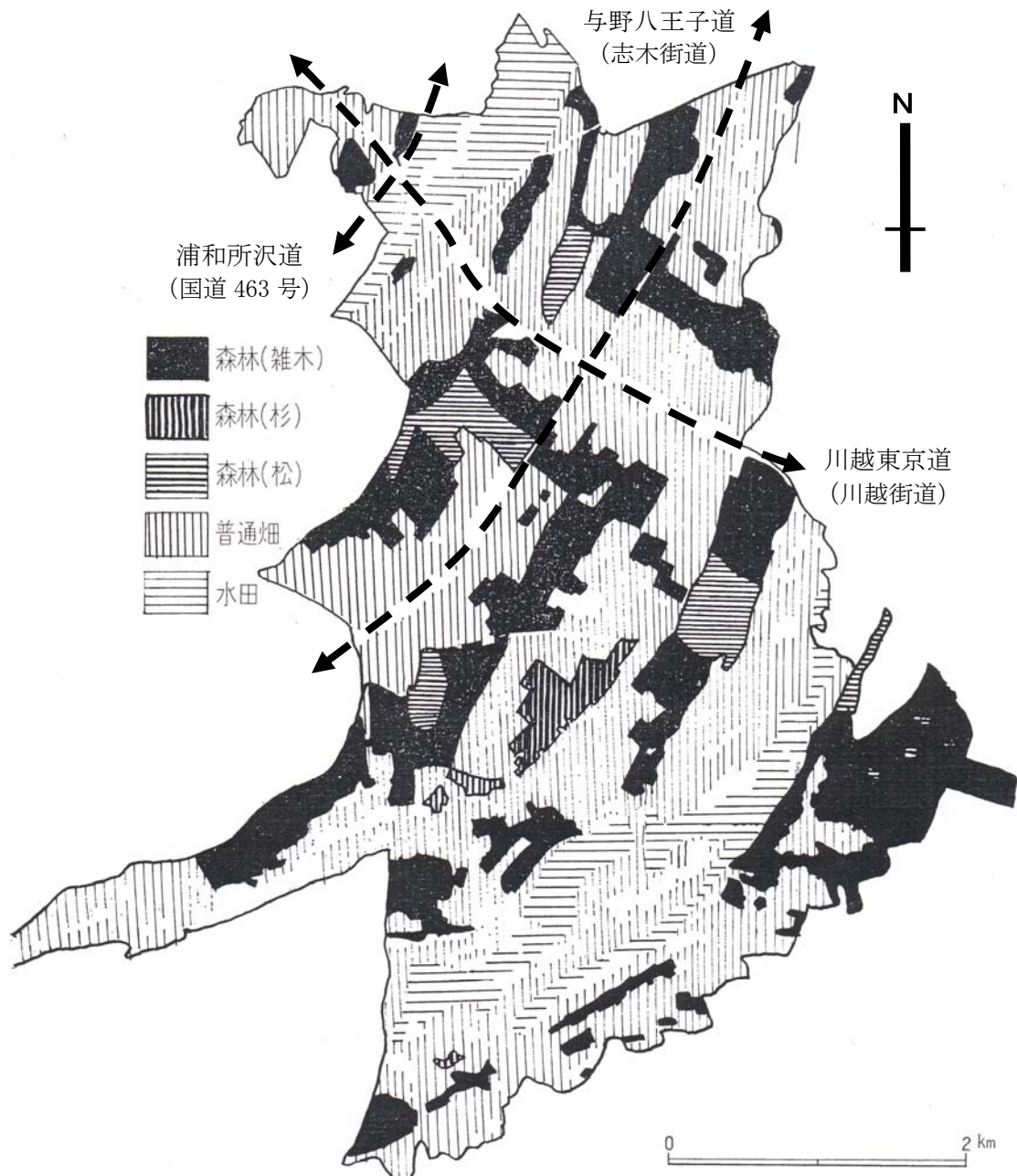


図 2-41 明治 14 年(1887)の土地利用

出典:『新座市史』第 1 巻自然・考古古代中世資料編

に入ると、享保改革の新田開発政策によって宮戸(朝霞市)にも用水が引かれ、新田の灌漑に利用されました。

松平信綱によって整備された新河岸川も、舟運として利用され続けていました。新河岸川では、川越藩の藩米輸送や城下町川越に供給される諸物資の運送を中心に、武蔵野開発に伴う金肥の輸送や江戸への薪炭等の輸送が行われていました。江戸時代後期には、増大する川越街道の利用者の需要に応える形で「早船」と呼ばれる乗客用の舟が営業されたこともありましたが、街道沿いの宿等からの反対によって、営業は差し止められます。その後、新河岸川では本来の物資輸送のみが行われました。

明治7年(1880)には、地元住民からの要望によって、川越街道の改修がなされており、この当ても江戸時代前期以来の主要道として機能していたことがわかります。明治21年(1894)の「新座地域公益道運輸交通調」によると、街道の利用者は下表のようでした。川越東京道の貨物種類を見ると、市域で栽培された甘藷(サツマイモ)や麦、水車製粉された小麦粉、市域で紙すきがされた製紙が出荷されている様子が見て取れます。特に小麦粉は、江戸時代後期に武蔵野の水車屋が連合して江戸に売り込んだことがあり、明治時代になっても主要な商品であったことがうかがえます。また、駄馬・荷車・人力車といった輸送用車両の利用者が旅人よりも少ないのは、新河岸川の舟運が機能していたことが推測できます。浦和所沢道や与野八王子道では、干粕や麦粕が多いことが目立ちます。これらは、大消費地・東京に出荷する商品作物を育てるための肥料を調達したと思われる。収量増加を図る過程で、雑木林から得る自家製の肥料だけでは不足していたといえます。

明治22年(1895)頃、東京―川越間に乗合馬車が開通し、万世橋を出発して野火止まで22銭、大和田まで24銭で、川越までは40銭だったといえます。自動車もまだ普及せず、鉄道も敷設されていない時代でしたが、個人が東京への往復に川越街道を利用していた様子がうかがえます。

明治初頭の新座市域は、野火止新田開発以来の土地利用形態を継承しつつも、200余年の間に江戸・東京の地回り経済圏として発展を遂げ、物資の供給に貢献していたことがうかがえます。

表 2-17 街道の利用者数

等級	道路名称*	運輸交通 1 か年分				貨物種類
		駄馬	荷車	人力車	旅人	
第 1 等	川越東京道	2,529	19,350	5,430	36,500	甘藷 1 分、小麦粉 2 分、紙類 2 分、 麦 2 分、雑貨 1 分
	浦和所沢道	2,920	20,075	1,825	20,075	穀物干粕 麦 5 分、薪炭 3 分、 雑貨 2 分
第 2 等	与野八王子道 (志木八王子道)	9,230	1,299	21,830	33,204	醤油味噌 2 分、紙類 2 分、 干粕 麦 4 分、反物 2 分

出典:『新座市史』第 5 巻通史編

* 川越東京道は現埼玉県道 109 号新座和光線(旧川越街道)、浦和所沢道は現埼玉県道・東京都道 179 号所沢青梅線、与野八王子道は現埼玉県道・東京都道 40 号さいたま東村山線(志木街道)です。

イ 大正時代から昭和時代前期の土地利用

大正時代初頭、市域に鉄道が敷設されたことにより、交通や輸送に大きな変化が訪れます。大正 3 年(1914)、東上鉄道(東武東上線)池袋駅～田面沢駅(霞ヶ関駅)間の 33.5 km が営業を開始し、志木駅が設けられました。また、大正 4 年(1915)には武蔵野鉄道(西武池袋線)池袋駅～飯能駅間が営業を開始し、大正 13 年(1924)には田無町駅(ひばりヶ丘駅)が設けられました。この頃、第 1 回国勢調査が実施され、大和田町は面積 13.67km²、人口 4,077 人、世帯数 703 世帯、片山村は面積 8.85km²、人口 2,579 人、世帯数 461 世帯となっています(大正 9 年(1920))。

明治 14 年(1887)と比較すると、川越街道・志木街道沿いの短冊形地割や、耕地整理によって生産力の向上した柳瀬川・黒目川沿いの水田は継承されているようですが、全体的に森林が減少している点を指摘できます。これは、市内外での人口増加に伴い、食料生産のために雑木林を畑へと変えたことが原因と考えられ、明治 14 年(1887)には森林だった場所が、大正 6 年には畑になっている点と、明治政府が殖産興業の方針に基づいて森林開墾を奨励したことから裏付けられます。東武東上線はサツ

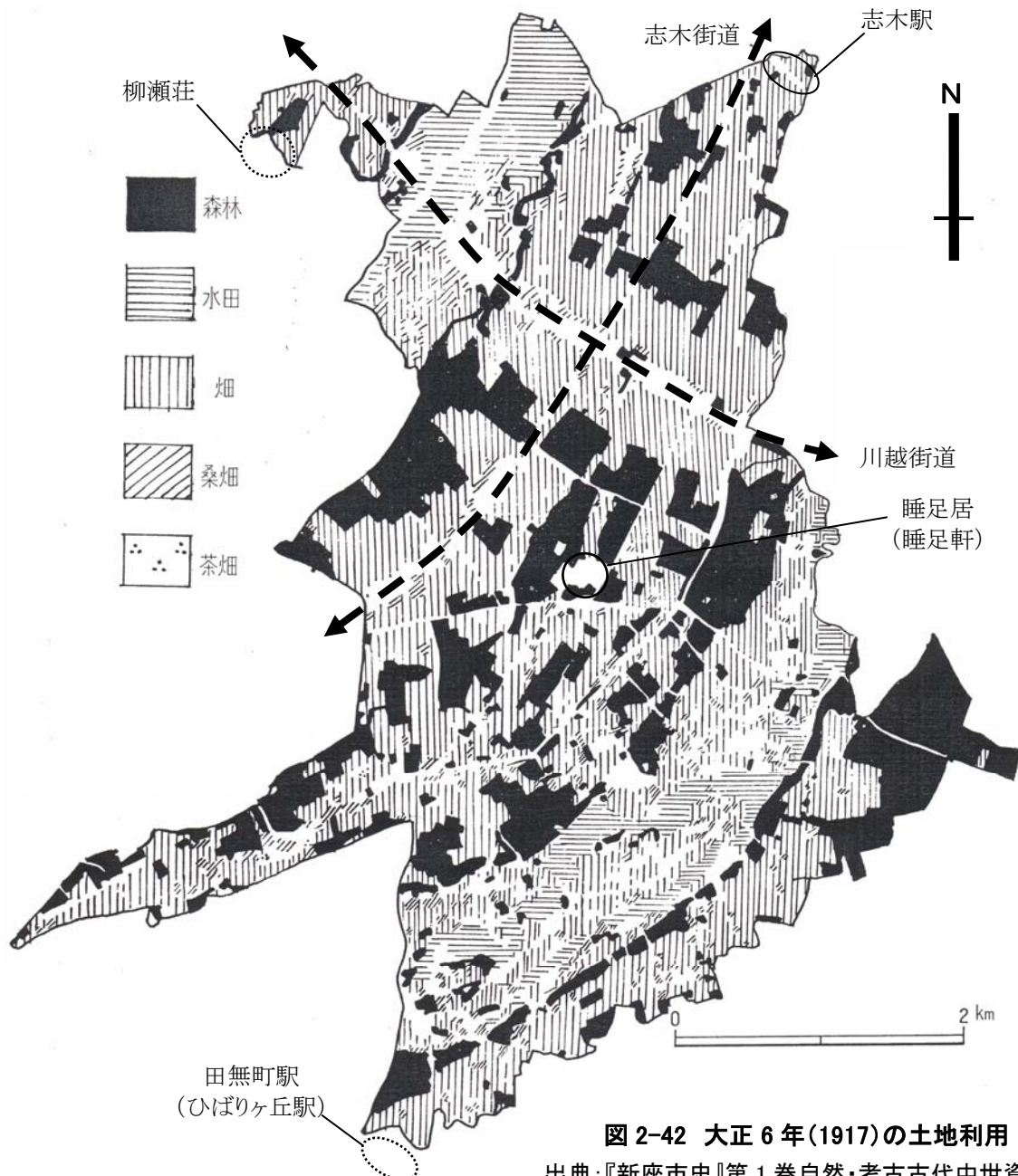


図 2-42 大正 6 年(1917)の土地利用

出典:『新座市史』第 1 巻自然・考古古代中世資料編

マイモを運んでいたことから「芋列車」とも呼ばれており、武蔵野鉄道はその変遷の過程で「西武農業鉄道」と称したことがありました。これらの名称からも、当時の鉄道は農作物等の物資を都心部へ運ぶことが中心業務であったと考えられます。鉄道が誕生・発展するにつれ、それまで輸送の中心であった新河岸川の舟運は衰退していきました。

鉄道を介した農作物や薪の出荷により、東京の衛星都市として市域が発展していく一方、都心部の喧騒を離れ、武蔵野台地を訪れる人々も現れ始めました。大正 12(1923)年出版の田山花袋『東京近郊一日の行楽』の中では、玉川上水流域の小金井の桜とともに、平林寺が紹介されています。高浜虚子等で知られる近代俳句のホトギス派は、昭和 5 年(1930)から 14 年(1939)まで「武蔵野探勝会」と称した吟行会を計百回も開催しており、第 4 回には平林寺を訪れています。「電力の鬼」にして近代三茶人の一人である松永安左エ門(耳庵)は、昭和 4 年(1929)に柳瀬川沿いの台地上に柳瀬荘を造営して、一時隠遁生活を送りましたが、昭和 13 年(1938)には平林寺の向かいに、飛騨高山地方から古民家を移築して「睡足居」と命名し、ここで我流の茶道を楽しんでいます(これが現在の睡足軒となります)。これらの文化人・財界人たちは、武蔵野の雑木林の面影を求めて新座を訪れる人々の先駆けであったと言えます。

大正時代後半から昭和時代前半(1917 年から 1967 年頃)にかけては、資料が不足しており、土地利用の変遷を追うことが難しい状況です。この間の昭和 19 年(1944)に野火止用水と平林寺林泉境内が埼玉県の文化財に指定される一方、新座市域では急速に水道が普及し(下表「新座の水道略史」参照)、これにより野火止用水は飲料水としての機能を失っていきました。同時に、生活排水が用水に流されるようになり、汚濁が進行した時期でもあります。

表 2-18 新座の水道略史

昭和 24 年(1949)9 月	菅沢・西分簡易水道創設
昭和 32 年(1957)3 月	大和田地区簡易水道、給水開始
昭和 35 年(1960)	野火止浄水場の運転開始
昭和 36 年(1961)3 月	新座町野火止東・北野地区簡易水道、給水開始
昭和 37 年(1962)7 月	水道道路完成(荒川～東村山水道管理設)
昭和 38 年(1963)9 月	新座町上水道(第 1 期拡張)、給水開始
昭和 41 年(1966)3 月	新座町上水道(第 1 期拡張)完成。3 月、西堀浄水場の運転開始。12 月、新座町上水道(第 2 期拡張)認可
昭和 42 年(1967)1 月	新座町野火止東・北野地区簡易水道廃止
昭和 43 年(1968)5 月	片山浄水場の運転開始。9 月、野火止浄水場高架水槽の供用開始
昭和 44 年(1969)7 月	新座団地給水場の運転開始(高架水槽を含む)
昭和 48 年(1973)3 月	新座市上水道(第 3 期拡張)認可

「郷土の歩み」をもとに作成

ウ 高度経済成長期1

大正6年(1917)と比較すると、森林がさらに減少している点が明らかです。川越街道沿いの開発が進み、図上でも太い空白部分が生まれています。昭和41年(1966)には、野火止新田の畑と雑木林を分断する位置に国道254号が開通し、それに伴って周辺の畑が減少しています。一方、志木街道沿いでは、短冊形地割が比較的継承されています。柳瀬川沿いの水田は、大正耕地整理によって大規模化し、柳瀬川にも堰が整備されます。各農家にも耕運機等の農業機械が普及し、省力化していきま

した。

市の北部と南部では、畑であった場所が空白になっています。北部の北野一帯の空白地帯には、以下のような経緯があります。昭和31年(1956)、東武東上線志木駅南口近郊で、日本住宅公団による大規模な宅地造成計画が持ち上がりました。しかし、都市拡大を防ぐグリーンベルト整備政策を堅持する農林省(当時)は、一帯の宅地利用を認めませんでした。事

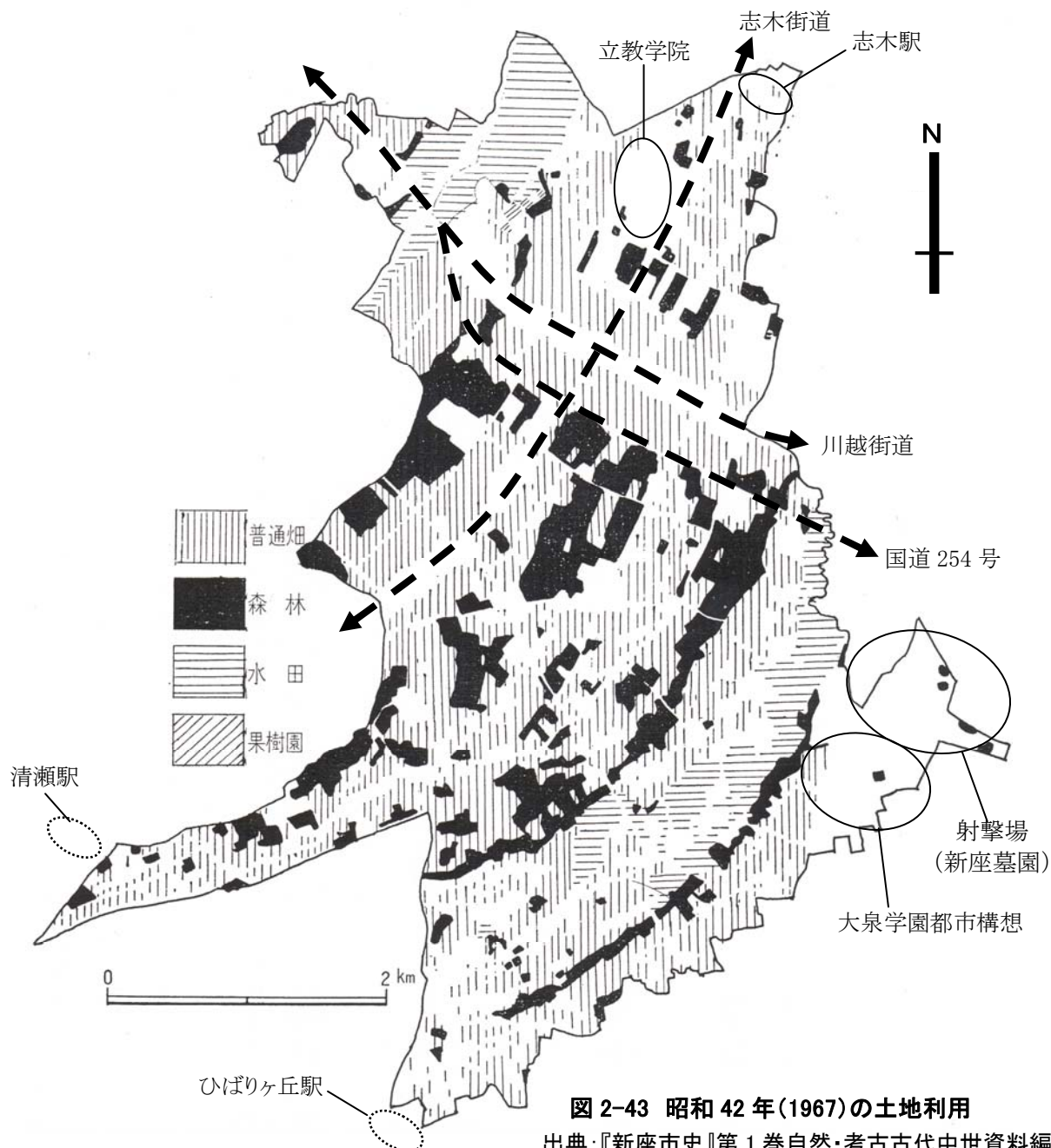


図2-43 昭和42年(1967)の土地利用

出典:『新座市史』第1巻自然・考古古代中世資料編

業を引き継いだ東武鉄道株式会社は、沿線の発展を願って立教学院(立教大学)に校地として寄付する意向を示し、校舍建設計画が浮上します。当時の新座町長も「文教都市」を目指し、私財を投じてこれを後押しし、昭和35年(1960)、土地を譲り受けた立教学院が高等学校を移転し開校しました。昭和30年代前半には市内の高校進学率は20%ほどでしたが、30年代後半には40%に増え、40年代中頃には90%に急増しています。

大規模な宅地建設は実現しませんでした。昭和35年(1960)に東武東上線志木駅の南口改札が新設されると、同年には東北土地区画整理事業が新座町によって決定されます。しかし、実際に事業計画が軌道に乗ったのは昭和50年(1975)頃からです。その間の15年間も、民間事業者による開発は進行していきます。市の南部においても、西武池袋線の利用者拡大のために、同様の宅地開発が行われてきました。

新座市は、市域の南側が東京都に接しており、「埼玉都民」と呼ばれるような、市内から都心部へ通勤・通学する人も多く居住しています。東武東上線志木駅の年間利用者数(発車)を見ると、昭和5年(1930)には年間141,160人でしたが、昭和42年(1967)には11,062,100人に達し、約80倍に増えています。この頃から、東京のベッドタウンとして新座市が発展していく様子がうかがえます。昭和30年(1955)、大和田町と片山村が合併して新座町が誕生した時の第8回国勢調査では、人口11,700人、市面積22.80km²、世帯数2,164世帯でした。

鉄道駅周辺の開発は、行政が主導して計画的に行われたものではなく、個々の所有者・事業者が土地を売却・造成し、宅地開発を行ったものでした。そのため、一定の地域に住宅地と畑等が混在し、駅周辺から人口集中するスプロール化現象が起こっています。縦長の畑を宅地化する際は、利便性と経済性を考慮して、土地の長軸に沿って中央に私道を通し、その両側に住宅が建ち並びました。このような関東近郊で典型的な新興住宅地の景観も、近世以来の短冊形地割に起因しています。大規模な開発こそ実施されませんでした。結果的に新田開発当時の形態が住宅地として残ることになりました。

市の東端にあった森林は、南側と北側がそれぞれ異なる理由で消滅しました。まず南側は、大正時代の大泉学園都市構想によって大規模な開発が計画され、森林が伐採されました。住宅地や商店等が分譲される予定でしたが、都市施設が完備されないまま戦後を迎えます。北側は旧日本陸軍の演習場として利用され、昭和39年(1964)の東京オリンピックの開催前に、射撃場として大規模造成が行われます。この時の造成工事中に関東ローム層から多数の旧石器が採取され、「市場坂型ナイフ」として、当時の日本考古学界に大きな影響を与えました。その後は一部地域が発掘調査を経て、現在では新座市営墓園等として利用されています。

かつては市内全域に畑と雑木林が広がっていましたが、この頃より、交通の便のよい所での宅地開発と営農意欲のある農地という、土地利用の二極化の兆候が見え始めます。

農地については、伝統的な根菜類(ニンジン・ダイコン・ゴボウ)を栽培する農家に加え、観光農園として、ブドウやナシ、クリ等の果樹園を営み、農業を継続しようとする農家も現れます。

また、野火止用水は、昭和48年(1973)に東京都側の水不足によって玉川上水からの分水が止められてしまいます。用水の汚濁はさらに悪化しており、ヘドロ化して悪臭を放っていた地域もありました。一部では用水の暗渠化や道路敷化、廃滅が進行し、以後水の流れを見ることができなくなった地域もあります。野火止用水の分水停止と水質汚濁は、新座市における高度経済成長期の乱開発と環境汚染を象徴しているといえます。

エ 高度経済成長期2

昭和 42 年(1967)と比較すると、まず空白地帯が広がった点が目に止まります。これは、昭和 42 年(1967)でも見られた鉄道利用者のための宅地開発がさらに進行したことを示しており、それに伴って畑が激減しています。昭和 43 年(1968)には市内の人口が 5 万人を突破しました。さらに、昭和 49 年(1974)には、国鉄武蔵野西線開通に伴い、国鉄北朝霞駅との連絡のため、東武東上線朝霞台駅が新設され、これも宅地化を後押ししています。同年には人口が 10 万人を突破しました。昭和 30 年(1955)から昭和 55 年(1980)にかけての人口は 10 倍に急増し、特に昭和 30 年(1955)から昭和 45 年(1970)にかけては、人口伸び率が全国 4 位でした。これらの人口増の背景には、第 2 次ベビーブームの影響もあります。

また、昭和 44 年(1969)に国鉄武蔵野西線新座貨物駅(194,000 m²)の工事が着手され、新座客車駅(新座駅・11,000 m²)の工事も着手されています。これに伴い、同駅周辺でも森林と畑の減少が見られます。同じ頃、東武東上線の貨物輸送量は減少し始め、乗客数が伸びていきました。

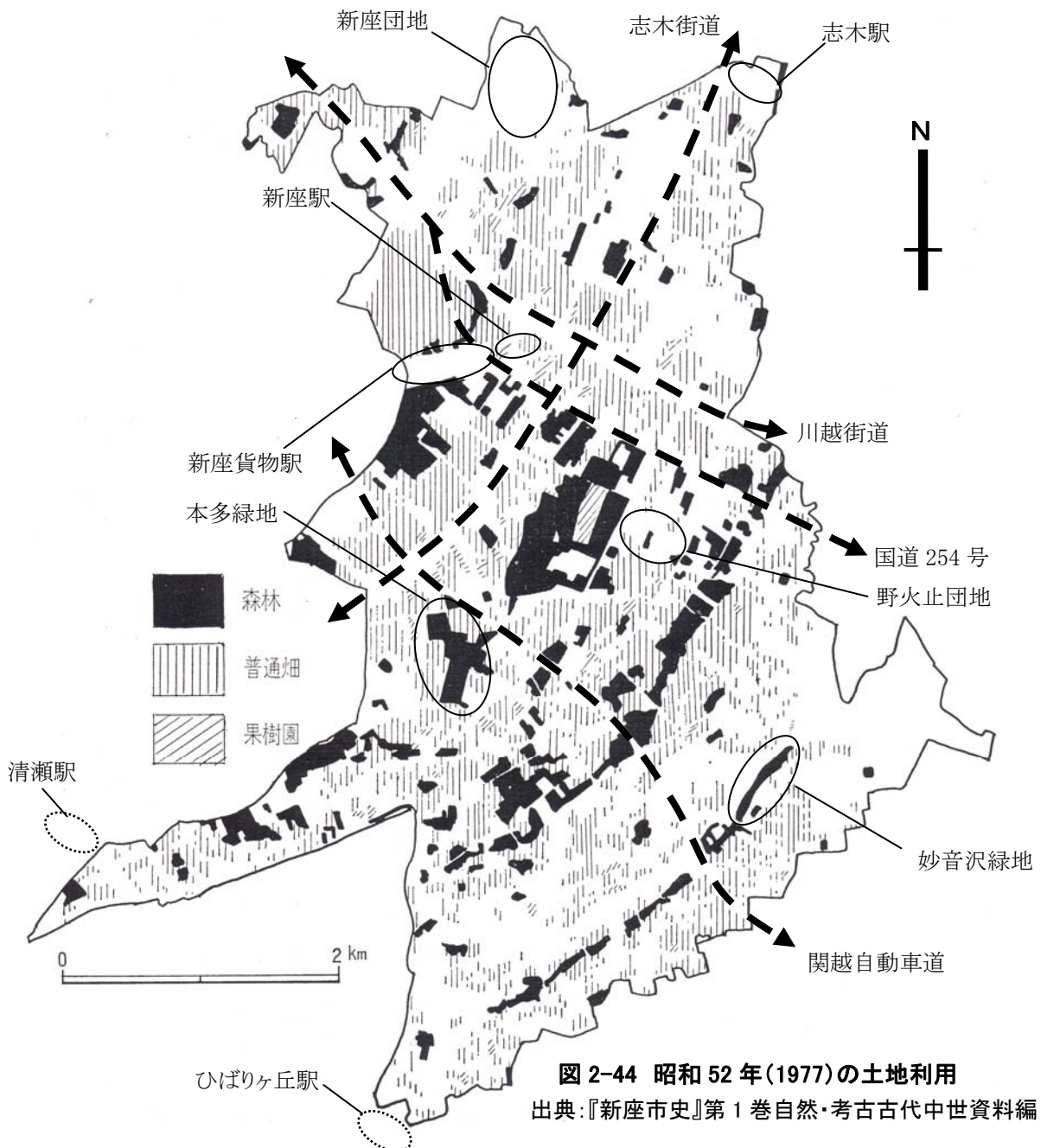


図 2-44 昭和 52 年(1977)の土地利用

出典:『新座市史』第 1 巻自然・考古古代中世資料編

一方、昭和 42 年(1967)と比較すると、川越街道沿いの開発はそれほど進行していません。これは、国道 254 号が幹線道路として機能し始めたことにより、道路両側に屋敷地の連なった川越街道沿いの開発が停滞したためだと考えられます。結果的に、川越街道沿いには江戸時代以来の屋敷構えの面影が残ることとなりました。

昭和 48 年(1973)、稲作調整も始まり(42ha)、柳瀬川・黒目川の水田も減少しています。柳瀬川の水質悪化によって水田耕作は危機を迎え、時を同じくして公団住宅建設整備計画が持ち上がっていました。

このような状況下で、水田の宅地化は進行し、特に市北端では新座団地の開発に伴って広大な住宅地が生まれています。この新座団地や鉄道駅の周辺には、40 以上の店舗が集まった商店街も形成されていました。志木駅南口には、「尾張屋」といった大型店舗の出店も始まります。

昭和 55 年(1980)には、市の中央部に野火止団地が完成しました。当初は高層耐火建築を構想していたようですが、平林寺に近いことから周辺住民の反対運動もあり、一部は低層に計画変更されました。この頃から、景観を保存していこうとする住民の要望が垣間見えます。

森林についても、さらに減少しており、まとまって継承されているのは、平林寺境内林や野火止用水沿いの本多緑地、黒目川流域の妙音沢緑地くらいしかありません。川越街道沿いの雑木林は、ほぼ見られなくなり、志木街道沿いにおいても雑木林の減少が明らかです。

昭和 48 年(1973)には関越自動車道東京～川越間(21.2km)が自動車専用道路として開通したため、翌、昭和 49 年(1974)は、東武東上線の貨物輸送が激減しています。昭和 50 年(1975)には貨物輸送がなくなって乗客専用の鉄道となりました。輸送の中心は自動車に移行していき、それに伴い市内に輸送用の大規模な倉庫の建設が始まりました。これも畑と森林の減少に拍車をかけました。

なお、関越自動車道と交差していた野火止用水は、当時流れのあった 3 箇所において、水路橋を建設することで分断をまぬがれました。

東京都に隣接し、国道 254 号や関越自動車道が通っていることから、市内への工場の進出や増設が相次ぎました。松永安左エ門が設立した東邦産業技術所の流れを汲むサンケン電気に代表される電気機器工場や、凸版印刷に代表される出版・印刷工場が建設されていきます。しかし、排水の整備が不十分であったこともあり、工場廃水や雑排水が野火止用水に流入されました。市内で本格的な下水道工事が始まるのは、昭和 50 年(1975)以降のことです。

一方、公害への懸念と急激な開発への反省もあってか、市内では野火止用水の清流を復活させようという機運が高まります。同時期、玉川上水や千川上水流域でも清流復活運動が起こっていました。

昭和 49 年(1974)から 53 年(1978)にかけて実施された野火止用水復原対策事業と、昭和 59 年(1984)から 63 年(1988)にかけて実施された野火止用水清流対策事業により、東京都や周辺市との調整の結果、野火止用水に清流が復活することになります。ここでも、用水の流れが時代の流れを象徴していると言えます。



図 2-45 平成 6 年(1994)の川越街道

野火止用水に蓋かけをしたブロックが奥に向かって連なっています。街道上を横断しているのが JR 武蔵野線の高架橋です。街道沿いには一部で屋敷林も残存しています。

オ 現代の土地利用

平成 17 年(2005)になると、これまでの資料とは単純比較はできませんが、国道 254 号沿いや鉄道駅周辺に商用地と住宅地が広がっており、自動車・鉄道利用者のための宅地開発や日用品等の小売店・飲食店の増加を反映しています。平成 21 年度(2009)の鉄道乗車人員は、志木駅で年間 18,285,697 人(1日あたり 50,098 人)、新座駅で年間 6,197,203 人(1日あたり 16,978 人)でした。駅の利用者全てが新座市民というわけではありませんが、多くの人が都心部へ登校・出勤等をしていると考えられ、東京のベッドタウンとしての位置付けは、昭和 52 年(1977)とほとんど変わっていません。

一方、市の中央部分には、畑と山林が残されている点が特筆されます。川越街道沿いや志木街道沿いにおいては、畑や雑木林が宅地化した所もありますが、短冊形地割が継承されている様子も見えます。また、野火止用水沿いの緑道や公園、平林寺境内林等、山林が残っていることも見てとれます。畑が比較的多いのは、営農意欲のある農家を生産緑地に指定すること、市街化調整区域であること等に起因していると考えられます。販売農家の作付面積を広い順に見ると、「ほうれんそう 5,545a、にんじん 5,510a、さといも 2,497a、だいこん 1,403a、ばれいしょ 919a」となっており、伝統的な根菜類の栽培が継承されていることがわかります。(平成 17 年(2005)2 月 1 日現在)。一方、かつて江戸・東京に向け

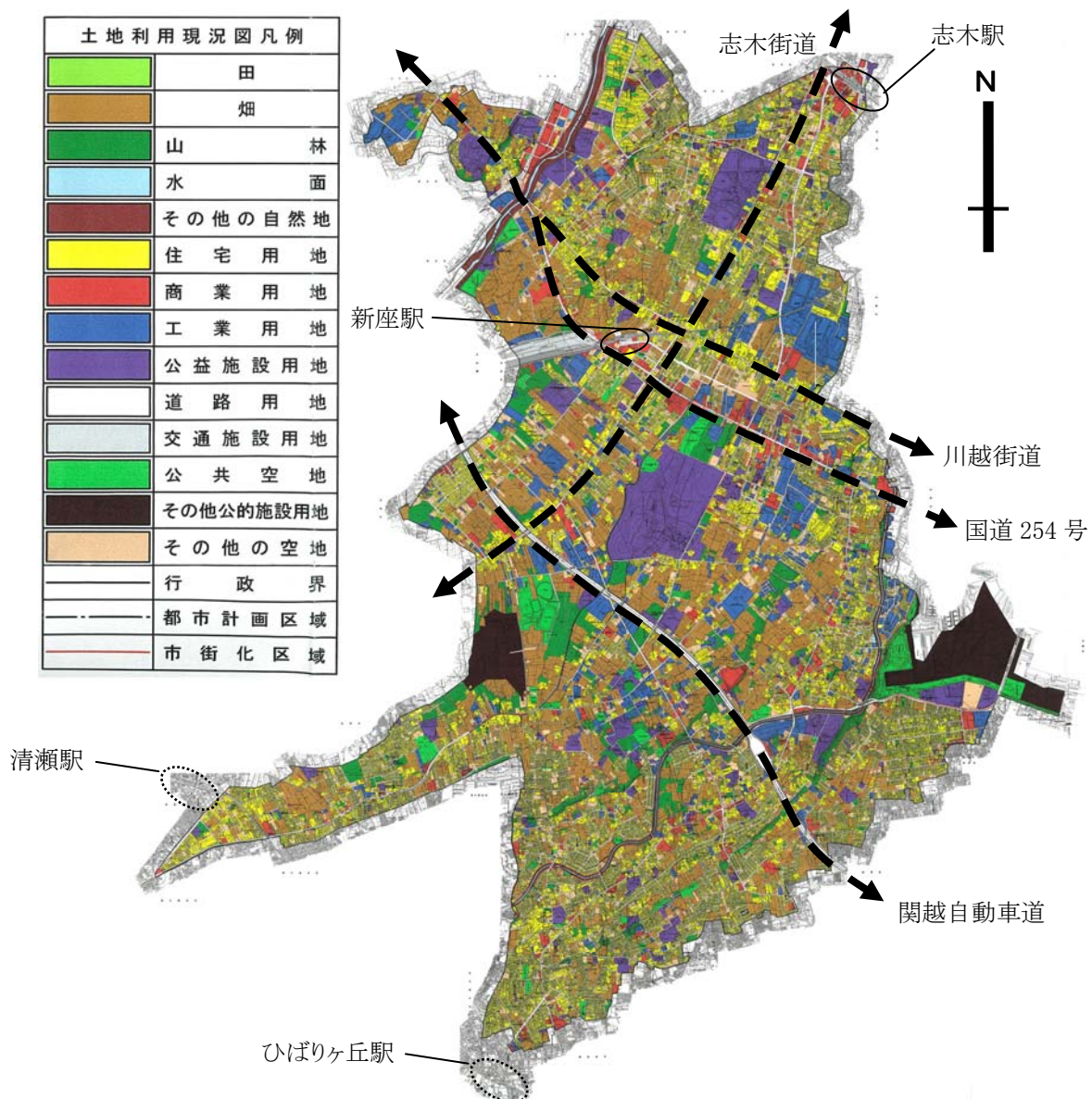


図 2-46 平成 17 年(2005)の土地利用

出典:『平成 17 年都市計画基礎調査』

で大量に出荷された麦類は 277a しかなく、ごぼうやさつまいもも激減しています。

バブル景気以降、高度経済成長期のような大規模な開発は減少しました。住宅と畑が混在するスプロール化現象は現代にも継承されています。また、交通の便の良い所の開発と、営農意欲のある農地という土地利用の二極化は定着しつつあります。表 2-19 の地目別土地面積でも、6 年間で畑や山林が減少し、宅地が増加している様子が見て取れますが、劇的な変化をしているとは言えません。畑については、市面積の 18.9%を占めており(平成 22 年度(2010))、首都近郊においては高い数値を保っています。ただし、柳瀬川と黒目川沿いにあった水田は平成 3 年(1991)に消滅しており、毎年 1,000 件前後の農地転用申請が提出されています。

新座市内だけを見ると、明治・大正・昭和と森林が減少していく様子が見て取れます。平成 22 年度(2010)のデータでは、市全体の面積に占める山林の割合は 4.4%に過ぎません。それでも、首都圏や周辺市において、まとまった山林がほぼ消滅してしまっていることを勘案すると、新座市は比較的山林が残されていると言えます。「サラリーマンカラス」の営巣地として知られた平林寺境内林ですが、これも都心部に森林がなくなったからこそ、カラスが逃げのびるように集まってきた結果と言えます。

飲料水・生活用水として開削された野火止用水ですが、現在では水道の普及率は 99.9%であり、当初の利用法はなされていません。それにも関わらず、市民が清らかな流れの復活を望んでいる背景には、歴史を伝える史跡としてだけでなく、ウォーキング等を楽しむ親水空間としての機能があると言えます。後述する市民アンケートにおいても、都心部への交通の利便性を享受する一方で、多くの人が野火止用水や平林寺境内林に新座らしさを感じています。すなわち、駅周辺の比較的新しい宅地に暮らす住民も、市中央部に古くから残る雑木林や野火止用水に愛着を感じているのです。かつては、個々の住宅が屋敷林や雑木林を所有しましたが、宅地開発では無用となった木々は伐採されました。しかし、「緑」を持たない人々は、代わりに公園や緑道の整備・管理を求めるようになりました。これが、ボランティアによる雑木林の萌芽更新といった活動や地権者の方々との協力にもつながっていったと考えられます。また、平成 9 年(1997)からは野火止用水クリーンキャンペーンも実施されており、毎年千人を越える参加者によって、野火止用水の愛護活動が図られています。さらに、平成 23 年度(2011)には、新座駅南口第 2 土地区画整理事業地内に野火止用水の流れが復活し、現在も新座駅南口に向かって新たな用水路と遊歩道の整備が行われています。

表 2-19 地目別土地面積

各年1月1日現在(単位:a)

地目	平成 17 年 (2005)	平成 18 年 (2006)	平成 19 年 (2007)	平成 20 年 (2008)	平成 21 年 (2009)	平成 22 年 (2010)
田	0	0	0	0	0	0
畑	46,605	45,871	45,420	44,697	44,038	43,209
宅地	95,290	95,693	96,113	96,897	97,705	98,326
山林	10,949	10,937	10,770	10,468	10,144	10,044
池沼・原野	0	0	0	0	0	0
雑種地	41,262	49,543	49,907	50,301	50,637	50,969
その他	33,894	25,956	25,790	25,637	25,476	25,452
計	228,000	228,000	228,000	228,000	228,000	228,000
農地転用件数	1,126	835	1,058	1,109	897	-

資産税課「固定資産概要調書」、農業委員会「農地転用の状況」をもとに作成

カ 土地利用の変遷

市内の遺跡分布を見ると、柳瀬川と黒目川沿いに旧石器時代から古墳時代に集落が営まれましたが、野火止台地中央部には遺跡がほとんど見られません。新座市域、特に野火止台地の景観は、松平信綱による新田開発が基礎となっています。その要素として、川越街道の整備、新田開発による短冊形地割、雑木林(クヌギ・コナラ)の奨励、野火止用水の開削、遺志による平林寺の移転、新河岸川舟運の整備が挙げられます。江戸時代前期の土地利用形態が、大正時代に至るまで変わらぬ様相を呈していました。

景観に大きな影響を与えたのは、鉄道の敷設と道路の整備です。物資の輸送は江戸時代以来の舟運から大正時代の鉄道へ、そして昭和時代の自動車へ移り変わっていきます。人の移動手段も、江戸時代以来の川越街道の徒歩や馬による移動から、大正時代以降の鉄道や自動車へと変わりました。それに伴い、土地利用の形態も大きく変化してきました。

鉄道敷設当初は、大消費地である東京都心へ向け、商品作物や薪を出荷しており、これが雑木林の減少をもたらします。また、首都圏の拡大に伴って、都心へ直結する鉄道沿線の宅地開発が行われ、駅周辺の畑や森林が失われていきます。また、道路の整備により、道路沿いの開発と、物資輸送の拠点としての倉庫建設により、さらに畑と森林が少なくなっていくます。柳瀬川・黒目川沿いに営まれていた水田は、水質悪化と宅地開発によって消滅しました。

一方、駅や幹線道路から離れた市の中央部においては、畑や森林が比較的残っています。営農意欲の高い農家は生産緑地に指定することで、畑の景観も残されています。ただし、栽培作物は時代とともに変化しており、根菜類の栽培も続けられていますが、観光農園を営む農家の果物類が増え、かつて主要な商品作物であった麦類が激減しています。

堆肥作りに利用されていた雑木林は減少しつつあります。高度経済成長期の開発によって伐採された所が多いですが、近年では農地よりも課税率の高い雑木林が、相続に伴って売却されることにより、農地化あるいは宅地化が進んでいます。現在も雑木林がまとまって残存しているのは、平林寺境内林や本多緑地、妙音沢緑地くらいしかありません。それでも、首都近郊に視野を広げてみると、新座市はまとまった森林が残されている稀有な緑多い地域と言えます。

新田開発に伴って作られた短冊形地割は、宅地へと土地利用形態を変えながらも継承されている部分があります。当時開発された宅地の居住者は高齢化しており、近年、建て替えが増えてきています。その際も、個々の所有者がそれぞれ工事を行っているため、地域全体が変わることはなく、結果として利用形態は変容しても短冊形地割の構造は継承されています。今後とも、大規模な開発が行われない限り、近世以来の短冊形地割の構造は継承されていくものと思われます。

野火止用水は、開拓民の飲料水として開削されたものであり、水道が整備されるまではその利用形態が継続していました。しかし、生活雑排水が用水に流され、水質の悪化が急速に進み、分水が止められ、悪臭を放つまでに至りました。この時、生活水としての用水の機能が失われたため、暗渠化や廃絶された箇所があります。しかし、市民からの求めによって野火止用水は復活します。復原事業や公共下水道事業、清流対策事業を通して、処理水として流れが戻り、現在、文化的景観としての価値が見直されています。

野火止用水やその周辺の雑木林は、本来の機能を失ってしまいましたが、市民アンケートの結果から「新座らしさ」を感じるものとして挙げられています。用水や雑木林に、景勝地や憩いの場としての機能が新たに付与されたと捉えることができます。これらを保全していくことで、より豊かな市民生活を送ることができると考えられます。

また、野火止用水や平林寺を日帰りで訪れる観光客も増えています。古くは高浜虚子や松永安左エ門等が楽しんだ武蔵野の雑木林の面影が、「緑」を求める現代の都会人の心を捉えています。交通整備によって、都心部へ一方向的に向いていたベクトルが、逆方向にも向き始めている点が特筆されます。文化的景観の価値付けによって、さらに双方向的な交流が促進され、市民自身もふるさとの景観を見直し、誇りを持てるようになることが期待できます。

(2) 法規制等

野火止用水沿いの区域区分(都市計画法)については、本多一、二丁目、野火止二、三丁目、堀ノ内、菅沢一帯が市街化調整区域であり、野火止一、四丁目以北、西堀一、二丁目以西は市街化区域です。また、平林寺境内林は、国指定天然記念物(文化財保護法)、平林寺境内林とその周辺一帯は、平林寺近郊緑地保全区域(首都圏近郊緑地保全法)、鳥獣保護区(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)に指定されています。さらに、平林寺境内林の他、市街化調整区域内に存する民有林については、地域森林計画及び市町村森林整備計画の対象となっています(森林法)。都市計画道路としては、主要地方道浦和・東村山線が幅員 18mの東村山足立線、東久留米志木線が幅員 16mとして決定されているほか、放射7号線、保谷・秋津線、練馬・東村山線が決定されています。国道254号は都市計画道路ですが、すでに東京小諸バイパスとして整備されています。また、都市計画道路新座駅南口通線は、現在施行中の土地区画整理事業と併せて整備されました。新座駅南口土地区画整理事業地区、新座駅南口第2土地区画整理事業地区は、都市計画として地区計画(都市計画法)が定められています。



図 2-47 新座駅南口第2土地区画整理事業区域内に新たに整備された水路と緑道

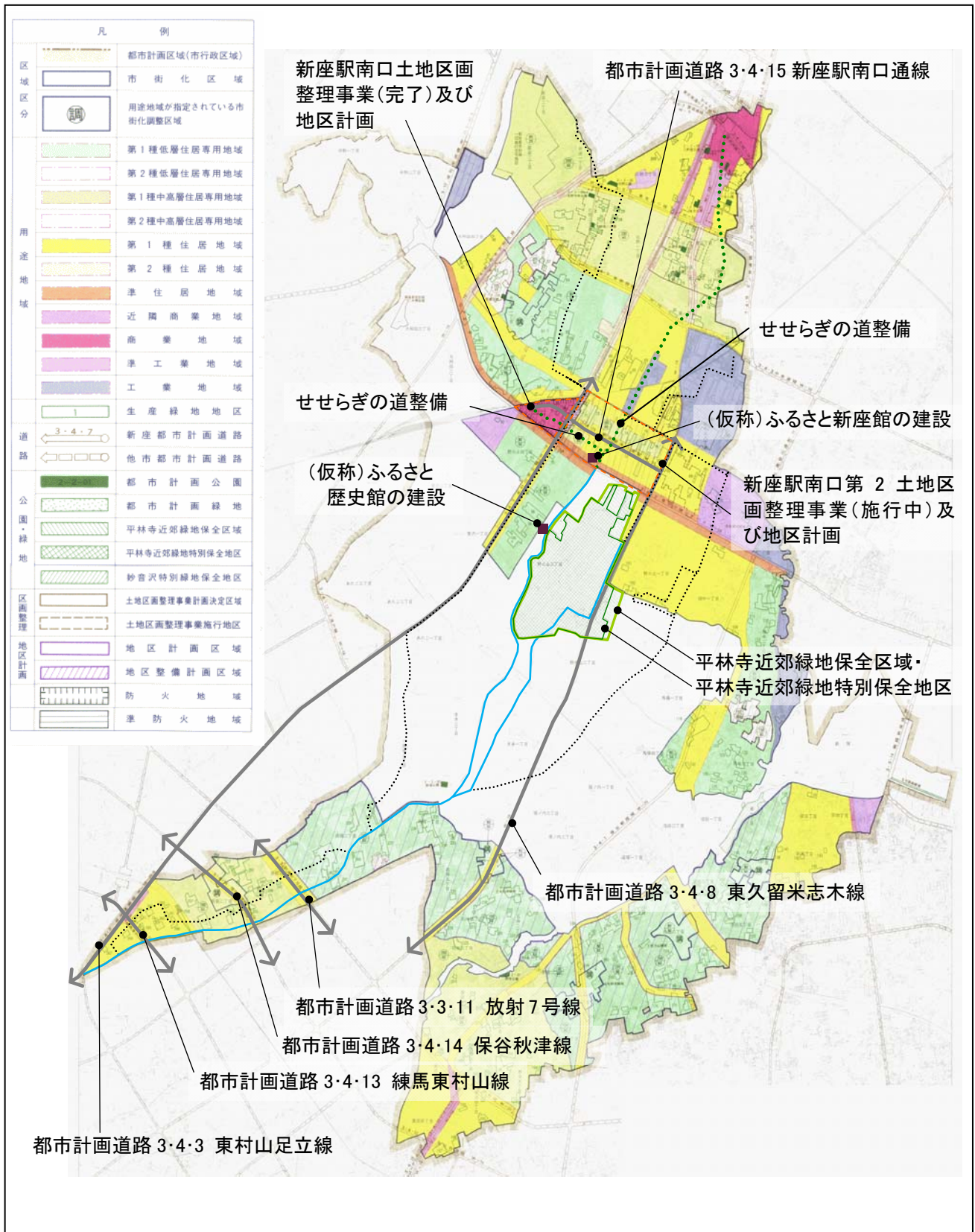


図 2-48 主な法規制・事業動向図

(3) 現在の野火止用水の姿

ア 県指定史跡の野火止用水

野火止用水の埼玉県指定地域は、

(ア) 野火止用水本流: 都県境(小金井街道)から川越街道まで 6,712m の水路敷(3.6m)と、土あげ敷(左右各 1.8m)

(イ) 野火止用水支流: 西堀分岐点から平林寺を經由し、新座市役所前まで約 2.7km の水路敷(3.6m)と、土あげ敷(左右各 1.8m)

であり、この指定区域については「野火止用水管理・活用計画」の中で、基本保存方針に基づいて以下のような保存の区分を定めています。

また、C地区では暗渠化された区間が多くありますが、ほとんどは地域住民等の遊歩道や側道として利用されています。

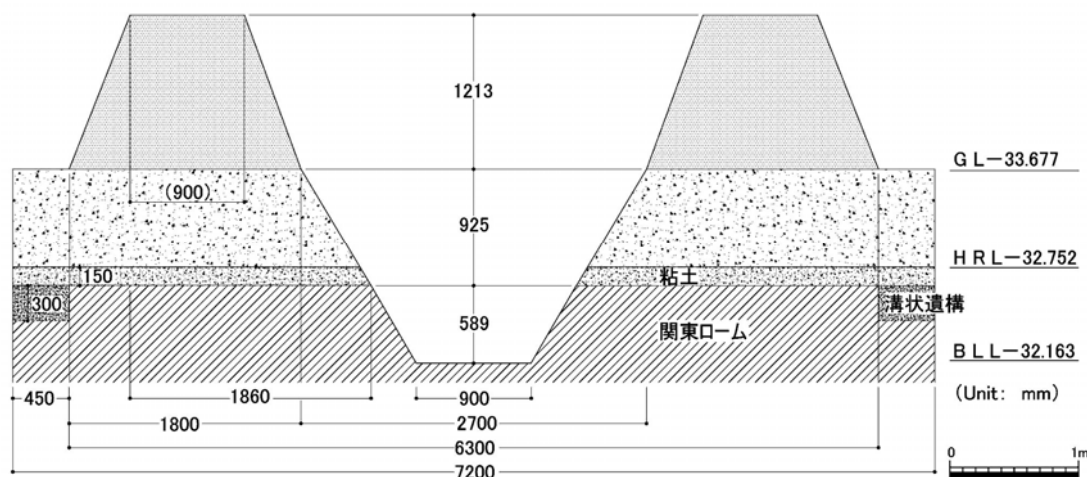


図 2-49 野火止用水断面復原概念図

出典:『埼玉県指定史跡「野火止用水」本流発掘調査報告書』

表 2-20 県指定史跡における保存区分

地区	距離	開渠延長
A地区 史跡として最もよく保存されている区域	5,551m	5,501m
B地区 やや損なわれている区域	1,000m	950m
C地区 史跡の原形をあまりとどめていない区域	2,861m	1,822m
計	9,412m	8,273m

イ 県史跡指定以外の野火止用水

指定以外の用水路は宅地化とあわせ、ほとんどが廃滅もしくは暗渠化し道路敷になっていますが、遊歩道や側道として利用されている区間もあります。また、菅沢・北野堀、陣屋堀等の一部には水路跡が残っています。

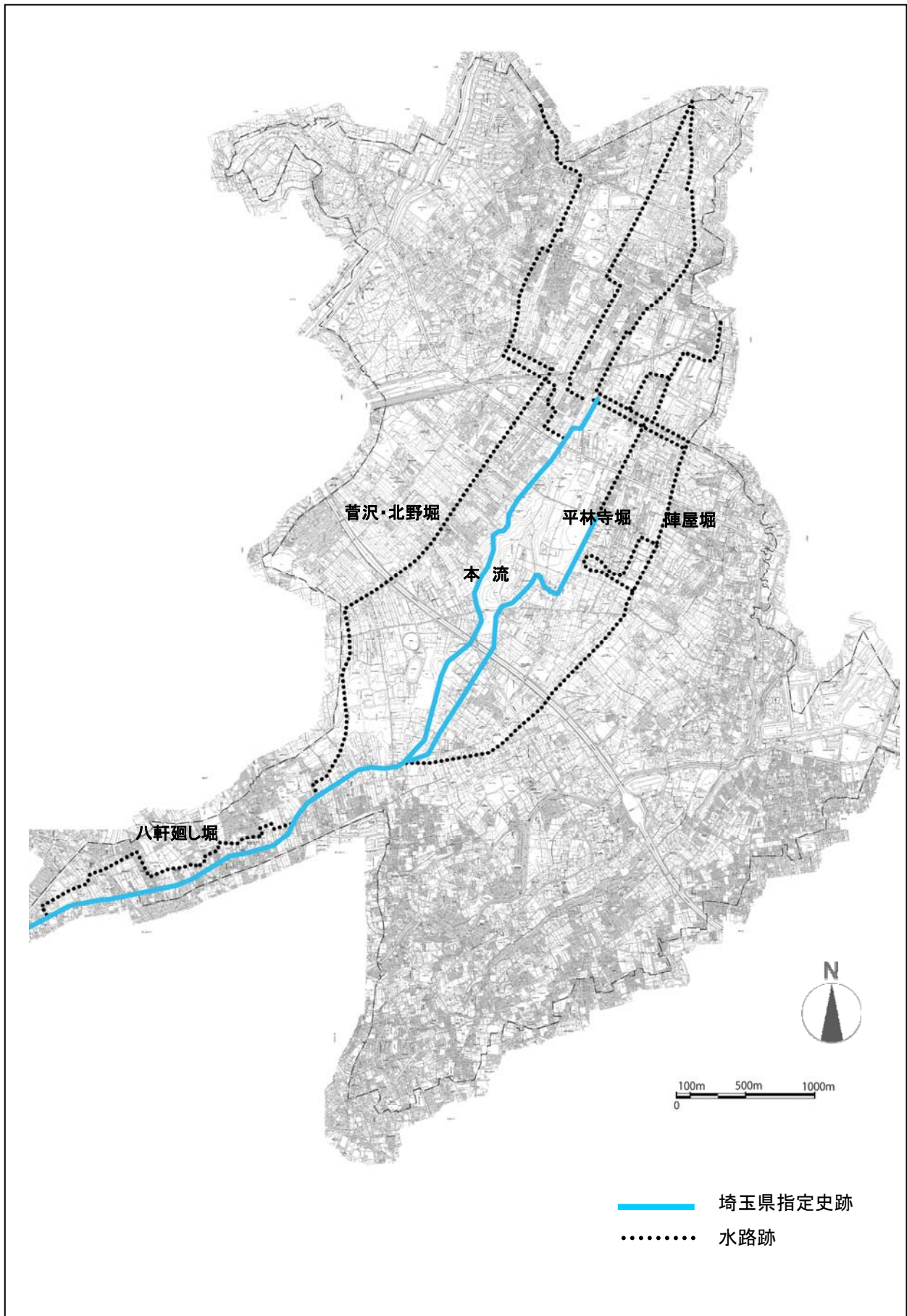


図 2-50 市内の野火止用水路線

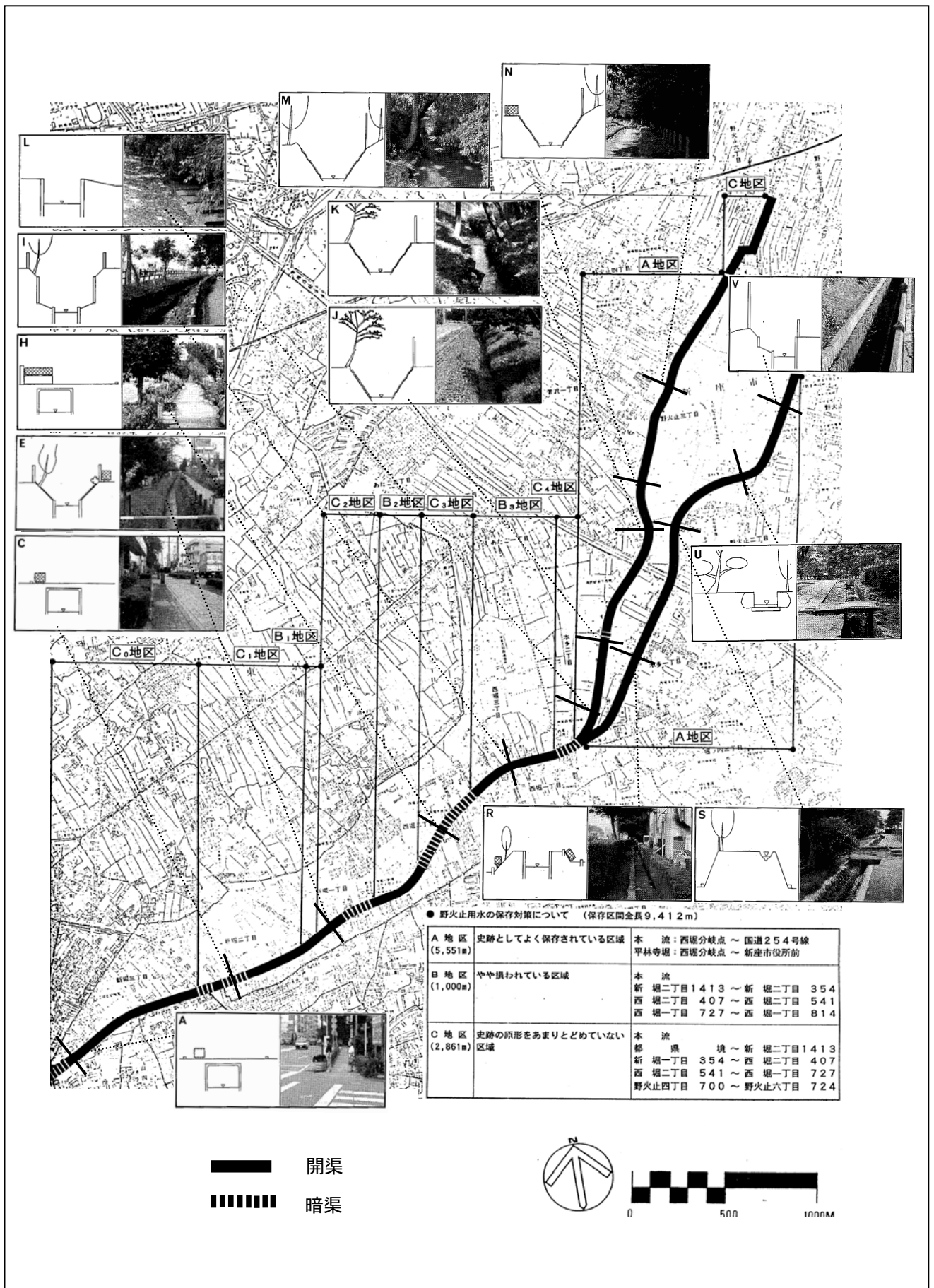


図 2-51 史跡指定区域の用水路の状況 出典：『野火止用水管理・活用計画』

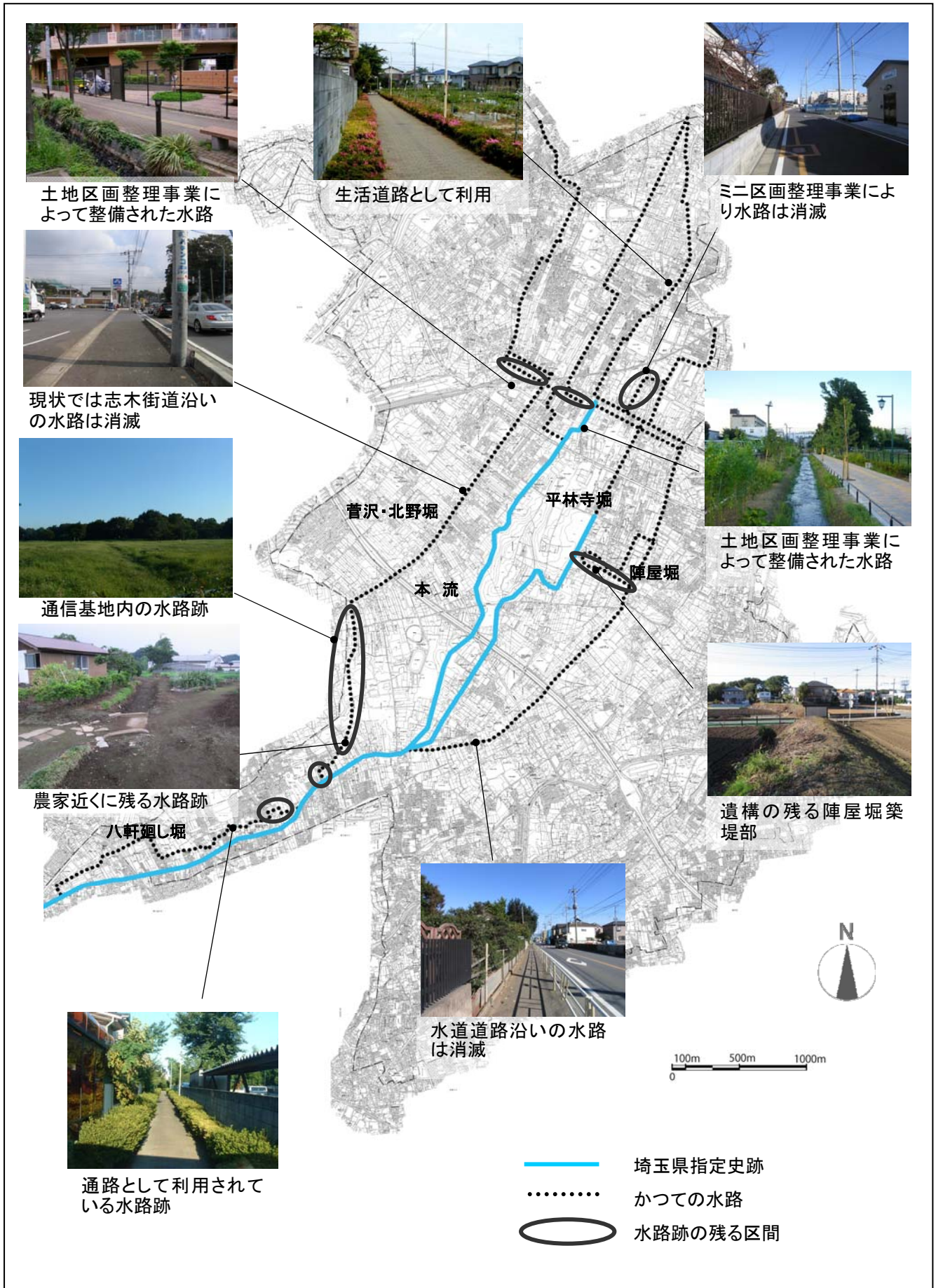


図 2-52 史跡指定以外の用水路の現状

ウ 橋梁等

野火止用水沿いで生活する人々にとって、橋梁や伏越しは用水を横断するために必要なものです。また、バスの停留所や待合所は通勤・通学に利用されています。さらに、野火止用水復原対策事業・清流対策事業において流路整備が行われ、生活排水処理のための公共下水道事業により下水管が、用水敷の地中深くに埋設され、保守管理用の人孔が水路敷に露出しています。これらは埼玉県指定史跡野火止用水流域において、景観を損ないかねない要素であると言えます。なお、指定区域以外の野火止用水は、水路跡が道路・歩道、自転車歩行者専用道路等に転化しています。

表 2-21 水路の橋等

用水名	丁目	橋梁数	伏越し	バス停留所	バス待合所	ゴミ集積所	人孔類	合計
本流	新堀三丁目	17	0	0	0	1	3	21
	新堀二丁目	17	0	0	0	4	11	32
	新堀一丁目	15	0	1	0	2	3	21
	西堀二丁目	4	0	1	2	0	0	7
	西堀一丁目	10	0	0	2	1	4	17
	本多一丁目	7	0	0	2	0	0	9
	野火止二丁目	2	0	2	0	0	0	4
	野火止三丁目	4	0	0	0	0	0	4
	野火止四丁目	3	0	0	0	0	0	3
	野火止六・七丁目	3	0	0	1	0	0	4
平林寺堀	本多一丁目	6	8	3	0	2	0	19
	野火止二丁目	0	2	0	0	0	0	2
	野火止三丁目	3	0	3	1	0	0	7
	平林寺境内	33	0	0	0	0	0	33
合計		124	10	10	8	10	21	183

(4) 現在に引き継がれてきた農地と雑木林・屋敷林

新田開発以降、野火止用水周辺の農地や雑木林等は、次第に宅地へも土地利用が転換されてきましたが、一部の地域では、まだ一団の農地や雑木林等が残され、市街化された新座市の都市環境を支える役割を担っています。

農地	<ul style="list-style-type: none"> 新田開発の地割景観の多くが失われたが、菅沢地区や野火止六丁目の一部に残されている。 平林寺西側の一部に、平林寺樹林と一体となった農地景観が展開している。 史跡公園から本多地区に向け、野火止用水本流を挟んで一団の農地と雑木林景観が広がっている。 西堀一丁目地区には、一団の農地、屋敷林が残されている。 平林寺東側の野火止二丁目一帯に、一団の農地や屋敷林が残っている。
雑木林・屋敷林等	<ul style="list-style-type: none"> 平林寺境内林は、国指定天然記念物、さらに近郊緑地保全区域に指定され、首都圏に誇る緑の景観を形成している。 菅沢地区の志木街道沿いの一部、旧川越街道沿いの一部には屋敷林が残り新田開発の面影をしのばせる。 本多地区の野火止用水沿いには雑木林が広がり、用水と一体となった緑の景観を形成している。また、市民参加による萌芽更新の取組がなされている。 西堀一丁目地区の用水沿いに見事な屋敷林が残り、用水と一体となった優れた景観を形成している。 野火止用水一帯からは離れるが、黒目川沿いに段丘樹林が連続し、緑の帯となる景観を形成している。

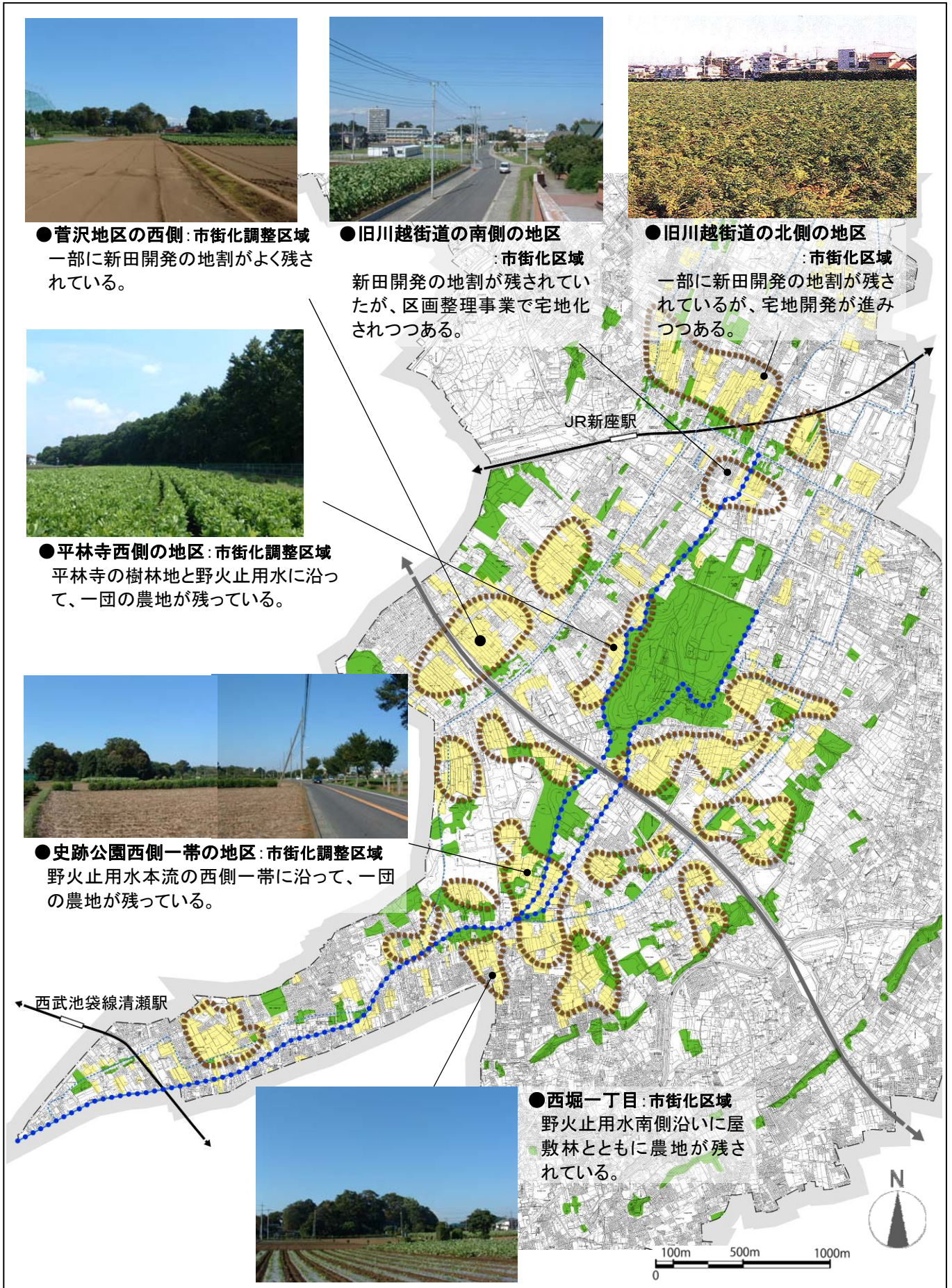


図 2-53 農地



図 2-54 雑木林・屋敷林等

(5) 市民生活と野火止用水

ア 市民生活のレクリエーションや憩いの場

野火止用水沿いの散策ルートは、武蔵野の面影を色濃く残していることから、市民だけでなく関東近郊からもウォーキングの愛好家が訪れ、散策、ハイキング等のレクリエーションや憩いの場として親しまれています。

また、野火止用水やその周辺は、様々なイベントの場としても活用されています。

市民生活 のレクリエ ーションや 憩いの場	<ul style="list-style-type: none">野火止用水周辺には、史跡公園、総合運動公園、野火止総合緑地、野火止公園、市民総合体育館等のレクリエーション施設等があります。また、野火止用水沿いに本多緑道、野火止緑道等が整備され、周辺の雑木林・農地景観や歴史景観を楽しみに訪れる多くの人々がいます。指定区域以外の用水跡も歩行者のための道として整備されており、散策や通勤等、日常的に活用されています。野火止用水クリーンキャンペーン等、市民による野火止用水周辺の美化活動の取組がなされています。野火止三丁目の本流沿いにあるホタル飼育施設では、用水におけるホタル復活を目指した取組がなされています。
--------------------------------	--



図 2-55 ジョギングルートとしての活用



図 2-56 イベントへの活用
(にいざシティウォーキング)



図 2-57 市民生活の場としての活用

イ 様々な市民活動の場

野火止用水やその周辺の雑木林等では、下表のとおり様々な市民活動が行われています。

表 2-22 野火止用水関連活動団体(平成 23 年 8 月時点)

No.	活動種別	団体名	活動内容	主な活動場所
1	学習、観光イベント、地域交流	野火止ホテルの里を作る会(西分町内会の下部組織)	7月に開催される西分町内会夏祭り及び市主催「野火止用水ホテルのタベ」におけるホテル観賞会を目標としてホテルの飼育	野火止ホテル飼育施設(野火止三丁目地内)
2	観光	新座市観光都市づくりサポーター	花畑づくり、カブトムシの里づくり、各種イベント協力等	市内全域
3	観光ガイド	新座市観光ボランティアガイド協会	平林寺及び野火止用水を中心とした観光ガイド活動	平林寺 野火止用水
4	観察	武蔵野野鳥の会	平林寺境内林の生態系の観察	平林寺境内林
5	観察	新座市睡足軒の森植生調査	伸びきった茎部や枯れ木等の日常の管理、景観維持を目的とした園内の植生調査及び大木化した樹木の手入れ	睡足軒の森
6	清掃	野火止用水美化・ピカ隊	野火止用水沿い遊歩道の清掃活動	野火止用水沿い遊歩道
7	清掃	ハンド to ハンド	野火止用水のクリーン活動	野火止用水
8	清掃	二水会(平成 16 年度(2004)文化財サポーターOB 会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 睡足軒の保守、手伝い ・ 野火止用水の清掃 ・ 新座市文化財サポーター設置要綱に基づく活動等 	睡足軒の森 野火止用水
9	清掃	新座市睡足軒の森整備ボランティア(3団体)	新座市睡足軒の森園庭内の散策路づくりや清掃、熊笹刈り等	睡足軒の森
10	調査、観察	新座市環境保協力員の会(統括部会)	野火止用水の水質調査及び水生生物調査・観察	野火止用水
11	環境	雑木の会	雑木林を借用した下刈りや落ち葉掃き、萌芽更新等の保全作業による雑木林の草や木、鳥や虫たちとのふれあい、風と光を楽しむ場の創出	市内雑木林・野火止公民館
12	観察	平林禅寺の自然と文化を守る会	平林寺境内林の生態系の観察	平林寺境内林
13	清掃、草刈	新座市グリーンサポーター	市内雑木林の維持管理活動	総合運動公園
14	清掃、剪定	四季の会	公園内の清掃、低木及び生垣の剪定	野火止公園 野火止緑地総合公園(西分橋)
15	—	野火止用水使用組合	野火止用水の水利権の存続	



図 2-58 観光ボランティアガイド



図 2-59 野火止用水クリーンキャンペーン



図 2-60 睡足軒の森クリーン作戦



図 2-61 西分町内会・
野火止ホタルの里を作る会の活動



(6) 市民の意識

ア 第12回新座市市民意識調査(平成21年(2009)2月)

新座市市民意識調査によると、新座市の住み心地については、「どちらかといえば住みよい」(44.0%)が最も高く、これに「どちらかといえば住みにくい」(19.2%)、「住みよい」(16.8%)、「どちらともいえない」(12.8%)、「住みにくい」(5.0%)が続いています。「住みよい」と「どちらかといえば住みよい」を合わせた『住みよい(計)』は60.8%で、6割以上でした。

「住みよい」「どちらかというに住みよい」と感じている市民が感じている理由として、「畑や雑木林が多く残り自然環境が豊かである」「平林寺、野火止用水等の歴史的文化遺産が数多く残されている」が多く挙げられており、市民の定住意識に自然環境や歴史的文化遺産が大きく関わっているといえます。

また、現在の新座市のイメージについては、「水と緑に恵まれた自然環境豊かなまち」が49.3%で最も高く、これに「都心に近い便利なまち」が45.3%が続いています。このほか、「歴史と文化、伝統のあるまち」(23.6%)についても、比較的高くなっています。

新座らしさを感じるものは何かという問いに対しては、「平林寺とその境内林の景観」「野火止用水」「武蔵野の面影を残す雑木林」を挙げており、市民が新座らしさを感じさせるものとして、平林寺・野火止用水・雑木林を重視していることがわかります。

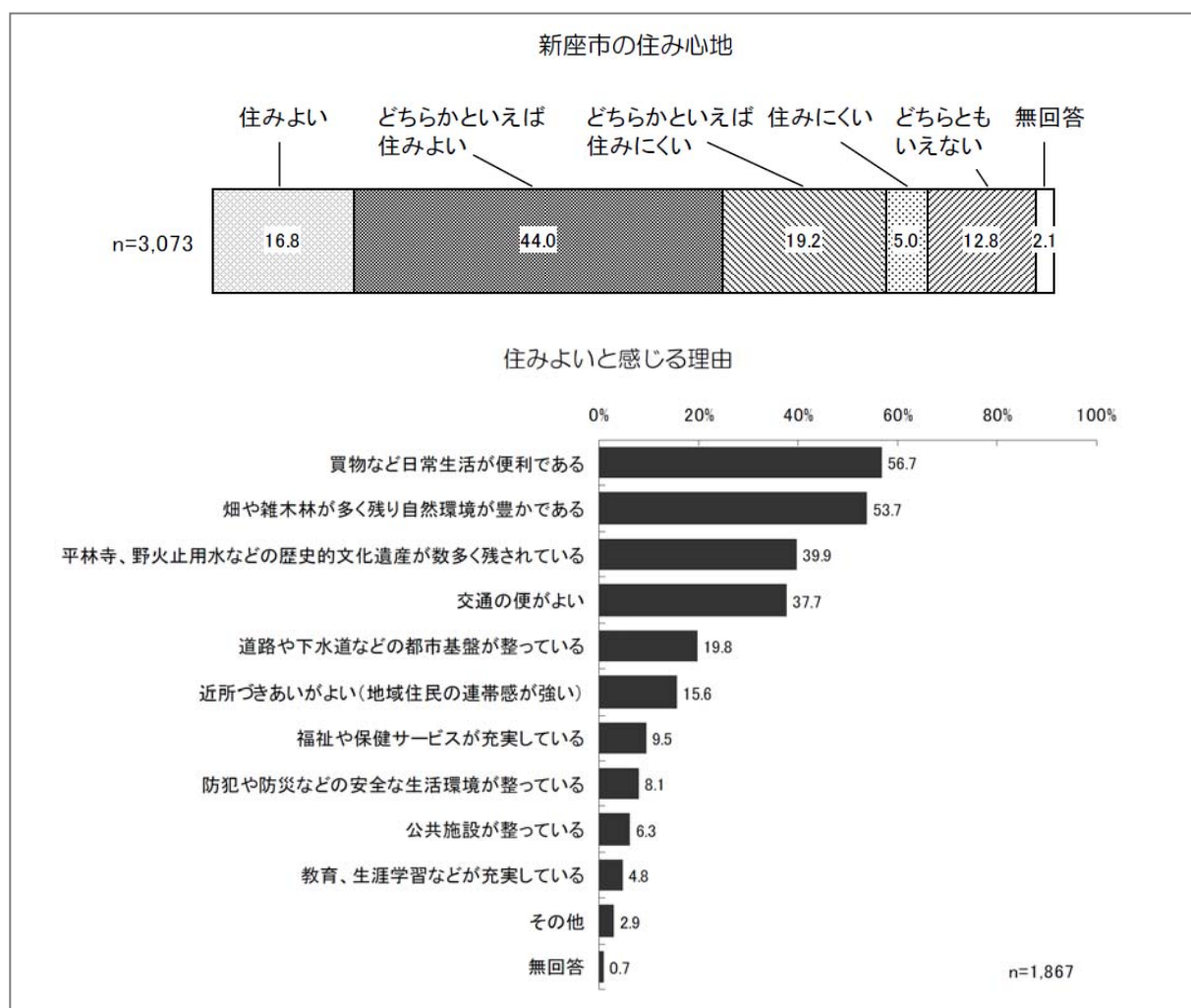


図 2-62-1 市民意識調査

出典:「第12回新座市市民意識調査」(平成21年(2009)2月)

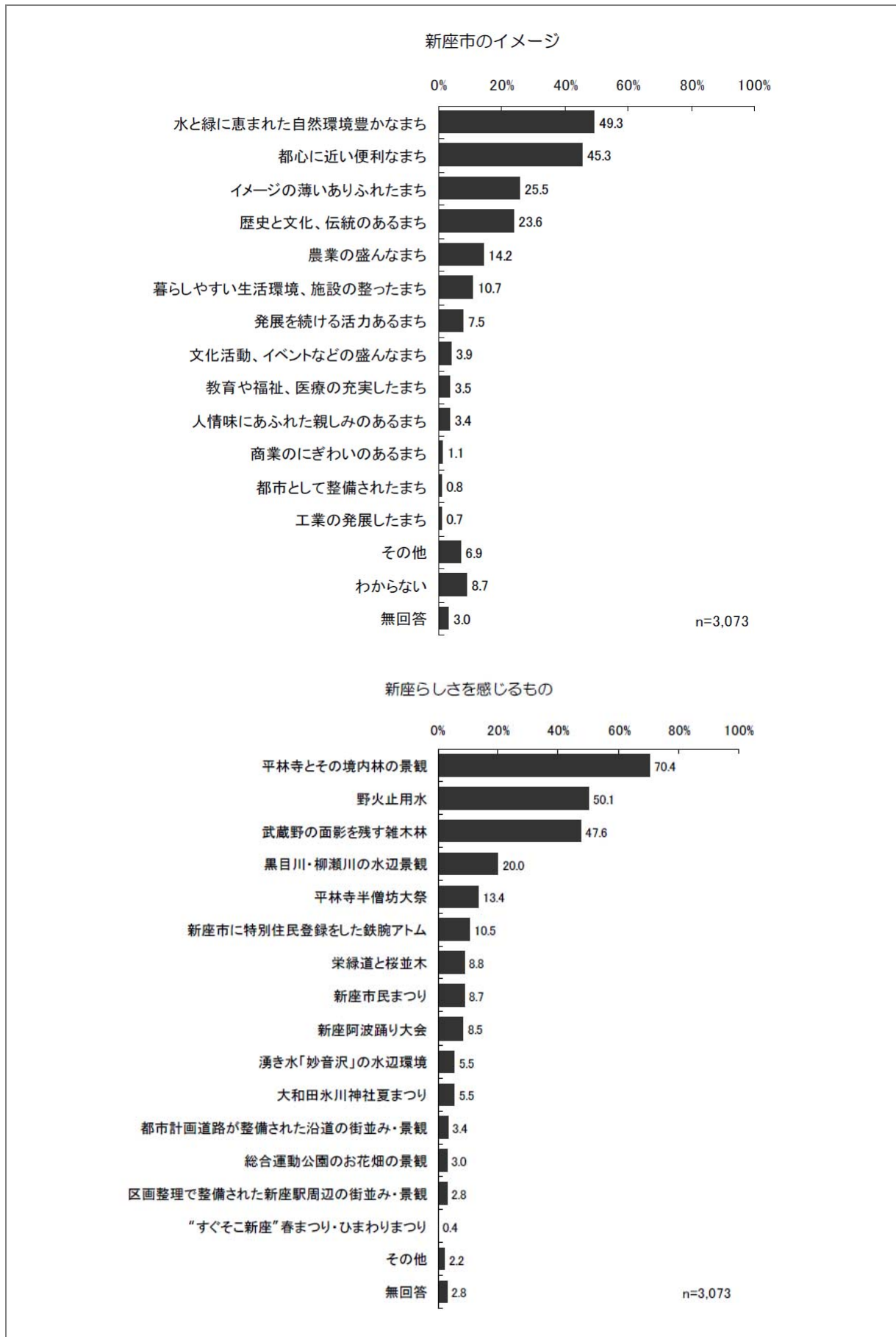


図 2-62-2 市民意識調査

出典:「第 12 回新座市市民意識調査」(平成 21 年(2009)2 月)

イ 野火止用水関連イベントにおけるアンケート調査

平成 19 年度(2007)から 22 年度(2010)にかけて行った野火止用水に関連したイベントで行ったアンケートによると野火止用水の歴史に対する認識は全体的に高いといえます。また、野火止用水を含む風景を連想するものとして、「平林寺」、「雑木林」、「遊歩道」が突出して多くなっており、野火止用水と平林寺、雑木林や遊歩道が一体として捉えられていることがうかがえます。そして、野火止用水を「これからも残したい」、「新座のシンボルである」、「新座でもっとも好きな場所のひとつ」であると認識している市民が多く、その景観の保護についても大半が良いことであると考えていることがわかります。

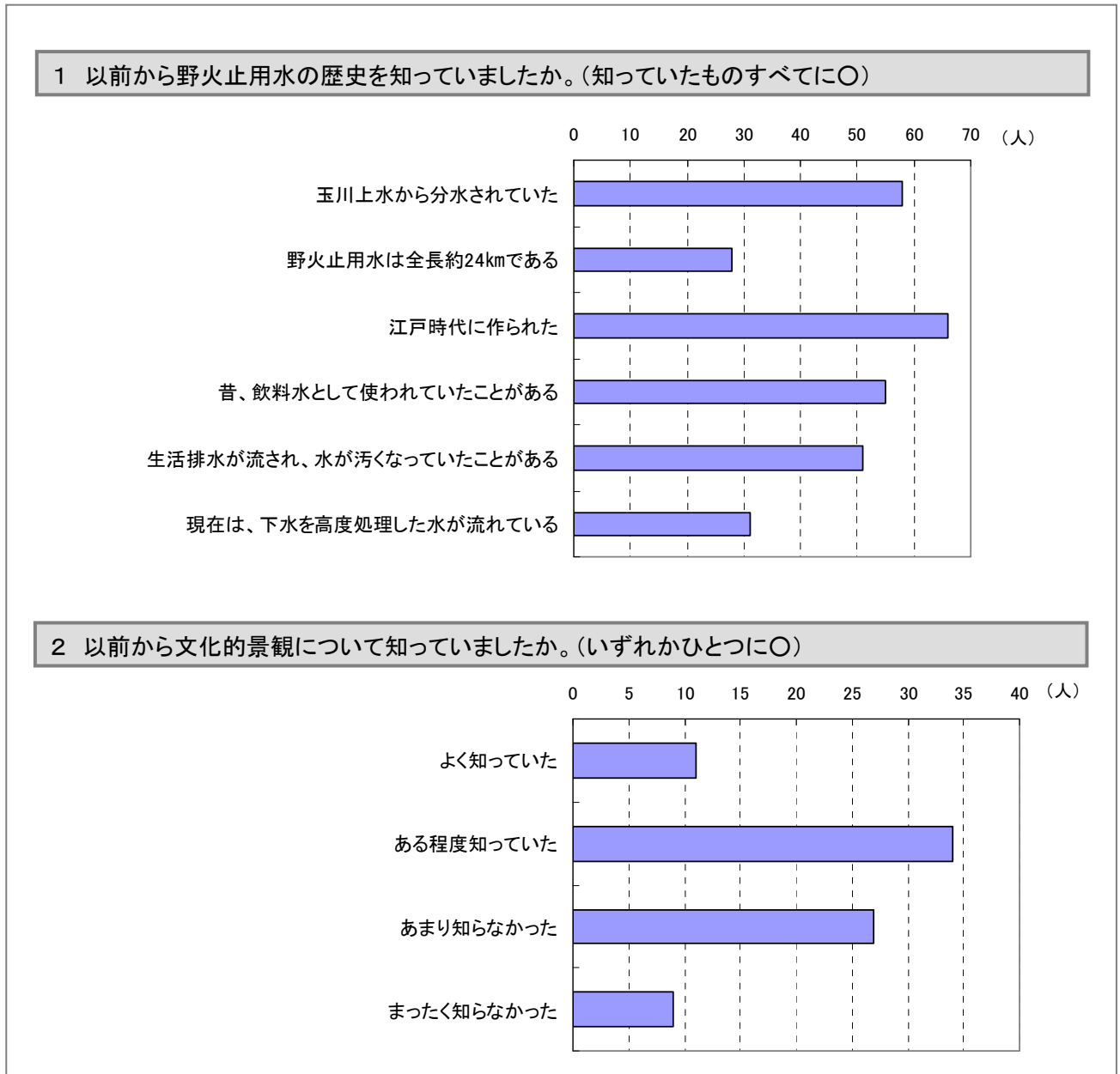
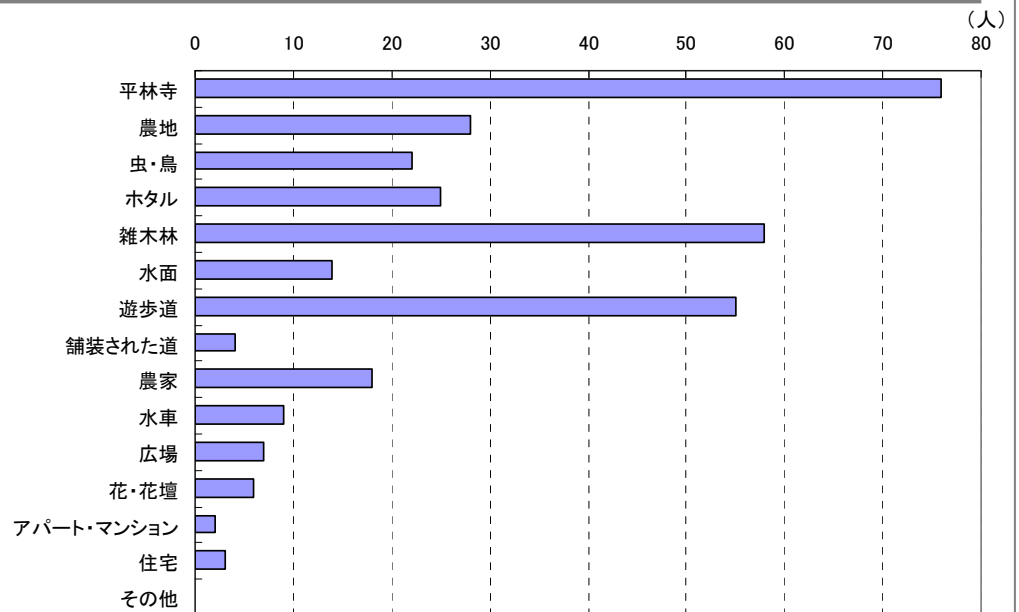
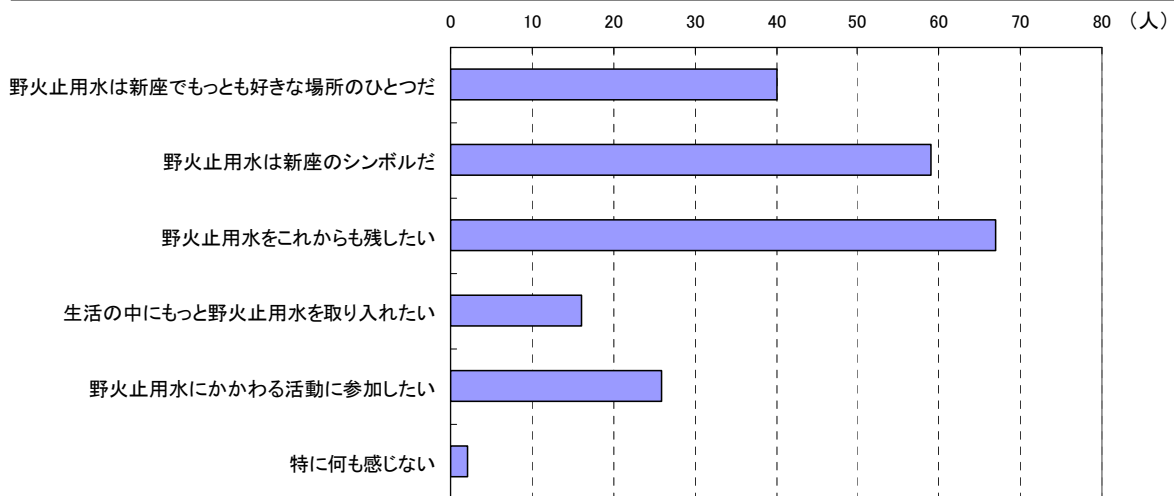


図 2-63-1 野火止用水の景観に対する市民意識(野火止用水関連イベントより)

3 野火止用水を含む風景(文化的景観)として、思い浮かべるものは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



4 野火止用水について、あなたの意見とあてはまるものはどれですか。(あてはまるものすべてに○)



5 野火止用水とその周辺を、文化的景観として保護することについてどう思いますか。(いずれかひとつに○)

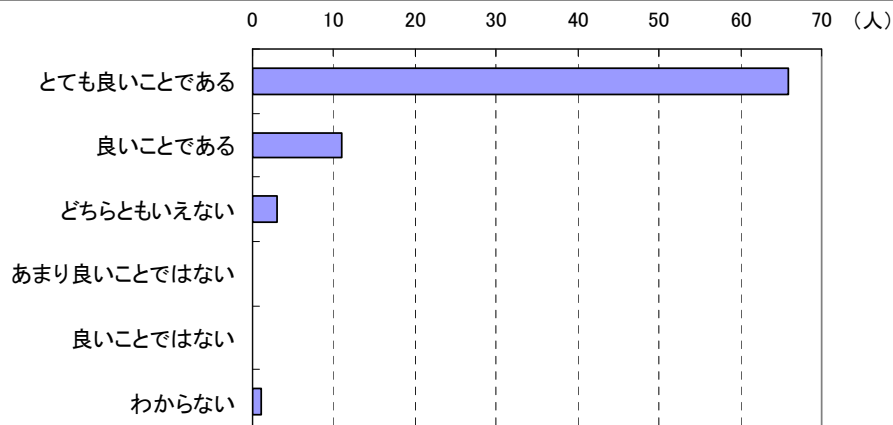


図 2-63-2 野火止用水の景観に対する市民意識(野火止用水関連イベントより)

ウ 野火止用水ワークショップにおける意識

平成 18 年(2006)7 月から 10 月にかけて、日常生活と野火止用水一帯との関わりについての市民意識を把握するために、公募市民を対象として 3 回のワークショップを行いました。

ワークショップの結果を図にすると次ページのようになり、現在の野火止用水周辺部では、本流の西堀分岐点から平林寺を経て国道 254 号までの間や平林寺堀周辺に関する事項が多く、市民の景観認知の一端をうかがうことができます。

表 2-23 日常における関わり

No.	場 所	日常におけるかかわり等	景観の種類
1	野火止用水上流・下流	・クリーンキャンペーン ・写真の被写体	用水
2	西堀分岐点	・写真の被写体	用水、雑木林
3	西分集会所付近	・用水が見えず、雑草木が繁茂し、景観整備が必要	用水、雑木林
4	ホタルの里	・ホタルのタベ	用水、その他
5	野火止公園から伊豆殿橋	・散歩 ・生活道路	用水
6	山下橋	・通り道 ・コイへの餌やり	用水
7	こもれび通り	・用水、雑木林を見る	用水、雑木林、畑、屋敷林
8	陣屋堀築堤	・現状のままでは滅失の可能性があるため、用水造築の工法等の遺構としての保存について検討する必要がある。	用水

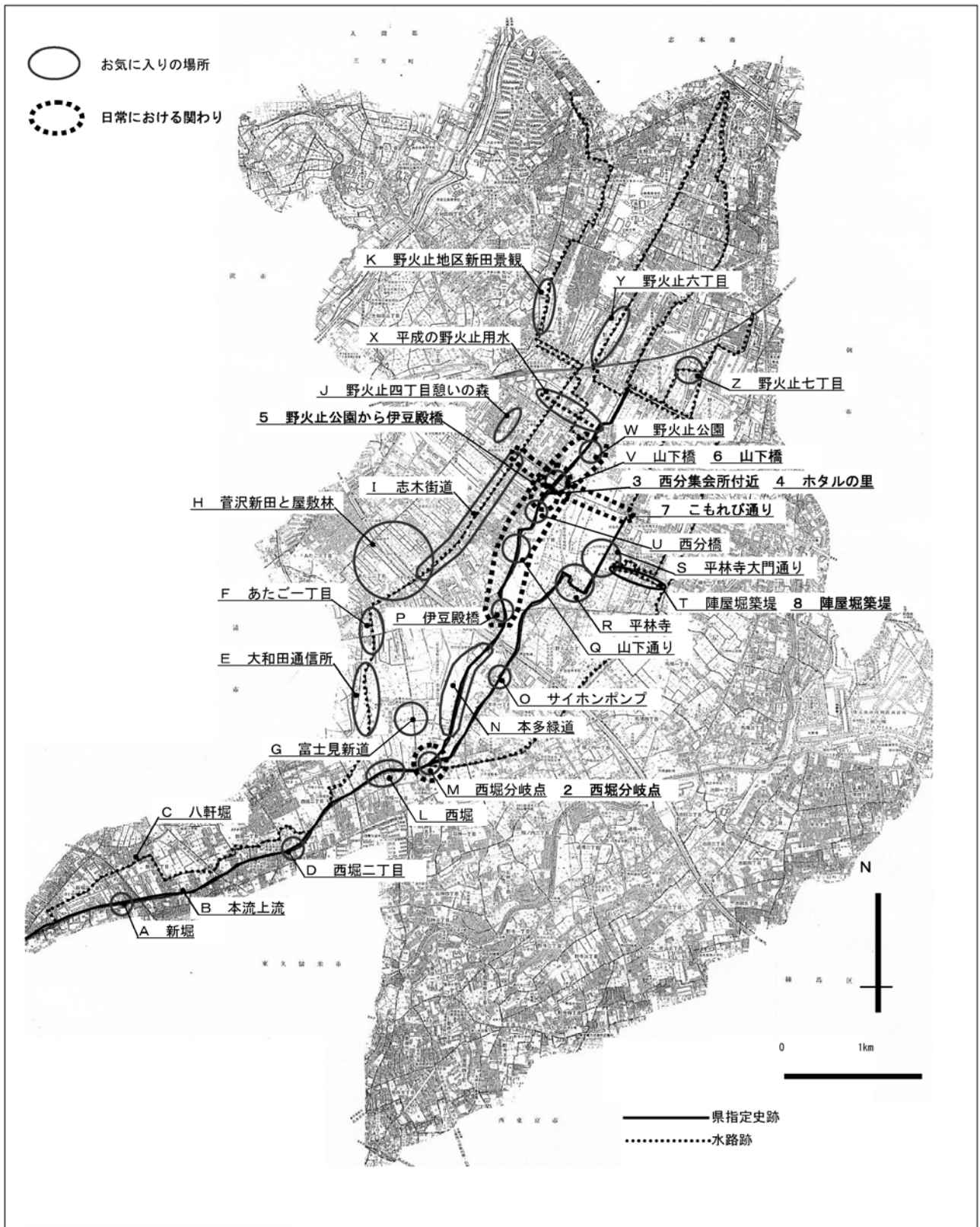


図 2-64 野火止用水文化的景観ワークショップにおける景観認知
 『お気に入りの場所』『日常における関わり』

5 野火止用水・平林寺の文化的景観の捉え方

これまでの歴史、自然、生活の視点や現在の野火止用水の姿から、野火止用水・平林寺の文化的景観の意義や価値は、次の4点に整理することができます。

かつての暮らしや人々の記憶のよりどころとなっている

野火止用水は、飲料水等の生活用水としての役割が重要でしたが、時代とともにその役割は変化してきました。暮らしとともにあった野火止用水であるからこそ、野火止用水は人々の心の中に記憶され、語り継がれています。

生活にうるおいを与え、地域への愛着を高める資源である

野火止用水は、市民に親しまれ、散策等のレクリエーションの場として利用されています。また、市民の地域の環境づくりに向けた様々な活動の場となっており、そのことが地域への誇りや愛着を高めています。

用水と雑木林・農地が織りなす新座らしい景観を形成している

新座市の景観の大きな特徴である雑木林や農地は、野火止用水の周辺に多く残されています。また平林寺等の歴史的文化資産にも恵まれており、奥行きのある武蔵野の面影を感じさせる景観を形成しています。

多様な動植物が生息・生育する環境を形成している

野火止用水や平林寺、またその周辺には、貴重な動植物が生息しています。特に平林寺の境内は、首都圏にあって貴重な自然環境を形成しています。

このような4つの側面はそれぞれが単独ではなく、相互が密接に関わり合い、複合し、全体の価値を高めていると言えます。そのため、これらの価値を一体的に捉え、野火止用水・平林寺の文化的景観の保存を図るものとします。

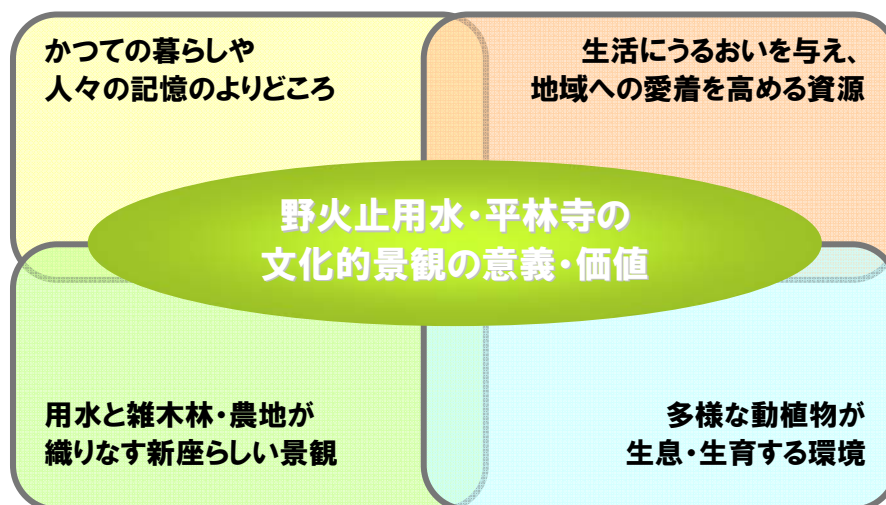


図 2-65 野火止用水文化的景観の意義・価値

第3章 野火止用水・平林寺の文化的景観の範囲

1 地域ごとの景観特性

带状に長い区間を有している野火止用水の景観の現況・特性を把握するために、旧村落のまとまり、町丁目や土地利用等を踏まえいくつかの地域に区分し、歴史の視点、自然の視点、生活の視点から別表にまとめました。

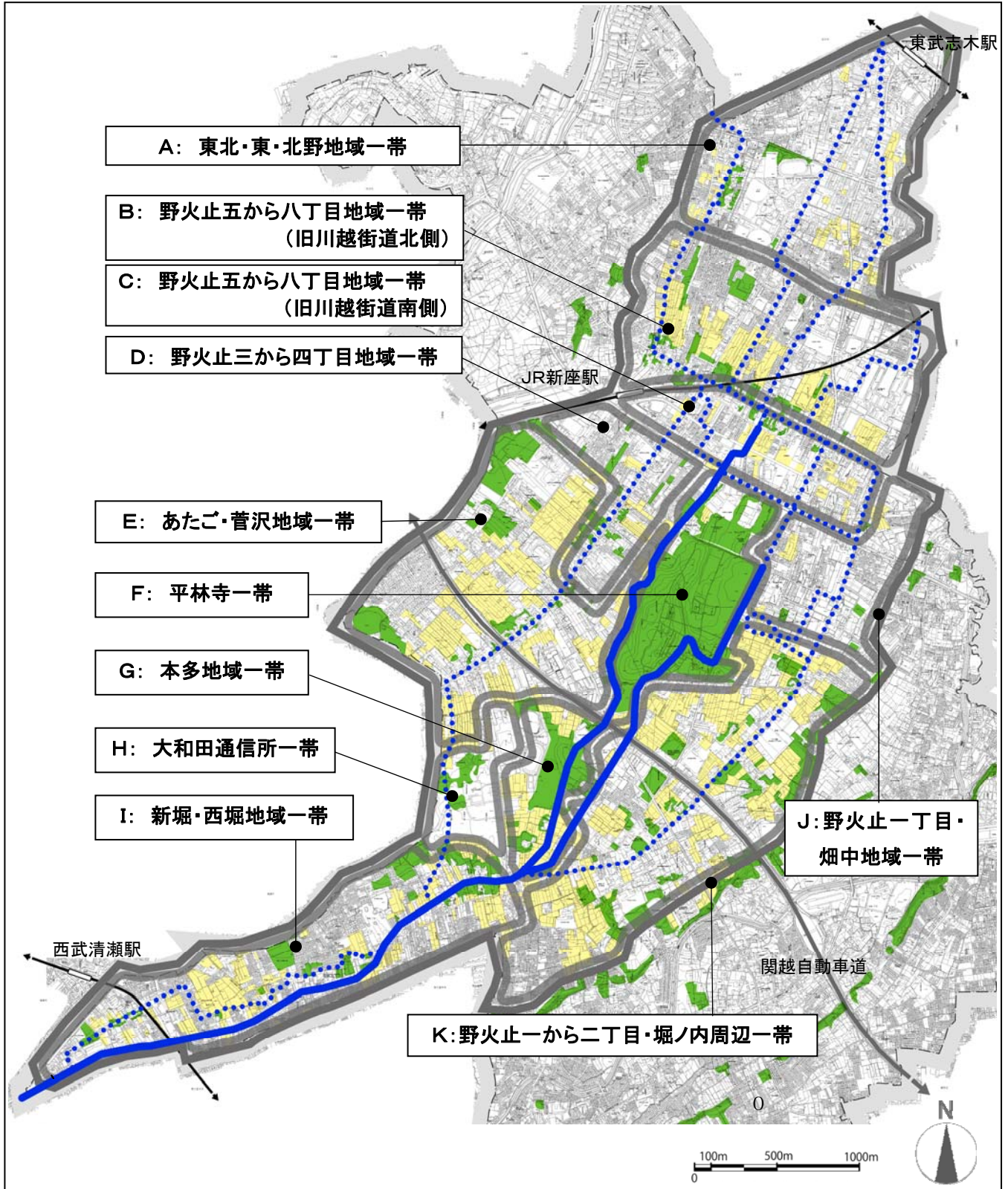


図 3-1 地域区分図

表 3-1 地域の景観特性等のまとめ

地域	景観現況・特性	水路の形態	土地利用規制等
A: 東北・東・北野地域一帯	志木駅を中心に市街地が形成され、農地は一部に残るが、大半は商業、住宅、工場等の都市的土地利用がなされている。 一部街区割に新田開発の地割りが残るが、ゾーン全体はほぼ市街地景観となっている。	<ul style="list-style-type: none"> 本流、菅沢・北野堀、東堀があったが、現在は車道の一部や歩行者・自転車専用道路となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域
B: 野火止五から八丁目地域一帯	新田開発の行われた地区である。旧川越街道に沿って短冊形の地割りの農地と一部に屋敷林が残り、新田開発の面影を伝えている。	<ul style="list-style-type: none"> 本流、菅沢・北野堀、平林寺堀、陣屋堀があったが、現在は車道の一部や歩行者・自転車専用道路となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域
C: 野火止五から八丁目地域一帯	新田開発の行われた地区だが、新座駅南口一帯が土地区画整理事業によって整備され、高層建築による新たな街並みが形成されつつある。また、他の地区でも土地区画整理事業により、新たな街区割と新しい街並みが形成されつつある。	<ul style="list-style-type: none"> 本流(史跡C地区)が区画整理事業により、遊歩道と水路が整備され、流れが復活した。 一部旧街道沿いの屋敷地に水路跡が残存している。 菅沢・北野堀があったが、現在は車道の一部や歩道となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域 土地区画整理事業区域
D: 野火止三から四丁目地域一帯	新田開発の行われた地区で、一部に雑木林を残すが、住宅地、工場、倉庫、国道 254 号及び志木街道沿いの沿道サービス施設等の立地によって市街地となりつつある。	<ul style="list-style-type: none"> 菅沢・北野堀があったが、現在は車道の一部となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域
E: あたご・菅沢地域一帯	新田開発によって、志木街道に沿って両側に短冊形の地割りをされた地区である。一部に当時の地割農地や雑木林が残っているが、住宅地、工場、倉庫等の立地により田園的景観は徐々に失われつつある。	<ul style="list-style-type: none"> 菅沢・北野堀があったが、現在は車道の一部となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域
F: 平林寺一帯	平林寺の建造物を囲んで広大な境内林が広がり、隣接する北側には雑木林、西側には一部に農地が広がり、本流・平林寺堀の用水景観とあわせ歴史と豊かな緑の調和した優れた景観を呈している。	<ul style="list-style-type: none"> 本流(史跡A地区)、平林寺堀(史跡A地区)がある。 ほとんどが開渠である。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域 近郊緑地保全地域(大半は近郊緑地特別保全地区)
G: 本多地域一帯	宅地化はそれほど進行しておらず、用水本流を中心に、農地、雑木林、屋敷林が一团にまとまって残り、良好な田園的景観を形成している。 また、総合運動公園や総合体育館等のスポーツレクリエーション施設が立地している。	<ul style="list-style-type: none"> 本流(史跡A地区)、平林寺堀(史跡A地区)がある。 ほとんどが開渠であり、平林寺堀は築堤上を流れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域
H: 大和田通信所一帯	ほとんどが大和田通信所内であり、樹林の混じる広大な草草が広がっている。	<ul style="list-style-type: none"> 菅沢・北野堀の跡が残る。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域 通信基地としての規制
I: 新堀・西堀地域一帯	住宅地が介在しつつも、一部に屋敷林、雑木林、農地が残っている。	<ul style="list-style-type: none"> 本流(史跡B・C地区)がある。 一部は開渠、一部は蓋かけとして歩道等に利用されている。 菅沢・北野堀は埋没しているが、一部に跡が残る。 八軒廻し堀跡は歩行者通路となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域
J: 野火止一丁目・畑中地域一帯	住宅、工場、倉庫等が混在する市街地となっている。一部に農地や樹林地が残る。	<ul style="list-style-type: none"> 陣屋堀は歩道の一部となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域
K: 野火止一、二丁目・堀ノ内周辺一帯	農地や雑木林が宅地化され、農地と雑木林、住宅、倉庫等が混在しているが、農地や雑木林が残っている地区もある。	<ul style="list-style-type: none"> 開渠の平林寺堀(史跡A)がある。 陣屋堀のほとんどは車道の一部となっているが、部分的に築堤が残る。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域 市街化調整区域

	歴史の視点	自然の視点	生活の視点
	<ul style="list-style-type: none"> 志木街道に沿って新田開発の地割 水車活用(高橋水車、油屋の水車) 石造物 6 基 	<ul style="list-style-type: none"> 一部に屋敷林のケヤキ・シラカシ等の植生 	<ul style="list-style-type: none"> 農地 西部に雑木林 志木街道沿いに屋敷林
	<ul style="list-style-type: none"> 地区の南側、旧川越街道沿いに、新田開発の地割 旧川越街道に沿って屋敷林の景観と一部に古い民家 水車活用(神田水車、新井水車、島村水車、近藤水車) 神明神社 武州里神楽 石造物 4 基 	<ul style="list-style-type: none"> 旧川越街道沿いの一部に屋敷林のケヤキ・シラカシ等の植生 	<ul style="list-style-type: none"> 地区南側に農地 旧川越街道沿いに屋敷林 歩行者・自転車専用道路として活用 本流沿いは遊歩道として活用
	<ul style="list-style-type: none"> 旧川越街道に沿って一部に屋敷林の景観 水車活用(生方水車) 石造物 2 基 	<ul style="list-style-type: none"> 旧川越街道沿いの一部に屋敷林のケヤキ・シラカシ等の植生 	<ul style="list-style-type: none"> 一部に農地 旧川越街道沿いに屋敷林 野火止用水を偲ぶ緑道と親水水路が整備され、遊歩道として活用
	<ul style="list-style-type: none"> 若宮八幡宮、力石、断髪奉納額 番屋寺 菅沢稻荷神社、旧菅沢村名主資料 石造物 1 基 	<ul style="list-style-type: none"> 一部に雑木林のクヌギ・コナラの植生 	<ul style="list-style-type: none"> 一部に雑木林
	<ul style="list-style-type: none"> 志木街道に沿って新田開発の地割 水車活用(高橋水車、油屋の水車) 石造物 6 基 	<ul style="list-style-type: none"> 志木街道西側一部に雑木林のクヌギ・コナラ植生 志木街道沿いの一部には屋敷林のケヤキ・シラカシの植生 	<ul style="list-style-type: none"> 西部に雑木林 志木街道沿いに屋敷林 農地
	<ul style="list-style-type: none"> 野火止用水、平林寺堀、平林寺の建造物群、境内林、西側の農地が一体となった景観 林泉境内、池泉 松平伊豆守信綱夫妻の墓(大河内)松平家廟所 水車活用(島村水車、山下の工場、太田水車、平林寺の水車) 平林寺半僧坊大祭 石造物 4 基 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺より高い下末吉残丘と南北に伸びる浅い谷 雑木林、針葉樹、建物周辺の庭木に区分される境内林に絶滅危惧種 4 種 約 40 種に及ぶ野鳥が生息 	<ul style="list-style-type: none"> 広大な平林寺境内林、睡足軒の森 平林寺北側に雑木林、西側に農地 本流及び平林寺堀沿いの遊歩道は散策・ハイキングの場 平林寺北側の雑木林の市民開放 用水を活用した市民によるホタル飼育・鑑賞会
	<ul style="list-style-type: none"> 野火止用水本流沿いの新田開発の面影を伝える景観 西屋敷稻荷 関越自動車道横断水路橋 石造物 3 基 	<ul style="list-style-type: none"> 総合運動公園内緑地の雑木林 屋敷林 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡公園の西北部に一団の農地 本流沿いから見える屋敷林、総合運動公園内緑地の雑木林が連続 市民の散策やハイキングの場 萌芽更新の取組
	<ul style="list-style-type: none"> 草地内に菅沢・北野堀跡 	<ul style="list-style-type: none"> 草地内にイチヨウ、ソメイヨシノ 	<ul style="list-style-type: none"> 活用されていない
	<ul style="list-style-type: none"> 西堀一丁目一帯の本流沿いに屋敷林の面影を伝える景観 水車活用(渡辺水車、八軒水車、清水水車、渡辺水車(穴車)) 西堀水川神社 石造物 8 基 	<ul style="list-style-type: none"> 北部にはクヌギ、コナラの雑木林 西堀一丁目の屋敷林にケヤキ、シラカシ等の植生 	<ul style="list-style-type: none"> 北部に雑木林、西堀一丁目に屋敷林 本流沿いの蓋かけは歩道、西堀一丁目の本流開渠沿いは歩行者通路、八軒廻し堀跡は歩行者通路として活用
	<ul style="list-style-type: none"> 水車活用(長谷川水車、小泉水車) 	<ul style="list-style-type: none"> 一部にクヌギ、コナラの雑木林 	<ul style="list-style-type: none"> 陣屋堀跡の一部を歩道として活用
	<ul style="list-style-type: none"> 農地、雑木林、屋敷林が点在した新田開発の面影を伝える景観 陣屋堀の築堤 石造物 1 基 	<ul style="list-style-type: none"> 各所にクヌギ、コナラやケヤキ、シラカシの屋敷林 東部黒目川の段丘斜面林にクヌギ、コナラの植生 	<ul style="list-style-type: none"> 黒目川の段丘斜面林 農地、雑木林、屋敷林 陣屋堀跡の一部を歩道として活用

2 文化的景観を構成する主要な構成要素

地域区分ごとの景観の現況・特性や自然的な環境の多くが市街化の進行によって失われ、また農業の生産環境も失われてきているという本地域の特性を踏まえ、野火止用水と平林寺を軸として、歴史、自然、生活の視点から主要な景観構成要素を抽出します。

● 歴史の視点

歴史の視点で最も重要な要素は野火止用水です。その中でも、史跡に指定されている水路部と史跡に指定されていませんが水路跡の残る部分が重要となります。史跡指定部は、「野火止用水管理・活用計画」で、保存状況に応じA地区、B地区、C地区の3地区に区分されており、さらに開渠部(A地区、B地区はすべて開渠)と暗渠部があるので、これらの点を考慮します。

また、国・県の文化財に指定されている平林寺境内林や建造物群、松平伊豆守信綱夫妻の墓、林泉境内等、野火止用水と密接な関係があることから平林寺を重視します。

● 自然の視点

自然の視点では、野火止用水とともに、植生や生息生物の場としての国指定天然記念物の平林寺境内林、二次的自然としての一団の雑木林や屋敷林を重視します。

● 生活の視点

歴史的変遷を経て今日に残されている土地利用として、農地、樹林地(雑木林、屋敷林)を重視します。また、農地、樹林地は、市街化が進展している当地区では、都市環境を維持する緑の田園的景観要素としても重要となります。

野火止用水の流れは、市民の散策・ハイキング等のレクリエーションや憩いの場として親しまれていることから、用水に沿った緑道等の歩行者空間も重視します。

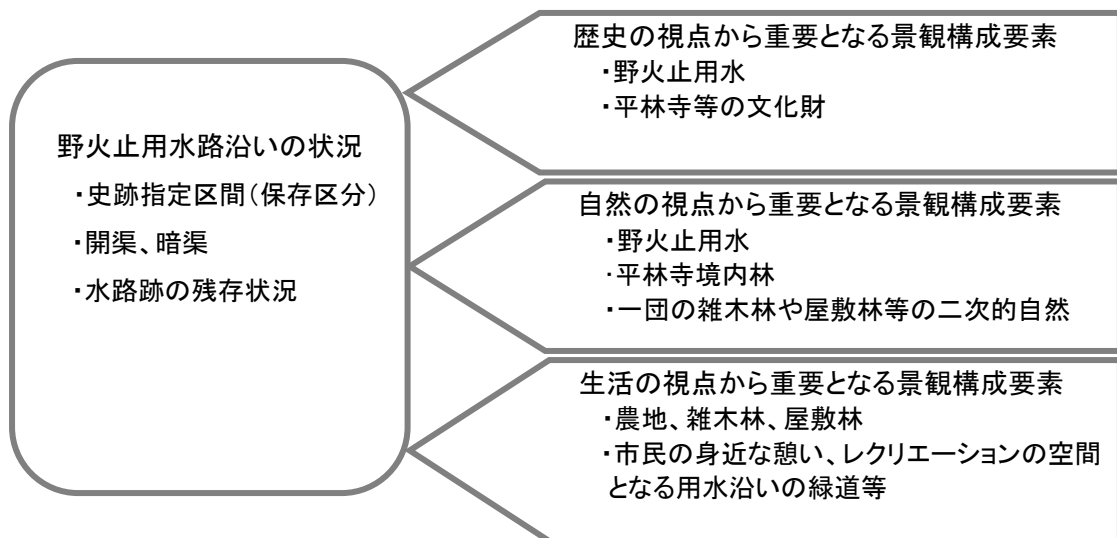


図 3-2 文化的景観を構成する主要な構成要素

以上から、野火止用水・平林寺の文化的景観の主要な構成要素が所在するエリアは、次のようになります。

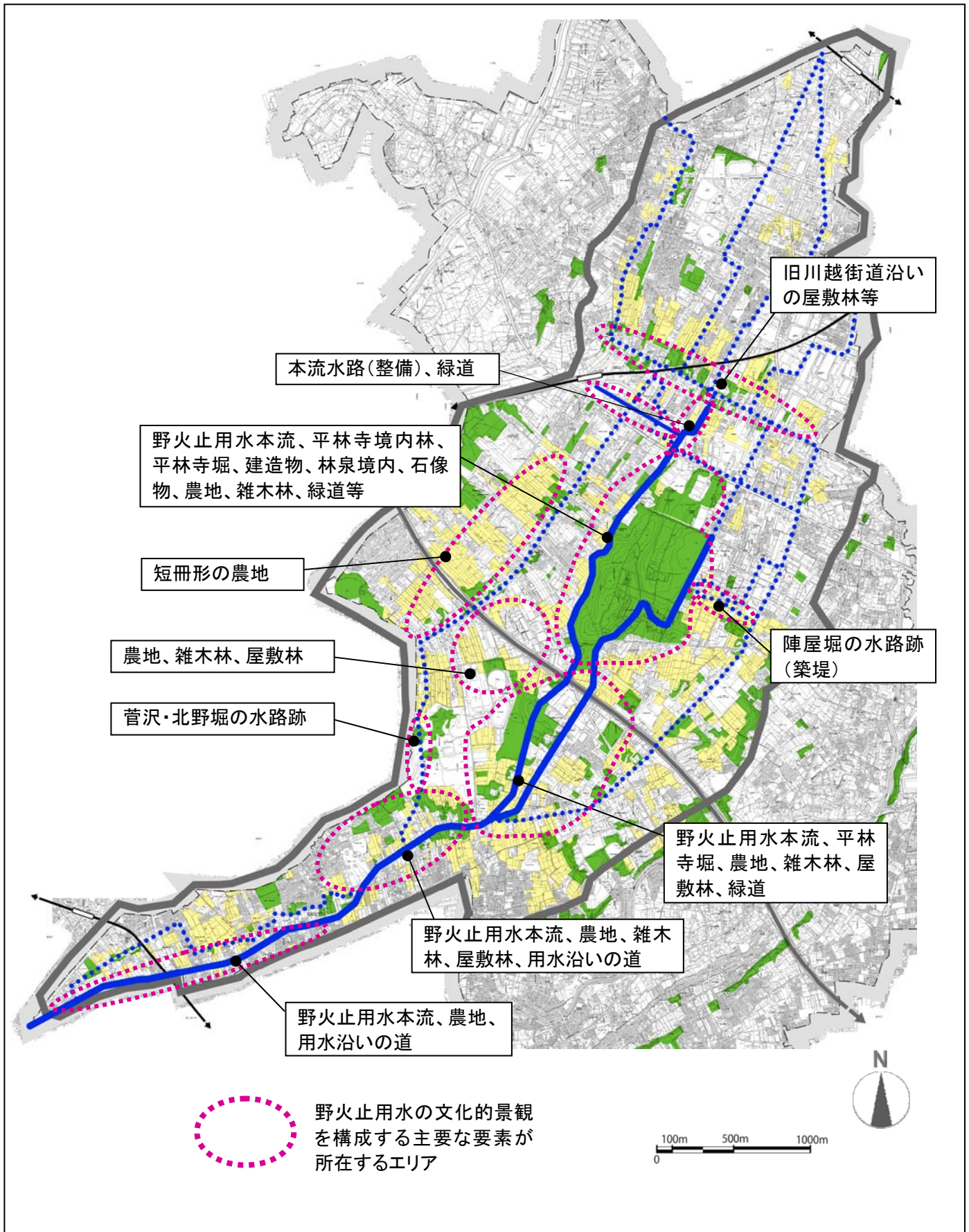


図 3-3 主要な景観構成要素がまとまるエリア

3 野火止用水・平林寺の文化的景観の範囲

(1) 文化的景観の範囲

野火止用水・平林寺の文化的景観の主要な構成要素が所在するエリアを含む一帯の区域を、本保存計画における野火止用水・平林寺の文化的景観の範囲として次のように設定します。

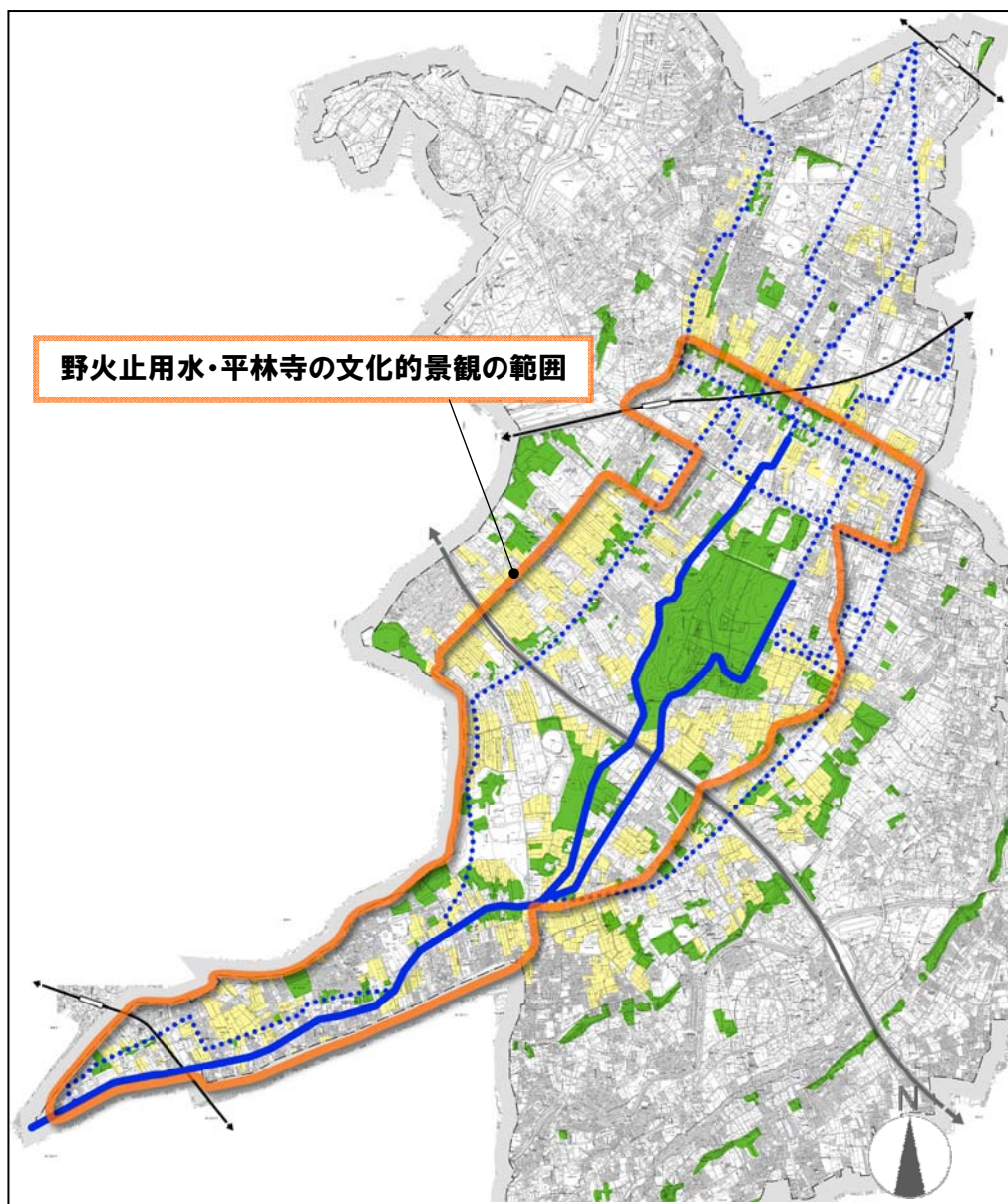


図 3-4 野火止用水・平林寺の文化的景観の範囲

(2) 重要文化的景観の申出範囲

文化的景観の範囲のうち、野火止用水と平林寺、雑木林、農地が一体となった景観を形成している区域を文化的景観として特に重要であるとし、この区域を中心として、新座市景観計画で定める「平林寺・野火止用水周辺ゾーン」との整合性を考慮し、重要文化的景観の選定申出予定範囲として設定します。

第3章 野火止用水・平林寺の文化的景観の範囲

1 地域ごとの景観特性

带状に長い区間を有している野火止用水の景観の現況・特性を把握するために、旧村落のまとまり、町丁目や土地利用等を踏まえいくつかの地域に区分し、歴史の視点、自然の視点、生活の視点から別表にまとめました。

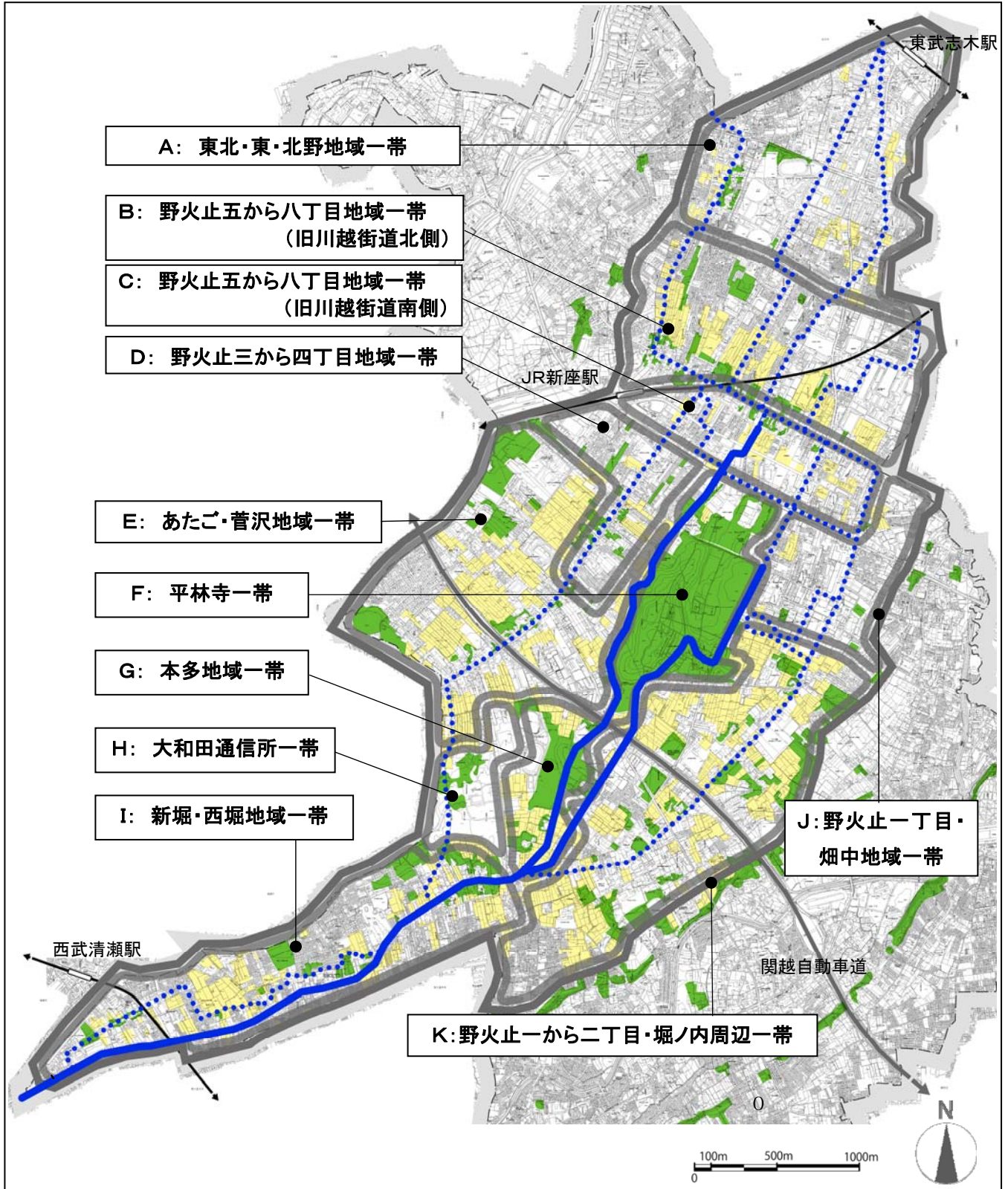


図 3-1 地域区分図

表 3-1 地域の景観特性等のまとめ

地域	景観現況・特性	水路の形態	土地利用規制等
A: 東北・東・北野地域一帯	志木駅を中心に市街地が形成され、農地は一部に残るが、大半は商業、住宅、工場等の都市的土地利用がなされている。 一部街区割に新田開発の地割りが残るが、ゾーン全体はほぼ市街地景観となっている。	<ul style="list-style-type: none"> 本流、菅沢・北野堀、東堀があったが、現在は車道の一部や歩行者・自転車専用道路となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域
B: 野火止五から八丁目地域一帯	新田開発の行われた地区である。旧川越街道に沿って短冊形の地割りの農地と一部に屋敷林が残り、新田開発の面影を伝えている。	<ul style="list-style-type: none"> 本流、菅沢・北野堀、平林寺堀、陣屋堀があったが、現在は車道の一部や歩行者・自転車専用道路となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域
C: 野火止五から八丁目地域一帯	新田開発の行われた地区だが、新座駅南口一帯が土地区画整理事業によって整備され、高層建築による新たな街並みが形成されつつある。また、他の地区でも土地区画整理事業により、新たな街区割と新しい街並みが形成されつつある。	<ul style="list-style-type: none"> 本流(史跡C地区)が区画整理事業により、遊歩道と水路が整備され、流れが復活した。 一部旧街道沿いの屋敷地に水路跡が残存している。 菅沢・北野堀があったが、現在は車道の一部や歩道となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域 土地区画整理事業区域
D: 野火止三から四丁目地域一帯	新田開発の行われた地区で、一部に雑木林を残すが、住宅地、工場、倉庫、国道 254 号及び志木街道沿いの沿道サービス施設等の立地によって市街地となりつつある。	<ul style="list-style-type: none"> 菅沢・北野堀があったが、現在は車道の一部となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域
E: あたご・菅沢地域一帯	新田開発によって、志木街道に沿って両側に短冊形の地割りをされた地区である。一部に当時の地割農地や雑木林が残っているが、住宅地、工場、倉庫等の立地により田園的景観は徐々に失われつつある。	<ul style="list-style-type: none"> 菅沢・北野堀があったが、現在は車道の一部となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域
F: 平林寺一帯	平林寺の建造物を囲んで広大な境内林が広がり、隣接する北側には雑木林、西側には一部に農地が広がり、本流・平林寺堀の用水景観とあわせ歴史と豊かな緑の調和した優れた景観を呈している。	<ul style="list-style-type: none"> 本流(史跡A地区)、平林寺堀(史跡A地区)がある。 ほとんどが開渠である。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域 近郊緑地保全地域(大半は近郊緑地特別保全地区)
G: 本多地域一帯	宅地化はそれほど進行しておらず、用水本流を中心に、農地、雑木林、屋敷林が一团にまとまって残り、良好な田園的景観を形成している。 また、総合運動公園や総合体育館等のスポーツレクリエーション施設が立地している。	<ul style="list-style-type: none"> 本流(史跡A地区)、平林寺堀(史跡A地区)がある。 ほとんどが開渠であり、平林寺堀は築堤上を流れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域
H: 大和田通信所一帯	ほとんどが大和田通信所内であり、樹林の混じる広大な草草が広がっている。	<ul style="list-style-type: none"> 菅沢・北野堀の跡が残る。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域 通信基地としての規制
I: 新堀・西堀地域一帯	住宅地が介在しつつも、一部に屋敷林、雑木林、農地が残っている。	<ul style="list-style-type: none"> 本流(史跡B・C地区)がある。 一部は開渠、一部は蓋かけとして歩道等に利用されている。 菅沢・北野堀は埋没しているが、一部に跡が残る。 八軒廻し堀跡は歩行者通路となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域
J: 野火止一丁目・畑中地域一帯	住宅、工場、倉庫等が混在する市街地となっている。一部に農地や樹林地が残る。	<ul style="list-style-type: none"> 陣屋堀は歩道の一部となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域
K: 野火止一、二丁目・堀ノ内周辺一帯	農地や雑木林が宅地化され、農地と雑木林、住宅、倉庫等が混在しているが、農地や雑木林が残っている地区もある。	<ul style="list-style-type: none"> 開渠の平林寺堀(史跡A)がある。 陣屋堀のほとんどは車道の一部となっているが、部分的に築堤が残る。 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域 市街化調整区域

	歴史の視点	自然の視点	生活の視点
	<ul style="list-style-type: none"> 志木街道に沿って新田開発の地割 水車活用(高橋水車、油屋の水車) 石造物 6 基 	<ul style="list-style-type: none"> 一部に屋敷林のケヤキ・シラカシ等の植生 	<ul style="list-style-type: none"> 農地 西部に雑木林 志木街道沿いに屋敷林
	<ul style="list-style-type: none"> 地区の南側、旧川越街道沿いに、新田開発の地割 旧川越街道に沿って屋敷林の景観と一部に古い民家 水車活用(神田水車、新井水車、島村水車、近藤水車) 神明神社 武州里神楽 石造物 4 基 	<ul style="list-style-type: none"> 旧川越街道沿いの一部に屋敷林のケヤキ・シラカシ等の植生 	<ul style="list-style-type: none"> 地区南側に農地 旧川越街道沿いに屋敷林 歩行者・自転車専用道路として活用 本流沿いは遊歩道として活用
	<ul style="list-style-type: none"> 旧川越街道に沿って一部に屋敷林の景観 水車活用(生方水車) 石造物 2 基 	<ul style="list-style-type: none"> 旧川越街道沿いの一部に屋敷林のケヤキ・シラカシ等の植生 	<ul style="list-style-type: none"> 一部に農地 旧川越街道沿いに屋敷林 野火止用水を偲ぶ緑道と親水水路が整備され、遊歩道として活用
	<ul style="list-style-type: none"> 若宮八幡宮、力石、断髪奉納額 番屋寺 菅沢稻荷神社、旧菅沢村名主資料 石造物 1 基 	<ul style="list-style-type: none"> 一部に雑木林のクヌギ・コナラの植生 	<ul style="list-style-type: none"> 一部に雑木林
	<ul style="list-style-type: none"> 志木街道に沿って新田開発の地割 水車活用(高橋水車、油屋の水車) 石造物 6 基 	<ul style="list-style-type: none"> 志木街道西側一部に雑木林のクヌギ・コナラ植生 志木街道沿いの一部には屋敷林のケヤキ・シラカシの植生 	<ul style="list-style-type: none"> 西部に雑木林 志木街道沿いに屋敷林 農地
	<ul style="list-style-type: none"> 野火止用水、平林寺堀、平林寺の建造物群、境内林、西側の農地が一体となった景観 林泉境内、池泉 松平伊豆守信綱夫妻の墓(大河内)松平家廟所 水車活用(島村水車、山下の工場、太田水車、平林寺の水車) 平林寺半僧坊大祭 石造物 4 基 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺より高い下末吉残丘と南北に伸びる浅い谷 雑木林、針葉樹、建物周辺の庭木に区分される境内林に絶滅危惧種 4 種 約 40 種に及ぶ野鳥が生息 	<ul style="list-style-type: none"> 広大な平林寺境内林、睡足軒の森 平林寺北側に雑木林、西側に農地 本流及び平林寺堀沿いの遊歩道は散策・ハイキングの場 平林寺北側の雑木林の市民開放 用水を活用した市民によるホタル飼育・鑑賞会
	<ul style="list-style-type: none"> 野火止用水本流沿いの新田開発の面影を伝える景観 西屋敷稲荷 関越自動車道横断水路橋 石造物 3 基 	<ul style="list-style-type: none"> 総合運動公園内緑地の雑木林 屋敷林 	<ul style="list-style-type: none"> 史跡公園の西北部に一団の農地 本流沿いから見える屋敷林、総合運動公園内緑地の雑木林が連続 市民の散策やハイキングの場 萌芽更新の取組
	<ul style="list-style-type: none"> 草地内に菅沢・北野堀跡 	<ul style="list-style-type: none"> 草地内にイチヨウ、ソメイヨシノ 	<ul style="list-style-type: none"> 活用されていない
	<ul style="list-style-type: none"> 西堀一丁目一帯の本流沿いに屋敷林の面影を伝える景観 水車活用(渡辺水車、八軒水車、清水水車、渡辺水車(穴車)) 西堀水川神社 石造物 8 基 	<ul style="list-style-type: none"> 北部にはクヌギ、コナラの雑木林 西堀一丁目の屋敷林にケヤキ、シラカシ等の植生 	<ul style="list-style-type: none"> 北部に雑木林、西堀一丁目に屋敷林 本流沿いの蓋かけは歩道、西堀一丁目の本流開渠沿いは歩行者通路、八軒廻し堀跡は歩行者通路として活用
	<ul style="list-style-type: none"> 水車活用(長谷川水車、小泉水車) 	<ul style="list-style-type: none"> 一部にクヌギ、コナラの雑木林 	<ul style="list-style-type: none"> 陣屋堀跡の一部を歩道として活用
	<ul style="list-style-type: none"> 農地、雑木林、屋敷林が点在した新田開発の面影を伝える景観 陣屋堀の築堤 石造物 1 基 	<ul style="list-style-type: none"> 各所にクヌギ、コナラやケヤキ、シラカシの屋敷林 東部黒目川の段丘斜面林にクヌギ、コナラの植生 	<ul style="list-style-type: none"> 黒目川の段丘斜面林 農地、雑木林、屋敷林 陣屋堀跡の一部を歩道として活用

2 文化的景観を構成する主要な構成要素

地域区分ごとの景観の現況・特性や自然的な環境の多くが市街化の進行によって失われ、また農業の生産環境も失われてきているという本地域の特性を踏まえ、野火止用水と平林寺を軸として、歴史、自然、生活の視点から主要な景観構成要素を抽出します。

● 歴史の視点

歴史の視点で最も重要な要素は野火止用水です。その中でも、史跡に指定されている水路部と史跡に指定されていませんが水路跡の残る部分が重要となります。史跡指定部は、「野火止用水管理・活用計画」で、保存状況に応じA地区、B地区、C地区の3地区に区分されており、さらに開渠部(A地区、B地区はすべて開渠)と暗渠部があるので、これらの点を考慮します。

また、国・県の文化財に指定されている平林寺境内林や建造物群、松平伊豆守信綱夫妻の墓、林泉境内等、野火止用水と密接な関係があることから平林寺を重視します。

● 自然の視点

自然の視点では、野火止用水とともに、植生や生息生物の場としての国指定天然記念物の平林寺境内林、二次的自然としての一団の雑木林や屋敷林を重視します。

● 生活の視点

歴史的変遷を経て今日に残されている土地利用として、農地、樹林地(雑木林、屋敷林)を重視します。また、農地、樹林地は、市街化が進展している当地区では、都市環境を維持する緑の田園的景観要素としても重要となります。

野火止用水の流れは、市民の散策・ハイキング等のレクリエーションや憩いの場として親しまれていることから、用水に沿った緑道等の歩行者空間も重視します。

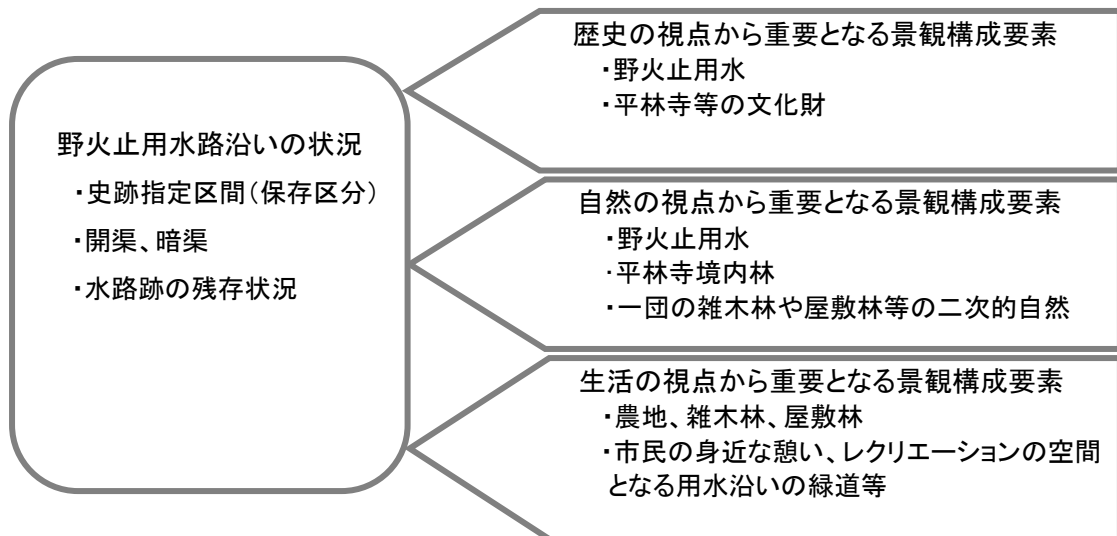


図 3-2 文化的景観を構成する主要な構成要素

以上から、野火止用水・平林寺の文化的景観の主要な構成要素が所在するエリアは、次のようになります。

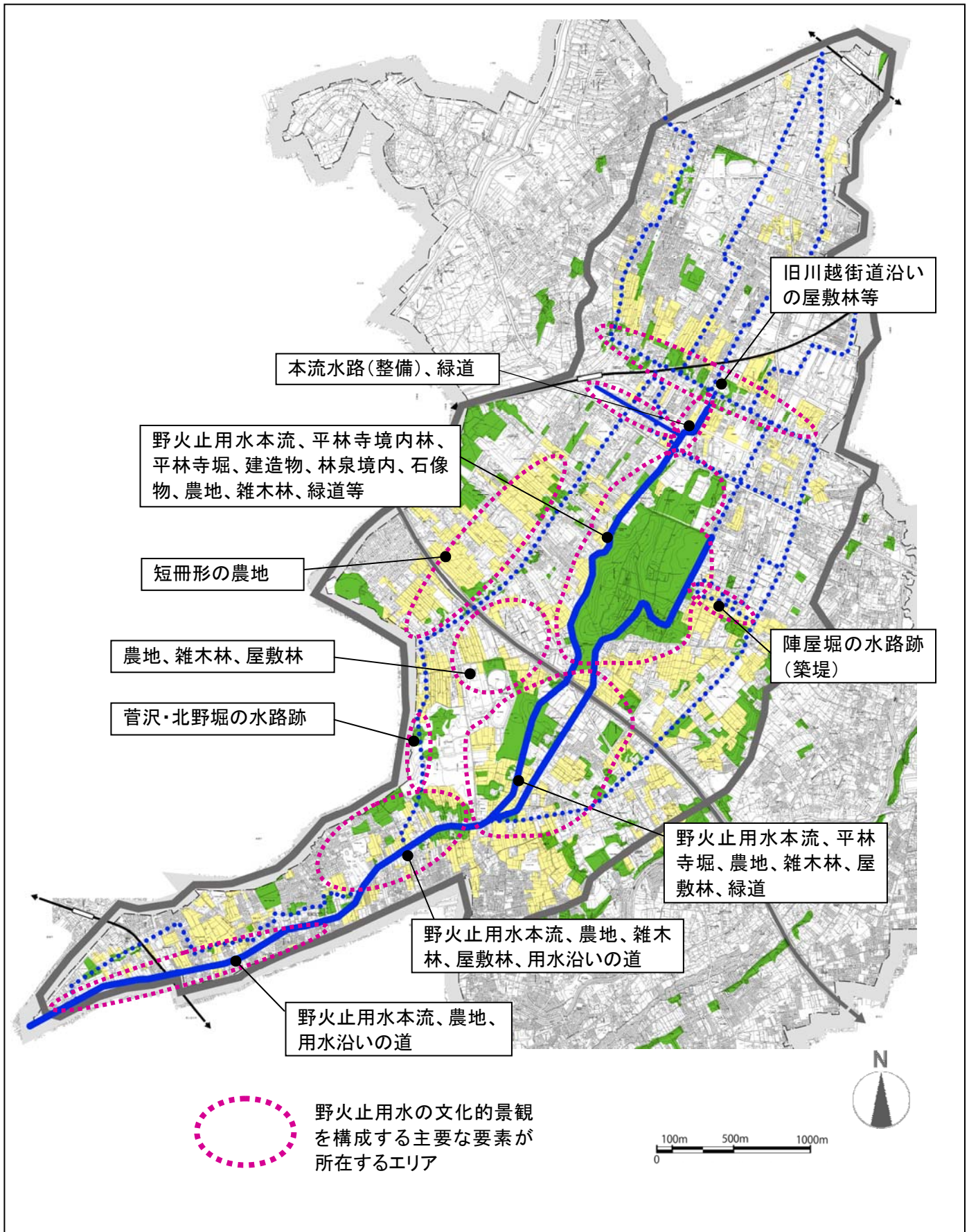


図 3-3 主要な景観構成要素がまとまるエリア

3 野火止用水・平林寺の文化的景観の範囲

(1) 文化的景観の範囲

野火止用水・平林寺の文化的景観の主要な構成要素が所在するエリアを含む一帯の区域を、本保存計画における野火止用水・平林寺の文化的景観の範囲として次のように設定します。

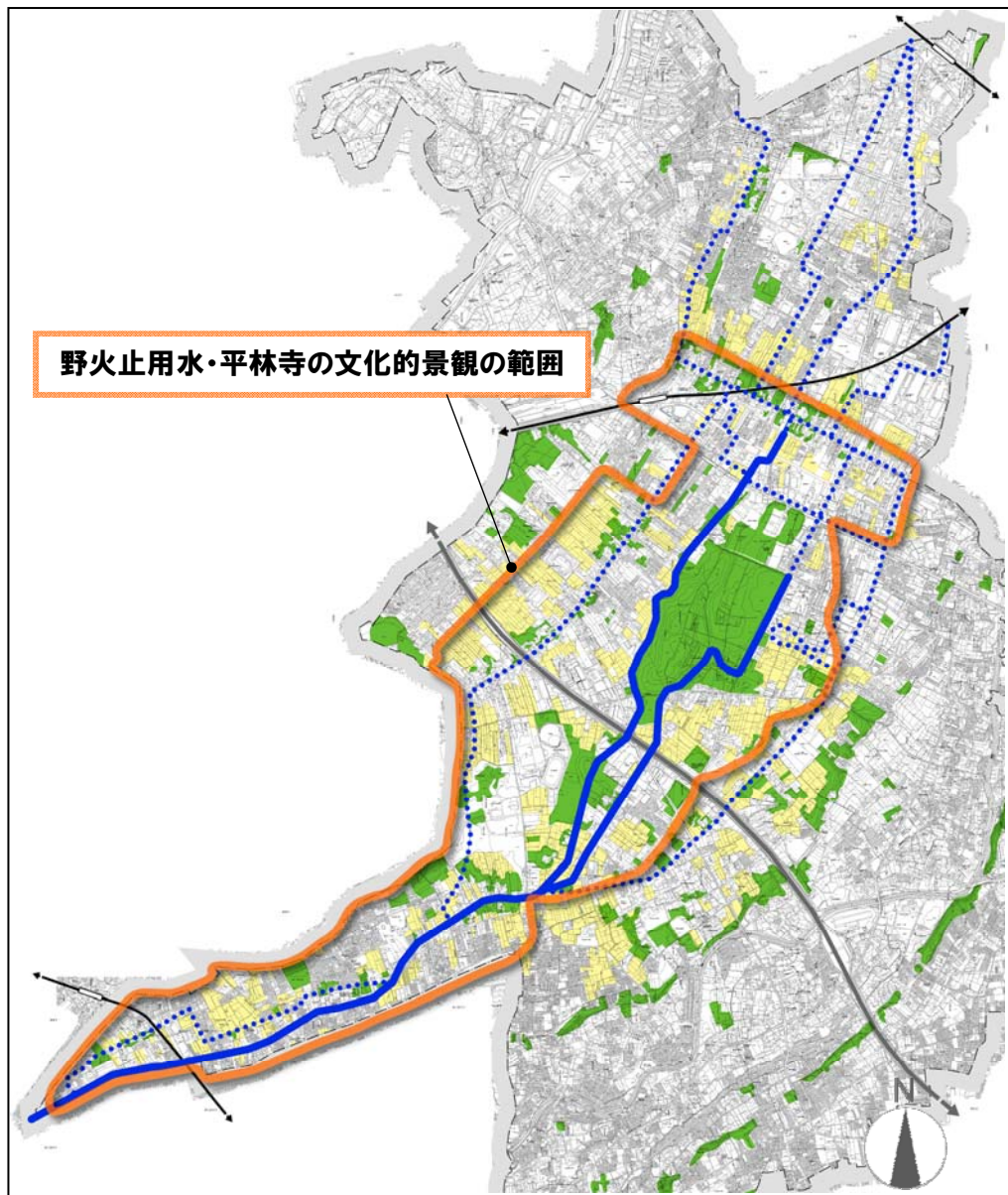


図 3-4 野火止用水・平林寺の文化的景観の範囲

(2) 重要文化的景観の申出範囲

文化的景観の範囲のうち、野火止用水と平林寺、雑木林、農地が一体となった景観を形成している区域を文化的景観として特に重要であるとし、この区域を中心として、新座市景観計画で定める「平林寺・野火止用水周辺ゾーン」との整合性を考慮し、重要文化的景観の選定申出予定範囲として設定します。

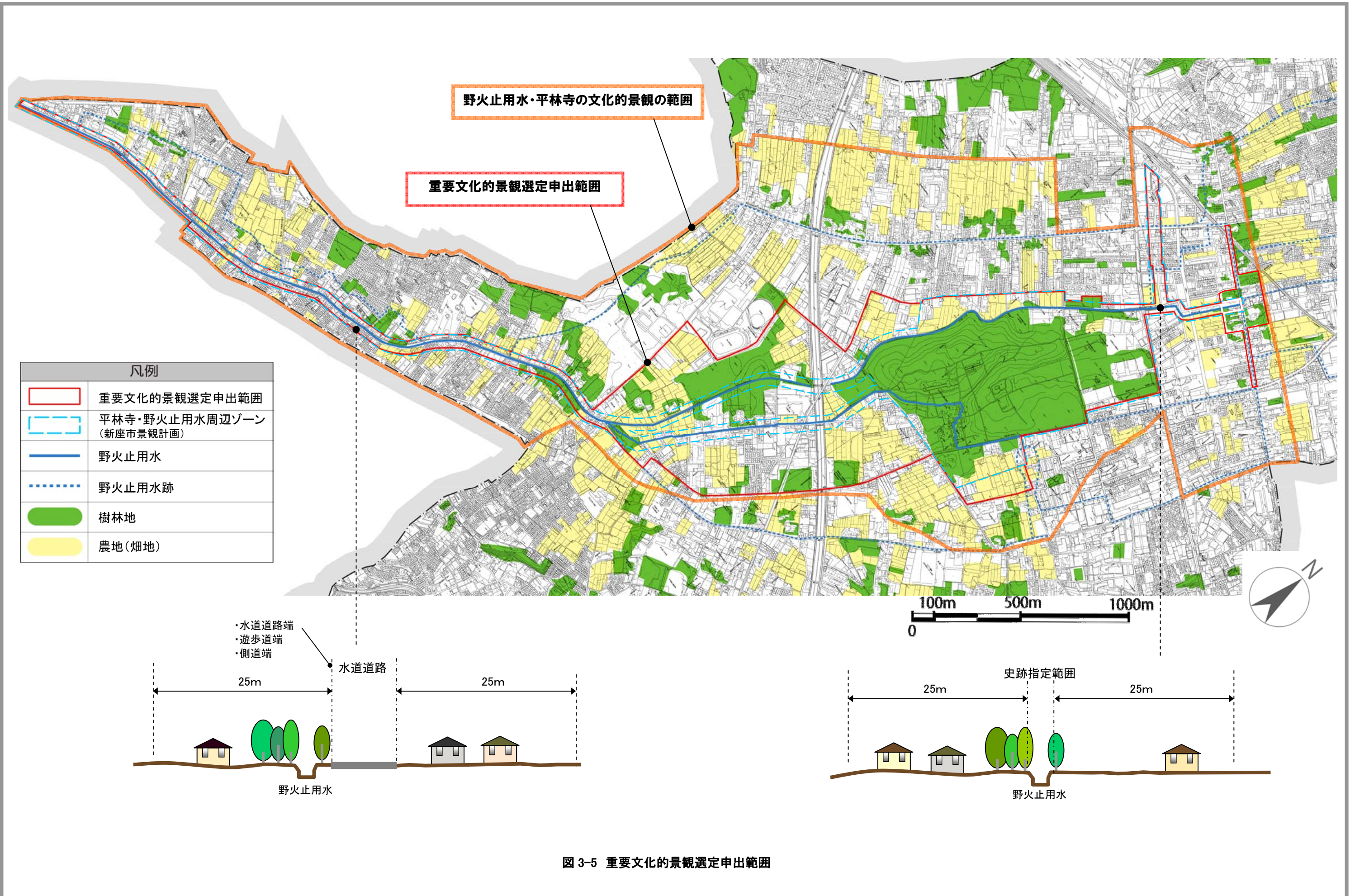


図 3-5 重要文化的景観選定申出範囲

(3) 景観ゾーンの設定

野火止用水・平林寺の文化的景観の範囲とする区域は、景観構成要素の同質のまとまりを考慮すると、6つのゾーンに区分できます。以下に、各ゾーンの景観特性を整理します。

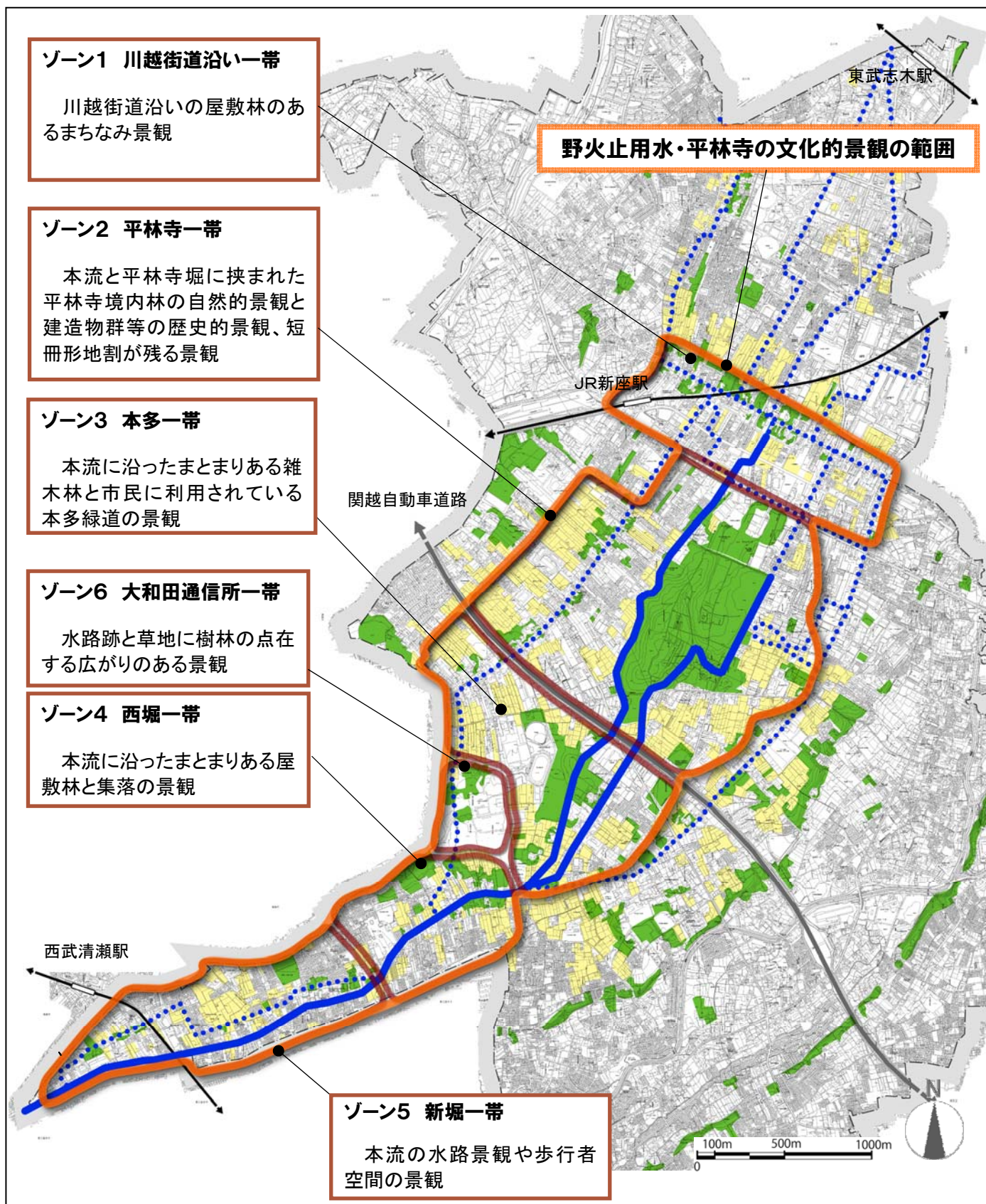
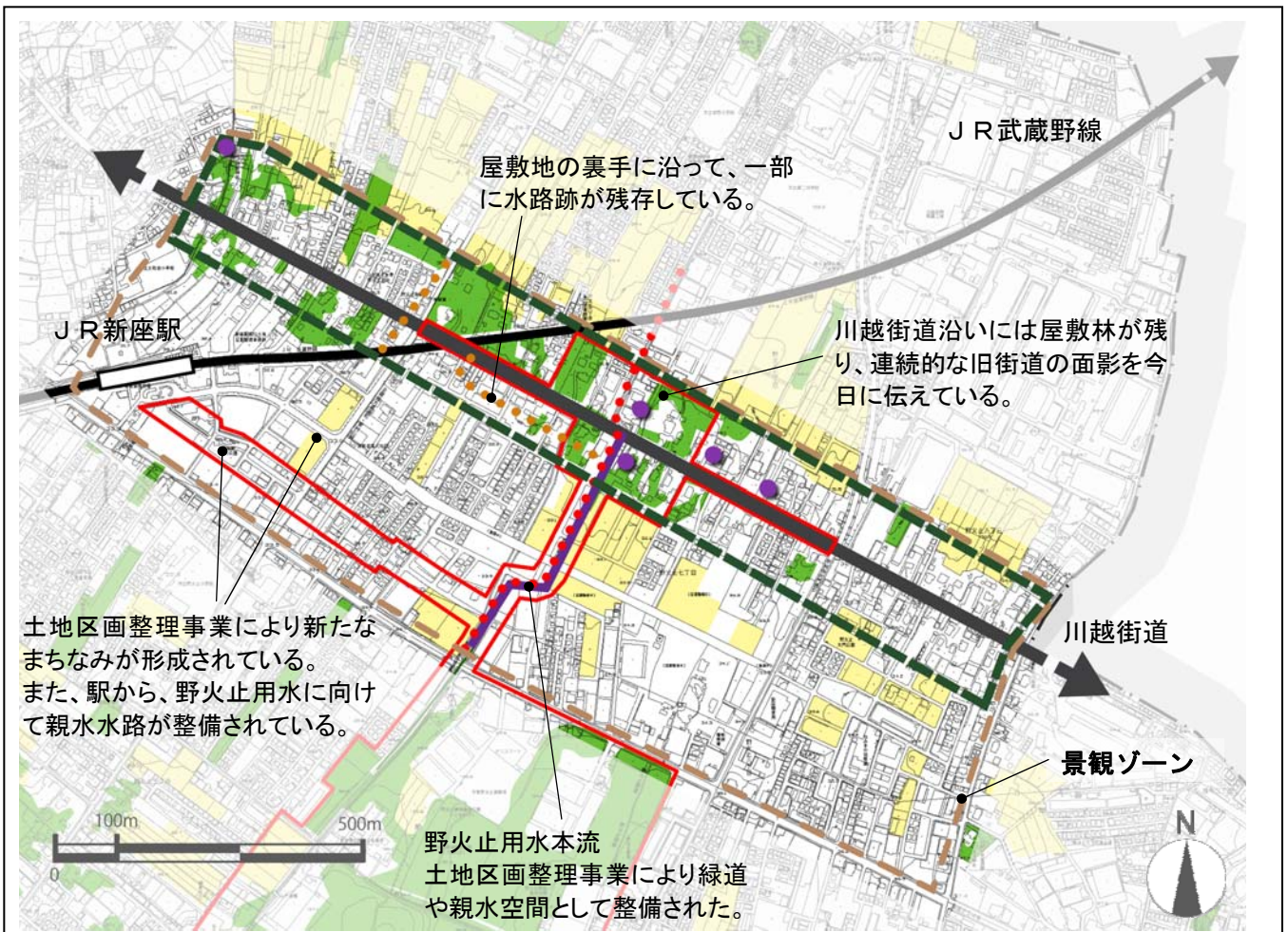


図 3-6 景観ゾーンの設定と文化的景観の範囲

ゾーン1 川越街道沿い一帯の景観図



凡例			
— A地区で開渠	●●●● 史跡指定以外で水路跡が残存	● 歴史資源（石造物等）	■ 雑木林・屋敷林等
- - - A地区で暗渠	●●●● 水路跡なし	★ 景観のポイント（主要な眺望点）	■ 農地
— B地区で開渠	●●●● 身近な水辺の散歩道や歩行者の道	▲ 市民の取組	■ 公共施設
- - - B地区で暗渠	○ 景観構成要素が複合して連続する景観	□ 重要文化的景観選定申出範囲	
— C地区で開渠			
- - - C地区で暗渠			

断面のイメージ

ゾーン1 川越街道一帯

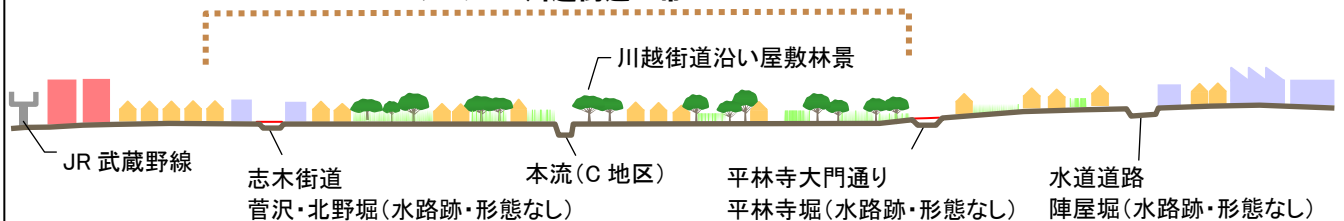


図3-7 ゾーン1:川越街道沿い一帯の景観特性

ゾーン2 平林寺一帯の景観図



図 3-8 ゾーン2:平林寺一帯の景観特性

ゾーン3 本多地区一帯の景観図

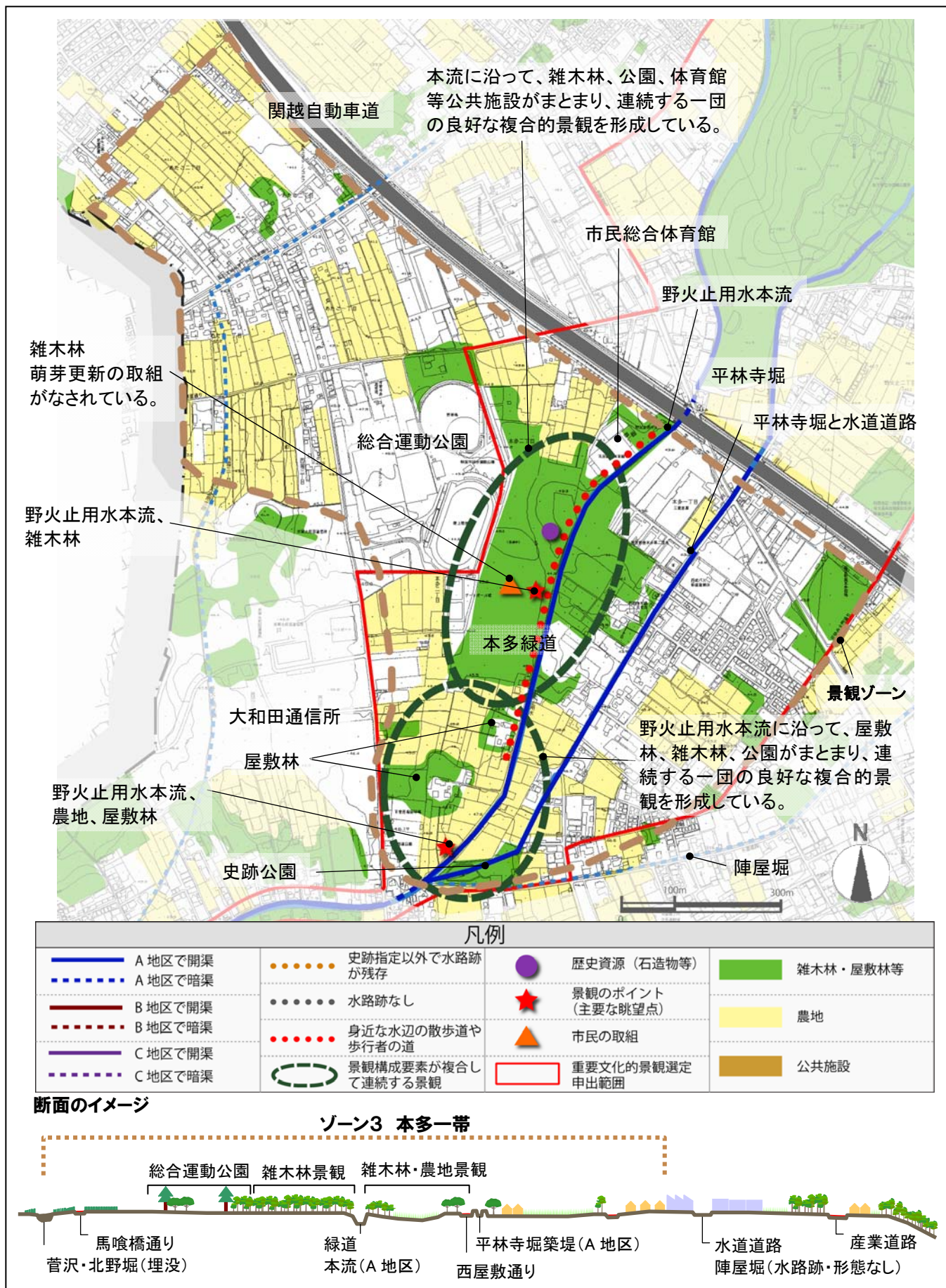
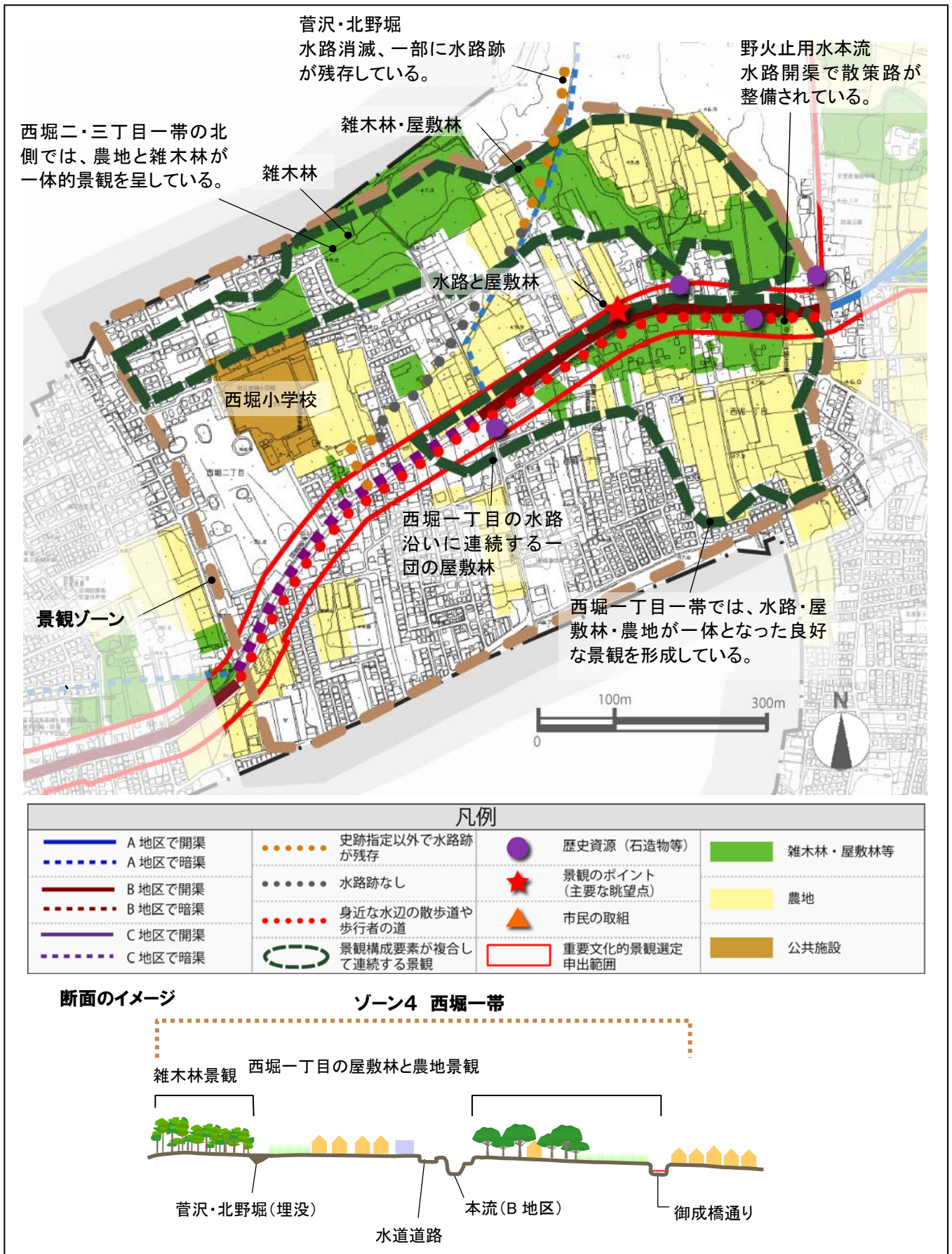


図 3-9 ゾーン3:本多地区一帯の景観特性

ゾーン4 西堀一帯の景観図



凡例			
— A地区で開渠	●●●● 史跡指定以外で水路跡が残存	● 歴史資源(石造物等)	■ 雑木林・屋敷林等
- - - A地区で暗渠	●●●● 水路跡なし	★ 景観のポイント(主要な眺望点)	■ 農地
— B地区で開渠	●●●● 身近な水辺の散歩道や歩行者の道	▲ 市民の取組	■ 公共施設
- - - B地区で暗渠	○ 景観構成要素が複合して連続する景観	□ 重要文化的景観選定申出範囲	
— C地区で開渠			
- - - C地区で暗渠			

断面のイメージ

ゾーン4 西堀一帯

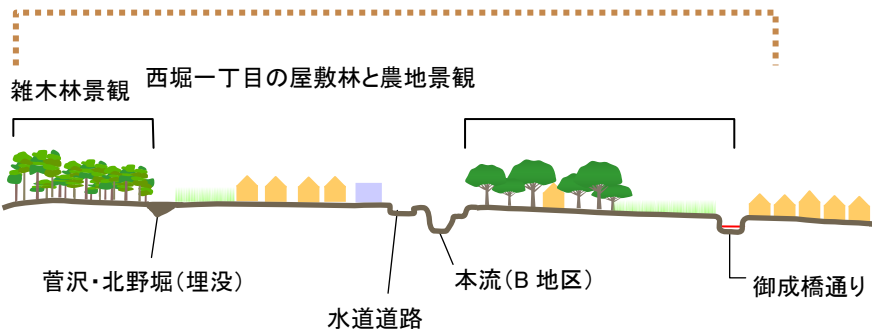
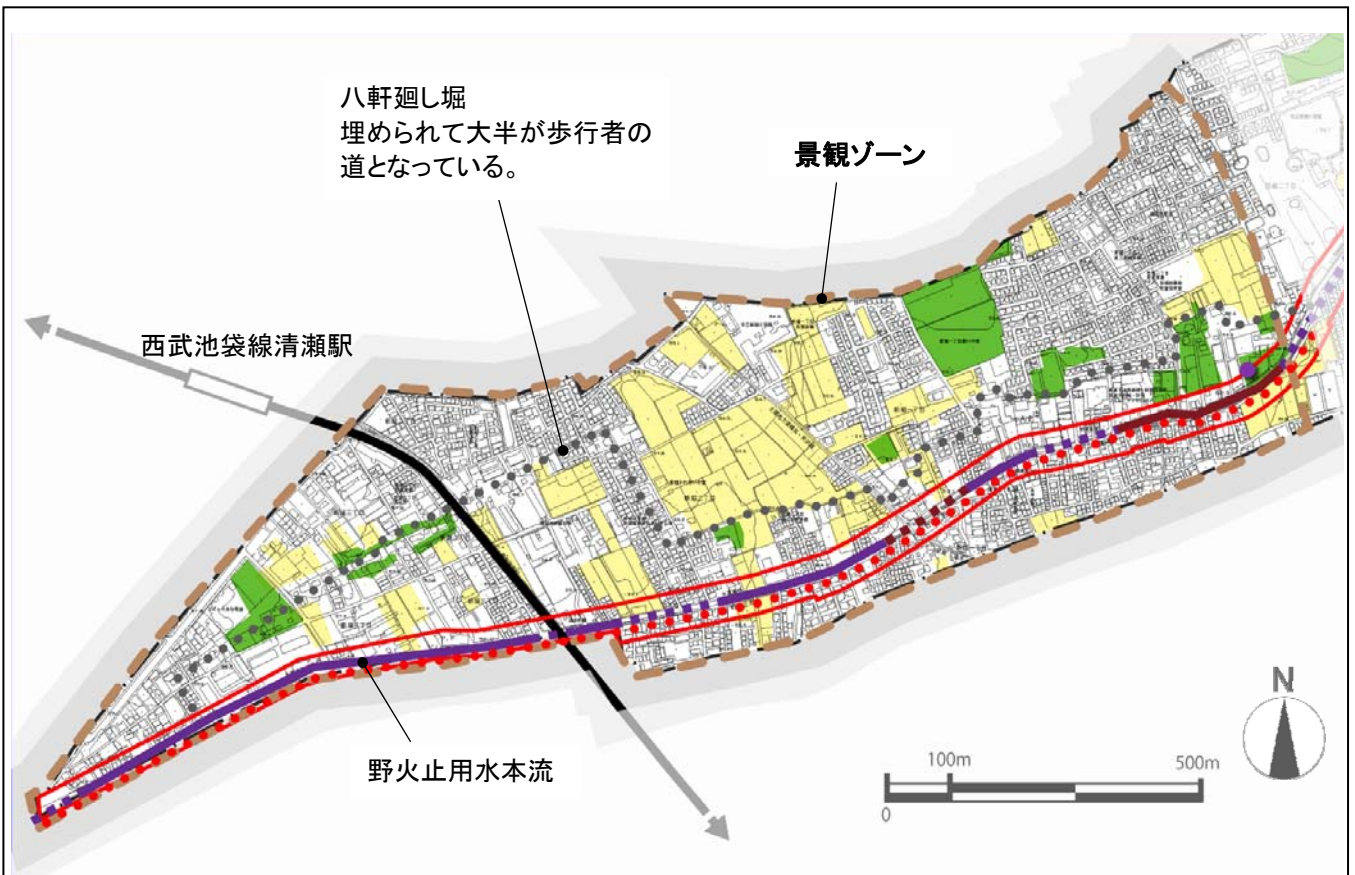


図 3-10 ゾーン4:西堀一帯の景観特性

ゾーン5 新堀一带の景観図



凡例		
— A地区で開渠	●●●● 史跡指定以外で水路跡が残存	● 歴史資源(石造物等)
- - - A地区で暗渠	●●●● 水路跡なし	★ 景観のポイント(主要な眺望点)
— B地区で開渠	●●●● 身近な水辺の散歩道や歩行者の道	▲ 市民の取組
- - - B地区で暗渠	○ 景観構成要素が複合して連続する景観	□ 重要文化的景観選定申出範囲
— C地区で開渠		■ 雑木林・屋敷林等
- - - C地区で暗渠		■ 農地
		■ 公共施設

断面のイメージ

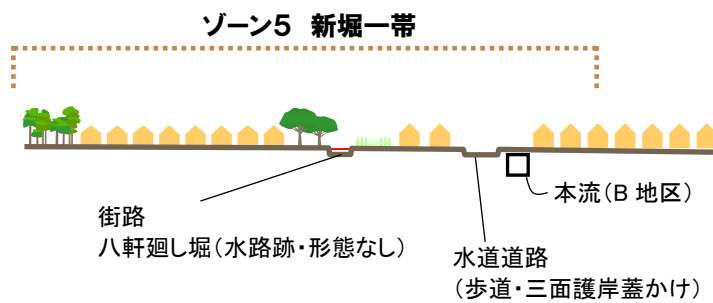


図 3-11 ゾーン5:新堀一带の景観特性

ゾーン6 大和田通信所一帯の景観図



凡例			
— A地区で開渠	●●●●● 史跡指定以外で水路跡が残存	● 歴史資源（石造物等）	■ 雑木林・屋敷林等
- - - A地区で暗渠	●●●●● 水路跡なし	★ 景観のポイント（主要な眺望点）	■ 農地
— B地区で開渠	●●●●● 身近な水辺の散歩道や歩行者の道	▲ 市民の取組	■ 公共施設
- - - B地区で暗渠	○ 景観構成要素が複合して連続する景観	□ 重要文化的景観選定申出範囲	
— C地区で開渠			
- - - C地区で暗渠			

図 3-12 ゾーン6:大和田通信所一帯の景観特性

第4章 文化的景観の保存に関する基本方針

野火止用水・平林寺の文化的景観の保存を図るために、保存計画の目指すべき方向を目標として次のように設定します。また、この目標を目指した基本方針を保存管理、整備活用、推進体制の観点から定めます。

目標

野火止用水と平林寺が一体となった文化的景観

野火止用水と平林寺を中心として、周辺の雑木林・屋敷林・農地が一体となった、新座らしい自然環境が豊かな文化的景観を継承することを目指します。

地域の歴史と文化を発信し、市民の暮らしとともにある野火止用水の文化的景観

野火止用水と平林寺を中心とした地域の歴史と文化を内外に発信するとともに、市民の暮らしに身近な親しまれる場と景観をつくることを目指します。

連帯と協働で築く野火止用水の文化的景観

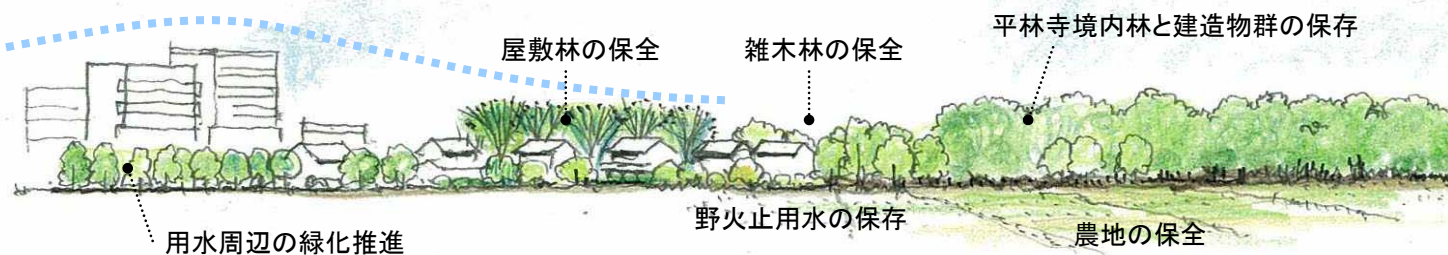
野火止用水と周辺の文化的景観を、市民と市の連帯と協働によって育てていくことを目指します。

野火止用水を中心として、農地や雑木林・屋敷林等の重要な構成要素が一体となった景観を守り、育てる



図 4-1 文化的景観の保存の考え方

緑と調和する良好なまちなみ景観の形成



基本方針

●保存管理

本区域は、都心から 25km 圏内にありながらも、武蔵野の面影を残す雑木林・屋敷林・農地が数多く残り、豊かな自然環境に恵まれています。都市化が進展する中でも、野火止用水と一帯の文化的景観を持続可能な形で継承していくため、野火止用水の保存を基本としながら、周辺の雑木林・農地等の景観の保全・形成を図るものとします。

●整備活用

野火止用水は、歴史的文化資産であるだけでなく、憩いの場として親しまれ市民の生活に溶け込み欠くことのできない存在となっています。

このような野火止用水の景観に配慮した整備活用を図り、地域のかつての暮らしや文化の学習、レクリエーション、観光等の利用に役立てていくものとします。

●推進体制

野火止用水の文化的景観を継承し、その価値を高めていくためには、体制づくりや仕組みづくりが重要です。

このため、市による取組を強化するとともに、市民等の自主的な取組を支援し、更には市と市民等の協働による推進体制づくりに努めるものとします。

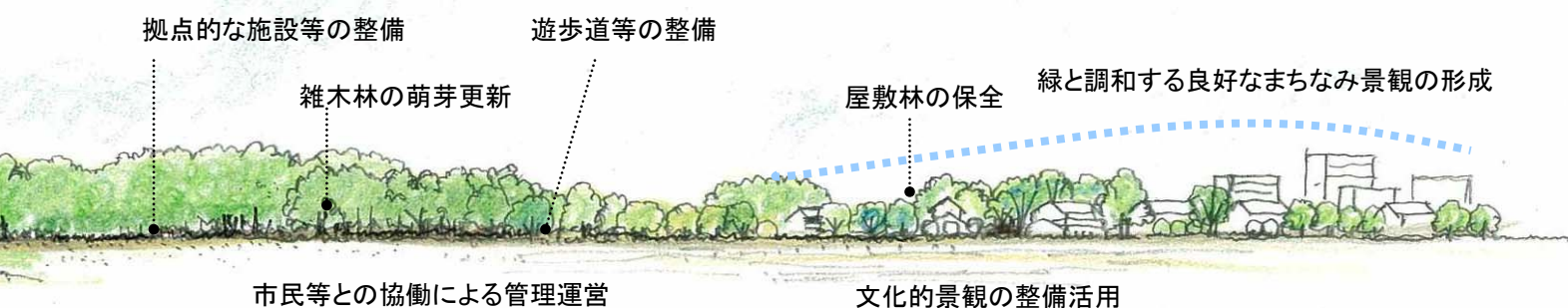
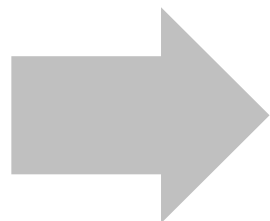


図 4-2 野火止用水・平林寺の文化的景観の保存イメージ

第5章 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項

1 文化的景観の保存に配慮した土地利用の考え方

(1) 文化的景観の保存の方針

野火止用水・平林寺の文化的景観の保存を図るための具体的な方針を定めます。

ア 野火止用水の保存

(ア) 野火止用水の史跡としての保存

野火止用水は、埼玉県文化財保護条例に基づく史跡に指定されています。史跡に指定されている範囲については、従来どおり、A・B・Cの3区分に基づき保存していくものとします(P75 参照)。

また、保存区分及び範囲については、必要に応じて見直し等を行います。

表 5-1 野火止用水の保存対策

A地区	用水の原形をよくとどめている次の区間 本流 ・西堀分岐点から国道 254 号まで 平林寺堀 ・西堀分岐点から平林寺を經由して新座市役所まで	原則として用水の現状を変更するような行為は認めない
B地区	用水の原形を比較的とどめている次の区間 本流 ・新堀二丁目 1413 番地から新堀二丁目 354 番地まで ・西堀二丁目 407 番地から西堀二丁目 541 番地まで ・西堀一丁目 727 番地から西堀一丁目 814 番地まで	公共性が特に強いと考えられる現状変更行為について認める
C地区	住民生活に用水の及ぼす影響が強く、用水の保存状態も良好でない次の区間 本流 ・都県境から新堀二丁目 1413 番地まで ・新堀一丁目 354 番地から西堀二丁目 407 番地まで ・西堀二丁目 541 番地から西堀一丁目 727 番地まで ・野火止四丁目 700 番地から野火止六丁目 724 番地まで	急速な都市化によって文化財としての保護策を講ずることが困難なので、その現状を鑑みて、現状変更することもやむを得ない

出典:「県指定史跡野火止用水保存対策について」(回答)(昭和 58 年(1983)2 月)

(イ) 文化的景観を構成する要素の保存と管理

文化的景観を構成する重要な要素について、必要な措置を講じていくものとします。

(ウ) 水の管理

野火止用水として重要となる水質の維持・向上や水の有効利用、水利権の調整・確保に努めます。

イ 野火止用水周辺の景観の保全・形成

(ア) 野火止用水周辺の雑木林・屋敷林・農地等の保全

野火止用水とともに、雑木林、屋敷林や農地は新座らしい景観を形成している要素です。これらが一体となった景観を保存するよう、樹林地、農地の保全制度の活用を努めます。



図 5-1 みどりの保全協定区域に指定された樹林地

(イ) 野火止用水や周辺の緑と調和したまちなみ景観の形成

首都圏に位置する本市においては、建築行為や開発行為は盛んであり、日々その景観は変貌しています。

このような状況の中で、建築物等の新築等や屋外広告物の表示等に対して、適切な景観誘導を推進し、野火止用水や周辺の緑と調和する景観の形成を図ります。



図 5-2 野火止用水周辺の景観に配慮した集会所

ウ 野火止用水と周辺の適切な管理

野火止用水の用水敷や周辺の遊歩道、公園緑地、道路等について、文化的景観に配慮した適切な管理を継続していきます。

エ 貴重種等の生息環境の保全

野火止用水や周辺に生息する貴重種等について、調査を継続するとともに、生息環境の保全に努めます。

(2) 各ゾーンの土地利用の考え方

野火止用水・平林寺の文化的景観の範囲の各ゾーンについて、景観特性を踏まえた文化的景観の保存の方針に基づく土地利用の方向性を設定します。

表 5-2 文化的景観の保存に配慮した土地利用の方向性

ゾーン	土地利用の方向性
ゾーン1 川越街道沿い一帯	<ul style="list-style-type: none"> ● 川越街道沿いに残る屋敷林等の保全や道路沿いの敷地際の生垣等による緑化推進に努めます。 ● 川越街道北側の沿道においては、道路から地割りや屋敷林が見えるような土地利用に配慮するものとします。 ● 新たに整備された野火止用水の緑道沿いにおいては、用水に配慮した緑豊かなまちなみ景観の形成に努めます。
ゾーン2 平林寺一帯	<ul style="list-style-type: none"> ● 平林寺境内林の自然的景観と建造物群を始めとする歴史的景観の保存を図るよう努めます。 ● 大規模な土地の造成等については、景観に十分配慮するものとします。 ● 平林寺周辺の雑木林、屋敷林、農地の保全に努めます。
ゾーン3 本多一帯	<ul style="list-style-type: none"> ● 本流に沿ったまとまりある雑木林、屋敷林、農地がまとまった良好な田園景観の保全に努めます。 ● 総合運動公園に隣接する雑木林において、萌芽更新を進めるとともに、本多緑道と周辺の景観の保全を図ります。
ゾーン4 西堀一帯	<ul style="list-style-type: none"> ● 野火止用水沿いのまとまりある雑木林、屋敷林、農地が一体となった景観の保全に努めます。 ● 野火止用水周辺においては、用水に配慮した緑豊かなまちなみ景観の形成に努めます。
ゾーン5 新堀一帯	<ul style="list-style-type: none"> ● 野火止用水沿いの雑木林、屋敷林、農地の保全に努めます。 ● 野火止用水周辺においては、用水に配慮した緑豊かなまちなみ景観の形成に努めます。
ゾーン6 大和田通信所一帯	<ul style="list-style-type: none"> ● 野火止用水の水路跡の保存と活用を検討します。

2 行為規制の方針

保存計画の範囲においては、新座市景観計画に基づく行為の制限を基本として、他の法令等に基づく土地利用に関する行為規制によって景観の保全・整備・形成を図ります。

また、特に重要な構成要素の現状変更等については、文化庁長官への届出が必要となります(P135 参照)。

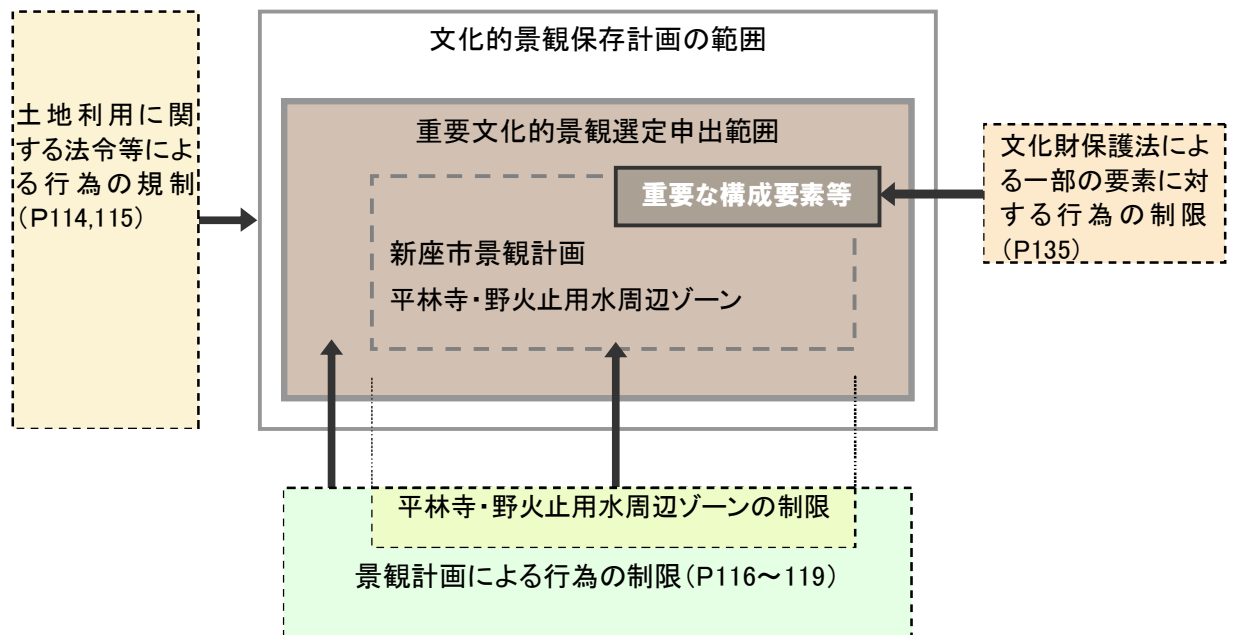


図 5-3 文化的景観の保存のための行為規制

(1) 土地利用に関する法令等による行為の規制

保存計画の範囲における文化的景観の保存を図るため、既存の土地利用に関する法令等による行為規制について表 5-3 に示します。

表 5-3 土地利用に関する法令等による行為の規制

対象範囲	根拠法令	許可・届出等	行為規制の内容
都市計画区域	都市計画法	許可	開発行為(市街化区域で区域面積 500 m ² 以上等)
	新座市開発行為等の基準及び手続きに関する条例	届出・協議	都市計画法に規定する開発行為、中高層建築物の建築等
市街化区域 市街化調整区域	都市計画法 建築基準法	建築確認申請	建築物等の新築、改築等
地区計画区域	都市計画法	届出	<ul style="list-style-type: none"> 土地の区画形質の変更 建築物の建築 工作物の建設 建築物等の用途の変更 建築物等の形態又は意匠の変更 木竹の伐採
河川区域	河川法	許可	河川区域内で土地の形状を変更する行為
道路(国道・県道・市道)	道路法	許可	道路占用
農地	農地法	許可	<ul style="list-style-type: none"> 農地の権利の移動 農地の転用及び農地転用のための権利の移動
生産緑地地区	生産緑地法 都市計画法	許可	<ul style="list-style-type: none"> 建築物その他の工作物の新築・改築又は増築 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更 水面の埋立て又は干拓
地域森林計画対象 民有林	森林法	許可	1ha を超える開発行為
		届出	立木の伐採
史跡名勝天然記念物 重要文化財	文化財保護法	許可	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為
周知の埋蔵文化財 包蔵地		届出	土木工事等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘をしようとするとき
平林寺近郊緑地保全 区域	首都圏近郊緑地 保全法	届出	<ul style="list-style-type: none"> 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 木竹の伐採 水面の埋立て又は干拓 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
平林寺近郊緑地特別 保全地区	首都圏近郊緑地 保全法	許可	原則として樹林に影響を与える行為は禁止

対象範囲	根拠法令	許可・届出等	行為規制の内容
都市公園	都市公園法	許可	<ul style="list-style-type: none"> 公園管理者以外の者による公園施設の設置、変更 公園施設以外の工作物等の設置、占用
		禁止	<ul style="list-style-type: none"> 公園を損傷、破損する行為 竹木の伐採、植物の採取 土石、竹木等の物件の堆積等
みどりの協定保全区域	新座市みどりのまちづくり条例	協定締結	市民憩いの森として市民の利用に供する場合
保存樹林		届出	<ul style="list-style-type: none"> 損傷し、又は現状変更その他その保存に影響を与える行為の届出 独立樹木 樹高12m以上で、1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上のもの 集団樹木 集団樹木の土地の面積が、2,500㎡以上のもの
保存樹木		届出	
新座市平林寺ふるさとの緑の景観地	埼玉県ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	届出	一定規模の建築物その他の工作物の新築、改築等、木竹の伐採、宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質、鉱物の掘採、土石の採取等
禁止地域(野火止用水周辺等) 許可地域	屋外広告物法 新座市屋外広告物条例	禁止 許可	<ul style="list-style-type: none"> 広告物等の設置 広告物等の形状、色彩

(2) 新座市景観計画に基づく行為の制限

新座市景観計画では、新座市全域を景観計画区域として定めるとともに、地域別の方針として、平林寺や野火止用水の周辺について「平林寺・野火止用水周辺ゾーン」を設定しています。

また、高さ15m又は建築面積1,000㎡を超える建築物等、一定の規模の行為に対して、法定手続きの30日前までに計画段階の事前協議を行うことと、行為着手の30日前までに届出を行うことを義務付け、建築物及び工作物等に係る行為の届出及び措置の基準として、景観形成基準を定めています。

景観形成基準は、全ゾーン共通ですが、色彩基準についてはゾーンごとに異なっており、平林寺・野火止用水周辺ゾーンは最も厳しい色彩基準となっています。

なお、この色彩基準に適合しない場合は、勧告又は変更命令を行うこととなっています。

●基本理念●

雑木林とせせらぎのある「住んでよし、訪れてよし」の
美しく個性あるふるさと新座の景観づくりを進め、これを継承していく。

●基本目標●

- ・ 雑木林とせせらぎを生かしたふるさと景観をつくる。
- ・ 歴史・文化を伝える、風情ある景観をつくる。
- ・ まちの個性に彩られた、表情豊かな景観をつくる。
- ・ 観光やまち歩きを楽しめる景観をつくる。

●基本方針●

景観形成要素別基本方針(歴史と文化系 歴史と文化の景観)

- ・ 野火止用水とその周辺の農地、雑木林、屋敷林、平林寺等の歴史的・文化的資源が複合した文化的景観をつくる。
- ・ 歴史的・文化的な建物や史跡等の保全を図るとともに、これらに調和した周辺の景観をつくる。
- ・ 歴史的・文化的資源のネットワークづくりを進める。
- ・ 歴史的・文化的景観に対する関心の醸成と理解の促進を図る。

地域別基本方針(平林寺・野火止用水周辺ゾーン)

- ・ 野火止用水とその周辺の農地、雑木林、屋敷林、平林寺等の歴史的・文化的資源が複合した文化的景観をつくる。
- ・ 歴史と文化の景観拠点として眺望景観を守る。
- ・ 自然、歴史・文化の景観資源に親しめる環境をつくる。

図5-4 新座市景観計画の概要

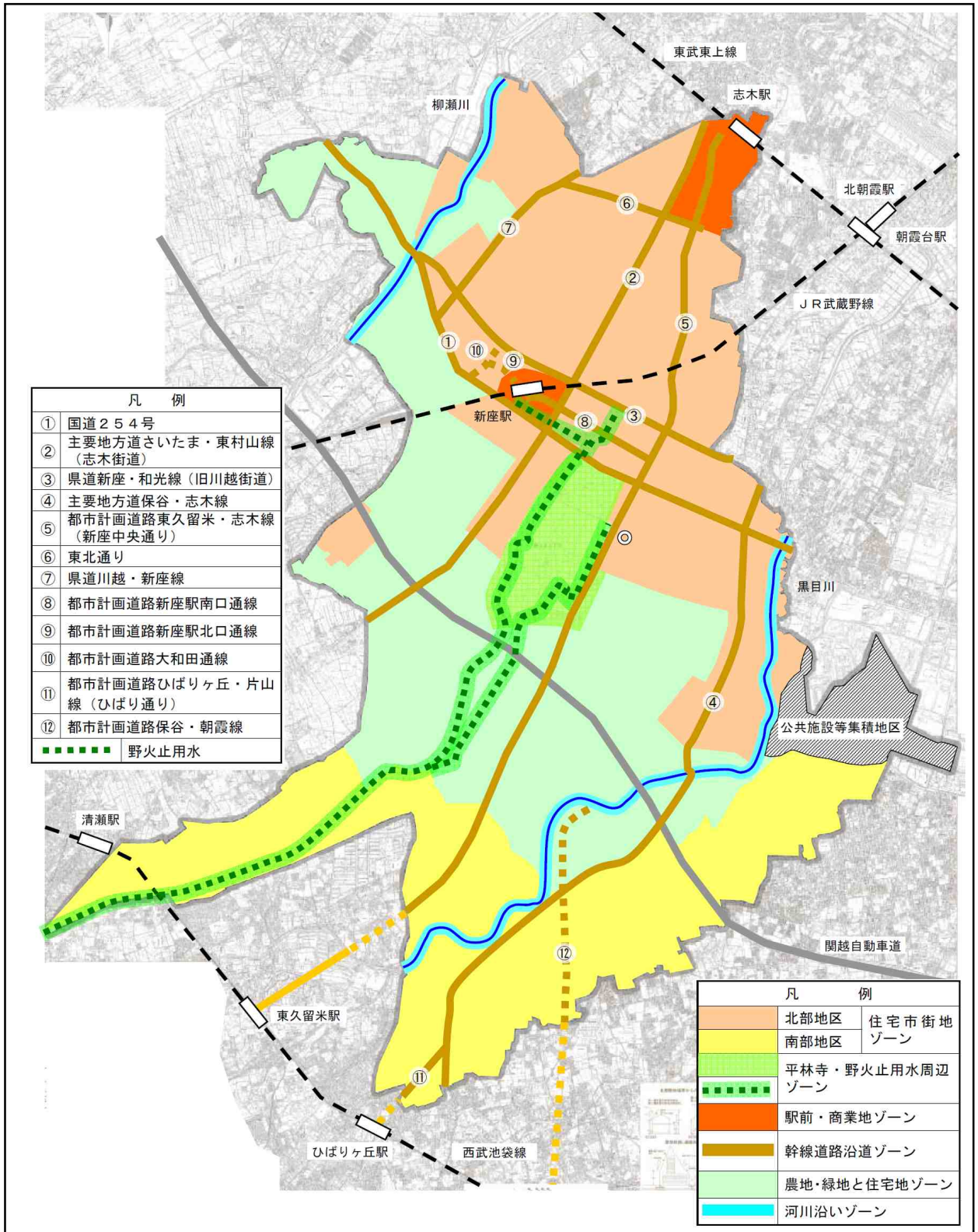


図5-5 新座市景観計画における地域別基本方針に係る地域区分図

表 5-4-1 届出対象行為

区分	届出対象行為
建築物	<p>(1) 高さ 15m又は建築面積 1,000 m²を超える建築物(増築又は改築後において高さ 15m又は建築面積 1,000 m²を超えるものを含む。)の新築、増築、改築又は移転</p> <p>(2) 高さ 15m又は建築面積 1,000 m²を超える建築物の外観のうち各立面の面積 1/5 を超えて変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更。ただし、平林寺・野火止用水周辺ゾーンにおいて、上記の「1/5」とあるのは「1/10」と読み替える。</p> <p>(3) 同一の事業者が 500 m²を超える一団の土地の区域において行う 2 戸以上の一戸建住宅の新築行為</p> <p>※ 上記の行為のうち(1)及び(2)は特定届出対象行為(法第 17 条第 1 項)とする。</p>
工作物	<p>(1) 建築基準法第 88 条第 1 項又は第 2 項に規定する工作物の新築又は改築</p> <p>(2) 建築基準法第 88 条第 1 項又は第 2 項に規定する工作物の外観の総面積 1/5 を超えて変更することとなる修繕、模様替え又は色彩の変更。ただし、平林寺・野火止用水周辺ゾーンにおいて、上記の「1/5」とあるのは「1/10」と読み替える。</p> <p>※1 上記の行為のうち新設行為については特定届出対象行為(法第 17 条第 1 項)とする。</p> <p>※2 工作物は、新座市屋外広告物条例(平成 22 年(2010)新座市条例第 17 号)第 6 条の規定による変更等の許可を受けた掲出物件の変更若しくは改造を除く。</p>

表 5-4-2 景観形成基準

区分	景観形成基準
建築物	<p>配置</p> <p>(1) 地域の周辺環境に配慮し、道路・隣地間の距離を確保して敷地に対してゆとりある配置とし、植栽等による緑化を行う。</p> <p>(2) まちなみの連続性に配慮し、周辺建築物等と調和する配置とする。</p>
	<p>屋根</p> <p>(1) まちなみに配慮し、周囲と調和する形態・素材・色彩を用いる。</p> <p>(2) 原色等の突出した色彩を用いない。</p>
	<p>外壁</p> <p>(1) まちなみの連続性に配慮し、周囲建築物等と調和するデザインとする。</p> <p>(2) 色彩は、特別の事情がない限り、原色を用いない。</p> <p>(3) 色数をできる限り少なくするとともに、際立つ色彩の使用面積は最小限とする。</p>
	<p>その他</p> <p>(1) 付帯設備類</p> <p>ア 屋外階段は、建築物本体と一体化又は建築物本体と調和する色彩・デザインとする。</p> <p>イ 空調室外機、電源・水源用設備等の屋外施設は、建築物壁面との調和、建築物本体との統一感を創出させるため、配置や目隠しの工夫等を行う。</p> <p>ウ 広告、サイン等は、建築物本体の色彩・デザイン及びまちなみと調和する配置・形態・デザインを用いる。</p> <p>エ 自動販売機、ごみ置き場等は、まちなみと調和する色彩・配置とする。</p> <p>(2) 商業地空間</p> <p>ア シースルーシャッター、ガラスウィンドウを用いる等にぎわいを創出する工夫を行う。</p> <p>イ ライトアップ等の夜間景観を創出する工夫を行う。</p> <p>ウ 商店街等のまちなみの連続性や調和に配慮し、空間の演出、店先の緑化を行う。</p> <p>(3) 工業地空間</p> <p>ア 建築物外周部の植栽等、連続性のある緑を配置する。</p> <p>イ 周辺環境やまちなみと調和する建築物の色彩・デザインを用いる。</p>

区分		景観形成基準
工作物	外観	(1) 建築物と一体に建設する場合は、建築物本体とデザインを合わせる。 (2) 駐車場、貯蔵施設等は、外周部を緑化する等、修景を行う。 (3) 擁壁は、威圧感・恐怖感を排除するため、緑化や素材・形態の工夫を行う。
	色彩	けばけばしい色彩とせず、周辺の景観と調和した色彩とする。多色の使用、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。

その他の行為 (届出不要)	景観計画区域内において、農地の転用及び土地利用の転換により平面駐車場、資材置場並びに廃材置場等への造成行為を行う場合は、周辺の景観及びまちなみの美観に配慮するとともに、当該地に存する樹木の保存及び敷地周囲の緑化を図るものとする。
------------------	--

表 5-4-3 色彩基準

住宅市街地ゾーン、農地・緑地と住宅地ゾーン、河川沿いゾーン

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁色・外装色 (4/5 以上は右の範囲から選択)	7.5R~7.5Y	—	4 以下
	その他	—	2 以下
屋根色(勾配屋根に適用) (4/5 以上は右の範囲から選択)	7.5R~7.5Y	7 以下	4 以下
	その他		2 以下

駅前・商業地ゾーン、幹線道路沿道ゾーン

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁色・外装色 (4/5 以上は右の範囲から選択)	7.5R~7.5Y	—	6 以下
	7.5RP~7.4R		4 以下
	7.6Y~7.5GY		2 以下
	7.6GY~7.4RP		2 以下
屋根色(勾配屋根に適用) (4/5 以上は右の範囲から選択)	7.5R~7.5Y	7 以下	6 以下
	7.5RP~7.4R		4 以下
	7.6Y~7.5GY		4 以下
	7.6GY~7.4RP		2 以下

平林寺・野火止用水周辺ゾーン

基準の適用部位・面積	色相	明度	彩度
外壁色・外装色 (4/5 以上は右の範囲から選択)	7.5R~7.5Y	8.5 以下	4 以下
	その他		2 以下
外壁色・外装色 (外壁・外装のアクセント(1/5 未満) は右の範囲からも選択可)	7.5R~7.5Y	—	6 以下
	7.5RP~7.4R		4 以下
	7.6Y~7.5GY		2 以下
屋根色(勾配屋根に適用) (4/5 以上は右の範囲から選択)	7.5R~7.5Y	7 以下	4 以下
	その他		2 以下

表 5-4-4 勧告基準及び変更命令基準

区分	勧告基準及び変更命令基準
勧告基準	外壁及び屋根(工作物については外装)の色彩が、色彩基準に適合しない行為
変更命令基準	特定届出対象行為において、その外壁及び屋根(工作物においては外装)の色彩が色彩基準に適合しない行為

3 重要文化的景観の重要な構成要素と取扱基準

(1) 重要な構成要素の特定

重要文化的景観選定申出範囲における重要な構成要素について、大きく歴史、自然、生活の視点から分類し(図 5-6)、特定したものを表 5-6 において示します。重要な構成要素一覧の凡例は表 5-5 のとおりです。

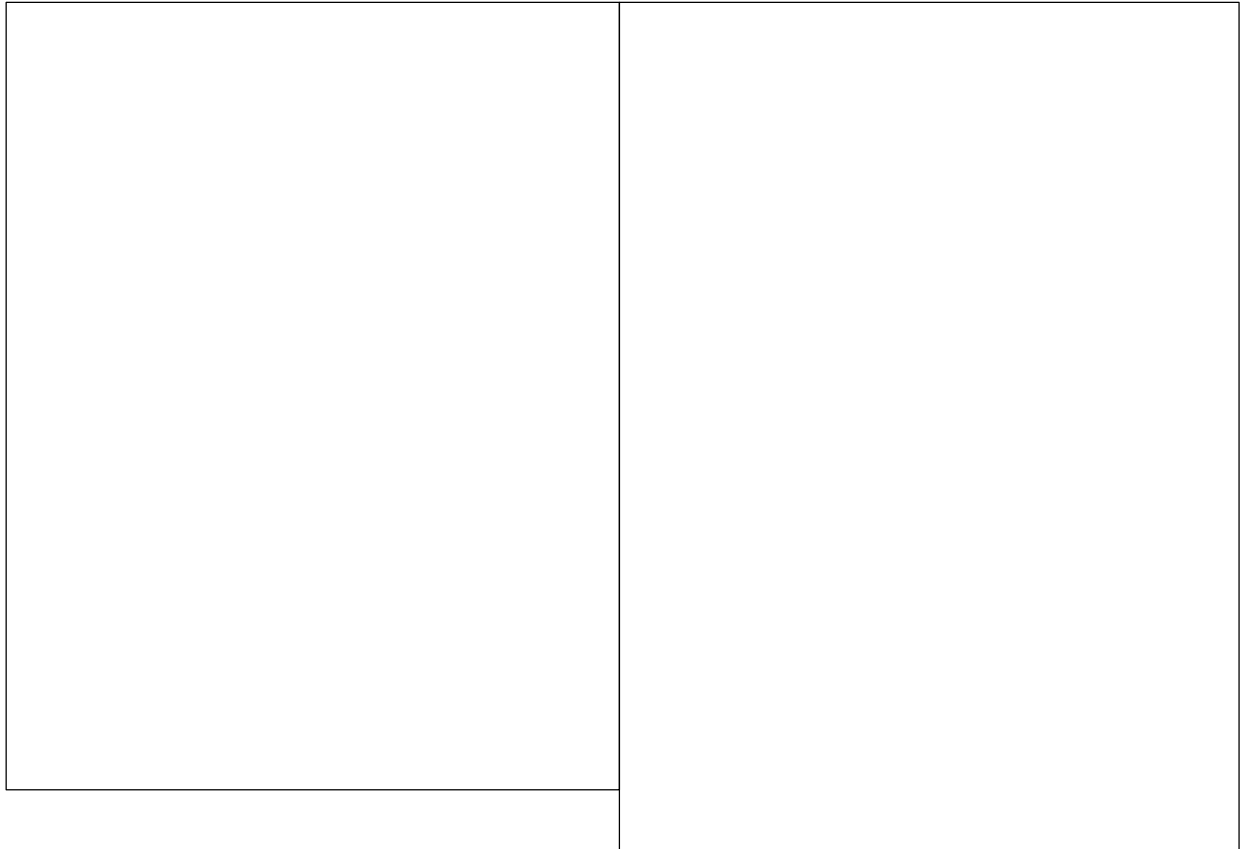


図 5-6 重要な構成要素の分類

表 5-5 重要な構成要素一覧の凡例

凡例 写真	No.	重要な構成要素名称 ゾーン	図 5-6 に掲 げる分類
	重要な構成要素解説		
	参考文献等		

表 5-6-1 重要な構成要素

	<p>No.1 野火止用水(本流) ゾーン</p>	<p>生活 水路 用水路</p>
<p>承応4年(1655)、松平伊豆守信綱によって、玉川上水から川越藩領に分水された最古最大の用水。野火止台地の新田開発を行った開拓民の飲料水として利用された。 全長約24km。昭和19年(1944)に埼玉県指定記念物の史跡に指定された。</p>		
<p>『野火止用水清流対策事業調査報告書』昭和63年(1988)5月</p>		
	<p>No.2 史跡公園本多一帯 ゾーン3 本多一帯</p>	<p>自然 その他 公園</p>
<p>野火止用水本流と平林寺堀の分岐点。現存する用水の分岐点としては唯一のものである。 昭和62年度(1987)に公園として整備され、雑木林に囲まれた平林寺堀沿いを歩くことができる。</p>		
<p>『野火止用水清流対策事業調査報告書』昭和63年(1988)5月</p>		
	<p>No.3 野火止用水史跡碑 ゾーン3 本多一帯</p>	<p>歴史 石造物 石碑</p>
<p><正面>「野火止用水史跡 新座市長神谷東太郎筆」、<裏面>「寄贈 城島建設株式会社 昭和四十七年九月三十日完成」 本多緑道総合体育館側入口 昭和47年(1972)</p>		
<p>『新座の金石文』p164(No.41)</p>		
	<p>No.4 本多地区の屋敷林 ゾーン3 本多一帯</p>	<p>生活 雑木林・屋 敷林 屋敷林</p>
<p>本流沿いの畑を前面に有する独立した屋敷林</p>		
<p>『屋敷林 武蔵野台地の四季』 宮入芳雄 平成16年(2004)</p>		
	<p>No.5 本多緑道 ゾーン3 本多一帯</p>	<p>自然 その他 遊歩道</p>
<p>野火止用水清流対策事業(昭和59年(1984)から63年(1988)までの5か年事業)により整備され、用水散策コースになっている。 用水は一部護岸整備されているが、往時の姿をしのぶことができる。</p>		
<p>『野火止用水清流対策事業調査報告書』昭和63年(1988)5月</p>		

表 5-6-2 重要な構成要素


	<p>No.6-1 本多緑道沿いの畑 ゾーン3 本多一帯</p>	<p>生活 農地 畑</p>
<p>本流沿いに形成された畑と雑木林 信綱の家臣が住んだ西屋敷地区の新田開発の様子を伝える。</p>		
	<p>No.6-2 本多緑道沿いの雑木林 ゾーン3 本多一帯</p>	<p>生活 雑木林・屋敷林 雑木林</p>
<p>本流沿いに形成された畑と雑木林</p>		
	<p>No.7 総合運動公園緑地 ゾーン3 本多一帯</p>	<p>自然 雑木林・屋敷林 雑木林</p>
<p>本流沿いの雑木林で武蔵野の雑木林を再現するため、市担当課とボランティアによって、萌芽更新が行われている。 川越藩が領内に下した「川越藩郡方条目」の中で、「クヌギ・コナラといった雑木林の中心をなす樹木は、材木になるべき木は枝下ろしをして育て、細木は薪にするように命じ、さらに切り口から出た若芽を発育の良い二本だけを残して刈り取る」ように指導している。</p>		
	<p>No.8 野火止用水水路橋(隅屋敷橋) ゾーン3 本多一帯</p>	<p>歴史 水路橋</p>
<p>本流の関越自動車道横断水路橋で、水流が途切れることなく、反対側まで流れている。関越自動車道建設時にも、用水が分断されることはなかった。</p>		
	<p>No.9 伊豆殿橋標柱 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 石造物 石柱</p>
<p>当時の道の面影を伝える道標 <右側面>「天明三癸卯歳 願主 神田惣右衛門」 <正面>「右大山みち 左江戸みち」 <裏面>「石橋建立当村中」 伊豆殿橋たまり場 天明3年(1783)</p>		
<p>『新座の金石文』p130(No.3)</p>		

表 5-6-3 重要な構成要素

	No.10	伊豆殿橋石橋供養塔 ゾーン2 平林寺一帯	歴史 石造物 石塔
	事故等によって亡くなった方を供養するため、本流に架かる伊豆殿橋の横に建てられた石塔 <台座正面>「安永八己亥 石橋供養塔 二月吉日」 <台座左側面>「武州新座郡菅沢村 願主 金壹両 長谷川磯右衛門」 安永 8 年(1779)		
	『新座の金石文』p130(No.2)		
	No.11	野火止緑道 ゾーン2 平林寺一帯	自然 その他 遊歩道
	野火止用水清流対策事業等により整備され、人々の通勤・通学、散策コースになっている。野火止用水と雑木林を眺めながら歩くことができる。		
	No.12	ホテルの里周辺の畑 ゾーン2 平林寺一帯	生活 農地 畑
	平林寺境内林の西側、本流沿いに形成された畑農地と雑木林が一体となった景観になっている。		
	No.13	元小林工場の堰 ゾーン2 平林寺一帯	歴史 水路 用水路
	用水を引き込み水車を稼働するための堰 山下の工場として、昭和前期に真鍮加工のため水車を稼働していた。 (仮称)ふるさと歴史館建設予定地横に所在する。		
	No.14	山下橋石橋供養塔 ゾーン2 平林寺一帯	歴史 石造物 石塔
	本流に架かる山下橋の横に立てられた石塔 <正面>「文化十二亥年 石橋供養塔 八月十八日」 <裏面>「金□□平林寺 金一両 宗右衛門 村々念仏中八人 願主 □」 山伏角柱 文化 12 年(1815)		
	『新座の金石文』p131(No.6)		

表 5-6-4 重要な構成要素

	<p>No.15 野火止緑道沿いの雑木林 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>生活 雑木林・屋敷林 雑木林</p>
<p>本流の山下橋下流に形成された雑木林 市民や観光客のウォーキングコースになっている。</p>		
	<p>No.16 野火止用水(平林寺堀) ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>生活 水路 用水路</p>
<p>寛文3年(1663)、金重村から移転した臨済宗妙心寺派の寺院・平林寺や、平林寺領西屋敷、野火止中宿の生活水として、野火止用水を分水させた。</p>		
	<p>No.17 平林寺堀分水口水門 ゾーン3 本多一帯</p>	<p>歴史 水路 用水路</p>
<p>通称西堀分岐点と呼ばれる本流から平林寺方向への分水口の水門 野火止用水清流対策事業により昭和62年度(1987)に再現された。</p>		
<p>『野火止用水清流対策事業調査報告書』昭和63年(1988)5月</p>		
	<p>No.18 史跡指定碑 ゾーン3 本多一帯</p>	<p>歴史 石造物 石碑</p>
<p>昭和19年(1944)に野火止用水・平林寺林泉境内が文化財指定された記念碑 「平林寺林泉ニソグ野火止用水史跡名勝保存ニ依リ大切管理スベキ事 埼玉県 昭和十九年二月」 史跡公園野火止用水平林寺堀分水口横 平林寺惣門横に指定時の状況を記した説明板有り 自然石</p>		
<p>『新座の金石文』p161(No.27)</p>		
	<p>No.19-1 平林寺堀築堤部 ゾーン3 本多一帯</p>	<p>歴史 水路 築堤</p>
<p>平林寺堀開削に当たり、低い土地に堤を築き水路を開削した。西屋敷通り沿いで、徐々に築堤が高くなっていく様子を見学できる。野火止用水復原対策事業により、西屋敷地区U字溝から丸太連続建て込みに替えたが、老朽化したため、史跡保護の観点から、平成17年度(2005)から平成23年度(2011)において、板柵丸太立て込みに変更した。</p>		

表 5-6-5 重要な構成要素




	<p>No.19-2 平林寺堀築堤部 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 水路 築堤</p>
<p>平林寺堀開削にあたり、低い土地に堤を築き水路を開削した。 平林寺境内を通過した野火止用水は、惣門脇から道路沿いを北流するが、その一部に築堤が残存している。</p>		
	<p>No.20-1 西屋敷地区の畑 ゾーン3 本多一帯</p>	<p>生活 農地 畑</p>
<p>野火止用水平林寺堀(西屋敷通り)沿いに形成された畑</p>		
	<p>No.20-2 西屋敷地区の雑木林 ゾーン3 本多一帯</p>	<p>生活 雑木林・屋 敷林 雑木林</p>
<p>野火止用水平林寺堀(西屋敷通り)沿いに形成された雑木林</p>		
	<p>No.21 西屋敷地区の檜垣(カシガキ) ゾーン3 本多一帯</p>	<p>生活 雑木林・屋 敷林 生垣</p>
<p>防火・防風のために、主屋の周囲をカシで囲って保護した。 市内で2か所に残存する。 「檜垣」という名称は、地域によって呼び名が異なる。</p>		
	<p>No.22 高橋(平林寺堀伏せ越し) ゾーン3 本多一帯</p>	<p>歴史 水路 用水路</p>
<p>明治4年(1871)の古絵図に記載される唯一の伏せ越し 西屋敷通りをクランク型に横断している。 西屋敷通りの拡幅に際し改修され平坦になったが、昭和20年代までは小高くなっていたところから、「高橋(タカバシ)」の名が付いたという。</p>		

表 5-6-6 重要な構成要素


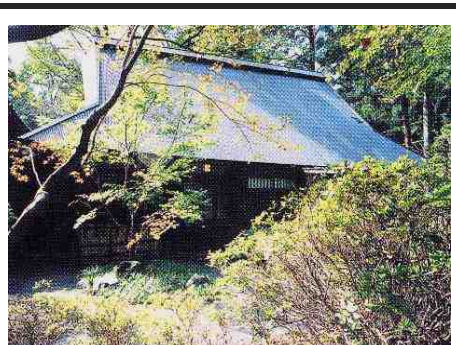

	<p>No.23</p>	<p>野火止用水水路橋(高橋) ゾーン3 本多一帯</p>	<p>歴史 水路 用水路</p>
<p>本流は隅屋敷橋近く、平林寺堀は高橋横の関越自動車道に架かる横断水路橋</p>			
	<p>No.24</p>	<p>平林寺堀洗い場 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>生活 水路 水利施設</p>
<p>個人の生活遺構として残る唯一復原された洗い場</p>			
	<p>No.25</p>	<p>平林寺総門横洗い場 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>生活 水路 水利施設</p>
<p>道路改修により改変されているが、地域の人々も使用していた。</p>			
	<p>No.26</p>	<p>睡足軒の森(睡足軒) ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>生活 建造物 古民家</p>
<p>昭和13年(1938)に松永安左工門(耳庵)が平林寺惣門前に移築した飛騨地方の田舎家で、内部に茶室を備える。松永安左工門の死後、平林寺に所有権が移り、寮舎として利用されたこともあった。現在は、平林寺から新座市に無償貸与され、青少年の体験学習の場や日本の伝統文化の活動場所として有効活用されている。</p>			
	<p>No.27</p>	<p>陣屋堀築堤部 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 水路 築堤</p>
<p>西堀分岐点で分水された陣屋堀跡の築堤部 野火止の陣屋へ引水するために、流路を曲げて作られた。現在、水の流れはない。</p>			

表 5-6-7 重要な構成要素

	<p>No.28 平林寺境内林 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>自然 雑木林・屋 敷林 雑木林</p>
<p>新田開発に伴う堆肥と燃料等の確保の場として利用された。落ち葉等を集めることをクズハキと言い、堆肥の原料となった。現在も一部区域でクズハキが行われている。</p>		
	<p>No.29 平林寺建造物群 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 建造物 寺院建築</p>
<p>寛文3年(1663)、武蔵国騎西郡洪江郷金重村から移転した当時の建造物群(惣門・三門・仏殿・中門)</p>		
	<p>No.30 平林寺林泉境内(庭園) ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 その他 庭園</p>
<p>平林寺客殿奥に江戸時代中期頃に、野火止用水平林寺堀の流れを引き込み、築造された池泉廻遊式庭園 現在は野火止用水ではなく、地下水を引き込んでいる。</p>		
	<p>No.31 松平伊豆守信綱夫妻の墓 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 石造物 墓</p>
<p>野火止開発台地に尽力した江戸幕府の老中で、川越藩主を勤めた。平林寺を菩提寺とした。寛文2年(1662)寅年3月16日に没し、法名は「松林院殿乾徳全梁大居士」という。夫人は信綱に先立って寛永13年(1636)に没する。信綱の遺志により平林寺が移転され、それに伴い改葬された。</p> <p>『新座の金石文』pp.197(No.183-2)</p>		
	<p>No.32 松平右京大夫輝貞の墓 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 石造物 墓</p>
<p>高崎藩主。幕府に願い出て廟所のある野火止の地を所領し、幕末まで高崎藩の飛地となる。 「従四位下行侍従兼右京大夫松平源朝臣大河内輝貞之墓 延享四丁卯年 天休院殿翁道義大居士 九月十四日」 延享4年(1747)</p> <p>『新座の金石文』pp.221-223</p>		

表 5-6-8 重要な構成要素

	<p>No.33 安松金右衛門吉実の墓 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 石造物 墓</p>
<p>松平信綱の命を受け、野火止用水開削工事を担当した人物 川越藩の新田開発・検地実施の責任者や郡代を務めた。 新宿大宗寺から昭和10年(1935)に平林寺に移転され、大河内松 平家廟所の横に建つ。</p>		
	<p>No.34 惣門横通路の石橋 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 建造物 橋</p>
<p>惣門と三門との間にある通路の石橋で、石組の水路に架かる石 橋</p>		
	<p>No.35 野火止塚 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 建造物 塚</p>
<p>『廻国雑記』に記載された「のびとめ」初見の塚として知られる。 「野火止」の地名の由来とされる。 別名「九十九塚」。『伊勢物語』の主人公・在原業平にまつわる伝 説がある。 頂上部に石塔が建つ。</p>		
	<p>No.36 業平塚 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 建造物 塚</p>
<p>『伊勢物語』の主人公・在原業平伝説に由来する塚 頂上部に石塔が建つ。</p>		
	<p>No.37 平林寺庫裏 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>生活 建造物 寺院建築</p>
<p>野火止用水を建物の下に引き込み、生活水として利用していた。 中庭筋・奥庭筋・外廻り筋の三筋が庫裏の手前で合流し、庫裏の 下を通り石組みの水路へ通じる。</p>		

表 5-6-9 重要な構成要素

	<p>No.38 平林寺庫裏前洗い場 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>生活 水路 水利施設</p>
<p>平林寺の生活遺構として残る洗い場で、典座出入口横に位置し、野菜の泥落とし等の洗い場として利用されていた。屋内にも洗い場があり、使い分けされていた。</p>		
	<p>No.39 平林寺の井戸 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>生活 水路 水利施設</p>
<p>平林寺移転当時に掘削されたと伝えられる古井戸。覆い屋は旧鐘楼の建物を利用している。 江戸時代の記録では、宝永2年(1705)の野火止宿・菅沢村・北野村大和田町明細帳に、野火止北野地域に合計6か所の井戸の所在が記録されているが、平林寺の井戸については記述がない。</p>		
	<p>No.40 平林寺のケヤキ群 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>生活 雑木林・屋敷林 雑木林</p>
<p>平林寺移転頃に植えられたと伝えられる推定樹齢340年のケヤキ群</p>		
	<p>No.41 平林寺境内の石組水路 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 水路 用水路</p>
<p>大河内家廟所に使用されている石材と同様の石を用いて加工し、構築された。 松平信綱と安松金右衛門の逸話が残る。</p>		
	<p>No.42 野火止用水謝恩碑 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 石造物 石碑</p>
<p><正面>「野火止用水謝恩碑 大和田青年団野火止支部建立」 <裏面>「当野火止用水ハ松永信綱公安松金右衛門氏二命ジ凡ソ三〇〇年前コレヲ造ラシメル来野火止住民大イニ益ス依テココニ謝恩ノ為コレヲ建ツ 昭和七年四月」 昭和7年(1932)に大和田青年団により建立された用水謝恩碑で、川越街道と大門通りの交差点横(野火止七丁目)にある平林寺寺号石の脇に建立されたが、道路改修(歩道整備)に際して、平林寺惣門横に移転した。</p>		

表 5-6-10 重要な構成要素

	<p>No.43 野火止用水ふるさと小道 ゾーン1 川越街道沿い一帯</p>	<p>生活 水路 遊歩道</p>
<p>新座駅南口第1期区画整理事業により、新設した水路と遊歩道で、「平成の野火止用水」として、新座駅から本流までをつなぐ工事が行われている。</p>		
	<p>No.44 川越街道沿いの屋敷林 ゾーン1 川越街道沿い一帯</p>	<p>生活 雑木林・屋敷林 屋敷林</p>
<p>野火止上交差点付近では住宅を囲むように、ケヤキ・カシ・スギ等が植林されている。</p>		
	<p>No.45 都県境から史跡公園までの遊歩道 ゾーン5 新堀一帯</p>	<p>生活 その他 遊歩道</p>
<p>野火止用水清流対策事業により整備され、人々の通勤・通学、散策等のコースになっている。 一部、暗渠化されている。</p>		
<p>『野火止用水清流対策事業調査報告書』昭和63年5月</p>		
	<p>No.46 用水を流れる水 ゾーン</p>	<p>生活 水路 水</p>
<p>清流対策事業により、昭和59年(1984)から昭島多摩川上流水再生センターの高度処理水が通水されている。 野火止用水使用組合が水利権を保持している。</p>		
	<p>No.47 半僧坊大祭 ゾーン2 平林寺一帯</p>	<p>歴史 その他 祭り</p>
<p>神通力を持つ半僧半俗の翁への信仰であり、平林寺の守護神として、明治27年(1894)以来、毎年4月17日に平林寺の伝統行事として行われている。大般若経600巻の転読や、稚児行列、雅楽隊、露店等で賑わう。</p>		

表 5-6-11 重要な構成要素

	<p>No.48</p>	<p>伊豆殿行列 ゾーン2 平林寺一带</p>	<p>生活 その他 祭り</p>
<p>今からおよそ350年前、新田開発をした人々の飲料水確保のため、野火止用水を開削した川越藩主松平伊豆守信綱が、家来、工事人達を従えて目的地に向かう場面を想定した行列で、半僧坊大祭の日(4月17日)に行われる。 野火止用水への感謝と松平信綱の偉業を讃える行事として開始された。</p>			
	<p>No.49</p>	<p>用水沿いの東屋 ゾーン5 新堀一带</p>	<p>生活 建造物 休憩所</p>
<p>用水沿いをウォーキングする人の憩いの場として、地元住民や観光客に利用されている。野火止用水に関する石碑や解説板もあり、情報発信の場所にもなっている。</p>			
	<p>No.50</p>	<p>西分集会所 ゾーン2 平林寺一带</p>	<p>生活 建造物 休憩所</p>
<p>平林寺境内林の西側、本流沿いに建設された集会所である。近隣住民の集会施設だけでなく、ホタルの飼育も行っており、毎年「ホタルの夕べ」という祭りが開催される。また、観光客の休憩所としても利用される。</p>			
	<p>No.51</p>	<p>野火止公園 ゾーン2 平林寺一带</p>	<p>生活 建造物 公園</p>
<p>本流沿いにある公園。市民や観光客の憩いの場として利用されている。</p>			

表 5-7 重要な構成要素の名称一覧

No,	名称	No,	名称
1	野火止用水(本流)	25	平林寺総門横洗い場
2	史跡公園本多一帯	26	睡足軒の森(睡足軒)
3	野火止用水史跡碑	27	陣屋堀築堤部
4	本多地区の屋敷林	28	平林寺境内林
5	本多緑道	29	平林寺建造物群
6-1	本多緑道沿いの畑	30	平林寺林泉境内(庭園)
6-2	本多緑道沿いの雑木林	31	松平伊豆守信綱夫妻の墓
7	総合運動公園緑地	32	松平右京大夫輝貞の墓
8	野火止用水水路橋(隅屋敷橋)	33	安松金右衛門吉実の墓
9	伊豆殿橋標柱	34	大河内家廟所参道の橋
10	伊豆殿橋石橋供養塔	35	野火止塚
11	野火止緑道	36	業平塚
12	ホテルの里周辺の畑	37	平林寺庫裏
13	元小林工場の堰	38	平林寺庫裏前洗い場
14	山下橋石橋供養塔	39	平林寺の井戸
15	野火止緑道沿いの雑木林	40	平林寺のケヤキ群
16	野火止用水(平林寺堀)	41	平林寺境内の石組水路
17	平林寺堀分水口水門	42	野火止用水謝恩碑
18	史跡指定碑	43	野火止用水ふるさと小道
19-1	平林寺堀築堤部	44	川越街道沿いの屋敷林
19-2	平林寺堀築堤部	45	都県境から史跡公園までの遊歩道
20-1	西屋敷地区の畑	46	用水を流れる水
20-2	西屋敷地区の雑木林	47	半僧坊大祭
21	西屋敷地区の檜垣(カシガキ)	48	伊豆殿行列
22	高橋(平林寺堀伏せ越し)	49	用水沿いの東屋
23	野火止用水水路橋(高橋)	50	西分集会所
24	平林寺堀洗い場	51	野火止公園

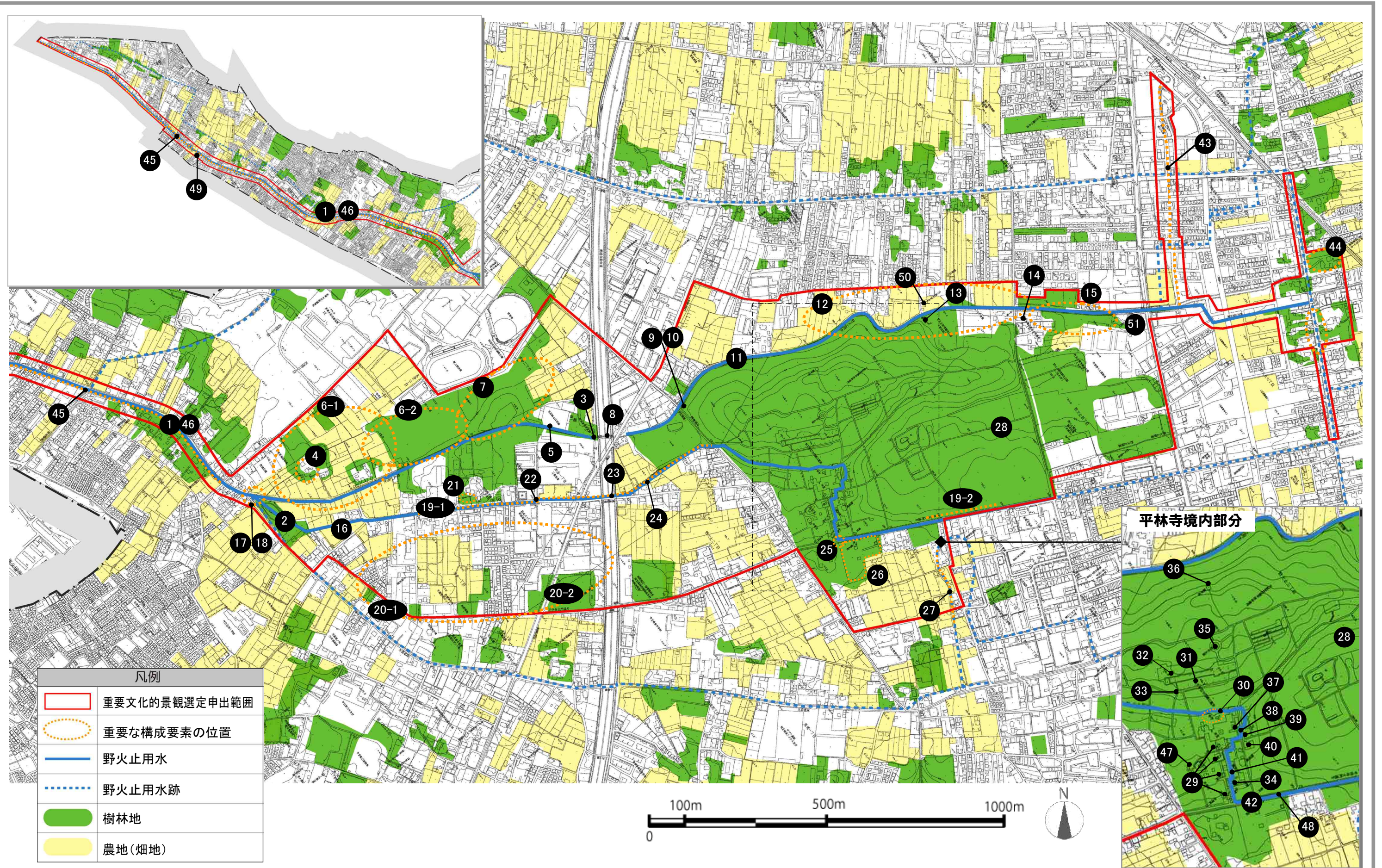


図 5-7 重要な構成要素の位置

(2) 重要な構成要素の現状変更等の取扱基準

重要な構成要素として、文化庁長官に対して届出を行う必要がある行為は、以下のものとします。これらの行為に対して、重要文化的景観の保護のために必要があると認めるときは、文化庁長官は必要な指導、助言又は勧告をすることとなっています。

なお、建造物等はその構造上、使用上その維持管理に関してより留意が必要なものとし、家屋については文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋として文部科学大臣が定めるもの（総務省令で定めるものを除く。）及び当該家屋の敷地の用に供される土地に対する固定資産税について、課税標準となるべき価格の2分の1の額とする税制優遇措置があります。

表 5-8 文化庁への届出が必要な場合

届出が必要な行為	届出の種類	届出日	根拠法令
焼失、流出等により滅失した場合 災害等により大きく破損した場合 ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令に定める場合は、この限りでない。	滅失・き損	滅失・き損を知った日から 10 日以内に届出	文化財保護法 第 136 条関係
移転、除去等 重要文化的景観に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為	現状変更	現状変更をしようとする日の 30 日前までに届出	文化財保護法 第 139 条関係

なお、重要な構成要素のうち、文化的景観の価値との関係が認められない建造物等については、現状変更等に関する届出の対象や修理修景補助の対象としませんが、文化財保護法第 140 条に基づく現状等の報告を求める案件として対処するものとされています。

第6章 文化的景観の整備活用に関する事項

1 文化的景観の普及啓発

野火止用水・平林寺の文化的景観の価値や魅力を広め、関心を高めていくために、以下のような普及啓発に関する施策の実施に努めます。

(1) 野火止用水を活用したかつての暮らしや歴史を学ぶ場としての整備活用

ア 野火止用水・平林寺の文化的景観の価値に関する情報の発信

野火止用水・平林寺の文化的景観の価値や魅力について、市民が知り、更に誇りや愛着を高めるとともに、観光のまちづくり等に活用していくことができるよう、観光プラザ等を拠点として、野火止用水に関する情報の発信に努めます。



図 6-1 観光プラザ

イ 野火止用水に関するイベントの開催

野火止用水クリーンキャンペーンを始めとする野火止用水に触れる機会となる関連イベントの開催等を実施していきます。また、野火止用水流域自治体との連携によって、野火止用水を活用したウォーキングイベントの開催等について検討していきます。

さらに、市民・団体や事業者等が実施するイベントについて協力していくものとします。



図 6-2-1 “すぐそこ新座”発見ウォーキング



図 6-2-2 ウォーキングナイト



図 6-2-3 野火止用水ホテルの夕べ

ウ 地域の暮らしに関する学習の場の整備

野火止用水を地域の歴史や文化、暮らしを知る教材として、かつての暮らしの再現を行う等、地域学習の場として積極的に整備活用していきます。



図 6-3 野火止用水サミット

野火止用水サミットは、野火止用水流域自治体である立川市、東大和市、小平市、東村山市、東久留米市、清瀬市、朝霞市、志木市及び新座市により構成されます。野火止用水サミットでは、野火止用水を始めとした自然環境の保全と活用等について意見交換を行うとともに、共同宣言書への調印が行われました。

野火止用水サミット共同宣言

野火止用水は、承応4年(1655年)の開削以来、流域に住む人々の生活用水やかんがい用水として重要な役割を果たしてきました。しかしながら、戦後の高度経済成長期に入ると、宅地開発に伴う生活排水の流入による水質の汚濁が進み、加えて、昭和48年(1973年)には、水不足により、玉川上水からの取水が停止され、水の流れが途絶えることとなりました。

その後、清流の復活を願う地元の機運が高まり、東京都と埼玉県による協議が進められ、昭和59年(1984年)に再び野火止用水に清流が復活したところであります。現在では、各地域において様々な保全活動も進められています。

この歴史的文化的資産である野火止用水を、今わたくしたちが保全し、後世につなげていくことは、わたくしたちの重要な責務です。

今後は、さらに流域自治体の連携を深め、野火止用水と周辺の豊かな自然環境を守り続けながら、将来に向けて、野火止用水をはじめとした自然環境をいかしたまちづくりを進めてまいります。

ここに、わたくしたちは、三つの目標を掲げ、都県を越えて、その達成に向け努力することを宣言します。

- 一 野火止用水を開削した先人への感謝とともに、野火止用水の持つ歴史的価値を認識し、後世に引き継ぎます。
- 一 野火止用水と周辺の自然環境を、都市近郊の貴重な水と緑の空間として保全し、守り育てます。
- 一 流域自治体、市民相互の連携を深め、野火止用水と周辺の自然環境等をいかしたまちづくりを進めます。

平成 23 年(2011)11 月 15 日

(2) 野火止用水・平林寺の魅力伝える人材の育成と活用

ア 野火止用水の語り部の掘り起こし

野火止用水を中心としたかつての人々の暮らし等の歴史を後世に伝えていくために、野火止用水の語り部を掘り起こすとともに、語り部が語る場づくり・機会づくりに努めます。

イ ボランティアの育成と活用

野火止用水・平林寺について、市民が積極的に関わり、育成していくために、ガイドや調査等のボランティアの育成と活躍できる場づくり・機会づくりに努めます。

2 野火止用水・平林寺周辺の整備活用

(1) 野火止用水を活用した水と緑に親しめる空間の整備

野火止用水と平林寺の周辺において、以下のような景観を活かした空間や拠点施設等の整備と活用に努めます。

ア 公園や緑地との一体的な緑の空間の整備

野火止用水の隣接地に一体的な緑の空間となる公園や緑地の整備・再整備に努めます。総合運動公園においては、野火止用水の景観に配慮した事業の推進を図ります。

イ 遊歩道等の整備

野火止用水沿いを散策できるよう、遊歩道の未整備区間や休憩所等の整備を進めます。

ウ 観光の拠点となる施設の整備

観光情報案内機能を持った(仮称)ふるさと新座館の整備や、(仮称)ふるさと歴史館における歴史を学ぶ場の整備検討を進めます。

エ 案内看板の整備

野火止用水沿い等に設置される案内看板について、野火止用水・平林寺の文化的景観に配慮するとともに、統一的な整備に努めます。

オ 失われた構成要素の再現

かつて存在したものの現在は失われてしまった「ドンドン」や呼び井戸等の野火止用水の文化的景観を構成する要素について、その再現や復原を検討します。

また、その他の野火止用水の周辺で実施する事業については、本保存計画の趣旨を踏まえ、整合性を図るものとします。

(2) 重要な構成要素に係る整備

重要文化的景観選定申出範囲における重要な構成要素について、以下の事項について整備や検討に努めます。

ア 平林寺境内林の保存・管理・活用

国指定天然記念物であり、文化的景観の重要な構成要素である平林寺の境内林について、保存・管理・活用計画の策定を検討していきます。

イ 市民等による雑木林の萌芽更新

総合運動公園の雑木林において、これまで進めている市民等による萌芽更新の取組を継続していきます。

ウ 野火止用水の用水敷の再整備

野火止用水は、史跡として保存することを基本としますが、老朽化等により再整備が必要な箇所については、文化的景観にふさわしい再整備を検討していきます。

また、かつての水を利用した暮らしを知ることができるものとして水車の再現を検討します。

エ 重要な建造物の修理・修復

文化的景観の形成に重要な建造物等について、修理や修復を支援します。

なお、「文化的景観保護推進事業国庫補助要項」(平成 22 年 5 月 1 日改正)においては、下記に掲げる整備事業や普及・啓発事業に係る経費の 2 分の 1 が補助されると記載されています。

●整備事業

- (1) 事前調査、整備計画立案
- (2) 標識、説明板・境界等の設置及び改修工事
- (3) 防災、便益管理施設の設置等の工事
- (4) 重要文化的景観の構成要素となる物件の復旧工事及び修景等工事

●普及・啓発事業

- (1) 調査事業及び保存計画策定に関連し、地域住民等が参加する勉強会や公開講座及びワークショップ等を実施する事業
- (2) 調査事業、保存計画策定及び整備事業に係る実施過程や実施後の経過に関する記録作成事業

第7章 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項

1 文化的景観の保存を担う各主体の役割と体制

野火止用水・平林寺の文化的景観の保存を図るために、市を中心として、県、国、また、市民や団体、事業者を含めた主体がそれぞれの役割を果たしていくことが重要となります。併せて、流域の近隣自治体とは、更に連携を深める必要があります。

このため、以下のような各主体の体制の強化に努めます。

(1) 市の役割と庁内の体制

市は、野火止用水・平林寺の文化的景観全般にわたり、保存や活用を進めていく中心となります。特に野火止用水は本市の施策の重要な位置を占めており、多くのセクションが関連した事業を行うこととなります。

このため、文化的景観の保存に向けて、教育委員会(生涯学習課)を中心として横断的な体制づくりを進めるものとします。併せて、近隣自治体、埼玉県や東京都、国との連携を強化します。

さらに、施策の実施に関して、情報の提供に努め、市民や団体等と情報の共有化やニーズの把握に努めます。また、今後多くの市民や団体等の参加を促し、人材の育成に努めていくものとします。

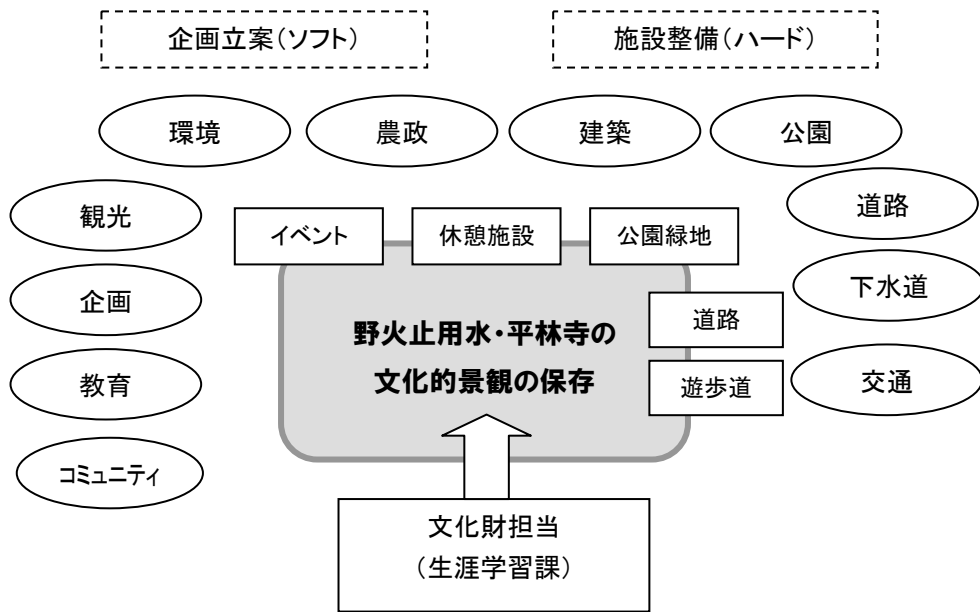


図 7-1 庁内の体制のイメージ

(2) 市民・団体等の役割と体制

市民や団体等は、文化的景観の保存に関し、主体的に関わっていくことが求められます。

野火止用水やその周辺の雑木林等における、市民や団体、事業者を含めた様々な活動を促進していくものとします。また、流域の近隣自治体と協力して、野火止用水周辺の環境保全及び積極的活用に取り組みます。

このため、市民や各団体の体制や団体間の交流の強化に努めます。

(3) 学校・大学との連携の強化

未来を担っていく子どもたちが地域の歴史や環境に対して正しく理解することは大切です。学校は、子どもたちに対するこのような教育の場として、野火止用水を積極的に活用していくことが考えられます。

また、大学はイベントへの協力や地域の調査・研究等を通して、野火止用水・平林寺の文化的景観の普及等の役割を果たすことが求められます。

このように、学校や大学との連携を強化していくものとします。

(4) 所有者の役割

文化財等の文化的景観の構成要素の所有者は、適切に維持管理することが求められます。

2 新たな管理運営の体制づくり

新たな管理運営体制として、以下の事項について検討します。

(1) 検討推進組織

野火止用水・平林寺の文化的景観に関わる重要な事項を審議する組織として、文化財保護審議委員会の活用や市民・団体・関係機関・専門家等による組織づくりを検討します。

(2) 市民等が主体となった管理運営ネットワークづくり

今後の体制として、市の庁内の取組や市民や団体の取組を結び付けることが重要となります。

このため、今後は市民等が主体となり市も協力・支援していく管理運営ネットワークづくりを検討していきます。

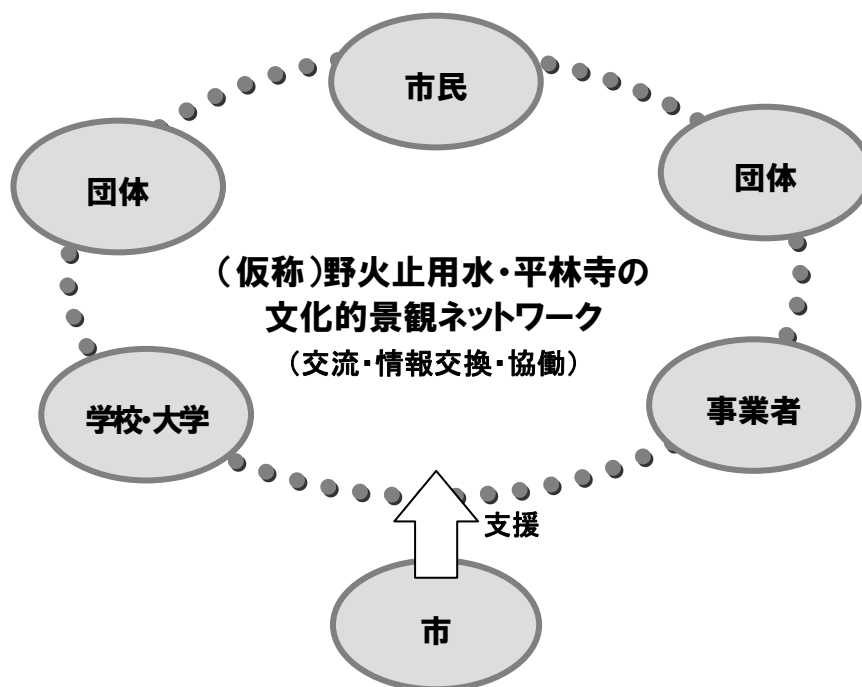


図 7-2 管理運営ネットワークのイメージ

1 野火止用水の植物相と水生生物

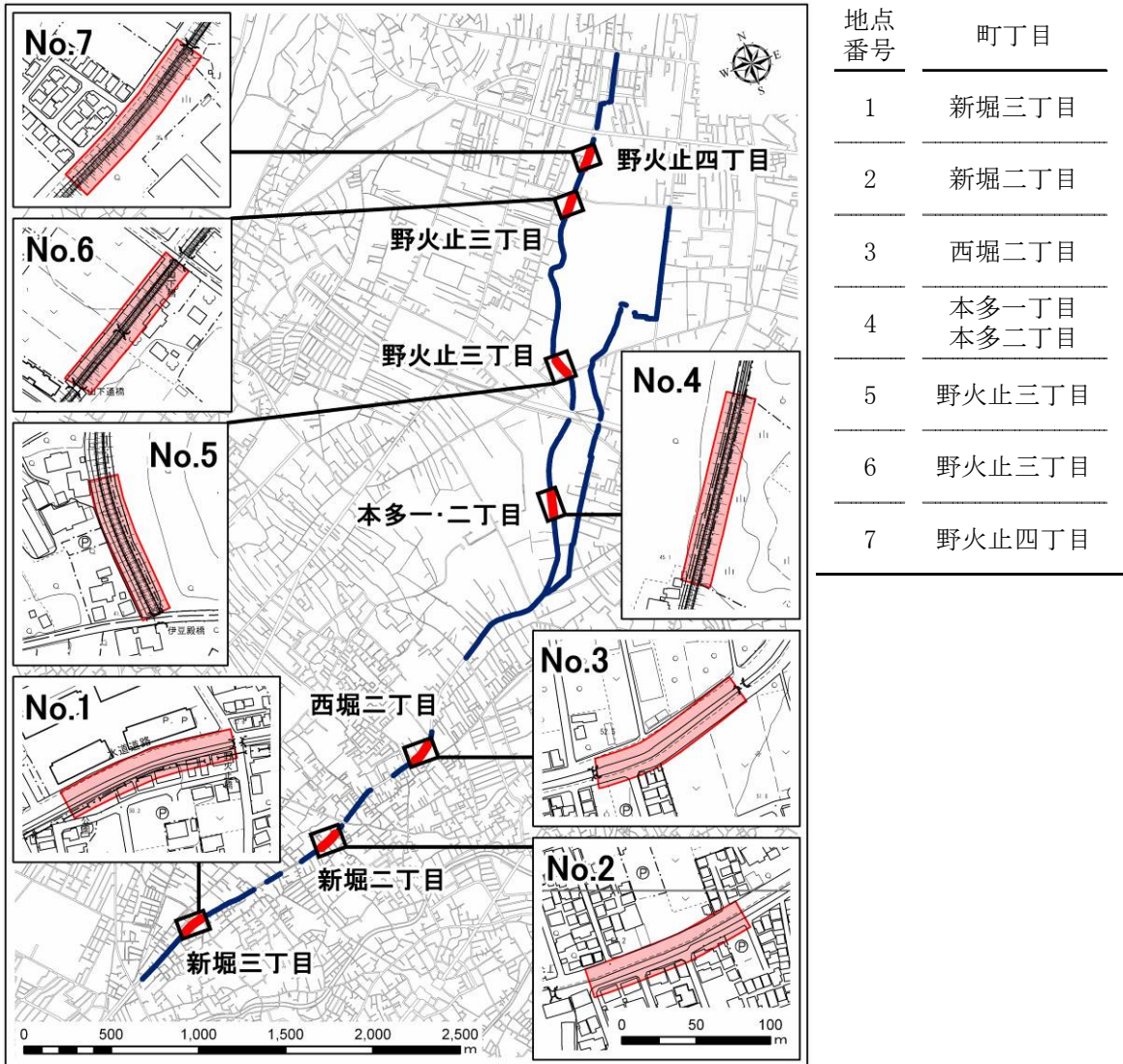


図 調査地点位置

出典：『野火止用水自然環境調査及び平林寺林泉境内調査』（平成 23 年（2011）3 月）

表 確認植物一覧(1/6)

No	科名	種名	学名	現地調査地点							資料	帰化
				1	2	3	4	5	6	7		
1	トクサ	スギナ	<i>Equisetum arvense</i>	●	●	○	○		○			
2	ハナヤスリ	オオハナワラビ	<i>Botrychium japonicum</i>					○				
3		フユノハナワラビ	<i>Botrychium ternatum</i>						○			
4	コバノイシカゲマ	イヌシダ	<i>Dennstaedtia hirsuta</i>							○		
5		フモトシダ	<i>Microlepia marginata</i>							○		
6	ミズワラビ	ホウライシダ	<i>Adiantum capillus-veneris</i>			○					○	
7		タチシノブ	<i>Onychium japonicum</i>						○			
8	イノモトソウ	オオバノイノモトソウ	<i>Pteris cretica</i>					○	○	○		
9		イノモトソウ	<i>Pteris multifida</i>	○	○	○	○	○	○	○	○	
10	オシダ	チャセンシダ	<i>Asplenium incisum</i>						○			
11		リョウメンシダ	<i>Arachniodes standishii</i>				○			○		
12		ナガバヤブソテツ	<i>Cyrtomium devexiscapulae</i>	○		○		○	○	○		
13		ヤブソテツ	<i>Cyrtomium fortunei</i>	○		○		○	○	○	○	
14		ヤマヤブソテツ	<i>Cyrtomium fortunei</i> var. <i>clivicola</i>			○					○	
15		ベニシダ	<i>Dryopteris erythrosora</i>					○	○	○		
16		クマワラビ	<i>Dryopteris lacera</i>					○		○		
17		オシダ属の一種	<i>Dryopteris</i> sp.					○				
18		オクマワラビ	<i>Dryopteris uniformis</i>			○		○	○	○		
19		ヤマイタチシダ	<i>Dryopteris varia</i> var. <i>setosa</i>								○	
20	イノデ	<i>Polystichum polyblepharum</i>					○	○	○			
21	ヒメシダ	ゲジゲジシダ	<i>Phegopteris decursive-pinnata</i>			○			○	○		
22		ヒメワラビ	<i>Thelypteris torresiana</i> var. <i>calvata</i>					○				
23		ミドリヒメワラビ	<i>Thelypteris viridifrons</i>					○	○	○		
24	メシダ	イヌワラビ	<i>Athyrium niponicum</i>	●	●	○	○	○	○	●	○	
25		ホソバシケシダ	<i>Deparia conilii</i>	○		○	○	○	○			
26		シケシダ	<i>Deparia japonica</i>			○	○	○	○	○		
27	マキ	イヌマキ	<i>Podocarpus macrophyllus</i>				○					
28	カバノキ	イヌシデ	<i>Carpinus tschonoskii</i>							○		
29	ブナ	クリ	<i>Castanea crenata</i>				○					
30		シラカシ	<i>Quercus myrsinaefolia</i>					○	○	○		
31		コナラ	<i>Quercus serrata</i>					○	○	○		
32	ニレ	ムクノキ	<i>Aphananthe aspera</i>				○	○	○	○		
33		エノキ	<i>Celtis sinensis</i> var. <i>japonica</i>		○	○	○	○	○			
34		ケヤキ	<i>Zelkova serrata</i>		○		○	○	○			
35	クワ	クワクサ	<i>Fatoua villosa</i>				○		○			
36		カナムグラ	<i>Humulus japonicus</i>							○		
37		ヤマグワ	<i>Morus australis</i>	○	○		○	●	○	○		
38	イラクサ	ヤブマオ	<i>Boehmeria japonica</i> var. <i>longispica</i>			○	○	○	○	○		
39		カラムシ	<i>Boehmeria nivea</i> ssp. <i>nipponivea</i>	●		○		○	○	○	○	
40		メヤブマオ	<i>Boehmeria platanifolia</i>						○	○		
41	ナガバヤブマオ	<i>Boehmeria sieboldiana</i>								○		
42	タデ	ミズ	<i>Pilea hamaoi</i>							○		
43		アオミズ	<i>Pilea pumila</i>							○		
44		ミズヒキ	<i>Antenoron filiforme</i>		○			○	○	○		
45	イヌタデ	イヌタデ	<i>Persicaria longiseta</i>				○	○	○	○		
46		ハナタデ	<i>Persicaria posumbu</i> var. <i>laxiflora</i>					○		○		
47		ボントクタデ	<i>Persicaria pubescens</i>							○		
48	スイバ	ヒメツルソバ	<i>Polygonum capitatum</i>	○		○					○	
49		イタドリ	<i>Reynoutria japonica</i>						○	○		
50		スイバ	<i>Rumex acetosa</i>						○			

●:調査地区における優占種、○:その他の確認種、帰化:帰化種・逸出種・植栽種を含む。

表 確認植物一覧(2/6)

No	科名	種名	学名	現地調査地点							資料	帰化
				1	2	3	4	5	6	7		
51		アレチギシギシ	<i>Rumex conglomeratus</i>			○		○			○	○
52	タデ	ナガバギシギシ	<i>Rumex crispus</i>	○								○
53		ギシギシ	<i>Rumex japonicus</i>			○		○			○	
54		エゾノギシギシ	<i>Rumex obtusifolius</i>	●	●	○	○	○	○	○		○
55	ヤマゴボウ	ヨウシュヤマゴボウ	<i>Phytolacca americana</i>		○					○		○
56	ザクロソウ	ザクロソウ	<i>Mollugo pentaphylla</i>						○			
57		ノミノツヅリ	<i>Arenaria serpyllifolia</i>			○						
58		オランダミミナグサ	<i>Cerastium glomeratum</i>	○		○					○	○
59	ナデシコ	ウシハコベ	<i>Stellaria aquatica</i>						○	○	○	
60		コハコベ	<i>Stellaria media</i>	○	○	○	○		○		○	○
61		イヌコハコベ	<i>Stellaria pallida</i>			○						○
62	アカザ	シロザ	<i>Chenopodium album</i>		○	○			○			○
63		ケアリタソウ	<i>Chenopodium ambrosioides</i>			○						○
64	ヒユ	ヒナタイノコズチ	<i>Achyranthes bidentata</i> var. <i>tomentosa</i>	○		○	○	○	○			
65	モクレン	コブシ	<i>Magnolia praecocissima</i>								○	
66	マツブサ	ビナンカズラ	<i>Kadsura japonica</i>					○				
67		ニリンソウ	<i>Anemone flaccida</i>									○
68	キンボウゲ	センニンソウ	<i>Clematis terniflora</i>			○						
69		ケキツネノボタン	<i>Ranunculus cantoniensis</i>			○	○	○	○	○		
70	メギ	ナンテン	<i>Nandina domestica</i>		○							
71	アケビ	ゴヨウアケビ	<i>Akebia pentaphylla</i>					○				
72		ミツバアケビ	<i>Akebia trifoliata</i>					○		○		
73	ツヅラフジ	アオツヅラフジ	<i>Cocculus orbiculatus</i>				○		○			
74	ドクダミ	ドクダミ	<i>Houttuynia cordata</i>	○	○	○	○	○	○	○	○	
75	マタタビ	オニマタタビ	<i>Actinidia chinensis</i>					○		○		○
76	ツバキ	ヒサカキ	<i>Eurya japonica</i>						○			
77		ツバキ属の園芸品種	<i>Camellia</i> cv.		○				○			
78	ケシ	ムラサキケマン	<i>Corydalis incisa</i>					○	○	○	○	
79		タケニグサ	<i>Macleaya cordata</i>				○			○		
80		ナズナ	<i>Capsella bursa-pastoris</i>									○
81	アブラナ	タネツケバナ	<i>Cardamine flexuosa</i>			○	○		○		○	
82		ショカツサイ	<i>Orychophragmus violaceus</i>								○	○
83		イヌガラシ	<i>Rorippa indica</i>	○			○		○		○	
84		コモチマンネングサ	<i>Sedum bulbiferum</i>				○		○			
85	バンケイソウ	メキシコマンネングサ	<i>Sedum mexicanum</i>			○						○
86		オカタイトゴメ	<i>Sedum uniflorum</i> subsp. <i>Oryzifolium</i> var. <i>pumilum</i>			○						○
87		ウツギ	<i>Deutzia crenata</i>				○	○				
88	ユキノシタ	マルバウツギ	<i>Deutzia scabra</i>					○				
89		タマアジサイ	<i>Hydrangea involucrata</i>								○	
90		ユキノシタ	<i>Saxifraga stolonifera</i>			○	○		○			
91		クサボケ	<i>Chaenomeles japonica</i>		○					○	○	
92		ヘビイチゴ	<i>Duchesnea chrysantha</i>				○		○	○	○	
93		ビワ	<i>Eriobotrya japonica</i>			○						○
94		ヤマブキ	<i>Kerria japonica</i>					●	○	○	○	
95	バラ	キジムシロ	<i>Potentilla fragarioides</i> var. <i>major</i>									○
96		カマツカ	<i>Pourthiaea villosa</i> var. <i>laevis</i>								○	
97		ウワミズザクラ	<i>Prunus grayana</i>					○		○		
98		ヤマザクラ	<i>Prunus jamasakura</i>					○		○		
99		ノイバラ	<i>Rosa multiflora</i>				○		○	○		
100		ユキヤナギ	<i>Spiraea thunbergii</i>					○				○

●:調査地区における優占種、○:その他の確認種、帰化:帰化種・逸出種・植栽種を含む。

表 確認植物一覧(3/6)

No	科名	種名	学名	現地調査地点							資料	帰化
				1	2	3	4	5	6	7		
101		ヤブマメ	<i>Amphicarpaea bracteolata</i> var. <i>japonica</i>						○	○		
102		ヌスビトハギ	<i>Desmodium podocarpium</i> ssp. <i>oxyphyllum</i>					○				
103		クズ	<i>Pueraria lobata</i>				○		○			
104	マメ	ニセアカシア	<i>Robinia pseudoacacia</i>					○				○
105		シロツメクサ	<i>Trifolium repens</i>									○ ○
106		ヤハズエンドウ	<i>Vicia angustifolia</i>									○
107		カラスノエンドウ	<i>Vicia sepium</i>	○		○	○		○			○
108		カタバミ	<i>Oxalis corniculata</i>	○	○	○	○	○	○	○		○
109	カタバミ	ウスアカカタバミ	<i>Oxalis corniculata</i> f. <i>tropaeoloides</i>	○	○	○	○		○			
110		ムラサキカタバミ	<i>Oxalis corymbosa</i>		○	○	○					○
111	フウロソウ	ゲンノショウコ	<i>Geranium thunbergii</i>	○								
112		エノキグサ	<i>Acalypha australis</i>	○		○	○	○	○			
113	トウダイグサ	コニシキソウ	<i>Euphorbia supina</i>			○			○			○ ○
114		アカメガシワ	<i>Mallotus japonicus</i>			○	○	○	○	○		
115	ユズリハ	ユズリハ	<i>Daphniphyllum macropodum</i>									○ ○
116	ミカン	サンショウ	<i>Zanthoxylum piperitum</i>		○				○			
117		イヌザンショウ	<i>Zanthoxylum schinifolium</i>						○			
118	ウルシ	ヌルデ	<i>Rhus javanica</i> var. <i>roxburgii</i>						○	○	○	
119	カエデ	イロハモミジ	<i>Acer palmatum</i>			○			○			
120	モチノキ	イヌツゲ	<i>Ilex crenata</i>						○			
121		ツルウメモドキ	<i>Celastrus orbiculatus</i>						○	○	○	
122	ニシキギ	ニシキギ	<i>Euonymus alatus</i>							○	○	
123		マサキ	<i>Euonymus japonicus</i>				○					
124		マユミ	<i>Euonymus sieboldianus</i>						○			
125		ノブドウ	<i>Ampelopsis glandulosa</i> var. <i>heterophylla</i>	○	○		○	○	○	○		
126	ブドウ	ヤブカラシ	<i>Cayratia japonica</i>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
127		ツタ	<i>Parthenocissus tricuspidata</i>				○	○	○	○		
128		エビヅル	<i>Vitis ficifolia</i> var. <i>lobata</i>		○							
129	アオイ	ゼニアオイ	<i>Malva sylvestris</i> var. <i>mauritanica</i>									○ ○
130	スミレ	タチツボスミレ	<i>Viola grypoceras</i>				○	○		○	○	
131		ツボスミレ	<i>Viola verecunda</i>				○					
132		アマチャヅル	<i>Gynostemma pentaphyllum</i>							○	○	
133	ウリ	アレチウリ	<i>Sicyos angulatus</i>									○ ○
134		カラスウリ	<i>Trichosanthes cucumeroides</i>	○	○				○	○	○	○
135		キカラスウリ	<i>Trichosanthes kirilowii</i> var. <i>japonica</i>		○	○						
136	アカバナ	メマツヨイグサ	<i>Oenothera biennis</i>	○								○
137		ユウゲショウ	<i>Oenothera rosea</i>	○	●	○	○		○			○
138		アオキ	<i>Aucuba japonica</i>						○	○	○	
139	ミズキ	ミズキ	<i>Cornus controversa</i>						○		○	
140		クマノミズキ	<i>Cornus macrophylla</i>									○
141		オカウコギ	<i>Acanthopanax nipponicus</i>									○
142	ウコギ	ウド	<i>Aralia cordata</i>									○
143		ヤツデ	<i>Fatsia japonica</i>						○	○	○	
144		キヅタ	<i>Hedera rhombea</i>					○	○	○	○	
145		ミツバ	<i>Cryptotaenia japonica</i>					○				
146	セリ	チドメグサ	<i>Hydrocotyle sibthorpioides</i>									○
147		セリ	<i>Oenanthe javanica</i>					○		○		
148	ヤブコウジ	マンリョウ	<i>Ardisia crenata</i>						○		○	
149	サクラソウ	コナスビ	<i>Lysimachia japonica</i> f. <i>subsessilis</i>					○		○	○	
150	エゴノキ	エゴノキ	<i>Styrax japonicus</i>					○	○	○	○	

●:調査地区における優占種、○:その他の確認種、帰化:帰化種・逸出種・植栽種を含む。

表 確認植物一覧(4/6)

No	科名	種名	学名	現地調査地点							資料	帰化
				1	2	3	4	5	6	7		
151	ハイノキ	サワフタギ	<i>Symplocos chinensis</i> f. <i>pilosa</i>								○	
152	モクセイ	トウネズミモチ	<i>Ligustrum lucidum</i>				○	○	○	○		○
153		イボタノキ	<i>Ligustrum obtusifolium</i>								○	
154	キョウチクトウ	テイカカズラ	<i>Trachelospermum asiaticum</i> f. <i>intermedium</i>					○		○		
155	ガガイモ	ガガイモ	<i>Metaplexis japonica</i>						○		○	
156	アカネ	ヤエムグラ	<i>Galium spurium</i> var. <i>echinospermon</i>			○		○			○	
157		ヘクソカズラ	<i>Paederia scandens</i>		○	○	○	○	○	○	○	○
158	ヒルガオ	コヒルガオ	<i>Calystegia hederacea</i>	○	○	○			○			
159		ヒルガオ	<i>Calystegia japonica</i>									○
160	クマツツラ	ムラサキシキブ	<i>Callicarpa japonica</i>					○	○	○	○	
161		クサギ	<i>Clerodendrum trichotomum</i>					○		○		
162		キラソウ	<i>Ajuga decumbens</i>							○	○	
163		ジュウニヒトエ	<i>Ajuga nipponensis</i>								○	
164		トウバナ	<i>Clinopodium gracile</i>				○		○			
165		カキドオシ	<i>Glechoma hederacea</i> var. <i>grandis</i>								○	
166	シソ	ホトケノザ	<i>Lamium amplexicaule</i>		○							
167		ヒメオドリコソウ	<i>Lamium purpureum</i>			○	○				○	○
168		ヒメジソ	<i>Mosla dianthera</i>						○			
169		シソ	<i>Perilla frutescens</i> var. <i>crispa</i> f. <i>purpurea</i>						○		○	
170		イヌゴマ	<i>Stachys riederi</i> var. <i>intermedia</i>								○	
171		クコ	<i>Lycium chinense</i>								○	
172	ナス	アメリカイヌホオズキ	<i>Solanum americanum</i>				○	○		○	○	
173		ワルナスビ	<i>Solanum carolinense</i>		○						○	
174		ヒヨドリジョウゴ	<i>Solanum lyratum</i>				○			○		
175		ツタバウンラン	<i>Cymbalaria muralis</i>	○							○	
176	ゴマノハグサ	トキワハゼ	<i>Mazus pumilus</i>								○	
177		タチイヌノフグリ	<i>Veronica arvensis</i>								○	○
178		オオイヌノフグリ	<i>Veronica persica</i>			○	○		○		○	○
179	ハエドクソウ	ハエドクソウ	<i>Phryma leptostachya</i> ssp. <i>asiatica</i>							○		
180	オオバコ	オオバコ	<i>Plantago asiatica</i>	○			○		○		○	
181		へらオオバコ	<i>Plantago lanceolata</i>	○					○		○	
182		ウグイスカグラ	<i>Lonicera gracilipes</i> var. <i>glabra</i>					○		○		
183	スイカズラ	スイカズラ	<i>Lonicera japonica</i>					○	○	○		
184		ニワトコ	<i>Sambucus racemosa</i> ssp. <i>sieboldiana</i>					○	○	○		
185		ガマズミ	<i>Viburnum dilatatum</i>						○	○		
186	キキョウ	ホタルブクロ	<i>Campanula punctata</i>								○	
187		オオブタクサ	<i>Ambrosia trifida</i>							○	○	
188		ヨモギ	<i>Artemisia princeps</i>	○	○	○		○	○	○	○	
189		ノコンギク	<i>Aster ageratoides</i> ssp. <i>ovatus</i>				○					
190		ヒロハホウキギク	<i>Aster</i> sp.			○				○	○	
191		アメリカセンダングサ	<i>Bidens frondosa</i>				○		○	○	○	
192		コセンダングサ	<i>Bidens pilosa</i>	○	○	○					○	
193	キク	アレチノギク	<i>Conyza bonariensis</i>		○	○					○	
194		オオアレチノギク	<i>Conyza sumatrensis</i>		○	○	○		○	○	○	
195		イエギク	<i>Dendranthema x morifolium</i>			○					○	
196		タカサブロウ	<i>Eclipta prostrata</i>				○					
197		ダンドボロギク	<i>Erechites hieracifolia</i>			○					○	
198		ハルジオン	<i>Erigeron philadelphicus</i>	○	○	○	○		○	○	○	
199		ヒヨドリバナ	<i>Eupatorium chinense</i> var. <i>oppositifolium</i>					○		○		
200		ハキダメギク	<i>Galinsoga ciliata</i>		○	○	○	○	○		○	

●:調査地区における優占種、○:その他の確認種、帰化:帰化種・逸出種・植栽種を含む。

表 確認植物一覧(5/6)

No	科名	種名	学名	現地調査地点							資料	帰化	
				1	2	3	4	5	6	7			
201		ハハコグサ	<i>Gnaphalium affine</i>	○								○	
202		チチコグサ	<i>Gnaphalium japonicum</i>									○	
203		ウラジロチチコグサ	<i>Gnaphalium spicatum</i>	○	○		○	○	○				○
204		キクイモ	<i>Helianthus tuberosus</i>				○						○
205		オオジシバリ	<i>Ixeris debilis</i>		○								
206		ニガナ	<i>Ixeris dentata</i>									○	
207		ヨメナ属の一種	<i>Kalimeris</i> sp.	○		○	○	○	○				
208		アキノノゲシ	<i>Lactuca indica</i> var. <i>indica</i>				○						
209	キク	ヤブタビラコ	<i>Lapsana humilis</i>				○						
210		ノボロギク	<i>Senecio vulgaris</i>			○							○
211		セイタカアワダチソウ	<i>Solidago altissima</i>		○	○	○	○	●	○			○
212		オキノゲシ	<i>Sonchus asper</i>				○					○	○
213		ノゲシ	<i>Sonchus oleraceus</i>	○	○	○	○		○	○			
214		ヒメジョオン	<i>Stenactis annuus</i>	○	○	○	○	○	○			○	○
215		シロバナタンポポ	<i>Taraxacum albidum</i>									○	
216		セイヨウタンポポ	<i>Taraxacum officinale</i>	○	○	○			○	○	○	○	○
217		オニタビラコ	<i>Youngia japonica</i>	○	○	○	○		○	○	○		
218		ノビル	<i>Allium grayi</i>	○	○	○	○		○			○	
219		ニラ	<i>Allium tuberosum</i>						○				
220		ホウチャクソウ	<i>Disporum sessile</i>									○	○
221		チゴユリ	<i>Disporum smilacinum</i>										○
222		ヤブカンゾウ	<i>Hemerocallis fulva</i> var. <i>kwanso</i>										○
223		ノカンゾウ	<i>Hemerocallis fulva</i> var. <i>longituba</i>		○							○	○
224		オオバギボウシ	<i>Hosta sieboldiana</i> var. <i>sieboldiana</i>					○		○	○		
225		コバギボウシ	<i>Hosta sieboldii</i> f. <i>lanceifolia</i>										○
226	ユリ	ヤマユリ	<i>Lilium auratum</i>									○	○
227		ヤブラン	<i>Liriope muscari</i>				○	○		○	○		
228		ジャノヒゲ	<i>Ophiopogon japonicus</i>			○	○	○	○	○	○		
229		ジャノヒゲ属の園芸品種	<i>Ophiopogon</i> cv.		●	●			○				
230		オモト	<i>Rohdea japonica</i>						○				○
231		サルトリイバラ	<i>Smilax china</i>		○			○		○			
232		シオデ	<i>Smilax riparia</i> var. <i>ussuriensis</i>									○	
233		ホトギス	<i>Tricyrtis hirta</i>					○		○			
234		アマナ	<i>Tulipa edulis</i>										○
235	ヒガンバナ	ヒガンバナ	<i>Lycoris radiata</i>	○				○					○
236	ヤマノイモ	ヤマノイモ	<i>Dioscorea japonica</i>	○	○		○	○					
237		オニドコロ	<i>Dioscorea tokoro</i>	○			○	○	○	○			
238		ハナショウブ	<i>Iris ensata</i>										○
239	アヤメ	シャガ	<i>Iris japonica</i>									○	○
240		キショウブ	<i>Iris pseudacorus</i>										○
241		ヒメヒオウギズイセン	<i>Tritonia crocosmeaeflora</i>					○	○				○
242	ツユクサ	ツユクサ	<i>Commelina communis</i>		○		○	○	○	○	○		
243		ヤブミョウガ	<i>Pollia japonica</i>										○
244		アオカモジグサ	<i>Agropyron racemiferum</i>	○		○							
245		カモジグサ	<i>Agropyron tsukushiense</i> var. <i>transiens</i>	○	○	○	○	○	○				
246		スズメノテッポウ	<i>Alopecurus aequalis</i>										○
247	イネ	イヌムギ	<i>Bromus catharticus</i>	○	○	○	○		○				○
248		ノガリヤス	<i>Calamagrostis arundinacea</i> var. <i>brachytricha</i>									○	
249		カモガヤ	<i>Dactylis glomerata</i>				○						○
250		メヒシバ	<i>Digitalis ciliaris</i>			●	○	○		○			

●: 調査地区における優占種、○: その他の確認種、帰化: 帰化種・逸出種・植栽種を含む。

表 確認植物一覧(6/6)

No	科名	種名	学名	現地調査地点							資料	帰化
				1	2	3	4	5	6	7		
251		イヌビエ	<i>Echinochloa crus-galli</i>	○					○			
252		オヒシバ	<i>Eleusine indica</i>		○	○						
253		トボシガラ	<i>Festuca parvigluma</i>				○			○		
254		ウシノケグサ属の一種	<i>Festuca</i> sp.		○							
255		チガヤ	<i>Imperata cylindrica</i> var. <i>koenigii</i>		○							
256		サヤヌカグサ属の一種	<i>Leersia</i> sp.				○					
257		ネズミムギ	<i>Lolium multiflorum</i>	○	○	○	○	○	●			○
258		ホソムギ	<i>Lolium perenne</i>	○					○			○
259		アシボソ	<i>Microstegium vimineum</i> var. <i>polystachyum</i>				○					
260		ススキ	<i>Miscanthus sinensis</i>	○		○						
261		エダウチチヂミザサ	<i>Opismenus compositus</i>								○	
262		ケチヂミザサ	<i>Opismenus undulatifolius</i>		○		○	○	○	○		
263		コチヂミザサ	<i>Opismenus undulatifolius</i> var. <i>japonicus</i>								○	
264	イネ	クサキビ	<i>Panicum brevifolium</i>						○	○		
265		シマスズメノヒエ	<i>Paspalum dilatatum</i>				○		○			○
266		ヨシ	<i>Phragmites australis</i>			○	○		○			
267		マダケ	<i>Phyllostachys bambusoides</i>						○	○		○
268		アズマネザサ	<i>Pleioblastus chino</i>	●	○	○	○	○		●		
269		メダケ	<i>Pleioblastus simonii</i>								○	
270		スズメノカタビラ	<i>Poa annua</i>				○					
271		ナガハグサ	<i>Poa pratensis</i>				○	○				○
272		イチゴツナギ	<i>Poa sphondylodes</i>					○				
273		オオスズメノカタビラ	<i>Poa trivialis</i>			○	○	○				○
274		クマザサ	<i>Sasa veitchii</i>						○			○
275		エノコログサ	<i>Selaria viridis</i>	○	○	○						○
276		セイバンモロコシ	<i>Sorghum halepense</i>				●			○		○
		イネ科の数種	POACEAE spp.	○				○	○			
277	ヤシ	シュロ	<i>Trachycarpus fortunei</i>				○	○		○		○
278	サトイモ	カラスビシャク	<i>Pinellia ternata</i>	○					○			
279		アオスゲ	<i>Carex breviculmis</i>	○					○			
280		メアオスゲ	<i>Carex candolleana</i>				○					
281		ヒメカンスゲ	<i>Carex conica</i>					○		○		
282		マスクサ	<i>Carex gibba</i>						○			
283		ヒカゲスゲ	<i>Carex lanceolata</i>								○	
284		ナキリスゲ	<i>Carex lenta</i>				○	○	○		○	
285	カヤツリグサ	コジュズスゲ	<i>Carex parviflora</i> var. <i>macroglossa</i>					○				
286		タカネマスクサ	<i>Carex planata</i>								○	
287		ヤワラスゲ	<i>Carex transversa</i>					○		○		
		スゲ属の数種	<i>Carex</i> spp.							○	○	
288		ヒメクグ	<i>Cyperus brevifolius</i> var. <i>leiolepis</i>							○		
289		メリケンガヤツリ	<i>Cyperus eragrostis</i>					○				○
290		カヤツリグサ	<i>Cyperus microiria</i>				○					
291		ギンラン	<i>Cephalanthera erecta</i>								○	
292	ラン	ネジバナ	<i>Spiranthes sinensis</i> var. <i>amoena</i>					○				○

●:調査地区における優占種、○:その他の確認種、帰化:帰化種・逸出種・植栽種を含む。

表 底生生物調査結果

No.	綱名	目名	科名	和名	学名
1	渦虫	順列	サンカクアタマウズムシ	ナミウズムシ	<i>Dugesia japonica</i>
2	腹足	基眼	カワコザラガイ	カワコザラガイ	<i>Laevapex nipponica</i>
3	二枚貝	マルスダレガイ	シジミ	Corbicula属	<i>Corbicula</i> sp.
4	ミミズ	イトミミズ	イトミミズ	エラミミズ	<i>Branchiura sowerbyi</i>
5				イトミミズ科	Tubificidae
6		ツリミミズ	フトミミズ	フトミミズ科	Megascolecidae
7			—	ツリミミズ目	Lumbricida
8	ヒル	無吻蛭	イシビル	イシビル科	Erpobdellidae
9	軟甲	ヨコエビ	マミズヨコエビ	フロリダマミズヨコエビ	<i>Crangonyx floridanus</i>
10		ワラジムシ	ミズムシ	ミズムシ	<i>Asellus hilgendorfi hilgendorfi</i>
11		エビ	ヌマエビ	Neocaridina属	<i>Neocaridina</i> sp.
12			アメリカザリガニ	アメリカザリガニ	<i>Procambarus clarkii</i>
13	昆虫	カゲロウ(蜉蝣)	コカゲロウ	サホコカゲロウ	<i>Baetis sahoensis</i>
14				フタモンコカゲロウ	<i>Baetis taiwanensis</i>
15				シロハラコカゲロウ	<i>Baetis thermicus</i>
16				Baetis属	<i>Baetis</i> sp.
17				ウスイロフトヒゲコカゲロウ	<i>Labiobaetis atrebatinus orientalis</i>
18				Hコカゲロウ	<i>Tenuibaetis</i> sp. H
19			シロイロカゲロウ	オオシロカゲロウ	<i>Ephoron shigae</i>
20		カメムシ(半翅)	アメンボ	アメンボ	<i>Aquarius paludum paludum</i>
21				シマアメンボ	<i>Metrocoris histrio</i>
22		トビケラ(毛翅)	シマトビケラ	ナミコガタシマトビケラ	<i>Cheumatopsyche infascia</i>
23				Cheumatopsyche属	<i>Cheumatopsyche</i> sp.
24			クダトビケラ	Psychomyia属	<i>Psychomyia</i> sp.
25			ヒメトビケラ	Hydroptila属	<i>Hydroptila</i> sp.
26			ニンギョウトビケラ	ニンギョウトビケラ	<i>Goera japonica</i>
27		ハエ(双翅)	ガガンボ	Antocha属	<i>Antocha</i> sp.
28				Tipula属	<i>Tipula</i> sp.
29				ヒメガガンボ亜科	Limoniinae
30			チョウバエ	Psychoda属	<i>Psychoda</i> sp.
31			ユスリカ	Cryptochironomus属	<i>Cryptochironomus</i> sp.
32				Paratanytarsus属	<i>Paratanytarsus</i> sp.
33				Paratendipes属	<i>Paratendipes</i> sp.
34				Polypedilum属	<i>Polypedilum</i> sp.
35				Rheocricotopus属	<i>Rheocricotopus</i> sp.
36				Rheotanytarsus属	<i>Rheotanytarsus</i> sp.
37				Saetheria属	<i>Saetheria</i> sp.
38				Tanytarsus属	<i>Tanytarsus</i> sp.
39				エリユスリカ亜科	Orthocladiinae sp.
40				モンユスリカ亜科	Tanypodinae sp.
41			ホソカ	Dixa属	<i>Dixa</i> sp.
42		コウチュウ(鞘翅)	ヒメドロムシ	ヒメドロムシ亜科	Elminae
43			ヒラタドロムシ	チビヒゲナガハナノミ	<i>Ectopria opaca opaca</i>
				個体数	
				種類数	

2 策定体制及び策定経過

野火止用水文化的景観保存計画策定委員会設置要綱

(平成18年4月24日市長決裁)

(設置)

第1条 埼玉県指定史跡野火止用水及びその一連の複合景観（以下「文化的景観」という。）の保存計画の策定に当たり、必要な事項を検討するため、野火止用水文化的景観保存計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 文化的景観に関する保存調査に関する事項
- (2) 文化的景観保存計画の策定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化的景観の保存、管理及び活用に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、文化的景観保存計画が策定されるまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務部生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から実施する。

野火止用水文化的景観保存計画策定委員会名簿【平成18・19年度】

【委員】

No.	区分	氏名	所属名・職名・職歴等	備考
1	歴史専門	根岸 茂夫	國學院大學文学部史学科教授 新座市文化財保護審議委員会委員	
2	地理専門	堀内 一男	跡見学園女子大学文学部教授	委員長
3	景観専門	赤坂 信	千葉大学園芸学部教授	
4	まちづくり 専門	梶島 邦江	埼玉大学教養学部教授	副委員長
5	植物専門	福田 知明	元埼玉県林業試験場専門調査員	
6	文化財専門	田中 定一	新座市文化財保護審議委員会委員長	
7	地元住民	長谷川 栄	住民代表	
8	地元住民	獅子倉 真一	住民代表	
9	地元住民	小山 晏雄	住民代表	
10	地元住民	黍塚 賢	住民代表	

【指導者・助言者】

No.	区分	氏名	所属名・職名	備考
1	文化庁	本中 眞	文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官	
2	埼玉県	井上 肇	埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課記念物担当主幹	18年度
3	埼玉県	中村 修美	埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課記念物担当主査	19年度
4	東京都	伊藤 敏行	東京都教育庁生涯学習スポーツ部計画課事業調整担当係長	

(順不同・敬称略、所属名・職名は当時のもの)

野火止用水文化的景観保存計画策定委員会名簿【平成23年度】

【委員】

No.	区分	氏名	所属名・職名・職歴等	備考
1	歴史専門	根岸 茂夫	國學院大學文学部史学科教授 新座市文化財保護審議委員会委員長	副委員長
2	植物専門	福田 知明	元埼玉県林業試験場専門調査員	
3	景観生態学 専門	亀山 章	東京農工大学名誉教授	委員長
4	地域研究 専門	中西 裕二	日本女子大学人間社会学部文化学科教授	
5	観光学専門	村上 雅巳	跡見学園女子大学マネジメント学部観光マネジメント学科准教授	
6	地元住民	長谷川 栄	住民代表	
7	地元住民	小山 晏雄	住民代表	
8	地元住民	黍塚 賢	住民代表	
9	平林寺	松竹 寛山	宗教法人平林寺代表役員	

【指導者・助言者】

No.	区分	氏名	所属名・職名	備考
1	文化庁	鈴木 地平	文化庁文化財部記念物課文化的景観部門技官	
2	埼玉県	戸來 史絵	埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課指定文化財保護担当主事	

(順不同・敬称略)

野火止用水文化的景観保存計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県指定史跡野火止用水とその周辺の農地、雑木林、屋敷林、平林寺

等の歴史的・文化的資源が複合した文化的景観の保存、活用を図るため、野火止用水文化的景観保存計画（以下「保存計画」という。）を策定するに当たり、庁内の関係部局の職員により必要な事項を検討するため、新座市教育委員会事務局組織規則（平成8年新座市教育委員会規則第5号）第3条の規定に基づき、野火止用水文化的景観保存計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 保存計画の策定方針に関すること。
- (2) 保存計画の素案の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保存計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、委員会を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて開催し、その会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員（委員以外の者）を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育総務部生涯学習課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月1日から実施する。
- 2 この要綱は、保存計画の策定の日に関しその効力を失う。

野火止用水文化的景観保存計画市内検討委員会名簿

No.	区分	所属名・職名	氏名
1	委員長	教育総務部長	田部井 利江
2	副委員長	教育総務部副部長兼教育総務課長	小杉 誠
3	委員	企画財政部 企画課副課長兼企画係長	飯塚 剛彦
4	委員	企画財政部 資産税課副課長兼家屋係長	遠藤 敏幸
5	委員	市民環境部 環境対策課副課長	竹内 尚治
6	委員	市民環境部 市民安全課副課長兼交通安全係長	栗山 隆司
7	委員	経済観光部 経済振興課副課長兼商工労政係長	平岩 幹夫
8	委員	経済観光部 観光推進課観光推進係長	松崎 武志
9	委員	経済観光部 コミュニティ推進課副課長	千代森 和子
10	委員	経済観光部 みどりと公園課副課長兼公園係長	久米田 英之
11	委員	都市整備部 まちづくり計画課副課長兼区画整理係長	廣澤 真吾
12	委員	都市整備部 道路課副課長	砂川 富美男
13	委員	都市整備部 建築開発課副課長	安井 時男
14	委員	上下水道部 下水道課副課長兼下水道工務係長	小寺 安次
15	委員	学校教育部 指導課副課長兼指導係長	戸高 正弘

(順不同、所属名・職名は当時のもの)

策定経過

年 月 日	事 項	内 容
平成17年度 4月 1日 ～3月31日	文化的景観保存活用調査（その1）	国庫補助事業により全体の概要調査
平成18年度 4月 1日 ～3月31日	文化的景観保存活用調査（その2）	
平成18年 6月 7日	第1回野火止用水文化的景観保存計画策定委員会	
7月 1日	野火止用水文化的景観ワークショップ①	9名参加
8月 3日	第2回野火止用水文化的景観保存計画策定委員会	
9月 9日	野火止用水文化的景観ワークショップ②	
10月 5日	野火止用水文化的景観ワークショップ③	
10月11日	第3回野火止用水文化的景観保存計画策定委員会	
平成19年 1月19日	第4回野火止用水文化的景観保存計画策定委員会	
4月12日	第5回野火止用水文化的景観保存計画策定委員会	
5月31日	第6回野火止用水文化的景観保存計画策定委員会	
7月 5日	第7回野火止用水文化的景観保存計画策定委員会	
9月29日	野火止用水文化的景観普及啓発イベント「ウォーキングナイト@野火止用水～光と音の小径～」開催	64名参加
平成20年 10月25日	野火止用水文化的景観ワークショップ「野火止用水の源流めぐり」開催	19名参加
平成22年 3月20日	野火止用水文化的景観ワークショップ「野火止用水をあるく（平林寺周辺ゾーン）」開催	20名参加
平成22年度 4月 1日 ～3月31日	野火止用水自然環境調査及び平林寺林泉境内調査	国庫補助事業
10月23日	野火止用水文化的景観ワークショップ「野火止用水をあるく（本多緑道周辺ゾーン）」開催	7名参加
平成23年 3月19日	野火止用水文化的景観ワークショップ「野火止用水をあるく（新堀・西堀地区）」開催	9名参加
平成23年度	野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画策定	国庫補助事業
7月20日	第1回庁内検討委員会	保存計画（素案）の審議
8月11日	第2回庁内検討委員会	
9月 1日	平成23年度第2回文化財保護審議委員会	保存計画（素案）の意見聴取
9月 5日	第3回庁内検討委員会	保存計画（素案）の審議（最終）
12月21日	庁内検討委員会から市長へ野火止用水文化的景観保存計画（素案）を報告	
平成24年 1月19日	平成23年度第1回野火止用水文化的景観保存計画策定委員会	保存計画（案）の審議
2月 6日	平成23年度第2回野火止用水文化的景観保存計画策定委員会	
2月20日	平成23年度第3回文化財保護審議委員会	保存計画（案）の意見聴取
2月25日 ～3月 7日	市民及び市議会議員、教育委員から意見募集	提出意見3件
3月12日	平成23年度第3回野火止用水文化的景観保存計画策定委員会	保存計画（案）の審議
3月26日	平成23年度第4回野火止用水文化的景観保存計画策定委員会	保存計画（案）の審議（最終）
	野火止用水文化的景観講演会「風景が語る歴史～野火止用水が育んだ文化的景観～」開催	60名参加
3月28日	庁議	計画の決定

3 用語解説（50音順）

き損	文化財としての価値を著しく減じる程度の破損のことを指す。
協働	市民、事業者、市等の地域社会の構成員がそれぞれの立場を認識し、相互に協力しながらその役割を果たし働くことをいう。
近郊緑地保全区域 近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法に基づき、無秩序な市街化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を国土交通大臣が指定する緑地のことをいう。 近郊緑地特別保全地区は、近郊緑地保全区域内において近郊緑地の保全のため特に必要とされる土地の区域について、都市計画に定める緑地のことをいう。
景観計画	景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画のことをいう。
景観行政団体	景観法に基づき、景観計画の策定、景観計画に基づく措置等を行う地方公共団体。新座市は、平成 19 年 2 月 1 日に景観行政団体になっている。
景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や、国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や支援の仕組み等を定めた法律である。
現状変更	建築物の新築、増築、改築、撤去、工作物の設置及び撤去、仮設物の設置、土地の形質の変更等の行為を指す。
市街化区域 市街化調整区域	市街化区域は、都市計画区域内において、既に市街化している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を指す。 市街化調整区域は、都市計画区域内において、市街化を抑制する区域を指す。新たな開発等は禁止され、農林漁業等の一部の建物しか建てることできない。
市民憩いの森	新座市みどりのまちづくり条例に基づき、憩いの場として市民に開放する緑地のことをいう。
周知の埋蔵文化財包蔵地	「埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地」をいう。
重要な構成要素	文化的景観の保存に関する必要な調査において特定される構成要素のうち、形態・意匠等が独特又は典型的であるとともに、技術・素材等の観点から顕著な固有性を持つものであって、文化的景観の本質的な価値

	を示し、保護の対象として不可欠な構成要素のことを指す。
スプロール	無計画な郊外部への虫食的な市街地の拡大を指す。都市生活に必要な公共施設の整備を伴わずに、転々と農耕地や山林、原野を食いつぶす形で、極めて無秩序で低質な市街地を形成していくことである。
生産緑地(地区)	市街化区域内にある農地等において、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設に供する土地として適し、農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められる一定規模(500 m ² 以上)の一団の農地で区市町村が指定する区域。生産緑地地区は生産緑地法によって定められている。
生物化学的酸素要求量(BOD)	水中の汚濁物質(有機物)が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の汚濁を示す代表的な指標のことである。
雑木林	クヌギやコナラ等の落葉広葉樹で構成される林で、一般に薪炭用材林を含め、落葉広葉樹の二次林をいうことが多い。
地区計画	都市計画法に基づき、比較的小規模の地区を対象とし、建築物の建築形態、公共施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し保全するため、市町村が都市計画で定める計画のことをいう。
宙水(ちゅうみず)	地下水面より上に局部的にある地下水。透水層の中に小範囲に不透水層がある場合に生じる。武蔵野台地に多く見られる。
都市計画道路	都市計画法に規定された都市施設の1つであり、都市計画決定された道路をいう。
東京都歴史環境保全地域	東京における自然の保護と回復に関する条例により、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林等を指定する地域で、歴史的遺産と一体となった自然の存する地域を、その歴史的遺産と併せてその良好な自然を保護することが必要な土地の区域を指す。
土地区画整理事業	都市計画区域内の市街地を面的に整備する代表的な市街地開発で、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。
萌芽更新	萌芽が活発な広葉樹を伐採し、残された根株から休眠していた芽が萌芽して森林の再生を図る方法である。
保存樹木・保存樹林	新座市みどりのまちづくり条例に基づき、保存をする必要があると認める樹木や樹林について、所有者等の同意を得て、相当の期間を定めて指定するものである。
滅失	文化財としての価値が消失する程度の破損のことを指す。
屋敷林	防風、防火、防砂等の機能のほか、用材や燃材の採取を目的として造成された屋敷の周囲に植えられている樹木群をいう。

4 参考文献

新座市史

- 新座市教育委員会市史編さん室 昭和 59 年(1984)『新座市史』第 1 卷自然・原始古代中世資料編
新座市教育委員会市史編さん室 昭和 60 年(1985)『新座市史』第 2 卷近世資料編
新座市教育委員会市史編さん室 昭和 60 年(1985)『新座市史』第 3 卷近代・現代資料編
新座市教育委員会市史編さん室 昭和 61 年(1986)『新座市史』第 4 卷民俗編
新座市教育委員会市史編さん室 昭和 62 年(1987)『新座市史』第 5 卷通史編
新座市史編さん室 昭和 57 年(1982)新座市史調査報告書四『新座の金石文』
新座市史編さん室 昭和 59 年(1984)新座市史調査報告書 8『野火止台地の地下水系統』
新座市史編さん室 昭和 60 年(1985)新座市史調査報告書 10『新座市の民家』
新座市史編さん室 昭和 60 年(1985)新座市史調査報告書十一『地誌』

主な参考文献

- 埼玉県新座市教育委員会 昭和 47 年(1972)『郷土史新座』
高浜虚子 昭和 44 年(1969)『武蔵野探勝』興英文化社
東京市 大正 8 年(1919)『東京市史稿 上水篇』第 1 卷
東京市 大正 12 年(1923)『東京市史稿 上水篇』第 2 卷
東京市 大正 12 年(1923)『東京市史稿 上水篇』第 3 卷
東京市 昭和 29 年(1954)『東京市史稿 上水篇』第 4 卷
新座市、新座市教育委員会 平成 7 年(1995)『野火止用水管理・活用計画 ～野火止用水のあるまちづくり～』
新座市遺跡調査会 平成元年(1989)『埼玉県新座市埼玉県指定史跡「野火止用水」本流発掘調査報告書』
新座市遺跡調査会 平成 5 年(1993)『埼玉県新座市埼玉県指定史跡「野火止用水」平林寺堀第 1 地点発掘調査報告書』
新座市教育委員会生涯学習課 平成 7 年(1995)『野火止用水シンポジウム(記録集)』
新座市教育委員会生涯学習課 平成 10 年(1998)『文化財フォーラム ～用水端の集い～ =地域に広げよう文化財ボランティア=』
新座市教育委員会 平成 18 年(2006)『文化的景観保存活用調査等業務委託報告書』
新座市教育委員会 平成 19 年(2007)『文化的景観保存活用調査その 2 報告書』
新座市教育委員会、特定非営利活動法人地域自然情報ネットワーク 平成 23 年(2011)『野火止用水文化的景観保護推進事業 野火止用水自然環境調査及び平林寺林泉境内調査』
新座市建設部 昭和 59 年(1984)『野火止用水清流対策調査報告書』
根岸茂夫 昭和 62 年(1987)「近世前期川越藩の新田開発 ―武蔵の新座郡野火止新田を中心に―」『国史学』第 133 号 国史学会 pp.1-36
平林寺 昭和 62 年(1987)『平林寺史』博文館

野火止用水・平林寺の 文化的景観保存計画

平成24年3月

発行 新座市・新座市教育委員会

編集 新座市教育委員会教育総務部生涯学習課

〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

TEL 048-477-1111(代表)

